

令和7年12月 3日開会
令和7年12月22日閉会

令和7年第4回 西予市議会定例会会議録

西予市議会

第 1 日

12 月 3 日（水曜日）

令和7年第4回西予市議会定例会会議録（第1号）

1. 招 集 年 月 日 令和7年12月3日

1. 招 集 の 場 所 西予市議会議場

1. 開 議 令和7年12月3日

午前10時00分

1. 散 会 令和7年12月3日

午後 0時06分

1. 出 席 議 員

1 番 まつもと みき

2 番 大 森 揚 子

3 番 山 下 昌 和

4 番 宇都宮 久見子

5 番 信 宮 徹 也

6 番 宇都宮 俊 文

7 番 加 藤 美 香

8 番 中 村 一 雅

9 番 河 野 清 一

10 番 山 本 英 明

11 番 竹 崎 幸 仁

12 番 小 玉 忠 重

13 番 源 正 樹

14 番 井 関 陽 一

15 番 二 宮 一 朗

16 番 兵 頭 学

17 番 森 川 一 義

18 番 酒 井 宇之吉

1. 欠 席 議 員

な し

1. 会議録署名議員

2 番 大 森 揚 子

3 番 山 下 昌 和

1. 地方自治法第121条により

説明のため出席した者の職氏名

市 長 管 家 一 夫

副 市 長 酒 井 信 也

教 育 長 宇都宮 明 彦

総 務 部 長 山 住 哲 司

政策企画部長 大 野 本 敦

生活福祉部長 麓 寿 春

福祉事務所長 長 野 静 香

産 業 部 長 兵 頭 章 夫

建 設 部 長 安 岡 克 敏

会 計 管 理 者 岩 本 博 文

消防本部消防長 宇都宮 憲 治

教 育 部 長 谷 川 和 久

明 浜 支 所 長 竹 内 克 之

野 村 支 所 長 土 居 文 人

城 川 支 所 長 中 城 多喜恵

三 瓶 支 所 長 浅 野 幸 彦

総 務 課 長 山 崎 徳 博

財 政 課 長 沖 野 貴 洋

監 査 委 員 正 司 哲 浩

1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長 池 田 いずみ

議 事 係 長 瀧 川 健 二

1. 議 事 日 程 別紙のとおり

1. 会議に付した事件 別紙のとおり

1. 会 議 の 経 過 別紙のとおり

議 事 日 程

- 1 会議録署名議員の指名
(2番大森揚子、3番山下昌和)

- 2 会期の決定
(12月3日～12月19日 17日間)

- 3 議案第109号 西予市公共施設照明E S C O事業(L E D化)委託契約について

議案第110号 旧西予市消防本部庁舎等跡地の処分について

議案第111号 財産の無償貸付について

議案第112号 財産の無償貸付について

議案第113号 財産の無償貸付について

議案第114号 財産の無償貸付について

議案第115号 西予市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定について

議案第116号 西予市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例制定について

議案第117号 西予市一般職の職員の給与の特例に関する条例制定について

議案第118号 西予市特別職の職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第119号 西予市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第120号 西予市税条例の一部を改正する条例制定について

議案第121号 西予市保健センター及び保健福祉センター条例の一部を改正する条例制定について

議案第122号 西予市立学校給食センター及び学校給食調理場条例の一部を改正する条例制定について

議案第123号 西予市図書交流館条例の一部を改正する条例制定につ

いて

議案第124号 西予市立学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第125号 西予市城川総合運動公園条例の一部を改正する条例制定について

議案第126号 西予市社会体育施設条例の一部を改正する条例制定について

議案第127号 西予市営球場条例の一部を改正する条例制定について

議案第128号 西予市運動公園条例の一部を改正する条例制定について

議案第129号 西予市野村町エコセンターの指定管理者の指定について

議案第130号 西予市乙亥の里条例の一部を改正する条例制定について

議案第131号 西予市城川ふるさと交流館条例の一部を改正する条例制定について

議案第132号 西予市ギャラリーしろかわ条例の一部を改正する条例制定について

議案第133号 四国西予ジオミュージアムの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第134号 西予市火葬場設置及び管理条例の一部を改正する条例制定について

議案第135号 西予市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例制定について

議案第136号 西予市はり、きゅう及びマッサージ等施術費助成条例の一部を改正する条例制定について

議案第137号 西予市給水条例等の一部を改正する条例制定について

議案第138号 西予市公共下水道条例の一

	部を改正する条例制定について		止する条例制定について
議案第139号	西予市歴史民俗資料館及び郷土文化保存伝習施設条例の全部改正について	議案第154号	西予市明浜健康管理センター条例を廃止する条例制定について
議案第140号	西予市消防本部職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について	議案第155号	西予市城川健康管理センター条例を廃止する条例制定について
議案第141号	西予市消防団条例の一部を改正する条例制定について	議案第156号	西予市宇和福祉センター条例を廃止する条例制定について
議案第142号	西予市火災予防条例の一部を改正する条例制定について	議案第157号	西予市在宅ねたきり老人等介護手当支給条例を廃止する条例制定について
議案第143号	西予市火入れに関する条例の一部を改正する条例制定について	議案第158号	西予市城川緑地休養施設条例を廃止する条例制定について
議案第144号	西予市宇和文化の里条例の一部を改正する条例制定について	議案第159号	西予市野村わんぱくランド条例を廃止する条例制定について
議案第145号	西予市ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例制定について	議案第160号	西予市有料駐車場条例を廃止する条例制定について
議案第146号	西予市土地開発基金条例を廃止する条例制定について	議案第161号	西予市鳥鹿野水辺公園条例を廃止する条例制定について
議案第147号	西予市お伊ネ賞事業基金条例を廃止する条例制定について	議案第162号	西予市農林漁業活性化施設条例を廃止する条例制定について
議案第148号	西予市田園ロマンの里づくり基金条例を廃止する条例制定について	議案第163号	西予市城川みどりの交流館条例を廃止する条例制定について
議案第149号	西予市宇和福祉の里基金条例を廃止する条例制定について	議案第164号	西予市土木建設事業負担金徴収条例を廃止する条例制定について
議案第150号	西予市ジオパーク推進基金条例を廃止する条例制定について	議案第165号	西予市宇和文化の里施設の指定管理者の指定について
議案第151号	西予市中山間ふるさと・水と土保全基金条例を廃止する条例制定について	議案第166号	宇和米博物館(旧宇和町小学校)の指定管理者の指定について
議案第152号	西予市宇和町地域古代ロマンの里構想基金条例を廃止する条例制定について	議案第167号	西予市あけはまオートキャンプ場の指定管理者の指定について
議案第153号	西予市市民憩の家条例を廃	議案第168号	西予市明浜観光交流拠点施設の指定管理者の指定について

- 議案第169号 西予市みかめ本館の指定管理者の指定について
- 議案第170号 西予市みかめ海の駅の指定管理者の指定について
- 議案第171号 西予市城川高品質堆肥センターの指定管理者の指定について
- 議案第172号 西予市明浜柑橘加工施設の指定管理者の指定について
- 議案第173号 西予市獣肉処理加工施設の指定管理者の指定について
- 議案第174号 令和7年度西予市一般会計補正予算(第4号)
- 議案第175号 令和7年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 議案第176号 令和7年度西予市介護保険特別会計補正予算(第3号)
- 議案第177号 令和7年度西予市簡易水道事業会計補正予算(第2号)
- 議案第178号 令和7年度西予市下水道事業会計補正予算(第3号)
- 議案第179号 令和7年度西予市病院事業会計補正予算(第2号)
- 4 報告第22号 専決処分事項の報告について
- 5 議会報告第4号 西予市の財政に関する特別委員会の中間報告について

本日の会議に付した事件		関する条例の一部を改正する条例制定について
1	会議録署名議員の指名	
2	会期の決定	議案第125号
3	議案第109号 西予市公共施設照明E S C O事業(L E D化)委託契約について	西予市城川総合運動公園条例の一部を改正する条例制定について
	議案第110号 旧西予市消防本部庁舎等跡地の処分について	議案第126号 西予市社会体育施設条例の一部を改正する条例制定について
	議案第111号 財産の無償貸付について	議案第127号 西予市営球場条例の一部を改正する条例制定について
	議案第112号 財産の無償貸付について	議案第128号 西予市運動公園条例の一部を改正する条例制定について
	議案第113号 財産の無償貸付について	
	議案第114号 財産の無償貸付について	
	議案第115号 西予市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定について	議案第129号 西予市野村町エコセンターの指定管理者の指定について
	議案第116号 西予市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例制定について	議案第130号 西予市乙亥の里条例の一部を改正する条例制定について
	議案第117号 西予市一般職の職員の給与の特例に関する条例制定について	議案第131号 西予市城川ふるさと交流館条例の一部を改正する条例制定について
	議案第118号 西予市特別職の職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例制定について	議案第132号 西予市ギャラリーしろかわ条例の一部を改正する条例制定について
	議案第119号 西予市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について	議案第133号 四国西予ジオミュージアムの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について
	議案第120号 西予市税条例の一部を改正する条例制定について	議案第134号 西予市火葬場設置及び管理条例の一部を改正する条例制定について
	議案第121号 西予市保健センター及び保健福祉センター条例の一部を改正する条例制定について	議案第135号 西予市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例制定について
	議案第122号 西予市立学校給食センター及び学校給食調理場条例の一部を改正する条例制定について	議案第136号 西予市はり、きゅう及びマッサージ等施術費助成条例の一部を改正する条例制定について
	議案第123号 西予市図書交流館条例の一部を改正する条例制定について	議案第137号 西予市給水条例等の一部を改正する条例制定について
	議案第124号 西予市立学校施設の開放に	議案第138号 西予市公共下水道条例の一部を改正する条例制定について

議案第139号	西予市歴史民俗資料館及び郷土文化保存伝習施設条例の全部改正について	一条例を廃止する条例制定について
議案第140号	西予市消防本部職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について	議案第155号 西予市城川健康管理センター一条例を廃止する条例制定について
議案第141号	西予市消防団条例の一部を改正する条例制定について	議案第156号 西予市宇和福祉センター条例を廃止する条例制定について
議案第142号	西予市火災予防条例の一部を改正する条例制定について	議案第157号 西予市在宅ねたきり老人等介護手当支給条例を廃止する条例制定について
議案第143号	西予市火入れに関する条例の一部を改正する条例制定について	議案第158号 西予市城川緑地休養施設条例を廃止する条例制定について
議案第144号	西予市宇和文化の里条例の一部を改正する条例制定について	議案第159号 西予市野村わんぱくランド条例を廃止する条例制定について
議案第145号	西予市ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例制定について	議案第160号 西予市有料駐車場条例を廃止する条例制定について
議案第146号	西予市土地開発基金条例を廃止する条例制定について	議案第161号 西予市鳥鹿野水辺公園条例を廃止する条例制定について
議案第147号	西予市お伊ネ賞事業基金条例を廃止する条例制定について	議案第162号 西予市農林漁業活性化施設条例を廃止する条例制定について
議案第148号	西予市田園ロマンの里づくり基金条例を廃止する条例制定について	議案第163号 西予市城川みどりの交流館条例を廃止する条例制定について
議案第149号	西予市宇和福祉の里基金条例を廃止する条例制定について	議案第164号 西予市土木建設事業負担金徴収条例を廃止する条例制定について
議案第150号	西予市ジオパーク推進基金条例を廃止する条例制定について	議案第165号 西予市宇和文化の里施設の指定管理者の指定について
議案第151号	西予市中山間ふるさと・水と土保全基金条例を廃止する条例制定について	議案第166号 宇和米博物館(旧宇和町小学校)の指定管理者の指定について
議案第152号	西予市宇和町地域古代ロマンの里構想基金条例を廃止する条例制定について	議案第167号 西予市あけはまオートキャンプ場の指定管理者の指定について
議案第153号	西予市市民憩の家条例を廃止する条例制定について	議案第168号 西予市明浜観光交流拠点施設の指定管理者の指定について
議案第154号	西予市明浜健康管理センタ	議案第169号 西予市みかめ本館の指定管理者の指定について

- 議案第170号 西予市みかめ海の駅の指定
管理者の指定について
- 議案第171号 西予市城川高品質堆肥セン
ターの指定管理者の指定に
ついて
- 議案第172号 西予市明浜柑橘加工施設の
指定管理者の指定について
- 議案第173号 西予市獣肉処理加工施設の
指定管理者の指定について
- 議案第174号 令和7年度西予市一般会計
補正予算(第4号)
- 議案第175号 令和7年度西予市国民健康
保険特別会計補正予算(第
2号)
- 議案第176号 令和7年度西予市介護保険
特別会計補正予算(第3号)
- 議案第177号 令和7年度西予市簡易水道
事業会計補正予算(第2号)
- 議案第178号 令和7年度西予市下水道事
業会計補正予算(第3号)
- 議案第179号 令和7年度西予市病院事業
会計補正予算(第2号)
- 4 報告第 22号 専決処分事項の報告につい
て
- 5 議会報告第4号 西予市の財政に関する特別
委員会の中間報告について

開会 午前10時00分

○宇都宮議長

おはようございます。

本日は傍聴にお越しいただき誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は18名であります。

これより令和7年第4回西予市議会定例会を開会いたします。

管家市長より今定例会招集の挨拶があります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

管家市長。

〔管家市長登壇〕

○管家市長

令和7年西予市議会第4回定例会の開会にあたり、一言御挨拶を申し上げます。

第174回乙亥大相撲が先月25・26日に開催され、今年は例年以上に多くの市民やファンの皆様に御来場いただきました。地元出身の十両・風賢央関、前頭6枚目・熱海富士関にも御出場をいただき、会場を大いに盛り上げていただきました。開催に御尽力いただきました関係各位、地域の皆様に改めて敬意と感謝を申し上げます。乙亥大相撲が今後も地元野村町、ひいては西予市の活力とにぎわいを生み出す伝統行事として末永く継承されることを祈念いたします。

次に、喜ばしいニュースの御報告をさせていただきます。宇和高校駅伝部男子が、11年ぶりに5回目となる京都、都大路で行われる全国高校駅伝大会へ出場を決めました。選手の皆さんをはじめ、関係者の皆様、誠におめでとうございます。今回の快挙は、選手のたゆまぬ努力はもちろん、和家先生の卓越した指導力、そして地域の皆様の温かい支援の結晶であると感じております。

また、練習の一環では、小・中学生や大学生、社会人という幅広い世代による合同練習も行われていると伺っております。世代を超えた集団トレーニングによって、互いに刺激しあい、切磋琢磨し、各自の能力も大きく向上したのではないかと感じております。まさに、世代間交流の中で郷土愛を育み、成果を上げるモデルケースと言えるのではないかと考えております。今後も継続して取り組んでいただきたいと思います。

市としましても、このスタイルを様々な分野で

展開できればと考えているところであります。21日、都大路において、宇和高校駅伝部の皆さんが存分に力を発揮し、大舞台を楽しみながら走ることを期待しております。

10月31日の明浜地区を皮切りに、11月20日の城川地区まで、旧町ごとに午前と夜間の計10回、市政懇談会を開催し、西予市財政危機脱却プラン2025について説明を行いました。議員の皆様にも御参加を賜り、ありがとうございました。

各地域では、市民の皆様から財政危機に至った要因や、行財政改革の遅れに関する御意見・質問、そして厳しい御指摘も頂戴しました。

懇談会で申し上げましたとおり、現在の市財政は非常に厳しく、危機的状況にあることは確かですが、直ちに財政破綻に至る段階ではなく、あくまでも危機の初期段階と捉えています。懇談会を経て、市民の皆様にも改革の必要性については、一定の理解は得られたものと認識をしております。

今の状況を正しく理解し、西予市の規模に見合った財政体質へ転換する意識を市全体で共有し、行財政改革に取り組むことで、必ず健全な財政を取り戻すことができます。

改めまして、行政・議会・市民が変革への意識を共有し、健全財政の実現に向け改革を進めてまいります。

令和8年度当初予算編成作業も始まり、いよいよプラン実行の段階に入りました。これまでにない厳しい姿勢で予算編成に臨むとともに、聖域を設けず、事務事業の徹底した選択と集中を進めてまいります。懇談会でいただきました御意見は真摯に受け止め、可能なものについてはプランの実行の中で反映してまいります。

市民の皆様、そして、議員各位におかれましては、引き続き御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、本定例会でございますが、7名の議員さんからの一般質問にお答えするとともに、危機脱却プランの実行に伴います多くの議案を上程させていただきます。

契約、財産処分、条例制定及び廃止、指定管理者の指定、補正予算など計72件の議案を上程し、御審議をお願いするものであります。

議案等の提案理由につきましては、上程の際に御説明をいたしますので、何とぞ慎重に御審議をいただき、御決定賜りますようお願い申し上げます。招集の挨拶といたします。

○宇都宮議長

次に、前定例会以降における諸般の報告は、お手元に配信のとおりでありますのでお目通し願います。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配信のとおりであります。

(日程 1)

○宇都宮議長

まず、日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

今定例会の会議録署名議員に、2 番大森揚子議員、3 番山下昌和議員を指名いたします。

(日程 2)

○宇都宮議長

次に日程第 2、会期の決定を議題といたします。お諮りいたします。

今定例会の会期は本日から 12 月 19 日までの 17 日間といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

異議なしと認めます。

よって、今定例会の会期は本日から 12 月 19 日までの 17 日間と決定いたしました。

(日程 3)

○宇都宮議長

次に、日程第 3、議案第 109 号「西予市公共施設照明 E S C O 事業 (L E D 化) 委託契約について」から議案第 179 号「令和 7 年度西予市病院事業会計補正予算 (第 2 号)」までの 71 件を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

山住総務部長。

〔山住総務部長登壇〕

○山住総務部長

議案第 109 号「西予市公共施設照明 E S C O 事業 (L E D 化) 委託契約について」提案理由の御

説明を申し上げます。

本事業は、西予市の公共施設における照明設備の L E D 化を通じて、C O 2 排出量の削減及び電気料金の削減を図ることを目的としたものであり、財政危機脱却プランにおいても、公共施設マネジメントの一環として位置づける事業でございます。

E S C O 事業は、L E D 導入によって削減される電気料金の範囲内で委託料を支払うことで初期費用をかけずに設備更新が可能となり、さらに契約期間中の照明交換や高所作業費用も事業者が負担するため、維持管理面でも大きな効果が期待されるものでございます。

事業者の選定に当たりましては、提案内容を総合的に評価する必要があることから、公募型プロポーザル方式を採用し、審査委員会を設置の上、審査を実施いたしました。

その結果、株式会社マリモライフ代表取締役吉尾龍介氏を優先交渉権者として選定し、契約金額 2 億 4138 万 8400 円、契約期間を契約締結日から令和 21 年 3 月 31 日までとする委託契約を締結することといたしました。

本契約は、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び西予市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 2 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、議案第 110 号「旧西予市消防本部庁舎等跡地の処分について」提案理由の御説明を申し上げます。

旧西予市消防本部庁舎等跡地につきましては、国道 56 号線沿いに位置し、近隣商業地域内にあり、中心市街地にも隣接するなど、立地条件に恵まれた土地でございます。今後のまちづくりの推進や中心市街地の活性化におきまして、重要な役割を担う空間であることから、新たなまちの魅力を創出するため、積極的に利活用を進めていく必要がございます。

このような背景のもと、当該跡地につきましては、将来にわたり高い経済効果を生み出し、雇用の確保や地域活性化に波及効果を及ぼすと認められる民間事業者に売却することといたしました。

売却先につきましては、事業計画と提案価格を総合的に評価をいたします公募型プロポーザル方式を採用し、審査委員会を設置の上、審査を実施し、売却事業者を選定いたしました。

その結果、株式会社アメイズ代表取締役穴見賢一氏を優先交渉権者として選定し、売却予定価格 4751 万 9000 円にて随意契約により売却するものでございます。

本契約は、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号及び西予市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 3 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、議案第 111 号から議案第 114 号「財産の無償貸付について」関連がございますので一括して提案理由の御説明を申し上げます。

本市では、旧狩江小学校の利活用につきまして、西予市学校施設等の跡地利活用のための基本方針に基づき、複数の団体、企業及び個人が共同して活用する狩江地域の新たな交流拠点施設として、地域の振興、活性化等を目的とする事業者に対し、無償にて貸付を行い、施設の有効な活用を図っているところでございます。

このたび、この無償貸付期間が令和 8 年 3 月 31 日をもって満了となりますが、各事業者から、引き続き、現在の運用の継続を希望する旨の申請がございました。そのため、西予市有財産処理審議会にて審議を行ったところでございます。

その結果、順調な運営がなされており、地域の振興に寄与すると判断されたことから、引き続き農林水産物の加工販売事業を展開する株式会社地域法人無茶々園代表取締役大津清次氏、木工品の企画制作販売事業に利用する酒井建設酒井久夫氏、高齢者向け配食サービス事業に係る調理場として利用するてんぼ屋代表酒井五十鈴氏にそれぞれ無償で貸し付けるものでございます。

以上 6 議案、よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

長野福祉事務所長。

〔長野福祉事務所長登壇〕

○長野福祉事務所長

議案第 115 号「西予市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定について」及び議案第 116 号「西予市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例制定について」は関連がございますので、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

本議案は、児童福祉法及び子ども・子育て支援法の改正に伴い、令和 8 年 4 月から全国の地方公共団体において開始される乳児等通園支援事業、通称こども誰でも通園制度について、本市において適正に運営するために、必要な設備及び運営に関する基準を定める条例を制定するものであります。

本事業は、保育所等に通っていない生後 6 カ月から満 3 歳未満の全ての子どもさんに対し、保護者の就労の有無にかかわらず、月 10 時間を上限として、保育所等を柔軟に利用できる仕組みでございます。全ての子育て家庭を切れ目なく支援し、乳幼児の健全な発達を促すとともに、保護者の負担を軽減し、安心できる子育て環境を地域全体で構築することを目指します。

以上 2 議案、よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

管家市長。

〔管家市長登壇〕

○管家市長

議案第 117 号「西予市一般職の職員の給与の特例に関する条例制定について」及び議案第 118 号「西予市特別職の職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例制定について」関連がございますので、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

本市は既に御承知のとおり深刻な財政危機に直面しております。そのような中、慢性的な赤字体質からの脱却を図るべく、西予市財政危機脱却プラン 2025 を策定し、早期の財政再建を目指しているところでございます。

今回の条例制定及び改正は、今後の行財政改革の実施に当たり、市民の皆様に様々な御負担をお願いする中で、職員自らも改革への決意と将来への責任を果たすべく、令和 8 年度と令和 9 年度の 2 年間、特別職の職員については、現行の給与減額措置を拡大し、一般職の職員については新たに給与の一部を減額するための特例を設けるものであります。その内容としましては、一般職につきましては、役職に応じて 1 %から 5 %の範囲で、特別職につきましては、市長 40%、副市長 30%、教育長 20%をそれぞれ条例に規定する給料額か

ら減額するものであります。

以上2議案、よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

山住総務部長。

〔山住総務部長登壇〕

○山住総務部長

議案第119号「西予市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について」提案理由の御説明を申し上げます。

今回の改正は、職員の多様な働き方が実現できる環境を整備することを目的に、フレックスタイム制を活用した週休3日制の導入を図るため、本条例の一部を改正するものであります。

改正の内容につきましては、1日の勤務時間をほかの勤務日に割り振ることで、現行の週休日のほかに職員の申告に基づき、勤務時間を割り振らない日を設けることを可能とする規定を定めるほか、所要の整備を行うものでございます。

続きまして、議案第120号「西予市税条例の一部を改正する条例制定について」提案理由の御説明を申し上げます。

本市の法人市民税につきましては、現在、町の水準と同程度といたしておりますが、本来であれば、合併によります市政移行に伴い、県内の市の水準に合わせるべきところを見送ってきた経緯がございます。

今回の改正につきましては、財政危機脱却プランに基づく行財政改革にあわせまして、市税のあり方を見直し、地方税法第312条第2項及び同法第314条の4第1項ただし書の規定に基づき、法人市民税の税率につきまして、標準税率から制限税率への引上げを行うものでございます。

具体的には、法人市民税均等割を1.2倍に、法人税割の税率を8.4%に改定し、今回の行財政改革の推進とあわせ、持続的な財政基盤の確立と安定的な財源確保に努めてまいります。

なお、法人市民税の見直しにつきましては、本市の監査委員及び財政危機脱却プラン策定にかかります有識者会議におきましても、その必要性を指摘されていたところでございます。社会経済情勢が不安定な中、法人、また、事業者の皆様には、御負担をおかけいたしますが、今回の改定に御理

解をいただきたいと思います。

続きまして、議案第121号「西予市保健センター及び保健福祉センター条例の一部を改正する条例制定について」から議案第133号「四国西予ジオミュージアムの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について」まで、13件につきましては、関連がございますので、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、財政危機脱却プランの基本方針の一つでございます。持続可能な行政運営に向けた公共施設マネジメントの一環として、各条例の一部を改正するものでございます。

近年、本市では、人口減少の進行に伴い、公共施設の利用者数が減少する一方で、施設の老朽化が進み、維持管理や改修に要する経費が増加をいたしております。限られた財源の中で、将来にわたり、必要な行政サービスを安定的に維持・運営していくため、施設管理のあり方を総合的に見直す必要があることから、今回の改正を行うものでございます。

改正の内容といたしましては、機能・サービスが類似する施設を集約し、施設保有量の最適化を図ることに加え、慣例的に続いてきた減免規定の再整理、開館日等の見直しなどを行うものでございます。

以上15議案、よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

麓生活福祉部長。

〔麓生活福祉部長登壇〕

○麓生活福祉部長

議案第134号「西予市火葬場設置及び管理条例の一部を改正する条例制定について」提案理由の御説明を申し上げます。

今回の改正は、火葬場の使用料の見直しを行うものであります。

本市では、3施設の火葬場を運営しておりますが、その経費につきましては、近年の物価高騰により、燃料費、電気代、事業者への委託料など諸経費が年々増加傾向となっております。

合併からこれまでの間、利用者から徴収する使用料につきましては、据置きとしておりましたが、現在の料金設定では、適切な管理運営を行うこと

が困難であることから、今回、使用料を引き上げるため、条例の一部を改正するものであります。

続きまして、議案第 135 号「西予市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例制定について」提案理由の御説明を申し上げます。

西予市民病院における入院時の個室等の使用料は、現在、平成 26 年の新築移転時に県内外の同規模病院の使用料を考慮し、設定した金額となっておりますが、昨今の物価や人件費の上昇、病院運営に係る経費の増加等により、現在の使用料が実態にそぐわない状況となっております。

特に設備維持費や光熱水費、清掃管理等のコストが年々増加しているにもかかわらず、これらを十分に反映した料金体系になっておりません。

こうした状況を踏まえ、指定管理者が利用料金として設定できる上限額を適正な水準に改定し、安定的かつ持続可能な病院運営を確保するとともに、今後も質の高い医療サービスの提供を継続していくため、本条例の一部を改正するものでございます。

以上 2 議案、よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

長野福祉事務所長。

〔長野福祉事務所長登壇〕

○長野福祉事務所長

議案第 136 号「西予市はり、きゅう及びマッサージ等施術費助成条例の一部を改正する条例制定について」提案理由の御説明を申し上げます。

本市では、住民の健康の保持及び増進並びに福祉の向上を図ることを目的として、本条例に基づき、受給資格者が市指定の施術担当者による医療保険適用外のはり、きゅう及びマッサージ等の施術を受けた場合に助成を行ってまいりました。

しかしながら、近年の利用状況や介護予防事業の充実を踏まえ、より多くの高齢者が生きがいを持って生活を送ることができる持続可能な福祉制度となるよう全ての給付事業の見直しを行い、健全な財政体質への転換と事業内容の見直しを行うため、当該給付事業を一時停止するものであります。

本議案は、診療券の交付を令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日までの 3 年間停止するため、

本条例の一部を改正するものであります。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

安岡建設部長。

〔安岡建設部長登壇〕

○安岡建設部長

議案第 137 号「西予市給水条例等の一部を改正する条例制定について」提案理由の御説明を申し上げます。

本市の簡易水道事業及び愛媛県条例水道等については、近年、給水人口の減少が著しく、基準となる給水人口の要件に満たない水道施設が増えております。また、給水人口減によります料金収入の減少により、高額な水質検査費用が、給水人口の少ない水道組合には大きな負担となっております。

そのような状況から、市内の簡易水道等 12 の組合から、水道施設格下げに関する要望書の提出がございました。提出のあった全ての組合において、現在の給水人口が、水道法及び愛媛県水道条例で定義された給水人口の要件を満たしていないことから、水道認可の変更手続を行うため、関係する 3 条例の一部を改正するものであります。

また、令和 6 年能登半島地震では、被災した家屋等において、宅内配管を行うことができる業者の確保が困難な状況となったことにより復旧が遅れ、家庭で水が使用できない状況が長期化したことを受けて、今後、災害その他非常の場合において、他の水道事業者が指定した給水装置工事事業者による同工事の実施を可能とするため、あわせて西予市給水条例の一部を改正するものであります。

続きまして、議案第 138 号「西予市公共下水道条例の一部を改正する条例制定について」提案理由の御説明を申し上げます。

今回の改正は、令和 6 年能登半島地震において、下水道排水設備指定工事店の不足により、排水設備の復旧が遅れたことを受け、国の技術的助言である標準下水道条例が改正されたことに伴い、本条例の一部を改正するものです。

改正の内容としましては、災害その他非常の場合において、必要があれば他の市町村等の指定を受けた工事事業者による排水設備工事の実施を可

能とするよう規定を追加するものであります。

以上2議案、よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

谷川教育部長。

〔谷川教育部長登壇〕

○谷川教育部長

議案第139号「西予市歴史民俗資料館及び郷土文化保存伝習施設条例の全部改正について」提案理由の御説明を申し上げます。

本議案は、目的や性格が類似する複数の施設の機能を統合するため、本条例を全部改正するものでございます。

本条例では、民俗資料、歴史資料等を総合的に保存・活用する施設として、明浜歴史民俗資料館、城川歴史民俗資料館、城川郷土文化保存伝習施設の3施設を設置しております。

また、西予市城川文書館設置条例におきましては、歴史的に重要な価値を有する古文書等の収集または保存研究活動を支援する施設として城川文書館を設置しております。

城川におきましては、3施設の機能が一部重複しており、複数の施設で史資料を保存活用する点に行政上の課題がございました。

一方で、明浜歴史民俗資料館は、平成4年に建築され、近年は老朽化が進み維持管理費が増大する中で、見学者数は伸び悩むという課題を抱えております。

こうした課題の解消について検討した結果、城川におきましては、城川文書館等の重要性に鑑み各施設の機能を城川歴史民俗資料館に集約し一体的に管理運営するとし、明浜歴史民俗資料館につきましては、収蔵施設として活用を図ることが適当と判断し、本条例を全部改正するものでございます。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

宇都宮消防本部消防長。

〔宇都宮消防本部消防長登壇〕

○宇都宮消防本部消防長

議案第140号「西予市消防本部職員の特殊勤務

手当に関する条例の一部を改正する条例制定について」提案理由の御説明を申し上げます。

今回の改正は、消防本部職員の特殊勤務手当として、災害応急作業等手当を新たに創設するため、本条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容としましては、国または他の地方公共団体からの要請に基づき、緊急消防援助隊等として災害が発生した市町村に出動し、応急作業等に従事した場合に、類似の活動に従事している国家公務員や警察職員との待遇面での均衡を図るため、同種の手当を支給するものでございます。

続きまして、議案第141号「西予市消防団条例の一部を改正する条例制定について」提案理由の御説明を申し上げます。

今回の改正は、消防団員の定員数と実団員数の乖離是正を図るため、定員数を1,752人から1,398人に改めるものでございます。

本市では、近年の人口減少や過疎・高齢化により、徐々に消防団員数が減少し、令和7年9月現在で1,583人と、条例上の定員数から169人不足しております。

このような状況を踏まえ、地域の実情に応じた実現可能な定員数に改める一方で、新たな消防団員の確保に向けて、様々な対応を検討してまいり所存でございます。

そのほか、本条例の懲戒処分について、本市一般職職員の処分規程に合わせて、停職期間の見直しを行うものでございます。

続きまして、議案第142号「西予市火災予防条例の一部を改正する条例制定について」提案理由の御説明を申し上げます。

本条例は、市民の生命及び財産を火災から保護するため、火災予防上必要な事項を定めているものでございます。

今回の改正は、近年、全国的に大規模な林野火災が多発していることを踏まえ、消防庁から示された指針に基づき、林野火災の予防体制を強化するための措置を講じるものでございます。

具体的には、火災危険度に応じた林野火災注意報を新たに設け、予防に関する注意喚起を強化するとともに、既存の火災に関する警報の発令時における火の使用制限について、その運用を明確化し、実効性の向上を図るものでございます。

あわせて、林野火災の主な出火原因であるたき

火について、届出制度に関する規定の整備を行うものでございます。

以上3議案、よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

兵頭産業部長。

〔兵頭産業部長登壇〕

○兵頭産業部長

議案第143号「西予市火入れに関する条例の一部を改正する条例制定について」提案理由の御説明を申し上げます。

本条例は、森林法の規定に基づき、森林等の土地における火入れの許可手続等を定めるものでございます。

現在の規定では、火入れの許可の期間中であっても、強風注意報等が発せられた際には、火入れの禁止または中止を求めることとしておりますが、先ほど消防長から説明があった西予市火災予防条例の一部改正にあわせ、林野火災注意報の発令等がなされた場合にも、新たに火入れの禁止等を求めるものでございます。

続きまして、議案第144号「西予市宇和文化の里条例の一部を改正する条例制定について」提案理由の御説明を申し上げます。

宇和文化の里施設は、国の重要文化財である旧開明学校校舎をはじめ、宇和民具館、宇和先哲記念館、宇和米博物館など全14施設を本条例において設置し、指定管理者制度により運営しております。

今回の改正は、その施設の1つである末光家住宅について、令和8年4月1日から開館内容を充実させ、有効に活用するに当たり、新たに施設入館料を設定するものです。

あわせて、文化の里休憩所の機能を同住宅へ移転することから、それに伴う名称変更など、所要の整備を行うため、本条例の一部を改正するものです。

続きまして、議案第145号「西予市ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例制定について」提案理由の御説明を申し上げます。

西予市ふるさと応援基金におきましては、主に個人からのふるさと納税による寄附金の積立てを行い、翌年度以降計画的に各事業への繰入れをし

てきたところです。

一方、企業版ふるさと納税における寄附金につきましては、直接当該年度事業への充当により対応しておりましたが、今後は、取組強化に伴う寄附額増加を見込む中で、計画的な運用が図れるよう、個人版と区別をした上で基金への積立てを行うものとして条文に明記するため、一部改正を行うものであります。

以上3議案、よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○宇都宮議長

暫時休憩いたします。（休憩 午前10時44分）

○宇都宮議長

再開いたします。（再開 午前11時00分）

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

山住総務部長。

〔山住総務部長登壇〕

○山住総務部長

議案第146号「西予市土地開発基金条例を廃止する条例制定について」提案理由の御説明を申し上げます。

西予市土地開発基金は、公用・公共用の土地や、公共の利益のために必要な土地を事前に取得し、事業を円滑に進めることを目的として設置されたものですが、近年の運用実績はなく、設置目的はおおむね達成されたものと考えております。

このことから、今後の効率的な財政運営を図るため、本基金を廃止するとともに、残金の現金につきましては、西予市公共施設整備基金に統合し、公共施設の整備等に必要な財源として有効活用を図ることとするものでございます。

続きまして、議案第147号「西予市お伊ネ賞事業基金条例を廃止する条例制定について」から議案第152号「西予市宇和町地域古代ロマンの里構想基金条例を廃止する条例制定について」までの6議案は、関連がございますので、一括して御説明を申し上げます。

それぞれの基金は、地域振興や施策の推進を目的に設置され、これまで一定の成果を上げてまいりましたが、社会情勢や経済状況の変化、施策の進展によりまして、役目を終えつつある基金も見られます。

このことから、各基金の運用状況や残高を総合

的に検討した結果、今後の効率的な財政運営を図るため、これらの基金につきましては廃止するとともに、残余の現金を西予市地域振興基金に統合し、一元的に管理するものであります。

これによりまして、地域振興施策をより柔軟に展開できる体制とするものでございます。

以上7議案、よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

大野本政策企画部長。

〔大野本政策企画部長登壇〕

○大野本政策企画部長

議案第153号「西予市市民憩の家条例を廃止する条例制定について」提案理由の御説明を申し上げます。

西予市市民憩の家は、市民の連帯の醸成と広域的な交流のための拠点施設として、平成2年に建設されました。

建設から35年が経過し、近年は、施設の老朽化による修繕費等の維持管理経費が増加していたほか、施設の利用が特定の団体に限られていたことなどが課題となっており、施設の存続について検討を行ってきた結果、本施設を廃止することが適当との判断となり、本条例を廃止するものであります。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

麓生活福祉部長。

〔麓生活福祉部長登壇〕

○麓生活福祉部長

議案第154号「西予市明浜健康管理センター条例を廃止する条例制定について」提案理由の御説明を申し上げます。

西予市明浜健康管理センターは、西予市国民健康保険被保険者の健康づくり及び健康意識の普及啓発を図るとともに、健康サービスを総合的に行う拠点として、昭和61年度に建設され、地域住民の保健活動の場として活用されてまいりました。

しかしながら、建設から約40年が経過し、近年では利用者の減少に加え、経年劣化による不具合が頻発するなど、施設の維持管理に課題が生じ

ております。

施設の利用状況や保健活動事業の実施体制を検討した結果、これらの事業は、他の施設において代替可能であり、当該施設が担っていた保健活動拠点としての役割は既に果たされたものと判断し、本年度をもって本条例を廃止するものであります。

続きまして、議案第155号「西予市城川健康管理センター条例を廃止する条例制定について」提案理由の御説明を申し上げます。

西予市城川健康管理センターは、林業生産活動の活発化と山林地域における定住環境の整備を図るため、林業者等の健康管理、健康及び福祉の増進等健康活動の総合的かつ拠点的な施設として昭和55年度に建設されました。

しかしながら、建設から40年以上が経過し、施設の老朽化が著しく進行していることに加え、平成24年度以降は休止状態が続いております。

各種保健活動事業は他の施設で実施されており、当該施設が担っていた保健活動拠点施設としての役割は既に果たされたものと判断し、本年度をもって本条例を廃止するものであります。

以上2議案、よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

長野福祉事務所長。

〔長野福祉事務所長登壇〕

○長野福祉事務所長

議案第156号「西予市宇和福祉センター条例を廃止する条例制定について」提案理由の御説明を申し上げます。

西予市宇和福祉センターは、社会福祉活動の向上と充実を図り、社会福祉の発展に資するため、昭和49年度に建設され、地域住民の社会福祉の発展の場として活用されてまいりました。

しかしながら、近年では、利用者の減少に加え、旧耐震基準で建設された建物は、建設から約50年が経過し、経年劣化による建物内外の破損が頻発し、利用者の安全性と施設の維持管理課題が生じております。

施設の利用状況や福祉活動事業の実施体制を検討した結果、これらの事業は、ほかの施設において代替が可能であり、当該施設が担っていた福祉活動拠点としての役割は既に果たされたものと判

断し、本年度をもって本条例を廃止するものであります。

続きまして、議案第 157 号「西予市在宅ねたきり老人等介護手当支給条例を廃止する条例制定について」提案理由の御説明を申し上げます。

西予市在宅ねたきり老人等介護手当の支給は、寝たきり状態や重度の認知症といったその介護の負担が大きい高齢者等を在宅で介護している介護者に対して、その労をねぎらうとともに、高齢者福祉の向上を図ることを目的とした事業でございます。

在宅介護は介護者にとって、身体的、精神的な負担が大きいことと、平成 12 年に介護保険制度が施行されて以来、在宅介護サービスや施設介護サービスが体系的に整備され、御本人の状態に応じたサービスが受けられる体制が整ってきたこともあり、申請件数は年々減少傾向にあります。本手当が担ってきた介護負担軽減の役割は、介護保険サービスで賄えるようになりました。

本議案は、複数の制度の給付が重複することを避け、限られた財源の中で、公平性を確保するとともに、効果的な給付事業を実施し、持続可能な福祉制度を維持するため、本条例を廃止するものであります。

以上 2 議案、よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

兵頭産業部長。

〔兵頭産業部長登壇〕

○兵頭産業部長

議案第 158 号「西予市城川緑地休養施設条例を廃止する条例制定について」提案理由の御説明を申し上げます。

西予市城川緑地休養施設は、竜沢寺緑地公園内の緑豊かな森林等を利用して、地域住民の交流促進と休養を図るため、林業関係者の憩いの場、担い手の研修の場として、昭和 61 年に設置されました。当初は、様々な施設が整備され賑わっていましたが、設置から 39 年が経過し、施設の老朽化等により現在は宿泊施設のみの運営となっております。

年々、宿泊利用者数も減少しており、施設の活用を検討した結果、利用率の低いバンガロー及

び付帯施設を廃止することが適当との判断となり、本条例を廃止するものであります。

続きまして、議案第 159 号「西予市野村わんぱくランド条例を廃止する条例制定について」提案理由の御説明を申し上げます。

西予市野村わんぱくランドは、野村ダム周辺の朝霧湖とその自然豊かな環境を活かした中で、市内の児童生徒に保健休養の場を提供し、あわせて一般行楽客の利用に供することを目的に平成 5 年に設置されました。設置当初は、多くの来場者で賑わっていましたが、経年劣化による施設の不備などに起因した事故等が多く発生したため、平成 21 年 5 月から利用を休止しております。

そのことから、設置後 30 年余を経過し、本来の目的である市民生活の向上としての施設目的が達成できないことや、今後修繕等による対応でも費用対効果が見込めないことから、本条例を廃止するものであります。

続きまして、議案第 160 号「西予市有料駐車場条例を廃止する条例制定について」提案理由の御説明を申し上げます。

西予市有料駐車場条例では、自動車を利用する外来者の一時的な利便に供し、観光及び地域経済の発展に寄与するため、宇和町商店街の中に駐車場を整備しており、現在、宇和町駐車場管理組合が指定管理者として管理運営を行っております。

しかしながら、当該駐車場の利用状況におきましては、地元商店の月極駐車場としての利用が主なものとなっており、利用者が限定されている中で、今年度末の指定管理期間満了後は、民間への貸付による運営とすることが適当と判断し、今年度末をもって本条例を廃止するものであります。

続きまして、議案第 161 号「西予市鳥鹿野水辺公園条例を廃止する条例制定について」提案理由の御説明を申し上げます。

西予市鳥鹿野水辺公園は、子どもから高齢者まで住民の触れ合いと憩いの場として、コミュニティ活動の推進、健康の増進を図るため、平成 15 年に設置されました。設置から 22 年が経過し、現在は同じ場所にあります農林水産物処理加工施設の駐車場等として利用されるのみとなっております。

同施設につきましては、今年 4 月から民間団体に無償譲渡を行ったことから、同団体による賃貸

借を行うことが適当との判断となり、本条例を廃止するものであります。

続きまして、議案第 162 号「西予市農林漁業活性化施設条例を廃止する条例制定について」提案理由の御説明を申し上げます。

西予市城川ふるさと創作館は、本条例に基づき、市民の交流を図り、生活改善活動及び生きがい活動を創造し、地域社会の活性化を推進することを目的として設置されました。

本施設は、昭和 63 年に建設され 37 年が経過し、施設の老朽化に伴う維持管理費の増加や、利用が特定の団体に限られることなどから課題となっており、今後の施設の利活用を検討した結果、民間に貸し付けて活用することが適当との判断となり、本条例を廃止するものであります。

続きまして、議案第 163 号「西予市城川みどりの交流館条例を廃止する条例制定について」提案理由の御説明を申し上げます。

西予市城川みどりの交流館は、市民の相互交流及び都市住民との交流を通じた森林の総合的活用と地域活性化を推進することを目的に、平成 8 年に設置されました。

設置から 29 年が経過し、近年は少子高齢化等が進む中で利用者数が減少し、特定の団体のみが利用するような状況となっており、今後の施設の利活用を検討した結果、民間に貸し付けて活用することが適当との判断となり本条例を廃止するものであります。

以上 6 議案、よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

安岡建設部長。

〔安岡建設部長登壇〕

○安岡建設部長

議案第 164 号「西予市土木建設事業負担金徴収条例を廃止する条例制定について」提案理由の御説明を申し上げます。

本条例は、市が実施する土木建設事業に要する経費の一部を当該事業により著しく利益を受ける者から負担金として徴収するために、平成 16 年の市町村合併時に制定・施行されたものであります。

しかしながら、合併以降実施してきました事業

において、負担金の徴収実績はなく、また、県内近隣自治体においても、地元等から土木建設事業に係る負担金を求めている事例はありませんでした。

今後においても、地元負担金は求めない方針であることから、本年度をもって本条例を廃止するものであります。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

兵頭産業部長。

〔兵頭産業部長登壇〕

○兵頭産業部長

議案第 165 号「西予市宇和文化の里施設の指定管理者の指定について」提案理由の御説明を申し上げます。

本施設は、西予市宇和町卯之町の伝統的建造物群保存地区内に立地する 12 の公共施設について、歴史的景観の保全を図るとともに、観光振興及び地域文化の交流拠点となることを目的としている施設です。

今回、指定期間の満了に伴い、西予市指定管理者等選定評価委員会での審査の結果、非公募により一般社団法人西予市観光物産協会を指定管理者の候補者として選定しましたので、その指定について議会の議決を求めるものであります。

選定の理由としましては、同協会は地域の実情に精通し、これまで限定的であった末光家住宅や旧武蔵の開館日数を増やすなど、観光客の利便性向上に努めていること、また、民間事業者の発想と手法を活かした柔軟な運営を行っていることに加え、インバウンド需要も視野に入れた旅行業を手がけるなど、質の高いサービスの提供及び効率的な施設運営が図られており、引き続き、施設の管理運営を行わせることが適当と判断したものであります。

続きまして、議案第 166 号「宇和米博物館（旧宇和町小学校）の指定管理者の指定について」提案理由の御説明を申し上げます。

本施設は、市の指定有形文化財である旧宇和町小学校の価値を最大限に活用し、従来の展示・閲覧型の文化施設の役割にとどまらず、地域に仕事と人を呼び込む拠点となることを目的としている

施設です。

今回、指定期間の満了に伴い、西予市指定管理者等選定評価委員会での審査の結果、公募により、一般社団法人 n f c を指定管理者の候補者として選定しましたので、その指定について議会の議決を求めるものであります。

選定の理由としましては、同法人は、当該施設の歴史的・文化的価値や先人の熱い思いを十分に理解した上で、イベントや体験等の各種企画を通じた交流人口の拡大に努めていること。また、新たな発想のもと、企業支援やサテライトオフィス等の活用等、インフルエンサーによる情報発信など、これまでにない創造的な取組が期待されることから、地域経済の活性化に寄与するものと考えられ、引き続き施設の管理運営を行わせることが適当と判断したものであります。

続きまして、議案第 167 号「西予市あけはまオートキャンプ場の指定管理者の指定について」提案理由の御説明を申し上げます。

本施設は、平成 12 年に整備され、美しく豊かな自然に恵まれた環境の中で、くつろぎ、楽しみ、体験ができる交流拠点の場を確保し、市民の体力向上と健康保持を図ることを目的としている施設です。

今回、指定期間の満了に伴い、西予市指定管理者等選定評価委員会での審査の結果、非公募により、あけはまシーサイドサンパーク株式会社を指定管理者の候補者として選定しましたので、その指定について議会の議決を求めるものであります。

選定の理由としましては、同社は、24 年間にわたり、管理運営を行ってきており、目的達成に関するノウハウが十分に蓄積されていること、さらに候補者が管理者となっている隣接の観光交流拠点施設や柑橘加工施設、大早津海水浴場と一体的な施設運営を行うことで、管理運営の効率化や相乗効果による集客の安定化が図られており、また、明浜地域の振興及び活性化のための取組の成果が認められることなどを総合的に勘案した結果、引き続き、施設の管理運営を行わせることが適当と判断したものであります。

続きまして、議案第 168 号「西予市明浜観光交流拠点施設の指定管理者の指定について」提案理由の御説明を申し上げます。

本施設は、令和 2 年度に開設されたもので、市

民に健全な保健休養の場を提供し、生活福祉と健康増進、観光振興と交流の促進を目的としている施設です。

今回、指定期間の満了に伴い、西予市指定管理者等選定評価委員会での審査の結果、非公募により、あけはまシーサイドサンパーク株式会社を指定管理者の候補者として選定しましたので、その指定について議会の議決を求めるものであります。

選定の理由としましては、同社は、施設開設以来、管理運営を行ってきており、施設の設置目的達成に関する技能・経験を有していること、さらに、候補者が管理者となっている隣接の柑橘加工施設やオートキャンプ場、大早津海水浴場と一体的な施設運営を行うことで、管理運営の効率化や相乗効果による集客の安定化が図られており、また、明浜地域の振興及び活性化のための取組の成果が認められることなどを総合的に勘案し、引き続き施設の管理運営を行わせることが適当と判断したものであります。

続きまして、議案第 169 号「西予市みかめ本館の指定管理者の指定について」提案理由の御説明を申し上げます。

本施設は平成 17 年にリニューアルしたホテルで、三瓶地域の宿泊施設不足の解消と中心市街地の活性化を目的としている施設です。

今回、指定期間の満了に伴い、西予市指定管理者等選定評価委員会での審査の結果、公募により有限会社みかめ本館トータルサービスを指定管理者の候補者として選定しましたので、その指定について議会の議決を求めるものであります。

選定の理由としましては、地域の実情に精通し、市内観光への拠点施設として運営が図られていること、また、経営努力により、宿泊客の満足度の維持向上に努めていることなどの実績が認められることから、引き続き施設の管理運営を行わせることが適当と判断したものです。

続きまして、議案第 170 号「西予市みかめ海の駅の指定管理者の指定について」提案理由の御説明を申し上げます。

本施設は平成 19 年にオープンし、三瓶地区の中心街における商業の振興と地域の活性化を推進することを目的としている施設です。

今回、指定期間の満了に伴い、西予市指定管理者等選定評価委員会での審査の結果、公募により

みかめホールディング株式会社を指定管理者の候補者として選定しましたので、その指定について議会の議決を求めるものであります。

選定の理由としましては、地域の実情に精通しており、積極的な事業展開や経営努力により安定的な経営が図られていること、また、今後も民間事業者の発想と手法で柔軟な運営が期待されることから、引き続き施設の管理運営を行わせることが適当と判断したものです。

続きまして、議案第 171 号「西予市城川高品質堆肥センターの指定管理者の指定について」提案理由の御説明を申し上げます。

本施設は、平成 9 年度に建設され、家畜糞尿等の受入れや畜産堆肥の製造・販売を行うことにより、地域の環境保全はもとより、耕種・畜産農家の連携を強め、農業経営の安定化に寄与することを目的としている施設です。

今回、指定期間の満了に伴い、指定管理者等選定評価委員会での審査の結果、非公募により東宇和農業協同組合を指定管理者の候補者として選定しましたので、その指定について議会の議決を求めるものであります。

選定の理由としましては、当組合は、施設開設以来一貫して管理運営を行ってきており、堆肥生産に関するノウハウが蓄積されていること、堆肥の生産者である畜産農家と利用者である耕種農家のほとんどが農協組合員であり、農家の生産活動にも密着しているとともに、堆肥原料の確保・堆肥利用の連携が容易であること、また、生産資材等の物販業務を行っており、流通コストの低減と西予市ブランドの堆肥供給が図られていることから、引き続き施設の管理運営を行わせることが適当と判断したものです。

続きまして、議案第 172 号「西予市明浜柑橘加工施設の指定管理者の指定について」提案理由の御説明を申し上げます。

本施設は、令和 5 年に完成し、明浜地区で生産された柑橘を活用することで、地域農産物の販売額の増加と新商品の開発を行い、地域の雇用を創出し、明浜地区の活性化を図ることを目的としている施設です。

今回、指定期間の満了に伴い、西予市指定管理者等選定評価委員会での審査の結果、非公募によりあけはまシーサイドサンパーク株式会社を指定

管理者の候補者として選定しましたので、その指定について議会の議決を求めるものであります。

選定の理由としましては、平成 13 年度から旧柑橘加工施設を含めて管理運営を行ってきており、施設の設置目的達成に関する技能・経験を有していること、さらに候補者が管理者となっている隣接の観光交流拠点施設やオートキャンプ場と一体的な施設運営を行うことで、管理運営の効率化が図られており、また、明浜地域の振興及び活性化のための取組の成果が認められることなどを総合的に勘案した結果、引き続き施設の管理運営を行わせることが適当と判断したものであります。

続きまして、議案第 173 号「西予市獣肉処理加工施設の指定管理者の指定について」提案理由の御説明を申し上げます。

本施設は平成 23 年度から運営を行っており、市内で捕獲した有害鳥獣の中のイノシシとニホンジカを地域資源として活用するため、解体処理及び精肉加工作業を通じて、獣肉の特産品化による地域活性化を目的としている施設です。

今回、指定期間の満了に伴い、西予市指定管理者等選定評価委員会の審査の結果、公募により、新たにコンサマトリー株式会社を指定管理者の候補者として選定しましたので、その指定について議会の議決を求めるものであります。

選定の理由としましては、同社は、飲食店をはじめ、様々な形態のサービス業を展開していることに加え、協力関係にある食品加工業者と小売業者があり、解体処理した獣肉の加工販売が十分に見込めること、また、施設の職員配置についても、現状の 2 人体制から 5 人体制に増員する計画であり、安定した管理運営を行う能力を有していると思われることから、施設能力を最大限に発揮でき、将来において安定的な経営が見込まれると判断したものであります。

以上 9 議案、よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

なお、各施設における指定管理候補者及び施設運営計画の概要につきましては、別添の参考資料を御参照ください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

管家市長。

〔管家市長登壇〕

○管家市長

議案第 174 号「令和 7 年度西予市一般会計補正予算（第 4 号）」について、提案理由の御説明を申し上げます。

はじめに、先般、閣議決定されました国の総合経済対策と、令和 8 年度に向けての本市の予算編成について触れさせていただきます。

まず、今回、国の経済対策については、強い経済を実現する総合経済対策として、生活の安全保障・物価高への対応、危機管理投資・成長投資による強い経済の実現、防衛力と外交力の強化の 3 本を柱に各種施策を講じるものとなっております。

その中でも第 1 の柱、生活の安全保障・物価高への対応では、物価高から暮らしと職場を守る取組として、物価高の影響を強く受けている子育て世帯への現金給付をはじめ、地方公共団体が地域の実情に応じて、生活者・事業者支援を行うための重点支援地方交付金の拡充、高水準が続く燃料油・電気・ガスの価格に対する支援など、市民の皆様の生活を支える施策が示されております。

これまでも、物価高騰等に対する生活者及び事業者支援施策を講じてまいりましたが、今回は、子育て世帯への支援として、ゼロ歳から高校 3 年生までを対象に 1 人当たり 2 万円を支給するものであります。

また、重点支援地方交付金の追加交付においては、いわゆるお米券や電子クーポン等、食料品の物価高騰に対する支援が特別加算されるほか、生活者支援及び事業者支援分として、様々な推奨事業が提示されております。これまでに、保育・教育、農林水産業・商工観光業など、様々な分野で取り組んできた負担軽減策を検証するとともに、市内の状況を把握した上で、今必要とされる効果的な支援策を検討してまいります。

今後は、国の動向を注視しながら、速やかに予算化するよう努めてまいりますので、議員の皆様の御理解、御協力をお願い申し上げます。

続いて、本市の令和 8 年度予算編成については、まず、財政危機脱却プランの着実な実行と予算への反映、次に、重要施策の 3 本柱である人口減少対策の推進、豪雨災害からの復興と災害に強いまちづくりの推進、医療・福祉改革の推進、そして、第 3 次総合計画に向けた事業の整理を基本方針として、現在取り組んでおります。極めて厳しい財

政状況の中で、全ての事務事業を精査し、限られた財源を有効活用しながら、選択と集中の予算編成とするとともに、国・県補助金等の確保に加え、ふるさと納税等の財源調達に努めます。

今後迎える財政難のピークを乗り越えるためには、先般策定しました財政危機脱却プラン 2025 の着実な実行が何よりも重要であります。令和 8 年度予算はそのスタートとして非常に大切な予算となります。令和 10 年度までの集中改革期間において、慢性的な赤字体質から脱却し、できるだけ早期に、まずは第 1 の目標である、年間を通じての財政調整基金残高 10 億円以上を達成いたします。

また、厳しい財政状況の中ではありますが、重要施策の 3 本柱、人口減少対策、豪雨災害からの復興と災害に強いまちづくりの推進、医療・福祉改革の推進に重点的、効果的に取り組んでまいります。あわせて、予算編成の過程において、現在策定中の第 3 次総合計画に向けた事業の整理を行います。

本市の財政状況、財政危機脱却プランの進捗及び今後の財政運営方針については、引き続き情報を提供し、市民の皆様に御理解いただくよう努めていく所存でございますので、議員の皆様の御理解・御協力を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、今回の補正予算案でございますが、結婚・子育て世帯への支援に係る予算、ふるさと応援寄附金の増額に関する予算、令和 7 年 8 月 10 日から 11 日の豪雨災害に係る経費のほか、緊急に要する経費を計上いたしております。

その主な内容であります。予算書の款別に御説明申し上げます。

総務費では、西予市移住定住交流センターの自立運営を目指した取組の支援に要する経費を計上いたしております。

民生費では、結婚新生活にかかる住宅費用、出産世帯への奨学金返還及び多子世帯に対するリフォーム等に要する経費に対する補助金を増額計上いたしております。

農林水産業費では、市内の事業体が行き組むスマート農業用機械、省力化農業用機械等の導入を支援する補助金を増額計上いたしております。

商工費では、ふるさと納税寄附金額の増額に伴い、返礼品等の必要経費を増額計上するものであ

ります。

教育費では、令和7年産米の価格高騰による供給価格の上昇を受け、学校給食への補助金を増額計上するものであります。

これらの経費の財源につきましては、それぞれの歳出に見合う国・県支出金、地方債及び基金繰入金等を計上し、収支の均衡を図っております。

これによりまして、歳入歳出予算は、既決いただいております歳入歳出予算の総額に、それぞれ5億8916万1000円を増額し、歳入歳出予算の総額を310億513万2000円と定めるものであります。

また、債務負担行為補正では、新年度開始前に業者選定等の事務手続きを必要とする業務について、期間及び限度額を設定し、地方債補正では、対象事業費の増減に伴い、限度額を変更するものであります。

以上が今回の補正予算の概要であります。

詳細な点につきましては担当課長から補足説明をさせていただきますので、よろしく御審議を賜り、御決定いただきますようお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

沖野財政課長。

〔沖野財政課長登壇〕

○沖野財政課長

予算書に沿って歳出から補足説明を申し上げます。

16ページをお開き願います。

2款総務費、8項1目地域振興費、移住交流促進事業507万4000円ありますが、西予市移住定住交流センターの自立運営を目指した取組の支援に要する経費として、有料職業紹介事業の開始に必要な出資金等を計上するものであります。

18ページをお開き願います。

3款民生費、2項1目児童福祉総務費、結婚新生活支援事業780万1000円及び子育て応援事業2050万円ありますが、人口減少対策の推進として、当初予算に計上した結婚新生活に係る住宅費用等に要する経費、出産世帯への奨学金返還及び多子世帯に対するリフォーム等に要する経費に対する補助金について、申請実績の増加に伴い、増額計上するものであります。財源としまして、えひめ人口減少対策総合交付金、地域少子化対策

交付金を充てております。

20ページをお開き願います。

6款農林水産業費、1項3目農業振興費、農業用機械・施設整備事業1155万1000円ありますが、農業人口の減少が進む中でも、生産水準の維持が図れる取組を普及、拡大するため、国のスマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業において、追加採択を受けました一事業体が導入するスマート農業用機械の購入費に対して補助を行うものであります。財源として、農業支援サービス拡大促進事業費県補助金を充てております。

同じく、農業振興費、担い手育成支援事業90万3000円ありますが、野菜産地の供給力強化及び生産拡大を図るため、県の野菜・花き等産地供給力強化支援事業において、追加採択を受けました一事業体が導入する省力化農業用機械等の購入費に対して補助を行うものであります。

あわせて、担い手総合支援事業における申請取下げによる減額調整を行っております。財源として、野菜・花き等産地供給力強化支援事業費県補助金を充てております。

22ページをお開き願います。

7款商工費、1項6目産業創出事業費、ふるさと納税推進事業7599万8000円ありますが、ふるさと応援寄附金額の増加を見込み、返礼品代及びその配送料のほか、ふるさと納税に関する支援業務等に係る委託料を増額するものであります。財源としまして、ふるさと応援基金繰入金を充てております。

23ページをお開き願います。

10款教育費、6項3目文化施設運営管理費、ギャラリーしろかわ管理運営事業770万円ですが、令和7年2月の積雪により、当館で発生した軒樋の破損について、修繕を行うための修繕料等を計上するものであります。

同じく、教育費、7項4目学校給食費、学校給食食材購入支援事業663万3000円ありますが、令和7年産米の全国的な価格高騰による供給価格の上昇に対して、保護者の経済的な負担を現行水準に抑えるため、学校給食の価格上昇分への補助金を増額計上するものであります。

24ページ及び25ページをお開き願います。

11款災害復旧費、1項1目農地災害復旧費から

3 目林業用施設災害復旧費、同じく災害復旧費、6 項 1 目道路橋梁河川災害復旧費であります、それぞれ令和 7 年 8 月 10 日から 11 日の豪雨災害に係る工事請負費等を計上いたしております。財源として災害復旧費国庫負担金、災害復旧事業債等を充てております。

次に、主な歳入について御説明申し上げます。予算書は 14 ページにお戻りください。

18 款繰入金、2 項 1 目財政調整基金繰入金 8702 万円ではありますが、今回の補正予算の財源不足を調整するため、同基金から繰り入れるものであります。

20 款諸収入、5 項 4 目雑入、療養給付費負担金返還金 1647 万 2000 円ではありますが、令和 6 年度の愛媛県後期高齢者医療広域連合の決算に伴い、構成団体が負担する療養給付費が精算され、同負担金、返還金を受け入れるものであります。

予算書は 6 ページにお戻りください。

債務負担行為補正として、広報せいよ印刷製本費から給食センター病原性腸内細菌検査業務委託まで、今年度中に契約締結を行う必要がある業務等、合計 14 件を追加し、期間及び限度額を設定しております。

7 ページをお開き願います。

最後に地方債補正としまして、対象事業費の増減に伴い、災害復旧事業では 5950 万円を増額し、限度額を 9150 万円に、過疎対策事業では 20 万円を減額し、限度額を 15 億 9530 万円に定めるものであります。

以上、補足説明といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

麓生活福祉部長。

〔麓生活福祉部長登壇〕

○麓生活福祉部長

議案第 175 号「令和 7 年度西予市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）」について、提案理由の御説明を申し上げます。

事業勘定予算について御説明申し上げます。

今回の補正の主な内容につきましては、前年度の愛媛県国民健康保険保険給付費等交付金等の返還額の確定に伴う償還金並びに保険税還付金の実績見込みの増加に伴い還付金について増額するとともに、財政調整基金繰入金を増額調整するもの

であります。

これによりまして、既決いただいております歳入歳出予算に、それぞれ 2716 万 3000 円を追加し、事業勘定歳入歳出予算の総額を 46 億 3945 万 9000 円と定めるものであります。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

長野福祉事務所長。

〔長野福祉事務所長登壇〕

○長野福祉事務所長

議案第 176 号「令和 7 年度西予市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）」について、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正の内容につきましては、金利上昇に伴う基金積立金の増額及び介護保険料過年度還付金に伴う諸支出金の増額にあわせて、財産収入、繰入金の増額を行うものであります。

これによりまして、既決いただいております歳入歳出予算に、それぞれ 142 万 2000 円を増額し、歳入歳出予算の総額を 64 億 7082 万 4000 円と定めるものであります。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

安岡建設部長。

〔安岡建設部長登壇〕

○安岡建設部長

議案第 177 号「令和 7 年度西予市簡易水道事業会計補正予算（第 2 号）」について、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正は、消費税及び地方消費税の修正申告に伴い、収益的支出を増額するものであります。

第 2 条の収益的支出の補正につきまして 473 万 2000 円を増額し、総額を 1 億 4140 万 4000 円といたしております。

続きまして、議案第 178 号「令和 7 年度西予市下水道事業会計補正予算（第 3 号）」について、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正は、公共汚水桝設置における修繕工事単価上昇に伴い、修繕費を増額計上するとともに、西予市浄化センターほか 5 つの施設の維持管

理業務について、債務負担行為を設定するものがあります。

第2条の収益的支出の補正につきましては、350万1000円を増額して、総額を9億6918万1000円といたしております。

第3条の債務負担行為につきましては、現在稼働中の各施設維持管理業務を令和8年4月1日から実施することに伴い、今年度内に当該業務の受託業者を決定する等の事務を進めるために、債務負担行為を設定するものであります。

以上2議案、よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

麓生活福祉部長。

〔麓生活福祉部長登壇〕

○麓生活福祉部長

議案第179号「令和7年度西予市病院事業会計補正予算（第2号）」について、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正は、病床機能再編に伴う県補助金の増額及び企業債の10年利率見直しによる元利償還額の調整を行うものでございます。

第2条の収益的収入及び支出の補正につきましては、医業外収益として補助金1億9676万4000円、負担金及び交付金1226万4000円を増額し、総額を15億6140万1000円といたしております。

支出につきましては、医業外費用を1226万4000円増額し、総額を14億9691万4000円といたしております。

第3条の資本的収入及び支出の補正につきましては、資本的収入として一般会計負担金556万1000円を減額し、資本的支出につきましては、企業債償還金556万1000円を減額し、資本的収入及び支出の総額を10億9587万円といたしております。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○宇都宮議長

理事者の説明は終わりました。

（日程4）

○宇都宮議長

次に、日程第4、報告第22号「専決処分事項

の報告について」を議題といたします。

理事者の報告を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

山住総務部長。

〔山住総務部長登壇〕

○山住総務部長

報告第22号「専決処分事項の報告について」提案理由の御説明を申し上げます。

この専決処分の報告につきましては、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された、市の義務に属する損害賠償の額の決定及び和解について、別紙のとおり2件の専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により御報告申し上げるものでございます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○宇都宮議長

理事者の報告は終わりました。

（日程5）

○宇都宮議長

次に、日程第5、議会報告第4号「西予市の財政に関する特別委員会の中間報告について」を議題といたします。

お諮りいたします。

会議規則第45条第1項の規定により、同委員会の中間報告を求めたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

異議なしと認め、西予市の財政に関する特別委員会の中間報告を求めることに決定いたしました。

西予市の財政に関する特別委員会委員長源正樹議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

源正樹議員。

〔源西予市の財政に関する特別委員会委員長登壇〕

○源西予市の財政に関する特別委員会委員長

西予市の財政に関する特別委員会中間報告を行います。

当特別委員会では、令和7年10月10日の第3回定例会本会議において、議員報酬の削減について中間報告を行いました。その後の審議経過等に

について報告します。

全議員対象に行った議員報酬等に関するアンケートに基づき、議員報酬、委員会行政視察、政務活動費、議会だよりについて10月16日に第9回、10月23日に第10回特別委員会を行い、協議を行いました。

議員報酬について、委員長を除く委員7名の意見は、10%削減が3名、20%削減が2名、10%以上が1名、傾斜をつけ1期生については1%で、3期生以上についてはそれぞれの方で判断していただくが1名でありました。

委員会行政視察について、委員長除く委員7名の意見は、5割程度の減額が4名、実施しない、もしくは減額が1名、現状維持が1名、実施しないが1名でありました。

政務活動費については賛成多数で、現状維持とすることに意見が集約されました。

議会だよりについては賛成多数で、広報せいよと統合することに意見が集約されました。

今後、統合に向けた具体的協議、また、議会広報のあり方についても、多角的な視点での協議検討が必要であります。

上記の内容を10月29日の議員全員協議会で報告を行いました。

政務活動費については、現状維持、議会だよりについては、広報せいよと統合することを賛成多数で決定しました。

議員報酬及び委員会行政視察については、特別委員会に所属していない議長を除く議員9名から意見陳述を行いました。

議員報酬については、10%削減が2名、20%削減が2名、3%削減が2名、5～10%削減が1名、3～5%削減が1名、市政懇談会の状況を鑑みて判断するが1名でありました。

委員会行政視察については、2年に1度実施する等が4名、視察報告を必須とすることで実施が2名、必要に応じて実施するが2名、50%削減が1名でありました。

議員報酬及び委員会行政視察については、議会運営委員会にて協議決定することとしました。

本日、12月3日の議員全員協議会において、11月21日に開催された議会運営委員会の結果について、議会運営委員会委員長より、議員報酬については賛成多数で10%削減、委員会行政視察

については賛成多数で、当初予算に計上せず、必要に応じて協議検討することに決定したとの報告がありました。

なお、西予市議会議員の議員報酬及び期末手当の特例に関する条例制定については、本定例会本会議最終日に、議会運営委員会発議として上程される予定であります。

以上、西予市の財政に関する特別委員会中間報告とします。

令和7年12月3日、西予市の財政に関する特別委員会委員長源正樹。

○宇都宮議長

以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長の中間報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○宇都宮議長

以上で質疑を終結とし、中間報告を終わります。

以上をもって本日の日程は全て終了いたしました。

12月9日は午前9時より一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午後0時06分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

西予市議会議長 宇都宮 俊文

同 議 員 大森 揚子

同 議 員 山下 昌和

第 2 日

12 月 9 日（火曜日）

令和7年第4回西予市議会定例会会議録（第2号）

1. 招 集 年 月 日 令和7年12月9日

1. 招 集 の 場 所 西予市議会議場

1. 開 議 令和7年12月9日

午前 9時00分

1. 散 会 令和7年12月9日

午後 0時06分

1. 出 席 議 員

1 番 まつもと みき

2 番 大 森 揚 子

3 番 山 下 昌 和

4 番 宇都宮 久見子

6 番 宇都宮 俊 文

7 番 加 藤 美 香

8 番 中 村 一 雅

9 番 河 野 清 一

10 番 山 本 英 明

11 番 竹 崎 幸 仁

12 番 小 玉 忠 重

13 番 源 正 樹

14 番 井 関 陽 一

15 番 二 宮 一 朗

16 番 兵 頭 学

17 番 森 川 一 義

18 番 酒 井 宇之吉

1. 欠 席 議 員

5 番 信 宮 徹 也

1. 会議録署名議員

4 番 宇都宮 久見子

7 番 加 藤 美 香

1. 地方自治法第121条により

説明のため出席した者の職氏名

市 長 管 家 一 夫

副 市 長 酒 井 信 也

教 育 長 宇都宮 明 彦

総 務 部 長 山 住 哲 司

政策企画部長 大 野 本 敦

生活福祉部長 麓 寿 春

福祉事務所長 長 野 静 香

産 業 部 長 兵 頭 章 夫

建 設 部 長 安 岡 克 敏

会 計 管 理 者 岩 本 博 文

消防本部消防長 宇都宮 憲 治

教 育 部 長 谷 川 和 久

明 浜 支 所 長 竹 内 克 之

野 村 支 所 長 土 居 文 人

城 川 支 所 長 中 城 多喜恵

三 瓶 支 所 長 浅 野 幸 彦

総 務 課 長 山 崎 徳 博

財 政 課 長 沖 野 貴 洋

監 査 委 員 正 司 哲 浩

1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長 池 田 いずみ

議 事 係 長 瀧 川 健 二

1. 議 事 日 程 別紙のとおり

1. 会 議 に 付 し た 事 件 別紙のとおり

1. 会 議 の 経 過 別紙のとおり

議 事 日 程

- 1 会議録署名議員の指名
(4 番宇都宮久見子、7 番加藤美香)
- 2 一般質問

本日の会議に付した事件

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 一般質問

開会 午前9時00分

○宇都宮議長

おはようございます。

本日は傍聴にお越しいただき、誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は17名であります。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配信のとおりであります。

(日程1)

○宇都宮議長

まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、4番宇都宮久見子議員、7番加藤美香議員を指名いたします。

(日程2)

○宇都宮議長

次に、日程第2、一般質問を行います。

質問者は通告内容及び申合せに従い発言してください。

一般質問にあたり、管家市長から挨拶があります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

管家市長。

〔管家市長登壇〕

○管家市長

おはようございます。

本日は一般質問にあたり、早朝より傍聴にお越しいただきまして、厚く御礼を申し上げます。

昨夜、青森県地方で震度6強の地震が発生をし、まだ1週間程度余震と同程度の地震が起きるのではなかろうかという、そういうことに対する注意が必要であるということを言われております。この地震によりまして、被害を受けられました皆様にお見舞いを申し上げる次第でございます。

師走に入り、残すところあと一カ月を切りました。何かと気ぜわしさを感ずるとともに、体調管理にも一層の注意が必要な時期でもあります。議員の皆様におかれましてはどうか御自愛くださいますようお願い申し上げます。

今日から3日間に渡りまして7名の議員の皆様から一般質問をお受けいたします。今回の一般質問では、先日の市政懇談会を踏まえた内容が多く

寄せられていると認識をしております。市としては市政懇談会での市民の皆様の声を真摯に受け止め、改革への姿勢をより明確に示しながら、一つひとつ、確実に取組を進めたいと思っているところでございます。厳しい状況ではございますけれども、市民の皆さん、そして議会の皆さん、そして行政が同じ方向を見据え、次の世代に、持続可能な西予市を引き継ぐために、引き続き全力で取り組んでまいりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

一般質問に対しましては丁寧で、かつ誠実に回答させていただきたいと考えております。市政運営の根幹に関わる質問には私が回答し、専門的技術的な分野につきましては、各部長を中心として回答をさせていただきますので、御理解をいただきますようどうぞよろしくお願い申し上げます。

○宇都宮議長

それでは、通告順に発言を許可いたします。

まず、7番加藤美香議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

加藤美香議員。

○7番加藤美香議員

おはようございます。

議席番号7番加藤美香です。会派フォーラムせいよでございます。

議長より一般質問の許可を得ましたので、通告に従いまして、3点質問させていただきます。

1点目は、地域づくり活動センターについてお伺いいたします。

令和5年4月より、公民館を自分たちの地域で抱える課題は、自分たちの手で取り組み、住民自治を進めていくという目的で、地域づくり活動センターへ移行され3年目を迎えております。3年目を迎え、見直しの時期であり、何点か質問させていただきます。

まず初めに、今述べたような目的で、地域づくり活動センターに移行され、3年目を迎えておりますが、地域住民に目的があまり共有されておられません。目的をどのように周知されているのか、お伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

大野本政策企画部長。

○大野本政策企画部長

地域づくり活動センターへの移行目的の周知についてお答えをいたします。

これまでも御説明してまいりましたが、令和5年4月に、公民館から地域づくり活動センターへ移行をいたしました。

市民の皆様への周知については、移行にあわせて、広報せいよ、西予CATVでの行政情報番組、ガイドブックの配布及び各センター発行の広報誌などを通じて、目的と機能の周知を図ってまいりました。

しかしながら、先ほどもありましたように設置目的や機能の周知については、いまだ十分でないとの御意見もございます。

今後も市民の皆様にとって利用しやすい施設となるよう、活動理念のさらなる浸透を目指して、継続して周知に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

加藤美香議員。

○7番加藤美香議員

地域住民に目的が共有されると連携協力しやすくなると思いますので、継続して周知していただきたいと思います。

次に、地域づくり活動センター内にセンター職員と地域任用職員が同じ部屋で活動されており、役割分担が分かりにくくなっております。

それぞれの役割分担をお伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

大野本政策企画部長。

○大野本政策企画部長

センター職員と地域任用職員の業務の役割分担についてお答えをいたします。

西予市が目指す地域づくり活動センターは、地域と行政が協働し、人口減少社会においても、持続可能な地域体制づくりを行うための拠点であり、両職員は対等な立場で連携・協働いたしますが、その身分と役割は明確に分かれております。

センター職員は市が雇用する職員であり、行政職員としての身分があります。役割としては、センターにおける行政サービス、諸証明の発行や公

金収納などがございますが、それらの提供、生涯学習の推進及び地域づくり活動の支援などを担います。

地域任用職員は、各地域づくり組織が雇用する職員であり、業種、行政職員としての身分や行政サービスの提供権限はございません。業務内容は、地域の実情によって様々あると考えられますが、主に地域づくり活動に関わる業務のほか、地域の実情に応じた各種団体の運営支援、情報発信、イベント企画の実行補助といった幅広い業務を担います。

運用開始以降、両職員の役割が住民に分かりづらいとの御指摘や地域任用職員が市の職員であると誤解されているとの意見も寄せられております。このため引き続き、センター職員と地域任用職員の業務の役割分担については、周知に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

加藤美香議員。

○7番加藤美香議員

業務の役割分担が決まっているということであれば、センター内の別々の部屋で活動を行うという方法もあるのではないかと思います。いかがでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

大野本政策企画部長。

○大野本政策企画部長

地域任用職員の執務場所ということですが、お答えをさせていただきます。

センター内の別の部屋で、それぞれの活動を行うことに関しましては、地域で必要と判断された場合においては、センターの機能を損なわないこと、また、利用者に支障がないことなどの条件がクリアできれば、利用していただくことは可能でございます。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

加藤美香議員。

○7番加藤美香議員

次に、地域任用職員についてでございます。

1人体制のところが多くなっており、問題が起こった場合などの相談体制はどのようになっているのか、お伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

大野本政策企画部長。

○大野本政策企画部長

地域任用職員の相談体制についてお答えをいたします。

先ほども申し上げましたとおり、地域任用職員は、地域づくり組織が雇用する職員であるため、基本的な相談先は、雇用者であります組織の代表者や関係者となります。そのほか、多くの地域任用職員は、市のセンター職員と同じ事務所で執務をしております、センター職員に日常的な相談を行う場合もございます。

さらに、地域づくり活動を支援するため、市職員であります地域担当職員を各地域に配置しておりますので、そこにも相談できる体制となっており、あらゆる立場の方に相談が可能となっております。

また、地域任用職員を対象とした研修会を継続的に開催し、悩みを相談、情報共有できる場づくり、すなわち仲間づくりに努めるなど、引き続き地域任用職員に対する支援を行ってまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

加藤美香議員。

○7番加藤美香議員

私といたしましては、相談先を組織の代表やセンター職員だけでなく、地域任用職員が安心して長く活動できるよう、市全体での支援体制の整備も進めていただきたいと思います。

次に、3年目を迎え、もともと27の地域づくり組織は、人口も利便性も異なりますので、活動のばらつきが出てきているようでございますが、行政はどのような支援を行っているのか、お伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

大野本政策企画部長。

○大野本政策企画部長

27の地域づくり組織への行政支援についてお答えをいたします。

西予市では、27の地域づくり組織が広域な面積と、海・里・山といった多様な特性を持ち、人口減少や高齢化の進展度合いが異なっており、地域づくり活動の取組においても、地域間で差が生じていると感じております。

行政では、この活動の差を個性と捉えつつ、全ての地域が自主・自立の地域づくりを継続できるよう、持続可能な地域づくりを目指し、財政的、人的、組織的といった多角的な支援体制を構築しております。

当市におきましては、27の地域づくり組織に対し、地域づくり交付金を交付しているほか、地域づくり活動センター職員並びに地域担当職員が地域づくり組織と連携・協働し、地域づくり活動の支援を行っております。

また、地域活動の担い手や、地域任用職員を育成するため、各種研修会、情報交換の場を提供するとともに、市内先進地域の事例を各地域へ情報共有をしております。

なお、地域づくり活動の活性化を図るため、地域づくり組織に対し、アドバイザーを派遣する「地域づくりアドバイザー派遣事業制度」を実施しておりますので、地域づくり活動の困り事がございましたら御活用いただくことが可能となっております。

今後も、自主・自立の地域づくりを継続するため、それぞれの地域に合った活動を引き続き支援してまいります。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

加藤美香議員。

○7番加藤美香議員

27の地域づくり組織への連携を密にさせていただいて、それぞれの地域に合った支援を引き続き行っていただきたいと思います。

最後の質問になります。

3年目を迎え、活動の成果と課題、今後の見直しをお伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

大野本政策企画部長。

○大野本政策企画部長

3年目を迎えた活動の成果と課題、今後の見直しについてお答えをいたします。

3年目を迎え、初期の運用成果が見え始めた一方で、地域特性に応じた課題も明確になってきております。

令和6年5月実施の地域づくり活動センターに関する市民アンケートでは、約28%の市民が「センターに移行して行政サービスがよくなった」と回答しており、本庁や支所に行かなくても、諸証明発行や公金収納などの行政手続が身近なセンターで行える効果が少しずつあらわれ始めております。

また、地域任用職員が加わったことで、地域食堂や健康づくりのためのラジオ体操、地域交通の検討会など、センターを拠点とした交流活動や地域課題の解決に向けた取組が活発化しております。

また、一部に地域づくり組織の法人化の事例も見られ、持続可能な地域づくりへの移行が進んでおります。センター化によりまして、一定の効果を上げている一方、持続可能な運営体制を確立するため、地域人材確保の課題や地域づくり活動に対する財源確保の課題が挙げられます。

先ほど申しました市民アンケートでは、約67%の市民が「行政サービスは変わらない」と回答しており、センター化による変化を実感していない市民も多く、活動理念のさらなる浸透が必要と感じております。市民の多様なニーズに沿ったまちづくりや地域の主体的な地域づくりを一層進め、市民と行政の協働の場とするため、令和4年に策定した地域づくり活動センター推進計画の見直しを進めているところでございます。

現在、西予市地域づくり活動センター推進計画審議会での審議を経て、改定案を策定し、パブリックコメントを実施中であり、いただいた御意見を踏まえ、令和7年度中に計画を改定することとしております。

令和8年度以降は、改定された計画に基づき、地域と行政が協働する持続可能な地域づくりの拠点として、地域づくり活動センターを活性化してまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

加藤美香議員。

○7番加藤美香議員

地域によっては、法人化し、自主財源を生み出そうとされている組織もあるようですが、現在法人化されている組織はどれぐらいあるのかお伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

大野本政策企画部長。

○大野本政策企画部長

法人化した組織の数についてお答えをいたします。

法人化の形態は様々でございますが、令和4年度までに1組織、令和5年度以降に2組織、現在3組織が法人化をしております。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

加藤美香議員。

○7番加藤美香議員

3年目を迎え、それぞれの組織でいろんな活動をされております。計画の改定にあたり、住民の意見を踏まえ27全ての地域が自主・自立の地域づくりが継続できるよう進めていただきたいと思います。

2点目の質問に移ります。

2点目は、宇和地区の下水道事業についてお伺いいたします。2021年に西予市下水道事業経営戦略が策定され、現在は地区の農業集落排水の公共下水道への統合が進められております。そこで何点が質問させていただきます。

公共下水道の整備済み区域内人口と接続率をお伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

安岡建設部長。

○安岡建設部長

公共下水道事業宇和处理区におけます整備済区域内人口と接続率についてお答えいたします。

まず、本市の公共下水道事業については、宇和处理区と野村処理区がありまして、人口減少の進展により加入世帯の減少に伴う使用料収入の減少や今後の施設・設備の更新には多額の費用を要することなどの課題を抱え、経営している状況であ

ります。

その課題解決の一つとして、議員にお話しいただきました西予市下水道事業経営戦略を策定しまして、将来にわたり、市民の皆様が快適で衛生的な生活が送れるよう対策を講じているところであります。

さて、御質問の宇和处理区におけます整備済区域内人口と接続率でございますが、令和7年4月に永長、神野久地区を公共下水道に統合した後、令和7年9月30日時点において、整備済区域内人口は8,235人、接続人口は5,760人であります。接続率は69.9%となっております。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

加藤美香議員。

○7番加藤美香議員

宇和地区においては、ずっと公共下水道工事が行われておりますが、未整備地区の整備はいつ完了するのかお伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

安岡建設部長。

○安岡建設部長

宇和地区公共下水道事業の整備の完了見込みについてお答えいたします。

宇和地区公共下水道事業は、平成12年度に事業着手し整備を進めてまいりました。今年度実施しております伊賀上地区の管路整備工事を終えますと、計画しています処理区域内の施設設備全てが完了することとなります。

関係者皆様の御理解、御協力をいただきながら、26年をかけ、本年度末に事業計画の完了を迎えるものでございます。

今回整備しています伊賀上地区における施設の供用開始は令和8年4月を予定しております。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

加藤美香議員。

○7番加藤美香議員

次に、農業集落排水の区域内人口と接続率をお伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

安岡建設部長。

○安岡建設部長

宇和地区の農業集落排水事業における区域内人口と接続率についてお答えいたします。

農業集落排水事業については、宇和に5カ所の処理区、野村に3カ所の処理区があります。公共下水道事業と同様に、使用料収入の減少や施設・設備の更新などの課題を抱え、経営している状況でございます。

令和7年4月に永長、神野久地区を公共下水道に統合した後、令和7年9月30日時点において、区域内人口は6,620人、接続人口は5,479人です。接続率は82.8%となります。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

加藤美香議員。

○7番加藤美香議員

次に、令和7年度から永長、神野久地区が公共下水道へ統合されておりますが、年間にどれぐらいの経費が削減され、どれぐらいの下水道料金の増収があったのかお伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

安岡建設部長。

○安岡建設部長

永長、神野久地区の公共下水道統合に係る経費削減効果と公共下水道料金収入についてお答えいたします。

農業集落排水事業として経営していました永長及び神野久処理区については、下水道事業経営戦略に基づき、令和7年度から公共下水道事業に統合して経営しております。

まず、統合に伴い、永長、神野久地区に関する経費削減額は、年間約310万円になる見込みであります。これは、処理場内の既存設備のうち、統合後は稼働しないものがありまして、これらにかかる修繕費や電気代などが必要なくなり、経費が削減されるもので、主な要因となります。

また、公共下水道への統合によって不要となった設備等の更新経費の将来負担もなくなることとなります。設備の耐用年数にもよりますが、約15年ごとに更新する経費として、約1億4500万

円の負担が軽減されることになります。

次に、下水道料金収入については、令和6年度の4月から9月の使用料金と令和7年度の4月から9月の使用料金で比較しますと、永長、神野久地区が統合されたことによりまして、下水道使用料金は年間に換算し、約170万6000円の増収と見込んでおります。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

加藤美香議員。

○7番加藤美香議員

令和6年に料金改正が行われておりますが、農業集落排水から公共下水道へ統合され、どのような使用料金に変わったのかお伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

安岡建設部長。

○安岡建設部長

令和6年度の料金改定後の農業集落排水と公共下水道、それぞれの使用料金と統合後の使用料金についてお答えいたします。

まず、農業集落排水施設使用料金は、世帯の人数によって決まります。基本使用料金1,440円と世帯の人数1人当たり340円を合わせた金額に消費税を加えた金額となります。世帯数に変更が生じた場合には、届出をしていただく必要がございます。

次に、下水道使用料金は、水道の使用水量によって決まります。基本使用料金は8立方メートルまでが750円、超過分は8立方メートルから20立方メートルまでは1立方メートル当たり160円、21立方メートルからは1立方メートル当たり170円、これらの合計額に消費税を加えた金額となります。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

加藤美香議員。

○7番加藤美香議員

次に、中川地区も統合が進められております。現在、公共下水道への統合工事が進められておりますが、統合されれば、どのぐらいの経費削減、どのぐらいの下水道料金の増収が見込まれるのか、

お伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

安岡建設部長。

○安岡建設部長

中川地区農業集落排水施設が、公共下水道に統合された場合の経費削減効果と使用料収入についてお答えいたします。

まず、経費削減効果について、令和6年度の施設維持管理及び汚泥処理にかかる費用は2108万8000円でありましたが、このうち、統合すると削減できる経費は約360万円程度と見込んでおります。

これは、処理場内の既存設備のうち、統合後は稼働しないものがあり、これらにかかる修繕費や電気代などが必要なくなり、経費が削減されるもので、主要因となります。

次に、使用料収入につきましては、令和6年度収入額は2758万円でありました。公共下水道に統合した場合、現在の接続戸数と水道及び簡易水道料金を算定するための使用水量、また、農業集落排水施設使用料を算定するための使用水量などをもとに下水道使用料金に換算しますと、予測する収入額は2580万8000円となります。177万2000円減収する結果でありました。

この減収の要因としては、基本使用料金が公共下水道より農業集落排水のほうが高いこと、2人以下の世帯が多く、公共下水道使用料の算定に用います世帯当たりの使用水量が少ないことなどが挙げられます。

参考として、1人当たりの使用水量を平均的な6立方メートルとして下水道使用料金を算出しますと、世帯人数が4名以上になると、下水道使用料金が、農業集落排水処理施設使用料金を上回る計算となります。

既に、農業集落排水に接続している世帯が、そのまま公共下水道に接続することを前提に計算した結果として減収にはなりますが、現在、中川地区においては、施設の処理能力がほぼ上限に達しており、同地区内に建設されました新規の事業所や集合住宅等について接続の制限を行っております。

今後、公共下水道へ統合したときは、この接続制限を解除しますので、公共下水道への接続件数

が増加し、増収を見込んでおります。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

加藤美香議員。

○7番加藤美香議員

統合された後の農業集落排水場の活用をお伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

安岡建設部長。

○安岡建設部長

公共下水道に移行後におけます農業集落排水処理場の活用についてお答えいたします。

公共下水道に統合した後の処理場につきましては、中継ポンプ場として使用しております。

また、集中豪雨などで汚水以外の不明水流入量が大幅に増えた場合、既存の地下汚水槽を一時的に貯留槽として使用しております。

さらに、処理場内の空きスペース等につきましては、資機材の備蓄に活用できるよう確保しているところです。空きスペースにつきましては、今後、地元からの要望として、防災倉庫等で使用することも可能であると考えておりますが、施設の使用貸借に関する手続等を整理する時間も必要となりますので、事前にお問合せくださいますようお願いいたします。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

加藤美香議員。

○7番加藤美香議員

残りの4地区の公共下水道への統合計画をお伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

管家市長。

○管家市長

現時点におけます農業集落排水施設の公共下水道への統合計画についてお答えをさせていただきますと思います。

公共下水道の終末処理場であります宇和浄化センターの処理能力が1日当たり3,200立方メートルであります。令和7年度に統合しました永長及

び神野久地区、そして、今度令和9年度に計画しております中川地区を加えた汚水処理量は1日当たり約2,300立方メートルを見込んでおり、さらに、今後、各種事業所や集合住宅の接続を増加するものと見込んでおりまして、汚水処理能力の上限に達するのではなかろうかということも想定をしております。

したがいまして、残りの地区、特に田之筋地区につきましては、宇和浄化センターへの流入水量の推移を見ながら統合時期について検討をしていきたいとそうように考えております。

石城、多田、明間の3地区の統合につきましては、接続に要する新たな施設整備や管路延長など多額の投資が必要であり、現時点においては、費用対効果が見込めないため当面の間、現在の施設を維持管理していきたいと考えております。

統合等による事業の効率化や経費削減等に関しましては、定期的にこれを検討してまいりたいとそうように考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

加藤美香議員。

○7番加藤美香議員

最後の質問になります。

下水道の整備が行われている区域においても、なかなか接続が進んでおりませんが、接続率向上に向けての市の取組をお伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

安岡建設部長。

○安岡建設部長

下水道の接続率向上に向けての市の取組についてお答えいたします。

公共下水道の供用開始区域では、原則として、下水道法によりまして、遅滞なく公共下水道へ接続が義務づけられております。

具体的には、汲み取りのトイレの場合は、供用開始から3年以内に水洗への改造と接続が必要であり、また、浄化槽や生活排水も速やかに下水道へ接続する必要がございます。

接続率向上の一つの方策としまして、公共下水道施設等の整備を終えた区域から順に供用を開始しておりますけれども、その供用開始から3年以

内に接続工事をされた方を対象に最大4万円の接続奨励金を受けられる制度がございます。

引き続き、市ホームページや広報紙等への掲載によりまして周知を図るとともに、接続率向上に向けて、他の自治体の優良事例も参考に検討するなど接続推進に努めてまいります。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

加藤美香議員。

○7番加藤美香議員

今の4万円の接続奨励金についてでございますが、供用開始から3年以内でなければ使えませんので制度変更をしていただき、また、広報活動などを通じて接続率向上を図り、財源確保に努めていただきたいと思います。

3点目の質問に移ります。

西予市における人材確保育成についてお伺いいたします。

全国的に、自治体の職員採用試験の受験者数は大きく減少し、人材確保が課題となっております。効率的で効果的な市政運営や住民サービスの向上には、人材の確保や職員の育成が必要であります。

そこで何点が質問させていただきます。

採用試験の実施内容をお伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

山住総務部長。

○山住総務部長

職員採用試験の実施内容についてお答えをいたします。

職員採用試験につきましては、市の将来を担う優秀な人材を確保するため、職員の定員管理計画を踏まえながら、退職者の数や職種に応じた採用計画を年度当初に決定をし、それに伴う採用試験を7月と9月の統一試験日を基本としまして、必要に応じて日程を追加しながら年間を通じて実施をいたしております。

令和6年度の実績でございますけれども、5月に一般行政事務職上級Aの一次試験を、7月に2次試験を実施いたしました。同じく7月には一般行政事務職上級Bの試験、一次試験を実施いたしまして、8月には2次試験を実施したところでございます。

また、7月には技術職の上級、また、保育士、幼稚園教諭の試験も実施をし、9月には一般行政事務職初級の試験を実施いたしております。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

加藤美香議員。

○7番加藤美香議員

過去3年間の新卒者の募集人数、申込み者数、受験者数、採用者数をお伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

山住総務部長。

○山住総務部長

3年間の採用の実績についてお答えをさせていただきます。

令和4年度から令和6年度の新卒の募集人数は延べ33人、受験の申込者は84人、最終の受験者数は72人、採用者採用の数は23人でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

加藤美香議員。

○7番加藤美香議員

あと、受験者数は72人、募集人数は33名、採用者数は23名と募集人数を採用できなかった理由をお伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

山住総務部長。

○山住総務部長

募集人数を採用できなかった要因についてお答えをいたします。

各職種のうち、技術職につきましては、令和4年度から令和6年度まで、毎年度募集を行っておりますが、応募があったのは令和6年度の技術職の上級のみでございまして、また、それが採用には至りませんでした。

また、公務員として必要な学力及び適格性を有する者がいない場合には、採用をしないこともございます。そういったことが、応募者数を満たない採用人数となっている要因の一つと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

加藤美香議員。

○7番加藤美香議員

それでは、過去3年間の新卒者以外の募集人数、申込者数、受験者数、採用者数をお伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

山住総務部長。

○山住総務部長

新卒以外の採用状況についてお答えをいたします。

令和4年度から令和6年度の新卒以外の採用予定者数は5人、受験申込者は7人、最終受験者数は5人、採用数は2人となっております。

社会人枠の採用者につきましては、専門職種でございます情報通信行政でございまして、年齢は30代から40代となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

加藤美香議員。

○7番加藤美香議員

採用5年以内の退職者数と、差しつかえがなければその理由をお伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

山住総務部長。

○山住総務部長

採用5年以内の退職者の数とその理由についてお答えをいたします。

令和3年度から令和7年度までのうち、医療介護部に属します職員を除く、採用5年以内の退職者数でございますが7人でございます。

その理由につきましては、それぞれの事情等もございましてので答弁は控えさせていただきます。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

加藤美香議員。

○7番加藤美香議員

次に公務員試験についてでございますが、民間と違って公務員試験は、公平性が担保されなければ

ならないと思います。

担保する仕組みをお伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

山住総務部長。

○山住総務部長

採用試験の公平性を担保する仕組みについてお答えをいたします。

職員採用候補者試験選考委員会を設置いたしておりまして、これは、7人で構成をし、副市長、教育長のほか、学識経験者として5人の市民の方に委嘱をいたしまして、面接試験と試験結果による後、合格者の選考を行っております。

一般行政事務職上級試験の場合でございますけれども、筆記試験、作文試験、集団面接試験、個人面接試験で採点をいたしております。筆記試験の試験問題及び採点は、公益財団法人日本人事試験研究センターに委託をいたしておりまして、作文試験の採点は、株式会社公職研に委託し公平性を確保いたしております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

加藤美香議員。

○7番加藤美香議員

次に新人職員の配置と育成についてでございますが、いくらいい人材を採用しても、適材適所でなければ、なかなかその方が長く勤めていただくことができないと思います。

そこで、新人職員の配置はどのような方法で、配置先が決められ、人材育成が行われているのか、お伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

山住総務部長。

○山住総務部長

新人職員の配置とその人材育成についてお答えをいたします。

採用時の面接や新規採用予定者から提出をいただきました自己申告書、本人の配置の希望先でありますとか本人が公務員としてやりたいこと、そういったものを記載された書類になりますけれども、それに記載をされております希望業務等を参考にしつつ、組織上の適正を鑑みながら、新規採

用職員の配置を行っているところでございます。

その人材育成といたしましては、市職員としての自覚と意識の確立を図り、職務上必要な基礎知識と技能態度を習得し、あわせて、職場への適応能力を養うことを目的に、例年4月に新規採用職員研修を行っております。

なお、新採職員初年度におきましては、年間を通じて各種研修も行っているところでございます。

また、実践的なスキルや職場のルール、組織文化を身につけさせるために、日々の業務の中でも、先輩職員や指導担当者が直接指導を行っております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

加藤美香議員。

○7番加藤美香議員

最後の質問になります。

公務員離れが進む中、西予市を選択していただくための人材確保の取組をお伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

山住総務部長。

○山住総務部長

人材確保の取組につきましてお答えをいたします。

毎年度応募者数の減少傾向が続いております。これらは、この状況につきましては、西予市のみではございません。近隣の市町においても同様であると伺っております。

これらの状況は国においても同様でございます。令和7年度の人事院勧告におきまして、国家公務員の人材確保が危機的状況にあることを問題視しており、公務員離れは全国的な傾向にあると思われま。

今後につきましては、公務員志望の受験者が減少する中で、近隣市との受験者の奪い合いの様相が強くなっている現状を踏まえた中で、いかに西予市を選択していただけるかが鍵になっていると思っております。

そのため、令和6年度から、7月の統一試験日より前に、他市と競合しない日程におきまして、民間企業志望者でも併願して、公務員試験を受験できるように、特に、公務員用の試験対策を必要

としない職務能力試験を導入し、実施をしているところでございます。

先ほど答弁をいたしましたとおり、技術職の受験申込み者が少ない状況でございます。これらを踏まえまして、令和7年度からは技術職の上級、中級におきましては、専門の試験を廃止いたしまして、試験区分に関する学科を専攻したことを条件とした上で、職務能力試験を導入し試験を実施いたしております。

また、現在、全国の会場またはオンラインで、指定期間内に自分の都合の良い日時を選んで受験することができる、テストセンター方式の導入が全国的にも進められております。従来の試験会場に集まる方式とは異なり、受験者が自由に日程を決められるのが特徴でございます。

今後は、このテストセンター方式の導入につきましても、検討を進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

加藤美香議員。

○7番加藤美香議員

いろいろな取組をされておりますが西予市は、財政状況が悪く、財政危機脱却プランを策定して、立て直しを進めております。

そんな状況であっても、西予市を選択していただくためには、例えば公務員試験を通年制にするとか、より踏み込んだ取組が必要ではないかと思いますが、その辺をいかがお考えでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

山住総務部長。

○山住総務部長

現在の当市の財政状況、マイナスのイメージの中での採用に向けた取組の工夫の点でございますけれども、若い世代の仕事選びにおきましては、給与だけではなく働きやすさでありますとか成長機会が重要視している、そういった傾向にあると考えております。

このため、時間外勤務の縮減や休暇取得の促進など、働きやすい職場環境づくりを進めるとともに、オンライン研修の活用などによりまして、職員が継続的に成長できる研修体系の充実を図って

まいります。

ご案内のとおり本市は働き方改革を先進的に進めております。今議会に関係条例を上程させていただいておりますけれども、フレックスタイム制の拡大によります週休3日制の導入や、業務の場所を選ばないパソコン環境を整備しております。

これらを用いまして、サテライト勤務やテレワークなど、多様な働き方にも対応できるように整備を進めております。これらを若い世代にアピールできるものと考えております。

加えまして、採用情報の発信力を強化するために、ホームページやSNSの充実、若手職員によります仕事の紹介や採用説明会への参加など、市の魅力を直接伝える広報、PRにも力を入れてまいります。

行財政改革の途上にございます本市にとって、人材確保というのは大きな課題でございます。同時に、課題を乗り越えるために力を発揮したい、そう言って考えていただく意欲ある人材を呼び込む機会でもあると考えております。

今後とも採用制度の改善と職場環境の整備を両輪として進め、選ばれる自治体となるよう取り組んでまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

加藤美香議員。

○7番加藤美香議員

全ての職員が能力を発揮できる職場環境の整備が、人材確保や組織の生産性の向上につながると思いますので、その辺もしっかり取り組んでいただきたいと思います。

以上、一般質問を終わります。

○宇都宮議長

暫時休憩いたします。（休憩 午前9時55分）

○宇都宮議長

再開いたします。（再開 午後10時10分）

次に、16番兵頭学議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

兵頭学議員。

○16番兵頭学議員

ただいま議長の許可をいただきましたので、一般質問を行います。

まずは、市長も冒頭の挨拶に話されましたが、昨夜11時過ぎに、青森県を中心に、震度6強の地震が発生しました。地震の被害状況は、詳細を分かっていませんが、被災された方に、お見舞いを申し上げたいと思います。

また、先月ですが、11月18日大分県佐賀関市で大火災が発生いたしました。1名の方がお亡くなりになりました。心より御冥福をお祈りするとともに、被災された方の一刻も早い復旧復興をお祈りしたいと思っております。

このような中で、11月25、26日に、乙亥相撲が開催されました。多くの観客に会場いただき、盛り上がったことにお礼を申し上げます。乙亥相撲も174年前に、野村町で大火災が発生し、二度と火災を起こさないという祈願で、33結びの相撲を奉納したのが始まりであります。

このように、災害はいつどこで起こるか分かりません。財政調整基金はこのような災害時にも必要で西予市程度の規模では、30億円以上が適正と言われております。

今回の西予市財政危機脱却プラン2025では、財政調整基金の年度当初の残高を29年度に12億円、35年度に21億円まで回復させる数値目標を設定されて取り組もうとされております。少しでも早い回復を望みますが、余りにも性急過ぎると、いろいろな障害が出てくるのだと心配しているところです。

さて、管家市長が誕生したのが、平成28年4月無投票当選で、西予市2代目の市長に就任されました。前市長、三好幹二氏は、合併当初平成16年に厳しい選挙戦を制して当選され、2期3期と無投票当選し、4期目も出馬するものと思っていたところ、突如、引退表明され、後任に管家一夫氏を指名され、三好前市長は管家一夫後援会会長になり、盤石の体制で無投票当選を勝ち取られました。

それ以降、管家市長も3期無投票当選され、西予市誕生から通算5期連続無投票が続いて、今に至っております。この無投票当選が悪いとは言いませんが、行政によどみが出てきていたのだと今思っているところです。

先週愛媛新聞に松野町の財政危機が報じられました。厳しい財政状況の中、歳出抑制の取組が必要で、現在のような物価高騰や地方交付税の水準

が続く場合、財政健全化策も選択肢の一つとして考えると報道があり、坂本浩町長は、将来を考えて、早期に報告した。まちの活力を維持しつつ、新たな財源確保や事業確保に取り組むと述べられております。このように、まずは町民に早期に知らせることが大事なことはないかと思っております。

それでは、行政報告について質問をいたします。

ちょうど管家市長が誕生した平成 28 年には、財政調整基金が 48.3 億円ありました。なぜ令和 7 年度当初時点で 2.8 億にまで減ってしまったのか。その報告は、第 3 回定例会にて、市長の行政報告で、いろいろな理由を挙げて説明がありました。報告の中で、大切な言葉を言われていないことがあります。それは行政のトップとしてのかじ取りを間違えていたことの謝罪であります。市民に理解していただき、協力をお願いするのであれば、必要ではないかと考えますが、市長の考えを伺います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

管家市長。

○管家市長

ただいま兵頭議員からこの取組、そして財政の厳しさ、近隣のことも含めて、いろんな御指摘を受けて、ありがとうございます。

今回の財政危機脱却プラン 2025 は、将来にわたって、この西予市を持続可能なまちとして次の世代に引き継ぐため、不退転の決意で策定したものでございます。

改革の実行につきましては、先般の市政懇談会でも御説明させていただきましたが、市民の皆様へも痛みを伴う御協力をお願いしているところであり、そのためにはまずは行政側から自らを律し、覚悟を示す必要があると考えております。

先の定例会において行政報告会及び宣言発表におきましては、財政危機の現状と要因、そして改革への決意を述べましたが、しかし、議員の御指摘のとおり、これまでの財政運営において、普通交付税の減額をはじめとした収入減少に対する危機意識が不十分であったこと、また、起債を計画的に管理する調整機能の欠如により、結果として、

市民の皆様に多大な負担と御心配をおかけする事態を招いたことにつきましては、市政をお預かりする市長として、責任の重さを痛感しており、深く反省をしているところでございます。

この場をお借りしまして、市民の皆様にご心よりお詫び申し上げますとともに、この危機を乗り越えて持続可能な西予市を再構築することで、責任を果たしてまいりたい所存でございます。

先ほども言われました、もっと早くということをおっしゃっております。財政が大変であるという、将来に向かって大変であるということは、報告等もコマーシャルもしていたつもりではありますが、けれども、ここまでという具体的なものまでをお示しすることは、今までできていなかった、やはりある程度の方向性というものを示したのが今回の計画でございます。

遅いと言われれば遅かったと思いますが、この計画を実行することによって、再度になりますけれども将来に向かっての次世代へ残さない、また西予市として歩むことができるわけでございますので、何とぞ御理解を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。本当に申し訳ございませんでした。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

兵頭学議員。

○16 番兵頭学議員

ただいま市長から謝罪の言葉をいただきました。この場での謝罪ですので、多くの市民の方も理解を得ているものと思っております。

また、この議会においても、行政を監視することができていなかったことを反省いたしております。10 月 30 日から 11 月 20 日にかけて、各町単位で行われた市政懇談会でも、議会は何をしていたのかという厳しい意見もいただきました。議会としても十分反省して、今後二度とこのようなことにならないよう、議員全員で議論し、市民に納得していただくような議会改革も進めていきたいと思っております。

次に、職員の給与削減について伺います。危機脱却プラン作成後、議会への行政報告会において、職員の給与削減は、一律 3 % の説明がありました。その後職員組合との話し合いで、スライド方式 1 から 5 % に変更になった職員組合との協議の内容を

伺います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

山住総務部長。

○山住総務部長

職員の給与削減につきましてお答えをさせていただきます。

この職員の給与削減につきましては、当初、全庁一丸となって危機に対応するという姿勢を示すため、一律の削減案を提示するという事で議会にも報告、説明を申し上げたところでございました。

その後、職員組合との協議を重ねる中で、組合側より組合一律の削減は、特に給与水準の低い若年層職員の生活への影響が大きいとそういった強い懸念が示されました。

また、全職員を対象に実施をいたしましたアンケート調査の結果におきましても、仮に給与削減が実施された場合の方法として、全職員一律の給与削減を望む声は 13%にとどまったのに対し、役職に応じた傾斜による給与削減を望む声が 65%と過半数を大きく占める結果となりました。

アンケート結果と組合からの要望を受け止め、市といたしましても、将来を担う若手職員への配慮は不可欠であると判断をいたしました。

その結果、職責や給料表の級に応じた負担とする 1%から 5%の傾斜をつけた給与削減率を採用することで、生活への影響を緩和しつつ、組織全体で痛みを分かち合う形での合意に至ったものでございます。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

兵頭学議員。

○16 番兵頭学議員

職員組合との合意を得たとの説明がありましたが、協議の中で一律 3%、またはスライド方式の 2 案しかなかったのか。

ここに、自治労連と西予市職員労働組合の情報誌というのがあります。これ 9 月 12 日付ですがこの自治労連の情報誌によりますと、この中に両組合の委員長さんのコメントがあります。読み上げます。

この結果は、組合員の負担を当初提案より軽減

するものではありません。決して心から納得できるものではありません。交渉の決裂により、当局指導で当初案は 3%が進められる可能性も示唆されたことから、これ以上の交渉は困難であると判断し、譲歩案 1%から 5%の譲歩案をもって、組合員の負担を可能な限り軽減することが最善であると結論に至りましたという報告なんです。この文章を見ると、最初から削減ありきで、行政側が一方的に押し切ったのではないかと、市民に理解と協力を得るためだけのものではなかったのか伺います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

管家市長。

○管家市長

給与削減にかかります協議の経過については、先ほど総務部長が申し上げたとおりでございます。

財政危機を脱却するためには事務事業の見直しや公共施設の再編など、市民の皆様にも痛みを伴う改革をお願いしなければなりません。

そうした中で、まず、特別職、そして市職員が率先して身を切り、改革への揺るぎない覚悟と危機感を共有することこそが、市民の皆様の御理解、そして御協力をいただけるための大前提であるという考えのもと、給与削減を提案させていただきました。

今回の給与削減は日頃、職員一人ひとりが最前線で市民サービスの提供のために尽力していることに心から感謝をしつつも、急激な人口減少や財政難という未曾有の危機に対し、職員の生活を守りながらも、未来の西予市のために何ができるかを考え、断腸の思いでくださった苦渋の決断でありました。

この思いを職員組合と共有し、最終的に合意に至ったものと私は認識をしております。

先ほど組合の情宣広報紙の中でコメントとして、押し切られたとか、そういうこともありましたが、ただ、67%の方がやむを得ないというようなお話もアンケートの中でいただいております。そういう中で、お互いの交渉の中で理解を進めていった、それぞれ 100%ではないということは、理解はしておりますけれども、できることにつきましては、誠心誠意やった結果、こういうことでの解決になったと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

兵頭学議員。

○16 番兵頭学議員

ただいま市長のほうから、断腸の思いで苦渋の決断をしたと言われましたが、先ほどの職員組合の情報誌にも載っていたように、やはり職員の中にも協定書を結んだと言っても、不安を持っている方もいらっしゃいます。今、市長も 100% ではないとおっしゃられました。

このような形で、民主主義ですから賛成多数ということで決まったのではないかと思います、やはり中には不満を持っておられる方もいらっしゃいます。これが心配するのが、言うたら市民サービスへの低下につながるような恐れがありますので、その点だけは十分注意していただけたらと思います。

次に、市政懇談会の市民の中からも、職員の給与削減、若い職員の給与削減はやめるべきとの意見もありましたが、これから西予市を担う若い職員だけでも給与削減はやめるべきだと考えますが行政の考えを伺います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

管家市長。

○管家市長

議員の御指摘のとおり、また市民の皆様から温かい意見もありましたとおり、これから西予市を担う若い職員の生活を守り、意欲をそがないようにすることは極めて重要であると認識しております。議員各位の皆様からもそのような御意見を伺っております。

そのため、先ほど申し上げましたとおり、一律の削減は見直させていただきました。

若年層の職員におきましては、削減率を最小限 1% に抑える措置を講じました。若手職員も含めた全職員を対象とした理由は、この財政危機が一部の部署や、そして、管理職だけの問題ではなく、西予市役所全体の問題であるという当事者意識を全職員で共有しながら、一丸となって改革に取り組むためでございます。

生活への影響には最大限配慮した上での措置でございますので、このことにつきましては、何と

ぞ皆様の御理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

兵頭学議員。

○16 番兵頭学議員

せめて若手職員だけでも免除にできないかと質問しましたが、これは先ほどの発言したことと同じ発言になりますが、これから西予市を担う若手職員を育てるためにも、もう一度再考をお願いしたいと思います。

次の質問に移ります。

職員削減について、改革プラン人事マネジメントの強化の中に、定員管理計画の進捗管理方法を徹底し 10 年間で 50 人削減とあるが、進捗管理方法の徹底とはどのような徹底の仕方なのかを伺います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

山住総務部長。

○山住総務部長

定員管理計画の進捗管理の徹底の方法についてお答えをいたします。

職員数の削減につきましては、令和 3 年度から検討を進め、現在のところ、西予市定員管理計画では、令和 6 年度から令和 15 年度までの 10 年間で 50 人ほどの職員削減を目標といたしております。進捗管理の徹底ということでございますけれども、これは単に退職者の不補充による自然減を待つというものではございません。

具体的には、退職者数や再任用・定年延長の状況を精査し、安易な補充を行わず、定員管理計画に基づいた計画的な採用を行うことで、採用者数の厳格なコントロールを行います。

あわせて、組織のさらなるスリム化、そして行政事務の効率化を進め、少ない人数、職員数でも、効率よく事務を執行できる体制を確立してまいります。

また、本計画におきましては、社会情勢や行政需要の変化に応じまして、2 年に 1 回、見直しを行うことといたしております。目標との乖離が生じないように常に実効性のある計画として運用し、持続可能な組織体制を構築してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

兵頭学議員。

○16 番兵頭学議員

組織のさらなるスリム化や行政事務の効率化を進め、少ない職員数で効率よく事務を執行できる体制を確立すると言われましたが、市民からよく聞くのが、用事で市役所に行ったら、担当職員が休みですと言われ、また出直さなければならぬことがあったと聞いたことがあります。職員が少ないといっても、このようなことがあってはならないことですので、効率よく事務執行するためにも、同じ職場内での情報の共有に取り組んでいただきたいと思います。

次に、同じく人事マネジメントの強化の中に、職員採用試験を見直しするとあり、ウェブ申込み、これ先ほど加藤議員の質問の中に総務部長が答えられています。地元高校との連携などあるが、地元高校との連携とはどのような取組なのかお伺いします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

山住総務部長。

○山住総務部長

職員採用試験におけます地元高校との連携についてお答えをさせていただきます。

職員採用につきましては、合併当初、行財政改革の一環といたしまして、退職者数の2分の1を目安に新規採用を抑制するなど、職員総数の縮減に努めてまいりました。その後も、職員の年齢構成の適正化や組織の新陳代謝、また、退職者の培った技術・経験の継承を考慮した計画的な採用を基本方針として進めてきたところでございます。

その上で、今後さらに地元定着を促進するための高校との連携策でございますが、地域に貢献できる人材を育成・確保するため、地元の高校への訪問によりまして、若年層に市職員として働く魅力を伝え、地元定着を促進してまいりたいと考えております。

特に、技術職員確保のための近隣市町の技術系高校へのリクルート活動につきましては、技術系の職種の人材不足に対応するため、近隣市町の当該高校に訪問を行い、採用活動の幅を広げてまいりたいと考えております。

また、地元企業等への理解を深め、ふるさとへの愛着や誇りを育み、地元で働くことのイメージを持つきっかけづくりとして、西予市が実施をいたしております中学生向け合同企業説明会への参加も継続してまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

兵頭学議員。

○16 番兵頭学議員

今、高校卒業生で就職希望者は、本当減っております。そういった中で、地元高校生の取組として、また、近隣市町の近隣町の技術系の高校生も、的に絞って取り組むという話でしたが、よい取組だと思います。ぜひ、その中で採用を希望される方が出ますように期待しておりたいと思います。

次に、職員削減を進めることによって、技術系職員がますます不足状態になります。

例えば、水道管の維持管理に携わる職員などは、土日祝日、昼夜を問わず、漏水があれば、現場に駆けつけ、対応しております。この非常に厳しい仕事を覚えるには、最低でも数年はかかると聞いていますが、一般職では、2、3年で異動になることが多く、このままの体制では、10年後、15年後には現場をよく知る担当者がいなくなる恐れも出てくる。対応をお伺いします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

山住総務部長。

○山住総務部長

議員の御指摘のとおり、上下水道などの技術系の職員につきましては、専門的な知識、また、現場での経験が必要不可欠でございます。

また、災害時や緊急時の対応におきましても、そのノウハウの継承は、市民のライフラインを守る上で生命線ともいえるものでございます。

このため、定員管理計画に基づく職員削減を進める中におきましても、市民生活に影響が生じないように、ベテラン職員が持つ豊富な知識と現場対応の技術を若手の職員へ確実に継承するため、経験を有する職員配置や定年の引上げ、また、再任用制度を有効に活用いたしまして、指導・育成ができる期間を確保することで、専門的な分野の職員の育成を進めてまいりたいと思います。

また、異動等につきましても、近年、特に事務的な高度化が進んでおります。多様化も進んでおります。そういった中では、これまでのような短期間での異動ではなく、一定期間を見据えた中で、異動も考えてまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

兵頭学議員。

○16 番兵頭学議員

この問題は、市民のインフラを守るための技術系職員を確保できるかどうかであります。

これから先、ますます職員が減る、避けては通れない問題ですので、行政も本腰を入れて取り組んでいただけたらと思っております。

次に、毎年数名程度の職員採用を行っておりますが、来年度以降、新規採用予定者の人数をお伺いします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

山住総務部長。

○山住総務部長

来年度の職員採用予定の人数についてお答えさせていただきます。

令和8年度の採用試験につきましては、退職予定者数や定員管理計画に基づきまして、現在のところ、一般行政事務を4名、技術職1名、全体で5名程度の採用を予定いたしておるところでございます。

令和9年度以降につきましても、厳しい財政状況下ではございますが、組織の新陳代謝と持続可能な組織体制の構築のため、必要な人員はしっかりと確保している所存でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

兵頭学議員。

○16 番兵頭学議員

はい。先ほどの加藤議員の一般質問の中に、令和4年から6年度にかけての採用者数とかの問合せがありましたが、技術系で応募したのが部長の答弁ですと、1人応募があったが不採用であったということで、結局、この3年間、誰も技術系は雇ってないという解釈になろうかと思いますが、

このような中で、来年も、事務職4名、技術職1名、合計5名ということですが、この特に技術職、こういった技術を持った人を雇うこと自体が、今なかなか厳しい情勢になっておりますので、しっかりした対応で、良い職員を採用していただけたらと思います。

最後の質問になります。

今回の危機脱却プランがマスコミなどで全国に報道されました。今のままで、来年度の職員募集を行っても、受験者が西予市を敬遠して、応募がゼロ近くになることも考えられますが、対応はあるのか伺います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

山住総務部長。

○山住総務部長

議員御指摘のとおり、今回の報道によりまして本市のマイナスイメージも出ているかと思えます。本市の財政状況に対しまして不安を感じる学生、また、求職者がいることは否定をするものではございません。

しかしながら、先ほど加藤議員の一般質問でもお答えさせていただいておりますけれども、こういった状況であるからこそ、課題を乗り越えるために力を発揮したいと考えていただく、そういった意欲ある人材を呼び込む機会でもあるととらえております。

また、本プランにおきましては、単なる経費削減だけではなく、職員の働き方改革を推進することといたしております。

これにつきましても先ほど加藤議員の質問でお答えもしておりますけれども、在宅勤務制度やフレックスタイム制を活用した週休3日制の導入・検討、さらには、時代に即した柔軟で働きやすい環境を整備するということで、昨今のワークライフバランスの充実した魅力ある選ばれる職場づくりを進めてまいりたいと考えております。

ただ、多様な人材の確保につながるよう、取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

兵頭学議員。

○16 番兵頭学議員

はい、答弁ありがとうございました。

部長の答弁では、この厳しい西予市の財政事情の中で、意欲のある方を採用したいという答弁でしたが、先ほどの加藤議員の質問の中に、公務員離れという言葉もありました。

今、実際、民間では、公務員よりも給与が高いというのが現状であります。特に技術職を持たれた方は、そちらのほうに流れるという時代であります。そういった中での募集であります。よほどのことで、西予市に思いのある方が、これから応募していただくことを願うばかりであります。そのような優秀な人材ばかり多く集まることを願っておるところでございます。

今回の一般質問は、財政危機脱却プラン2025についてだけ質問いたしました。管家市長は、夕張市のような財政再建団体にはなりませんとはっきり断言されております。

そうであるなら、今回の職員給与削減は、時期尚早だと思います。私は、職員給与削減は最終手段と考えております。これを行えば、職員のモチベーションも上がらなくなりますし、西予市の将来にも大きな影響があると思います。

特別職の市長、副市長、教育長及び議員は、報酬ですので、削減をすることは構いませんが、職員は給与ですので、夕張市のように財政再建団体にならないのであれば、今回の給与削減案だけは反対することと申し上げまして、私の一般質問を終わります。

○宇都宮議長

暫時休憩いたします。（休憩 午前10時47分）

○宇都宮議長

再開いたします。（再開 午前11時00分）
次に、18番酒井宇之吉議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

酒井宇之吉議員。

○18番酒井宇之吉議員

亡くなった池田先生が11時までは「おはようございます」を使っていという許可をもらってしますので、改めましておはようございます。

昨夜の11時過ぎの災害が、青森で地震がありました。1回寝てたんですけども、トイレに行ったときにテレビをかけてみたらあった。さて、それから寝れなくなりました、というのは今、西予

市に地震が来たらどうなるんだろうということが頭に入って、非常に現実味が我が身に振り返ってきました。

それから考えてみますと、財政危機脱却プランは時を得てるのかなという感じで思いながら、今日の一般質問に立たせていただいております。

私は、財政危機脱却プランについては、財政を先に表へ持ってきたのは、私は駄目だと思ってます。これは、行政改革、市政改革の4万7000人の人口のときの住民サービスをそのまま3万3000人の現実まで、非常に縮小しないで、いろんな形で旧町ごとにやってきたという経緯があると思います。

ですから、これが今回、2040年に2万2000人、2060年に1万3000人という人口推計の予想がされてる以上は、このプランは行政改革、市政改革プランの一過性のものであると、将来2060年の1万3000人を目指すのか、2040年の2万2000人のときの市の体制をどのようにしていくのか。

財政にしろ、行政改革にしろ、公共施設の再編にしろ、まず、行政改革プランが先にあって、それから財政危機脱却プランがあったり、公共施設の再編があったりすべきだと思っております。行政改革、業務改革、そしてまたは議会改革もそうありますが、やはりそこまで見据えた形の市政改革、行政改革の根本から入った財政危機脱却プランであってほしいと思います。

といいますのは、少し長くなりますけれども、16年の合併のときに、合併委員として残った1人でございます。総務委員会に残っていましたが、その中で、非常に旧町ごとの積み残しの事業ってのは、結構たくさん解決しないまま残っております。

そして、三好市政の中で、いろんな対応をして、旧町の積み残しをやります。そしてまた、合併債が5年になくなるというところを、どうしてもすり込んでいかなければいけないという行政側の事情があって、議会側も、やはりそれを理解した形に賛同した経緯があります。これは必要ないかなというようなことも、地域の議員さんから頼まれたり、地域の市民から頼まれて、これはしょうがないというような形でやれるところへ、自主財源がない当市においては、合併債とか市債をもってやらなければいけないという形があったように記

憶をしております。

旧町ごとにいろんな施設があって、これも要らない、あれも要らなかったんじゃないか。人口がどんどんどんどん減っていく中で、そういう感を現在持っております。

その中で私の今回の質問でございます。

実を言いましたら、こんな話をしますと平成 28 年のときに財政課のほうから、令和 7 年にはこのような問題が起きてくるよということが提示されております、というのは、平成 28 年のときに、令和 7 年になったら西予市は財政的な大きな火事になりますよということが、財政課から持ってきて議会にも説明がある。その代わり、平成 28 年ですから、先の火事が非常に小さい火事に見えたのがだんだんだんだん近づいていくと令和 7 年には大きな大火になって、このようなプランをつくらなければならないというような感じになったように思います。

そこでお尋ねします。

いろんな財政改革プランが出ておりますけれども、実際のところ、財政的に一番ウェイトを占めておりますのは、職員人件費でございます。人件費の経緯につきましては、プランの中でもありましたように 7 年度の予算が 55 億 9000 万円。公債費が 42 億円でございます。非常に公債費の施設を建てたことに関しての質問がいろいろありましたけれども、人件費は平成 28 年には 45 億円、大体 10 億円上がっております。

今回も、愛媛県の人件費が、4 月に遡って 3.06%上がります。西予市はどのようにするかまだ伺っておりませんけれども、このような問題につきましても、人件費がやはり 10 億円上がり、扶助費が 33 億円から 42 億円ですから、これも 9 億円ぐらい上がってるんです。公債費は 34 億円から 42 億円ですから大体 8 億円、140 億円の義務的経費の中から人件費を何らかの形で取上げないといけないと、このように思って、職員についての質問を議長に提出したゆえんでございます。

まず、職員でございますけれども、市民の方が市役所へ来たり、支所へ行きましても、どの方が正職員で臨時職員、合併のときは臨時職員と言いまして、令和 2 年から国の制度で会計年度任用職員にかわりました。その辺りの経緯から、ずっと見ますと今回の議案 117 号では、西予市の一般職

の職員という条例が出てます。議案 118 号では、特別職の職員とある。議案第 119 号は、西予市の職員とある。そしてまた、会計年度任用職員だとかその他の職員だとか決算上に出ております。

そしてその上に、一般職、正職員、その辺りがどういうもんか私らはもうはっきりと分かりません。理解しておりませんので、まず先に、職員の区分についてお尋ねしますが、どのようになっているかをお尋ねいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

山住総務部長。

○山住総務部長

職員の区分につきましてお答えをいたします。

地方公務員法に基づきまして、大きくは特別職と一般職に区分をされております。

特別職というものは、市長、副市長、教育長などのいわゆる三役、そして、市議会議員などが該当をいたします。

一般職につきましては、いわゆる市の職員でございます。事務職、技術職、消防職、技能労務職、医療職、福祉職などが該当をいたします。

また、一般職の中におきましても、任期の定めのない常勤職員、1 年以内の任期で任用される会計年度任用職員、その他短時間勤務職員などが含まれております。

区分につきましては、以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

酒井宇之吉議員。

○18 番酒井宇之吉議員

令和 6 年度の決算を見ますと、正職員が 40 億円。決算上出ております。

会計年度職員、これ臨時職員でございますけれども 10 億円、その他の職員が 2 億 6000 万円出ております。

今、お話ありました職員についてでございますが、今、説明があった中での決算上に出ておる正職員とは、どの部分を示すんですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

山住総務部長。

○山住総務部長

決算に出ております正職員につきましては、い

わゆる一般職の職員、そして特別職の職員の給与を指すものでございます。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

酒井宇之吉議員。

○18 番酒井宇之吉議員

私なりで、その他の職員というのは、我々議員も非常勤の職員という条例で掲げておりますから後で質問いたします。その他の職員に入るのかなというような感じがしておりますけども、後ほど聞かせていただきますが、会計年度任用職員につきまして、令和2年度から国のほうで始まったわけでございますが、会計年度任用職員はどのような採用内容なのか、どのような形態で採用しているのか御説明をお願いします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

山住総務部長。

○山住総務部長

会計年度任用職員につきましてお答えをいたします。

この会計年度任用職員は、令和2年度の地方公務員法改正によりまして新たに導入をされた制度でございます。4月1日から翌年の3月31日までの一会計年度を超えない範囲内で置かれる非常勤の職でございます。

業務の内容といたしましては、事務補助、保育士、給食調理員など、多岐にわたっております。雇用形態には1週間当たりの勤務時間が38時間45分の常勤職員よりも短いいわゆるパートタイムと、常勤職員と同様のフルタイム、この2種類がございますが、本市におきましては大半がパートタイムでの任用となっております。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

酒井宇之吉議員。

○18 番酒井宇之吉議員

1年契約でその都度やられるわけですが、1年契約でその仕事に非常に能力を発揮できる形の方は、1年ごとに継続して契約していくと思うんです。長くやっておられる方がどれぐらいおられるかお分かりになりますか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

山住総務部長。

○山住総務部長

当市におけます会計年度任用職員の任用の期間でございますけども、先ほど申したとおり基本といたしましては1年、ただし、その者が優秀であるということにおきまして、それが評価される場合は今のところ当市においては、3年続けて任用を続けることができるとしております。4年目に当たってはもう一度試験を受け直していただくという形の制度設計とさせていただいております。

ただし、これにつきましては国のほうでは、既に3年更新というような形についての条件制限を撤廃いたしておりますので、今後についてはその任用の在り方を見直すことになろうかと考えております。

その人数でございますが、現在の細かい数、手元には資料ございませんが、おおむね半数以上は比較的継続した形で任用が続いている職員が多いという認識を持っております。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

酒井宇之吉議員。

○18 番酒井宇之吉議員

市民の方から一般職、俗に言う正職員という方よりも、いわゆる会計年度任用職員のほうが対応もいい、接遇態度もいい、そういう能力のある人がいいという市民の意見を時々聞くのですが、担当部長として、そういうことがあるかどうかお聞きします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

山住総務部長。

○山住総務部長

ただいまの会計年度任用職員の能力等についての評価についてお答えをさせていただきます。

確かに議員御指摘のとおり、会計年度任用職員の中にも非常に優秀な方がいらっしゃるというのは十分認識をいたしております。ただ、それが職員と同等のレベルなのかどうかということについては、いろいろ評価は分かれようかと思います。

基本的に、会計年度任用職員というのは事務的

な補助をする立場で、会計年度任用職員として特定の事務について従事をいただく。一般の行政事務の補助的業務を担っていただくという立場でございます。

そういったことを踏まえた上で、その分野においては、十分にその能力が発揮できる会計年度任用職員が当市においては多いというのは非常に喜ばしいことではないかと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

酒井宇之吉議員。

○18 番酒井宇之吉議員

上司としてはそういうお答えになるだろうと思いますが、食いつばぐれのない正職員だったのと1年ごとで契約しなければならない人とのやはり意識とか勤務意欲だとかそういうものは、多分に差はあるんじゃないかと私は思います。

これからいろんな職員について、いろんな学職員とか加藤議員が質問された職員についての質問がされましたけれども、その辺りは、管理職の腕も問われるということを肝に銘じていただきたいなど、かように思っています。

分類の中でその他の職員についてお尋ねしますが、その他の職員というのは、実を言いましたら正職員、会計任用職員、そしてその他の職員として、令和6年度決算で2億6000万円ほど出ております。

これがどのような職員であるのかお尋ねします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

山住総務部長。

○山住総務部長

その他の職員の内容についてお答えさせていただきます。

特別職、一般職のほかに、役職定年をいたしました職員を短い勤務時間で再任をする定年前再任用短時間勤務職員、また定年の段階的な延長期間におきまして、再任をいたします暫定再任用職員、高度な専門的知識や経験、すぐれた識見を有する者を一定の期間に限って採用いたします任期付短時間勤務職員、こういったものを採用、その他の職員として採用いたしております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

酒井宇之吉議員。

○18 番酒井宇之吉議員

我々、議員もその他に入るわけですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

山住総務部長。

○山住総務部長

お見込みのとおりでございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

酒井宇之吉議員。

○18 番酒井宇之吉議員

続いて、次の質問に移りたいと思いますが、職員数についてお尋ねをいたします。

現在の職員数について、職員数っていうのは総職員数とか、会計年度任用職員、その他とか全部入れてのとか、そして、正職員とかありますが一般職員とか、そこら辺の採用区分の職員数をお尋ねいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

山住総務部長。

○山住総務部長

職員数についてお答えをいたします。

令和7年4月1日現在の一般職におけます常勤職員の数でございますが、これが563名、会計年度任用職員のうちパートタイムが379名、フルタイムは58名、その他の任期付短時間勤務職員につきましては9名でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

酒井宇之吉議員。

○18 番酒井宇之吉議員

一般職、正職員が563名、この中には市長も入るということですね。そして、短時間勤務職員、会計年度任用職員は合計しますと446名ということになりますが、私の今の解釈でよろしゅうございますか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

山住総務部長。

○山住総務部長

先ほどの一般職 563 名の中には、いわゆる理事者三役については含まれてございません。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

酒井宇之吉議員。

○18 番酒井宇之吉議員

三役は条例で特別職の職員とあるんですが、これはどこの数字に入ってきますか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

山住総務部長。

○山住総務部長

ここで今御質問いただいている常勤職員数というのは 563 名でございますが、これ以外に、当市において特別職の職員として 3 名、市長、副市長、教育長がこれ以外にいるということで御認識いただければよろしいかと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

酒井宇之吉議員。

○18 番酒井宇之吉議員

議員はその他の職員に入るということで、三役は特別な形の中の職員ということで、別枠で対応しているとそういう解釈をさせていただきます。

続きまして、お尋ねしますのは、合併時からの推移について、合併時の平成 16 年の一般職、正職員についてお尋ねいたしますが、その推移についてお尋ねをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

山住総務部長。

○山住総務部長

職員数の合併時からの推移についてお答えをいたします。

合併時の平成 16 年度の一般職におけます常勤職員の数でございますが 1,051 名でございました。現在令和 7 年度にはそれが 563 名となっております。この減少につきましては、定員管理計画に基づきまして、事務事業の見直しや施設の統廃合、また民営化等によります定員適正化を進めてきた結果でございます。

ます。

特に、令和 7 年度からは西予市民病院等が指定管理者制度に移行をしたことに伴い、医療職等の職員数が大きく減少した、そのことが近年の職員数の減少の主な要因となっております。

会計年度任用職員につきましては、会計年度任用職員制度が始まった令和 2 年度との比較におきましては、会計年度任用職員のうちパートタイムは 498 名から 379 名となり 119 名の減、フルタイムは 161 名から 58 名となり 103 名の減となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

酒井宇之吉議員。

○18 番酒井宇之吉議員

正職員と呼ばせていただきますけれども、それが 1,051 名から減っているわけでございますけれども、その代わり令和 2 年まで臨時職員として肩代わりしたような形で、どんどんどんどん増えています。

結局、人口減少がどんどんどんどん減っていく率から言えば、正職員数は減っているけれども、その代わり臨時職員、会計年度任用職員が補助している、増えている。そういうような結果になってると思いますが、そのような認識でよろしいですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

山住総務部長。

○山住総務部長

お答えをいたします。

職員数につきましては先ほど申し上げたとおり、これまでの様々な組織再編、いわゆる行革ということになろうかと思えますけれども、そういった取組によりまして職員数は大幅に減少いたしております。

会計年度任用職員につきましても、従来の臨時職員で事務補助をしていた時代と比べましては、事務の効率化、先ほど申し上げた組織再編等も踏まえまして、削減に努めているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

酒井宇之吉議員。

○18 番酒井宇之吉議員

5 町が合併したときに全員の職員が寄りますと膨大な数になりました。実を言いましたら、大洲市とか宇和島市とか比べますと実際に多くなっていると、人口的にはそういうふうにとらえておりました。そして、人件費的には三瓶町が、非常に西宇和郡が高かった関係で、それに調整するのに長い年月、5 年以上かかったと思いますが、退職金についてはそれ以上かかりました。そのような経緯がございますのでお尋ねしますが、他市との比較について、職員数についてお尋ねをいたします。

○宇都宮議長

山住総務部長。

○山住総務部長

他市との比較につきましてお答えをいたします。総務省の類似団体別職員数の状況というものを用いて、同規模の団体との比較をいたしております。

比較の対象となりますのは普通会計職員でございますけれども、この普通会計職員というものは、一般行政、教育、消防などの業務に従事をする職員を指しております。水道や病院などの公営企業会計、また、国民健康保険などの特別会計に属する職員は除かれます。これは自治体によりまして、会計の区分けが異なる場合があるため、全国一律の基準で比較を行うために用いられる区分となっております。

この基準に基づきまして、令和 6 年 4 月 1 日時点の状況で比較をいたしますと、人口や産業構造が似ている、いわゆる類似団体との平均と比較をいたしまして、本市の職員数は約 50 名程度多い、そういった状況でございます。その要因といたしましては、本市が広大な面積を有していること、また、地域づくり活動センターなどをはじめ、多くの施設を維持管理していること、そういった地理的な、また、組織的な事情によるものと考えております。

また、人口 100 人当たりの職員数につきましては、令和 7 年 4 月 1 日現在の西予市の人口 3 万 3307 名で換算をいたしますと約 1.54 人という状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

酒井宇之吉議員。

○18 番酒井宇之吉議員

人数につきましては広い西予市でございますので、その辺りを鑑みて比べることはできないと思いますが、次に年齢階層別の現状についてお尋ねしますが、現在、先ほどの質問にもありましたように近年新採用が少なくなっておりますし、その辺りも含めた形で、年齢階層別な形を説明していただいたと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

山住総務部長。

○山住総務部長

職員の年齢階層別の現状についてお答えをいたします。

令和 7 年 4 月 1 日現在の年齢別構成でございますが、40 代後半から 50 代の職員の割合が高くなっております。組織の人員構成において年齢が高いベテラン層の割合が大きく、逆に若手・中堅層の割合が小さくなっている、いわゆる逆ピラミッド型に近い構成となっております。

本市におきましては、過去に行財政改革の一環といたしまして、新規採用を抑制した時期がございました。そのため、特に 30 代中盤の職員が比較的少ない状況にございまして、世代間の構成に偏りが生じております。

年齢別の人数でございますが、少し細かい数字になりますけれども、20 歳未満が 8 名、20 歳から 23 歳が 19 名、24 歳から 27 歳が 42 名、28 歳から 31 歳が 47 名、32 歳から 35 歳が 46 名、36 歳から 39 歳が 47 名、40 歳から 43 歳が 54 名、44 歳から 47 歳が 80 名、48 歳から 51 歳が 95 名、52 歳から 55 歳が 66 名、56 歳から 59 歳が 39 名、そして 60 歳以上が 20 名となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

酒井宇之吉議員。

○18 番酒井宇之吉議員

ただいまの年齢別の人数をちょっと別枠で書きとめてみたんですが、40 歳以上が 354 人、40 歳以下が 209 名、合計 563 名ということで、やはり 40 歳以上が 62.8%になりますので 63%ぐらいに

なります。というのは、逆ピラミッドってのは、そのとおりでございますが、非常にこの財政プランの中で私、重荷になってるのは、この人たちの号俸が高い人たちが 63%もいるというところで、人件費のアップが、先ほど申し上げました予算計上の中で 10 億円、28 年度と比べてちょうど 10 億円上がっております。

そして交付税が、人口が減るとともに交付税減りますので 10 億円減っている。差引勘定、プラマイしますと、これじゃやっぱり財政やっていけないわなというのが分かります。

これも議員の責任も、兵頭議員が言いましたようにありますけれども、実際この大きな流れというものをしっかりととらえて、これから 2040 年、それから 2060 年、これは 2 万 2000 人、1 万 3000 人を想定される中で、職員についてはこのまま先ほど聞きますと 10 名弱の採用になろうかと思しますので、ちょうど職員数もよくなるのかなと。

ただし、これで広いところの住民サービスができるのかなということで、財政改革ではなしに、行政改革のほうのプランニングを再度やらなければいけないんじゃないかなというような感じがいたしておるところでございます。

続いて、先ほども職員組合の話がありましたけれども、職員組合の加入について、それぞれの職員組合の加入人数は、そして、職員組合数、組合に加入している人数、または組合に加入できない人の職員数はどれぐらいあるかお尋ねします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

山住総務部長。

○山住総務部長

はい、職員組合の加入人数等についてお答えをいたします。

本市におきましては 2 つの組合がございます。自治労連西予市職員労働組合、そして西予職員組合連合会でございます。

この組合への加入状況でございますけれども、令和 7 年 4 月 1 日現在での 2 つの組合を合わせた人数となっておりますが、290 名でございます。

加入できない職員につきましては、地方公務員法の定めによりまして、管理監督の地位にある職員等につきましては、組合に加入することが制限

をされておまして、その対象者が約 230 名となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

酒井宇之吉議員。

○18 番酒井宇之吉議員

組合に加入する・しないは、職員の自主判断でよろしいんですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

山住総務部長。

○山住総務部長

お答えをいたします。

強制されるものではございませんので、任意ということで御理解いただけたらと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

酒井宇之吉議員。

○18 番酒井宇之吉議員

こうして組合の加入してる数字を 290 名だとしましたら、563 名のうちに参加できない人もおりましようけれども、先ほど兵頭議員が言いました組合の職員の減給の折衝の中で、職員の 290 名ということで組合と折衝して了解を得たというような話が時々出てきますが、その辺りは多少問題があるんじゃないかなと。

やはり全員の職員に対して、アンケートをとるとか、そしてアンケートをとったら、もうやらないほうがいいということは分かっておりますけども、その辺りも含めた形で、これからまた、モチベーションが下がらないような形の組合活動、また、そして西予市を思い、西予市の市民を思い、職務に当たっていると私は信じておりますので、その辺りも含めた形で御指導願ったらと思います。

続いてお尋ねしますが、西予市のラスパイレス指数は。他市との比較について問います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

山住総務部長。

○山住総務部長

ラスパイレス指数についてお答えをいたします。

このラスパイレス指数というものは、地方公務員と国家公務員の給与水準を、職種、学歴、経験

年数等の差を考慮した上で比較をいたしまして、国家公務員の給与を 100 とした場合の地方公務員法の給与水準を指数で示したものでございます。

この定義に基づく令和 6 年 4 月 1 日現在の西予市のラスパイレス指数は 93.1%となっており、これは、愛媛県内 11 市の中でも最も低い水準でございまして、県内市平均が 96.7%、近隣の宇和島市で 95.0%、八幡浜で 96.6%、大洲市は 94.2%と、また全国の市の平均でございしますが、こちらは 98.6%と比較をいたしましても、本市の給与水準は低い状況にございます。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

酒井宇之吉議員。

○18 番酒井宇之吉議員

近隣と比べても、低いというところで、また減給したらまた下がりますんで、また低くなるというところでございますけれども、これも市民にお尋ねしますと公務員というのは、やはり地域の中ではいいのよという考えを持っておられる方がたくさんありますけれども、これは、私はどうかと思います。地域の GDP の数字に合わせてやられたらどうかというような意見を私に進言してきた市民もおります。

でも、やはりしっかりとプライドを持って、西予市の市政をリードしていく職員であってほしいと思いますので、実際のところは、本市の水準は低いですが、また、本年度、先ほどもお話ししましたが、愛媛県が 3.06%で、多分西予市も今回の中では減給の計画はあるけれども、人事勧告については、そのとおりにアップするという解釈でよろしいですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

山住総務部長。

○山住総務部長

人事委員会勧告、また愛媛県の人事委員会の勧告によります、給与条例関係条例の改正等につきましては、今議会の最終日に上程の予定でございます。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

酒井宇之吉議員。

○18 番酒井宇之吉議員

やはり人事院勧告をしてやってますと、人件費そのものの自体は、今 55 億円を 7 年度出してますけど、計画を。それから、これからは下がらないんじゃないかと思うんですよ。その辺りは、ずっと計画を組んでみますと、大体その通りに下がらないような計画で横ばいになってるような数字になっております。

これから 10 年、そうすると、これからは交付税は下がっていく。そして、その中であるのは、市民の住民サービスと言われるようなものから、割愛していく。そしてまた、扶助費というのが、義務的公費の中であります。扶助費につきましては、実際のところ、障がい者、これは扶助費が決算で 42 億円から 43 億円ぐらいあるんですが、障がい者給付のお金だとかそれが 12 億円ほど、それから、総務費給付負担金とか 9 億円、生活保護は 4 億 4000 万円。児童手当が 4 億円、コロナとかその都度来る分が 2 億 7000 万円、その他が 9 億 4000 万円ほどあるんですね。これも減らすこともできない。

だから、公債費だけを一生懸命減らそうとするけれども、これから新しい事業はやらないというような話になって、そうすると、これからの市政運営は、財政から出発するんじゃないし、大きく見た市政から財政を見るような形にしないとこれからの人口減の 3 万 3000 人が今度 2 万 2000 人になり、1 万 3000 人になるとしたらですよ。そこを見据えた形の行政改革プランであってほしいと思うし、財政危機脱却プランであってほしいと、私はこのように考えております。

続いて、職員の意識改革はどのようにされていくのか。

職員といいましても、今言いましたように、階層的にその他から臨時職員、私は臨時職員といった方が言いやすいものですから、臨時職員、そして正職員、その辺りの減給対策職員が重点的になるような意識対策を考えられているのか。

私は、会計年度任用職員は長くても 3 年というところ、意識改革をどんどん設けていくよりは、意識改革は正職員になる人たちに対象とするような形の政策を考えるべきではないかと思いますが、いかがでしょう。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

山住総務部長。

○山住総務部長

職員の意識改革につきましては、これは財政危機脱却に向けたせいよ変革宣言の根幹に当たる部分でございます。

このままでは生き残れないという強い危機感のもとで、既存の仕組みや考え方を根本から見直す姿勢を指す、そういった意味で、今回の宣言でございます。

具体的には、いろいろ御指摘をいただいておりますけれども、これまでの行政があつてこそその財政から、まずは、財政があつてこそその行政へと発想を転換いたしまして、これは特定の職員だけでなく、会計年度任用職員を含む全職員がこの危機を自分事としてとらえ、コスト意識を持って業務に当たるように求めるものでございます。

計画をいたしております給与削減の対象となる人数につきましては、市長、副市長、教育長の特別職に加えまして、一般職の常勤職員全職員を対象と考えてございます。対象人数は、令和8年度の職員約580名程度を見込んでおります。管理職だけではなく、若手職員も含めた全職員を対象とすることで、組織全体で危機感を共有し、一丸となって改革に取り組む、そういった決意を示すものでございます。

なお、この行財政改革の取組につきましては、職員アンケートにおきましても、ほぼ全員がしなければならないとそういう意識を持っていたいております。その意識を持って今後の行財政改革に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

酒井宇之吉議員。

○18番酒井宇之吉議員

当たり前の答弁なんですよ、正直。そしてもう一つありますのは、会計年度任用職員と、正職員で60歳までずっと身分保障、いろんな責任がありますけど身分保障されてる方と、3年になったら再度試験を受けなきゃいけない人と同じような意識を持って、行財政改革に取り組めと言ったって、こんなの無理ですよ。実際のところ。

その辺りから、キーポイントとして、正職員にはそういう意識付けをして、会計年度任用職員よりも能力が高いものをしっかりやっていく。会計任用職員を補助とするんだったら、その補助の使い方の指導をすとか、そういう意識改革を具体的に立案しないと、ただ、のんびんだらりし、改革、意識改革と言っても、できるもんじゃないと思いますよ。

また後で話しますけども、そしてもう一つあります。

今、言いました行政があつてこそその財政っていうのは分かります。財政があつてこそその行政っていうのは、私はお金に縛られてるようなそんな運営はしたくありませんね。実際は行政があつて、そして、そこに人が絡むんです。人間が絡むんです。人それぞれ意識も違うし、能力も違うし、いろんな考え方があるから、こんなよく考えたなと思って、人がいない、人間がいないような財政があつてこそその行政改革、こんなものがあつて私はいかがかなと思います。

このプランにも、未来のために今こそ意識を変える時の中に、行政があつてこそその財政から、財政があつてこそその行政への考え方を転換する必要があります。

もちろん先ほど言いました青森のような地震が今来たら、それが必要という意識かもしれません。しかし、この計画は2年間とか3年間じゃないんですよ。市民のために市のために、みんなの幸せのために、この改革をやるわけですから、その辺りの人の感情だとか愛とか、そういうものが感じられるような行政改革でないといかんと思うし、意識改革ってのはそこから始まらないと。お金で入ったんじゃないと続きますよ。何をやっても。

ですから、これをここに未来のために今こそ変えるべきというやつがありますけども、こんな誰が考えたんだということを一言言ひまして、これは、後の分で検証されるかどうかはまた考えていただきたいと思いますが、このように、職員が、やはり市政を動かすわけです。

市長は、三役は我々もそうですけれども、あと2年少し経てば報酬的な形の我々は給与じゃありませんので、その辺りで変わります。変わるときにそういうものを引き継いでいけるような形の政治をしていただきたい。愛がつながるような人が

ずっとつないでいけるような、絆がつながるような行政をやってほしいと思います。

職員は意識改革っていうのは、そこから始めないと、お金でずっと財政で行政をつなぐような形じゃなしに、人と人をつなぐようなというふうな形をうたっておりますけれども、まちづくりで、そういう形の中でやっていただきたいと思いますので、私のような考え方の人が少ないかもしれませんが、人と人とが団体で動く場合には、やはり信頼関係があって信用して、裏切られるときもある。

そういうときもありますので、その辺りを含めて、職員を信じて、また、信じてあげて、そして、ことくそにならんと思う職員もおるかもしれませんが、その辺りを上手に職員の意識改革を進めていただきたいかように思います。

続いて、質問をいたしますが、2番目の市政懇談会について、市政懇談会を終えて目的、結果、効果、検証についてお尋ねをいたします。夜、昼の2回の市政懇談会はよかったように思います。

また、市政懇談という形にしたのは、私は意味があるのかなという考え方を持っております。市政報告、市政説明会というような形でなくて市政懇談会にしたのは、何かの意味があったのかなとこういうふうに考えておりますが、厳しい意見もあったり、中には励ましの意見もあったかと思えます。

目的は達したのか。結果、効果はどう評価されたのか。これからの検証を先ほど見ましたけれども、意識改革につきましても、いろんな検証されると思いますが、どのようにされるのかお尋ねをいたします。

私も、10カ所でやりましたけど、10回やったわけですが、9回参加させていただきまして、市民のいろんな意見を聞かせていただきました。議会人として、また、議会を長くやっている人間として非常に先を見る目、是は是、非は非として、どうしてあのときできなかったかなというような反省が今でもあります。

それが、このような事態を招いたのかなというように責を感じておりますが、これからみんなで、一緒になって、この危機を行政改革の中で、今ではなくて、今もそうですけれども、これから2万2000人になったとき、1万3000人になったとき

につなげるような礎を改革の中でつくっていきたいと思いますが、評価についてこれからの目的、結果、効果、検証についてお尋ねをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

管家市長。

○管家市長

ただいま酒井議員から御質問のありました市政懇談会の目的、効果そして結果、検証についての4つのことについてのお答えをさせていただきますと思います。

まず、今回の市政懇談会においては、財政危機の現状、そして、脱却プランの必要性を市民の皆さんに御理解をいただくという目的でありました。その実行に対する御意見をいただくことと、また協力をお願いすることでありました。

懇談会では先ほども議員言われたように、ほとんどの会場に足を運んでいただいたので、その中の声はもう感じられておりますけれども、なぜこのような事態になったのかという、厳しい御意見や個別の取組に対しまして、やはり不安感や懸念を示す多数の御意見を頂戴いたしました。これは市民の皆様の高い危機感のあらわれでもありますし、市としても真摯に受け止めてまいりたいとそうように思っています。

一方で厳しい状況ではあるけど頑張ってもらいたいとか、一緒に乗り越えていきたいという、叱咤激励のお言葉も頂戴したことを本当にありがたいなと思っております。

これらの声をやはり受け止めさせていただいて市の現状とプランの理解促進という点では、目的は達成に向かっていると一定の評価をしております。

ただし、個別の事業に対する全面的な共感、そして安心を得るという点では、これから始まりという認識も強く持っているところでございます。

今回の懇談会の効果は、単に説明を終えたことだけではなくて市民の皆様の声を頂戴したという貴重な財産を得たというふうに捉えております。各会場で頂戴いたしました具体的かつ切実な意見は、単なる意見ではなく、プラン実行におけるリスク要因もありますし、あるいは市民目線の改善点を示していただいたと捉えております。

また、会場の関係では、サテライト会場での参

加者数や、周知方法に関しても改善、そういう工夫の余地があるのではなかろうかなというふうに認識をしております。

この全ての懇談会で頂戴しました御意見を精査しまして、プランを具体的に実行する際には、市民の皆様の不安、懸念を解消できるよう、丁寧な説明ときめ細かな対応を続けてまいりたいと考えております。

市政懇談会でもお伝えいたしましたけれども、財政危機脱却プラン 2025 は決して市役所だけで実行できるものではありません。市民の皆さんお一人おひとりの御理解と御協力をいただくことが、前進の力になりますし、そういうことが結集して初めて実を結ぶものであると思います。

そのために市役所一丸となって、市民の皆様との対話と協働を継続しまして、理解を深めながらプランの実行を力強く進めていく決意であります。困難な状況を乗り越えて持続可能な西予市を築くためには、市議会の皆様の深い御理解と指導・御協力が欠かせません。今後とも御理解と御協力をお願い申し上げます。

そしてこの中で、先ほどから酒井委員が御指摘いただいておりますけれども、やはり人口が減るということに対応したまちづくりをしないといけないということは、説明させていただいた一つであると思います。

そして、財政と行政の関係のことについても御指摘をいただきましたけれども、やはり今回のこの状況を見てみると起債等の管理が十分にできなかったということと、財政調整基金など、ある程度のお金の中でまだ大丈夫だということがあったということを2つ大きい反省をしておりますけれども、その中でも、やはり財政というものは芯として確立はしないといけないとそうように思っておりますので、これは表裏一体のものであると思います。何度も言いますけれども、未来に向かって西予市を進めていく、これはやっぱり一つひとつの心と心の触れ合いでもあると思いますので、そういうことを考えながら前進をしていきたいと思っておりますので、重ねてでございますけれども、皆様の御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

酒井宇之吉議員。

○18 番酒井宇之吉議員

もう質問の時間はございませんけれども、実を言いましたら、昨今、国の中で偉い人が朝令暮改で政策をぼんぼん変えている人がおられます。

管家市長も検証する中で朝令暮改とは言いませんけれども、信念を持って、これは変えなければいけないところは勇気を持って変えていただく。そのような形にしていきたい。

そしてまた一つだけ申しておきますけれども、お願いですから、職員がやはり市長がある程度頑固でいけないときには苦言を呈してでも、やはり市民のためにいろんな政策を進言して、やはりイエスマンにならないような形にしたいと思っています。

我々もそうでございますが、議会も反省して我々もこれからも、是は是、非は非としてもっと強くしなければいけなかったかなというような気はしていたしておりますけれども、旧町のいろんな事情があります。

私は今回の懇談会の中で感じたことを一言述べさせていただきますと、今もって我が旧町の町のことばかり、おっしゃられる方がございました。やはり、こないだもその話をしますと、あと一代、20 年たったらそういうものを言うことがなくなるのよと、西予市を主体で考えるようになるのよという人がおりましたけれども、そういうものを捨て切って、西予市をやはり主眼にしてやっていく。人口減少の中では、それをやらないと、いつまでたっても旧町ごとの利益を主張している市民の、やはり改革を議員としてもやっていきますので、市政の中でも、そのような活動をしていただきたいということを願ひまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○宇都宮議長

以上をもって本日の日程は全て終了いたしました。

明日 12 月 10 日は午前 9 時より一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでした。

散会 午後 0 時 06 分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに
署名する。

西予市議会議長 宇都宮 俊文

同 議員 宇都宮 久見子

同 議員 加藤 美香

第 3 日

12 月 10 日（水曜日）

令和7年第4回西予市議会定例会会議録（第3号）

1. 招 集 年 月 日 令和7年12月10日

1. 招 集 の 場 所 西予市議会議場

1. 開 議 令和7年12月10日

午前 9時00分

1. 散 会 令和7年12月10日

午後 0時25分

1. 出 席 議 員

1 番 まつもと みき

2 番 大 森 揚 子

3 番 山 下 昌 和

4 番 宇都宮 久見子

6 番 宇都宮 俊 文

7 番 加 藤 美 香

8 番 中 村 一 雅

9 番 河 野 清 一

10 番 山 本 英 明

11 番 竹 崎 幸 仁

12 番 小 玉 忠 重

13 番 源 正 樹

14 番 井 関 陽 一

15 番 二 宮 一 朗

16 番 兵 頭 学

17 番 森 川 一 義

18 番 酒 井 宇之吉

1. 欠 席 議 員

5 番 信 宮 徹 也

1. 会議録署名議員

8 番 中 村 一 雅

9 番 河 野 清 一

1. 地方自治法第121条により

説明のため出席した者の職氏名

市 長 管 家 一 夫

副 市 長 酒 井 信 也

教 育 長 宇都宮 明 彦

総 務 部 長 山 住 哲 司

政策企画部長 大 野 本 敦

生活福祉部長 麓 寿 春

福祉事務所長 長 野 静 香

産 業 部 長 兵 頭 章 夫

建 設 部 長 安 岡 克 敏

会 計 管 理 者 岩 本 博 文

消防本部消防長 宇都宮 憲 治

教 育 部 長 谷 川 和 久

明 浜 支 所 長 竹 内 克 之

野 村 支 所 長 土 居 文 人

城 川 支 所 長 中 城 多喜恵

三 瓶 支 所 長 浅 野 幸 彦

総 務 課 長 山 崎 徳 博

財 政 課 長 沖 野 貴 洋

監 査 委 員 正 司 哲 浩

1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長 池 田 いずみ

議 事 係 長 瀧 川 健 二

1. 議 事 日 程 別紙のとおり

1. 会 議 に 付 し た 事 件 別紙のとおり

1. 会 議 の 経 過 別紙のとおり

議 事 日 程

- 1 会議録署名議員の指名
(8 番中村一雅、 9 番河野清一)
- 2 一般質問

本日の会議に付した事件

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 一般質問

開会 午前 9 時00分

○宇都宮議長

おはようございます。

本日は傍聴にお越しいただき誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は 17 名であります。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配信のとおりであります。

(日程 1)

○宇都宮議長

まず、日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。今定例会の会議録署名議員に 8 番中村一雅議員、9 番河野清一議員を指名いたします。

理事者から発言の訂正があります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

山住総務部長。

○山住総務部長

昨日の兵頭学議員からの給与削減にかかります一般質問の中で、市長が給与削減をやむを得ないとする職員が 67%いるとの答弁をいたしました。が、正しくは必要だと思うが 8%、やむを得ないので必要だと思うが 62%、合わせて 70%でございますので訂正をさせていただきます。

(日程 2)

○宇都宮議長

次に、日程第 2、一般質問を行います。

質問者は通告内容及び申合せに従い発言してください。

それでは、通告順に発言を許可いたします。

まず、15 番二宮一朗議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

二宮一朗議員。

○15 番二宮一朗議員

おはようございます。

会派フォーラムせいよ、公明党の二宮一朗でございます。

今、議長より許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

今回の質問は、今定例会で一番議案に上がっております市政懇談会、脱却プラン、そしてふるさと納税、3 つ目は、今国会で審議をされております

す物価高騰対策重点支援交付金について、この 3 点について質問をさせていただきます。

市政懇談会に関しましては、昨日 2 名の議員からの質問がありました。できるだけ違う角度からの質問を心がけていきたいなと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

まず 1 点目市政懇談会を開催しての質問要旨①からいききたいと思います。参加状況について、まずお伺いをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

大野本政策企画部長。

○大野本政策企画部長

市政懇談会の参加状況についてお答えをいたします。

今回の市政懇談会は、市の財政状況を市民の皆様へ直接お伝えし、御理解と御協力を賜るための重要な機会と位置づけ、財政危機脱却プラン 2025 をメインテーマとして、去る 10 月 31 日から 11 月 20 日までの間、市内 5 町で、午前と夜間の計 10 回開催をいたしました。

メイン会場に加え、サテライト会場をオンラインで活用するなど、市民の皆様が参加しやすい環境を整えたところです。

その結果、参加者総数は 607 名となりまして、前回の市政懇談会では夜間のみで 5 回ではありましたが、前回の参加者数 245 名を大きく上回るものでありました。市民の皆様の関心の高さを改めて認識したところでございます。

具体的な参加状況についてですが、開催時間別に見ますと、夜間開催の参加者総数が 394 名、昼間開催の約 2 倍となり、お仕事等の都合に合わせて夜間開催が広く利用されたと考えております。

会場については、メイン会場が 414 名だけでなく、サテライト会場 193 名も多く利用されまして、地理的な制約を越えて情報を届ける上で効果的であったのではないかと評価しております。

今回の懇談会では、財政危機という当市の現状に対しまして、市民の皆様からは大変厳しい御意見や具体的な提言を多数いただきました。これらは市民の皆様が我が事として、市の将来を真剣に考えていただいている証であり、深く感謝申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

二宮一朗議員。

○15 番二宮一朗議員

はい、ありがとうございます。前回より 245 名増えたと、昼夜 10 回の開催がよかったと、そしてサテライト会場も 193 名参加をされてよかった、昨日の答弁でもある程度、御理解していただいたのではないかというふうなこともありました。

私は地元のセンターに昼参加をさせていただいたときは 4 名でございました。モニターに映っている他のセンターの状況を見てもそんなに多くないかと、同じような状況やなというふうに、状況に見受けられました。

先ほどの答弁では 607 名の市民の皆さんが参加をしていただいたと。607 名が 1 人、1 世帯というふうに考えた場合ですね、1 万 7050 世帯のうちの 3.6% なんです。これが、この 3.6% が、多かってよかったよと思うのか。3.6% しか来てもらってないと思うのか。これが行政の運営に私は重要なポイントになるんじゃないかなと思います。私は後段のまだ 3.6% しか、との思いでこの財政脱却プランを遂行していただきたいなという思いであります。

自分の周りでもですね、広報見てもなかなかよく分かりません。冊子、もちろん行政の仕組みの分からない市民の皆さんにはなかなか分かりにくいことが多いと思います。人づてに聞いて、今回のことをね、なぜ、財政調整基金がこんだけ減ったのかとか、人づてに聞いたことで、よく分からないとかいうふうに私のところにはいろいろお声掛けをいただくことがたくさんあります。

ですから、まだまだ周知というか認知をされていないという前提で、今から進めていかなければなかなか物事はうまくいかないというのを理解いただきたいなと思います。

今日もここケーブルテレビね、映していただけてますけども、ケーブルテレビで見えていただいている方もたくさんね、少なからずおると思うんですけど、ケーブルテレビの視聴率というか、視聴世帯というか、そういうのは分かるのでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

大野本政策企画部長。

○大野本政策企画部長

CATV の視聴世帯についてお答えをいたします。

西予 CATV に確認をいたしましたところ、視聴世帯については、どのぐらい見ておられるかということは残念ながら現状では把握できないということでありました。

なお、市政懇談会の放送につきましては、再放送の要望がたくさんあるといったようなことを伺っておりますので、反響はかなりあったのではないかと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

二宮一朗議員。

○15 番二宮一朗議員

私も 2 カ所しか行ってなかったんで、他のところ見たいなと思ってケーブルのチャンネル回すんですけど、なかなか当たらないんですよね、見る日に。ですから、もうちょっと回数、私も増やしてもらったらいかなというのもありますし、今の時代にユーチューブとかやったら、見た数って分かりますよね。この視聴されたのは何人かとか、だから、今からはそういうのもちょっと、入れてやっていただくと、どのぐらいの市民の方が見ているのかとかいうのが分かるんじゃないかなと、ぜひ御検討いただきたいなと思っております。

そして、もう 1 点は、センターから見えておまして、ちょっと斜めのほうから映されたりしてしゃべってる。説明されてる人の顔が見えない、誰がしゃべりよるんやろうというふうなところも、センターの中でありましたんで、今後、会場の都合もあると思うんですけど、ぜひ工夫をお願いしたいなというふうなことも申し上げておきたいと思います。

それでは 2 点目です。

市民からの御意見について、どのような内容、たくさんあったと思うんですが、主なものについてお伺いをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

管家市長。

〔管家市長登壇〕

○管家市長

市政懇談会における市民の皆様からの御意見についてお答えをさせていただきたいと思いますが、懇談会には市民の皆様、御多忙の中、多くの皆様に参加をいただいたことに対しましては、心から感謝申し上げます。

今回の財政危機脱却プラン 2025 に関する御意見は、総じて市民の皆様の本市行政に対する強い危機感と将来に向けた切実な不安、期待のあらわれであったと重く受け止めさせていただいているところでございます。

主な御意見を3点に集約させていただきたいと思いますが、まず1点目は、改革への覚悟と実効性の担保に関する御意見であったと思います。

財政危機の現状とそれに対する市長以下、職員の給与削減を含む改革への強い覚悟については、一定の理解と評価をいただいたと認識しております。しかし一方、なぜ深刻な状況に至ったのか、その要因の検証を徹底してほしいという御意見や計画が本当に達成できるのか実効性を担保してほしいという行政改善を求める御意見も多くあったと思っております。

市としましては、年度ごとに進捗状況を公開し、行政と市民の皆様が一体となって危機を乗り越えるという、そういう機運を高めるとともに市の姿勢を改めてお示しをしていきたいと考えているところでございます。

次に、公共施設の見直しと行政サービスの影響について、プランの重要な柱であります公共施設マネジメントについては、身近な施設の統廃合や休館日の増加に対し、市民サービスの後退につながるのではないか、また、費用対効果だけではなく市民の心の豊かさにも配慮した検討を求める御意見がございました。

そして、3つ目が削減と将来への投資の両立についてでございます。削減一辺倒の市政運営の懸念から、財政再建は理解するけれども地域の活力が失われてしまわないか、地域経済の活性化や若い世代の定住を促す施策への投資は確保できるのかといった、守りだけではなく攻めの姿勢を求める御提言もございました。単に経費を削減するだけではなく、限られた財源を未来への投資に振り向け、持続可能なまちづくりを目指してまいりたいとそうように思っております。

市政懇談会は、これまでの市役所内部での取組に加えまして、多くの市民の皆様の参加を得て、率直な意見によって、財政危機という困難な状況を市民と共有し、乗り越えていくためスタート地点となったと考えておるところでございます。

皆様から賜りました貴重な意見、そして提言を重く受け止めながら、次年度以降の具体的な改革の実行、そして、行財政運営に反映をさせてまいりたいと考えております。

先ほどまずパーセンテージで言えば、まだまだ低いということで周知の言葉を言われましたけれども、まずスタート台に立ったと思いますので、ここから進めていきたいと思います。ありがとうございました。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

二宮一朗議員。

○15 番二宮一朗議員

ありがとうございました。

大きく言えば3つの項目ということで市長のほうから答弁をいただきました。

昨日も2人の議員がいろいろ聞かれまして、この後もまつもと議員がまた詳しく、多分私より聞かれると思いますので、私は今の3つの中の2つ目公共施設マネジメントについてちょっとお聞きしたいと思います。

多くの施設が統廃合になっておりまして、今回、本定例会で条例廃止の議案が多く、提案をされているところであります。これは市民説明会が終わったから、もう終わってまだ3週間ですね。ゴーなのか、プラン発表された10月10日以降、該当される地域のところと話し合って、理解ができてからのこの上程案なのか、そこをまず1点お伺いをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

山住総務部長。

○山住総務部長

公共施設マネジメントについてお答えさせていただきます。

この脱却プランで集約、統廃合を計画いたしております施設につきましては、原則といたしまして、定期利用されている団体等との調整は必要なものと認識をいたしております。

今議会に廃止条例案を上程いたしております各施設につきましては、プランの検討段階から調整を進めていたものでございますし、プラン公表後から具体的な調整を行ってきた施設もございます。

個別の詳細な状況までは把握をいたしておりますませんが、該当の施設につきましては、地域、団体等との調整は完了しているものと考えております。

なお、多くの公共施設を有しておりますこの本市にとりましては、公共施設の集約、統廃合は避けて通れない政策改革の一つであろうと考えております。

これまで利用をされてこられました市民、また、団体の皆様には、大変御不便をおかけすることになります。何とぞ御理解と御協力をお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

二宮一朗議員。

○15 番二宮一朗議員

はい、ありがとうございます。一応、大体のお話はできているという理解で一応納得しておりますけれども、提案されて市民の方は利用されて不便になるというとかね、いろんなお声も私も聞くんですけども、このプランをやっぱり見て、先ほど市長も言われましたけども、厳しいことこの3年間お願いするということとともに、次のプラスに向かっていかなあかんで、そのためにやっぱり我々も含めてある程度我慢するところは我慢する、しかし、やっぱり次の世代に向けてしっかり続けなければならないことは、そうしないといけないというふうなことで理解をしていきたいなと思っております。

もう1つ、スケジュールの中で今回の対象にはされていないですけども、スケジュールの中で令和7年度周知、令和8年度から開始みたいな統廃合でこういう時間を変えますよとか、そういうところもあったと思うんですけども、今後の周知の方法というか理解の仕方はどのようなスケジュールになってるか、ちょっともう1点伺いたい。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

山住総務部長。

○山住総務部長

まず、今後のスケジュールでございますけれども、本議会に関係条例で上程いたしております施設につきましては、議決をいただきますと、改めまして関係団体に通知をさせていただきます、その対応等とてまいります。

具体的には施設内での掲示物、広報等によりまして周知を図ってまいります。それ以外のこれから改革をする施設につきましても、同様の手続を踏み周知に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

二宮一朗議員。

○15 番二宮一朗議員

それでは今後ですね、そういう話の中ですけども財政危機脱却プラン 2025 の修正とか計画変更とか、そういう必要ができた場合の対応についてはどのようにされますか。お伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

山住総務部長。

○山住総務部長

危機脱却プランの修正及び計画変更につきましてお答えをさせていただきます。

本プランは、今後本市が進めるべき改革の基本的方向性を示したものでございます。この方向性に沿って、地域や関係団体との調整を進める中で、内容の変更や実施時期の再調整が必要となる場合も想定をいたしております。

市政懇談会におきましては、過去の経緯や事業のあり方、責任論に関する厳しい御意見に加え、改革内容への御意見もいただきましたが、改革の必要性、方向性自体には一定の理解を得られたものと考えております。

そのような中で、市政懇談会等での御意見を踏まえまして、個別プランの調整が必要なものにつきましては、当初予算査定、また、夏のプレ査定で、毎年度、進捗管理を徹底いたしまして、必要に応じて調整内容を反映するとともに、議会からも御意見等をいただき、それを踏まえながら具体的な改革を進めてまいります。

したがって、現時点で冊子の修正や計画の全面変更は予定をいたしておりませんが、個別施

策の調整を図りつつ、着実に改革を推進してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

二宮一朗議員。

○15 番二宮一朗議員

はい、ありがとうございます。

それでは今後ですね、この進捗状況を公表する時期等、また方法について伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

山住総務部長。

○山住総務部長

プランの進捗状況の公表時期、またその方法について御答弁を申し上げます。

本プランの進捗管理につきましては、今月から開始をいたしております令和8年度当初予算の査定におきまして、各施策の状況を確認してまいります。査定で取りまとめましたその結果につきましては、翌年の2月から3月に開催を予定しております行政経営戦略会議で、理事者、部長級職員に報告いたしまして、改革方針について意見を伺い、調整を進めることといたしております。

さらに、その結果につきましては、会議での報告後、年度末をめどに、本市のホームページ、またSNS等を通じまして、市民の皆様へ公表する予定でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

二宮一朗議員。

○15 番二宮一朗議員

はい。よく広報に載せるからとかね、そういうふうなホームページに載せますからというふうなことで周知をされたというふうに思われてると思うんですけど、先ほども言ったようになかなかそれでも耳にしない、目にしない市民の方はたくさんおられるんですね。昨日も私、家帰って、この今日の準備しようかなと思ったら電話がかかってきて、さっき冒頭に言ったような、このプランどうなってるんですかって、こうやって言われるんやけどみたいな、二宮議員はどう考えてるんですかといって、そういうふうな電話が入ってきま

した。

ですから、もちろん今までやってきたことは、今言われたことはもちろんなんですけど、例えば区長会とかね、そういうところをお願いをして、多分総会とかそういう会合があるときに、こういう資料をできれば見せてくださいとか、そういうふうな少しでもきめ細かく、目に、また耳に届くような方策というのを今からまた検討していただければありがたいかなと思っておりますので、ぜひよろしくお願いします。

それでは2番目のふるさと納税について移らせていただきます。

ふるさと納税が増えていくというのは本当にありがたいですし、増やしたいというのが皆さんというか、私たちも含めてもこの西予市の思いですけれども、件数が増えてくると、いろんなクレーム等も増えてくるというのも聞いております。

そういうことで今回、特に返礼品について、返礼品の商品管理、そして発送管理、そして返礼品の開発という、この3つの項目を質問したいんですが、もう1・2・3一括でちょっと質問したいなと思います。どのような状況が教えてください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

兵頭産業部長。

○兵頭産業部長

議員御指摘のとおり、ふるさと納税の件数増加に比例して、返礼品に対するクレームリスクも増加している状況です。当市においては、主力となる返礼品に柑橘等の生鮮品が多いため、加工品に比べて商品不良等のクレームリスクが大きくなりますので、まず、商品管理につきましては、返礼品は提供事業者から直接寄附者へ発送していただく体制となっておりますので、各事業者に対して事業者の責任において適切な商品管理をお願いしております。

発送管理につきましては、商品の受注及び発送等を委託している事業者において、商品の出荷時期や寄附者の希望を踏まえながら、発送スケジュールを管理しており、発送時期が迫りましたら、各事業者へ発送依頼を行うとともに発送後の確認も行っているところです。

新規返礼品の開発におきましても、開発事業者にクレームやトラブル事例を先に共有した上で、

適切な梱包方法による商品の開発や適切な発送方法を依頼しているところです。

次に、クレームの実態につきましては、令和6年度が年間で120件、今年度は11月末時点で約40件の返礼品に対する御意見をいただいているところです。主な内容としましては、商品自体の品質不良やサイト表示内容における認識の乖離等となりますが、このようなクレームが届いた際には、寄附者に事実関係を確認した上で、返礼品事業者と発送事業者を確認を行い、事業者側に瑕疵がある場合には、寄附者に丁寧なお断りを行うとともに、商品の再送等の対応を行っております。

また、再発防止に向けた取組としましては、対象事業者への指導を行うことはもちろんですが、事前対策としまして、毎年実施している返礼品提供事業者向けの説明会の中でクレーム事案や対応方法等を共有したり、ふるさと納税サイト内で掲載予定の商品写真や梱包方法等の表示内容を事業者に周知して乖離等がないか、事前確認を行っているほか、クレームが同一事業者に偏っている場合には、指導とあわせて今後の未然防止のための対策について意見交換を行い、改善を図ってきているところでございます。

今後とも、寄附者の信頼を損なわないよう、迅速かつ誠実な対応に努めてまいります。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

二宮一朗議員。

○15番二宮一朗議員

はい。今、クレームの状況をも含めて答弁いただきましたけども、そのクレームの対策で指導とかいう答弁がありましたけども、毎年とか1年のうちで何回もとか、そういう繰り返される事業者等に対しての対応をされてるでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

兵頭産業部長。

○兵頭産業部長

先ほど答弁も言いましたように、やはり繰り返される事業者に対しましては、指導はもちろん行なうんですが、やはり今後どういうふうに改善していくか。そういうことをしっかり双方で協議しながら、進めていきたいと考えております。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

二宮一朗議員。

○15番二宮一朗議員

前からちょっと心配していたことがありまして、西予市の返礼品は、先ほど言われましたね、柑橘中心に、まだ第一次産業の品物、ミカンとかお米とかが多いんじゃないかなと思うんですけども、やっぱり指導をして、指導というか説明はしているとはいえ、事業者任せのところが多いんじゃないかなということで、例えば、ミカンとかやったら腐るととかっていうのもあるし、私はホームページ、そういうのを見よって、お米あと無農薬とか減農薬とかいろいろあるんですが、特別栽培米とか書いてあるのもあるし、誰が判断してどこを信用して、そういうのを載せているのか、見ていただいているのかというのがちょっとね、心配なところがありまして、これはふるさと納税、やっぱり許されとるかなというちょっと思いがあります。これ、本当の民間事業者がこれをやってて、クレームやったらちょっと大変なことになりますよね。だからそういうのを、ちょっと心配をしておるんですよ、以前からね。

だから今、よそのふるさと納税が多い、何十億とかというところの取扱いを見ておりましたら、物流センターとか倉庫とかそういうの一括管理でいろんなことをやられているところがね、それはもうふるさと納税で大分稼いでるから、そういうことができるというのはもちろんあるんですけども、今からそういうところを目指すのであれば、そういうのもちょっと視野に入れた取組をしないかなと、ちょっと厳しいかなというふうに思います。

この後、またお話しします、9月にも説明しました茨城県の境町、その例ですけども、あそこは大きな利根川が流れておりまして、それが今、整備されておりますけれども以前は、坂東太郎といいまして、かなり暴れ川というふうなことで災害も多かったと。そこにウナギがたくさん昔は獲れた。坂東ウナギといって、その境町その辺の産物で有名であったということで、今は獲れないんですけども、その町長がこれをふるさと納税の産品にしたい、返礼品にしたいということで、今

は獲れないんですよ、宮崎からウナギを取り寄せて、自分のとこでその加工場をつくって、返礼品として出して大ヒットしていると。いいか悪いかちょっとね、これ分からんですけど僕らが見ても、うーんというところもあるんですが、今の基準では一応OKみたいなんで、それで稼がれてると。それは、返礼品で財政のためにというのも1つありますし、坂東ウナギが境町のということで、要するに、地域のブランド、地域力を発信するという、そういうところもあります。

そういう意味で、やっぱりそこの発想ね、あるものでつくるというのも1つ、もちろんですけども、なくても、この西予市のジオパーク、この歴史の中から生まれるもの、つくれるものもあるんじゃないかというふうなことを今回ね、質問のテーマの1つに私はしておりますので、ぜひ今後そういう意味で、取組をお願いしたいなと思っております。

この次にいきますけども、来年度からは、専門部署をつくるような話もちっとお伺いしておりますけれども、その状況についてまずお伺いをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

兵頭産業部長。

○兵頭産業部長

現在の財政危機の中で、脱却プランでは、財源確保の柱として、ふるさと納税の推進が位置づけられており、近い将来には10億円を目標とした寄附額アップが求められていることから、令和8年度に向けた組織再編計画の中で、ふるさと納税業務に特化した専門室の設置について準備を進めているところでございます。

専門室が立ち上がりまして、担当職員がふるさと納税業務のみに特化し従事していくことで、新たなアイデアの創出やクラウドファンディングなどの新分野への挑戦、返礼品提携事業者や業務委託事業者とのさらなる連携強化等により、寄附額の増加を図ってまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

二宮一朗議員。

○15番二宮一朗議員

はい、ありがとうございます。

ぜひね、本当期待したいなと思います。市政懇談会においても、副市長が最後の挨拶で、多分、予定を変えたんじゃないかなと思うんですけどふるさと納税の話をされて市民の皆さんにお願いをされておりました。本当に我々議会も後押しを、バックアップをしながら、ぜひこれが10億円と言わず、1桁違う数字になるような方向で進めていただければありがたいなと思っております。

次に、3つ目、同じような話ですけども、総務常任委員会からの視察研修ということで、9月に私定例会で、この茨城県の境町のことを皆さんに御紹介をいたしました。そのあと、10月に総務常任委員会の視察研修で、境町のまちづくり公社を視察研修いたしました。当初はですね、委員会も、もうこの御時世やから、お金がいるから少しでも我慢してもう研修やめようかとか、そういう話も委員会の中で出ておりましたけれども、私はもうぜひ行政ができないことをやっぱりね、議会は、やって提案するとかいうふうなことがやっぱり我々の使命だと思っておりましたので、この境町に行くことを皆さんにお願いをして、皆さんが理解していただいたというふうな状況で、行かしていただきました。ちょっと4名しか行かなかったのですね、残念なんですけど、そこで、9月にいろいろね、すごくここすごいですよっていう話をしました。でも行ってみたら、もっとすごかった。ということで、もう私の自分のキャパでは受け入れられないぐらいのすごさがありまして、これはやっぱりもう行政の皆さんに1回、見てほしいという思いで今回の質問をね、させていただいております。

ふるさと納税についてということで先ほど言ったウナギもそうですけども、今回ちょっと資料をね、添付させていただいておりますので、見ていただきたいなと思います。7枚あるんですけども、まず、資料の2。資料の2が、この今回行った視察のこれは僕らが行った視察ではないんですけど、こういう視察、こういう内容の視察を受けましたというふうなこれが座学1時間で、現地1時間半ぐらい、トータル2時間半ぐらい、自動運転バスも含めていろいろ見させていただきました。

そして、資料1に戻っていただいて、ここはで

すね、説明の中で年間 200 組ぐらい視察の申込みが来てるというふうなお話を聞きまして、こっち帰ってきてからですけど、ホームページで 11 月はどんな予約入っとなやろなと思って見てみたらこの状況でした。もう全項目全コマ入ってました。予約が 12 月も半分近く、よその市で視察研修行くときは 12 月とか議会があるときはほとんどねノーなんですけど、ここは公社がやってますから、年中受け付けてくれるというふうなことで、すごいなあというふうに思いました。この研修の数だけでも、費用が 1 人 1 万 1000 円いったんですけど、これは年間すごい収益やなあというふうにちょっと考えております。

次の資料を 3 から 7 がこのふるさと納税や視察研修を取り仕切っております、さかいまちづくり公社の取組、これ 1 枚 1 枚ちょっとね、ゆっくり見ていただいたらというふうに思います。当然、これはほんの一部なんですけども、さかいまちづくり公社で検索していただきますとこういう冊子が、冊子というか、この冊子の内容が全部見れますので、これは一部抜粋したものを今日は全部つけられませんので載せておりますんで、また見ていただければと思っております。

この中にありますけれども、一般社団法人全国地域ビジネス協会というのがあり、その中にまちづくり大学院というのがありました。これをぜひね、聞いたときに、これに行ってほしいなというふうな思いでちょっと帰ってきました。あとまちづくり大学院とかコンサル事業で、地域資源の開発をされているという、そういう資料で、御確認をお願いしたいと。先ほどのウナギを返礼品に言ったのも、地域資源としての視点や発想なんだなというふうに、後でね、自分で思い返して思いました。

そこで、財政危機脱却の 1 つの鍵となるふるさと納税やジオパーク事業でまちを活性化するためには、このまちづくり大学院の取組、ふるさと納税だけではなくて、この行政からぜひ参加してもらうべきだと私自身はちょっと感じましたし、多分一緒に行っていたいただいた委員も同じように考えていただいたんじゃないかなと思っております。来年度も専門室を立ち上げるというこのタイミングで、ぜひ行政には研修していただきたいし、見に行っていたきたいということで、提案として

今回質問させていただいております。よろしくお考えをお伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

兵頭産業部長。

○兵頭産業部長

前回の一般質問でも政策企画部長が答弁しましたとおり、茨城県境町の事例につきましては、ふるさと納税によるまちづくりの成功モデルとして、全国的に注目されているところであり、当市としても、参考にする部分が大いにあるものと考えております。

御提案いただきました一般社団法人全国地域ビジネス協会が実施する境まちづくり大学院は、自治体職員や地域ビジネスの関係者が、ふるさと納税のほかにも、地域公社、まちづくり、資金づくり、人づくりをテーマに、地域ビジネスのプランナーとしてのノウハウを実践的に学ぶ大変質の高い研修プログラムであると承知しておりますので、当市職員が最前線の成功事例を学び、そのノウハウを持ち帰って事業に活かす意義は十分にあるものと考えております。

令和 8 年度からは、ふるさと納税業務に特化した専門室が立ち上がる予定ですので、推進体制の強化を踏まえて、早速この大学院のパンフレットは、担当課のほうで取り寄せておりますので、当該大学院の研修はもちろん、全国で実施されている他の類似研修も含めた中で、費用対効果を精査し、最も有益と思われる研修への参加を検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

二宮一朗議員。

○15 番二宮一朗議員

ありがとうございます。今の、積極的な答弁というふうに理解してよろしいんでしょうかね。私のような 1 議員の提案ですので、なかなか丸のみできないのは理解できますけども、ただ机上の研修で、そのときは勉強になったけども、現場帰ってきたら、あれどうやったかなとか、どうしたらよかったかなというふうなことになる研修も多々私も経験をしています。

で、そういうのを後で考えたら、安物買いの銭

失いみたいな、そういう結果というのがね、なきにしもあらずということなので、ぜひそういうふうにはしていただきたいということで、この財政危機脱却プラン、またふるさと納税の目標達成のためにですね、画竜点睛を欠くことのないように、そういった取組をお願いしていただきたいと。

まず、全国の類似研修を検討調査というふうに言われるのであれば、我々が行ってきた、先ほどのこのナンバーツーの視察ですね、まずそれに行ってみていただいて、本当にこの大学院行ったほうがいいのか悪いのか、まずそれをお願いしたいなと思いますが、その点いかがですかね。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

兵頭産業部長。

○兵頭産業部長

ただいまの御意見も参考にさせていただき、また協議をさせていただいたと思います。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

二宮一朗議員。

○15 番二宮一朗議員

はい。財政厳しい中で、お金もかかることですが、私なりに考えたら、今の、例えば行政の仕組みの中の、今回のプランとはまた別に、例えば行政がやると高いけど、民間がやると安いことっていっぱいあるじゃないですか。

今回の消防署の件のね。解体費用、あれでも行政が頼んで解体すると、例えば 1000 万円かかっても民間なら 600 万円ですと、そういうことっていっぱいあると思うんですよ。今回の研修 3 人行っていただいて、110 万円ね、すぐ出ると思うんですよ。私の考えでは、ぜひそういう中で、検討いただきたいなというふうに思いますので、よろしくお願いします。

最後に、物価高騰対策重点支援交付金について質問させていただきます。

まさに今、今国会で審議されている事案であり、政府与党は 17 日までの会期中の今、成立を目指しているところであります。歳出については今、子ども 1 人当たり 2 万円の給付、これが約 3677 億円かかるというふうなこととか、また、

自治体が自由に使える重点支援地方交付金、これには 2 兆円という金額を積んで、全部が市町村ではないですけどね、その中のおこめ券や、今問題になっておりますけど、おこめ券するかどうかとか、あとプレミアム商品券などの活用を促して、食料品高騰に対応するというふうにはなって、審議をされているようであります。

もう 17 日といいますと、成立 1 週間前という状況なんですけれども、西予市としては、この交付金、どのように活用するお考えなのかをまず方向性をお伺いしたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

山住総務部長。

○山住総務部長

重点支援地方交付金の事業の方向性につきまして御答弁を申し上げます。

政府は令和 7 年 11 月 21 日、日本経済のデフレ脱却と持続的成長を目指し、強い経済を実現する総合経済対策を閣議決定いたしました。対策は生活の安全保障・物価高対応、危機管理・成長投資、防衛・外交力強化の 3 本柱で構成をされております。

このうち、生活の安全保障・物価高対応では、自治体が生活困窮者や子育て世帯、物価高騰の影響を受ける事業者への支援を柔軟に行えるよう、重点支援地方交付金が拡充をされております。今回議員からもございましたが、交付金が 2 兆円を含む、補正予算が今国会に上程をされているところでございます。成立後におきましては年内に交付限度額が通知をされるであろうという見込みを立てております。昨年度はこの交付金が 6000 億円規模でございまして本市には約 1.5 億円が交付をされております。今回は 3 倍を超える額が想定をされるところでございます。

本市におきましては、国のメニューを参考に事業要望の取りまとめを行っているところでございまして、特に食料品高騰への特別枠を活用いたしまして、プレミアム商品券を軸に市民、事業者への迅速な支援を検討しております。国からの限度額通知後におきましては、速やかに補正予算を編成したいと考えておりますので議会におかれましても御理解と御協力をお願い申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

二宮一朗議員。

○15 番二宮一朗議員

はい、ありがとうございます。

我々公明党は、今までもこういう制度があったときに、ほとんどは非課税世帯だけとか、そういうふうなことがありますて、間とかね、その際にある皆さんの何か支援がなかなかないのかとかいうのも、ずっと我々も市民の声として聞き続けているというのも一つありますし、今回特に中間層までどのようにこの支援が届くかということがやっぱり大事じゃないかなと思いますんで、ぜひそこをね、考えていただきたいなというふうに思います。

また、プレミアム商品券にしても、何か以前は、お金持ってる人がたくさん買って、何かね、なかなかそれを買えない人はあんまり効果というか、なかったというふうなときもあったように覚えておりますけれども、そういうところの対策で、中所得者、中間層世帯というか、中低所得世帯が恩恵あるような予算になるのかというふうなところでは、どういう考え方でおられますか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

山住総務部長。

○山住総務部長

議員御指摘のとおり、いわゆる中間層に当たる世帯についての支援というのは具体的にはこれまでもお示したことはそうそうなかったかと思います。

今回のこの交付金を活用した事業につきましては、そういったことも踏まえまして、これまで支援が比較的薄かった部分についても十分行き渡るような方向で検討を進めているところでございます。

また改めまして補正予算の内容等につきましては具体的内容について御説明する機会もあろうかと思しますので、その際によりしくお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

二宮一朗議員。

○15 番二宮一朗議員

はい、ありがとうございます。国のほうでも今まで、こういう公共料金とかね、電気とかガスとかそういうふうな支援されております。

今回公明党の中でいろいろ議論したときに、やっぱり今、おこめ券の話が特にね、よく毎日ニュース出てますけども、費用対効果という意味で。プレミアム商品券事業は一部そういうのは、意味はあると思うんですけども、経費がどのぐらい要るとかいうことが。例えば公共料金でいうと水道料等を支援すると、市がというと、これはもうみんな平等でありますし、ある程度の、ある程度というかみんな全世帯が恩恵を受けることになるじゃないですか。今回、前回の3倍というふうにね、総務部長言われましたんで、そういう感覚からいうと、そういうところまで、考えてもらってもいいのかなというふうに私はちょっとね、この2、3日の間で考えまして、今回の質問で、ちょっと提案していこうかなと思いますんで、ぜひ今からの検討にはなるとは思いますけど、ちょっとこの角に置いていただきたいと思しますので、よろしくをお願いします。

珍しく時間がたくさんあります。

今回の定例会は、西予市財政危機脱却プランというのが実質的にスタートをするときだと思っております。これからの3年間は、市民の皆様には、いろんな御不便とか御不自由とか、また、我慢していただくことというのはたくさんあるということも我々も理解しながら、お願いもしなければならぬというのが事実であります。先ほど市長も言われましたけども、市民説明会の中で脱却プランの成功ですね、間違いなくできるということもおっしゃっております。

であるならば、私たち議会はこの3年間で言いましたけども、プランの終了と同時とか、その前から次のいい方向へのロケットスタートができるようなお手伝いとかね、するのが我々の議会の役目かなと思っております。

昨日も、酒井議員も、兵頭議員も2人とも今度議会で議論をして取り組むというふうな前向きな発言もおっしゃっておりますし、皆さんに市民に約束をしたと、この一般質問でということから踏まえれば、我々18人がしっかりそこを我々議

会がカバーではないですけども、こういったいろんな提言とか勉強してね、していきたいなと思っておりますので、共々に市民とともに三位一体じゃないですけども、三位一体で本当にこの西予市が明るい未来が来るように、次の世代にいいバトンタッチができるような財政危機脱却プラン 2025 大成功を祈念いたしまして、私の今回の一般質問とさせていただきます。ありがとうございます。

○宇都宮議長

暫時休憩いたします。（休憩 午前 9 時 52 分）

○宇都宮議長

再開いたします。（再開 午前 10 時 5 分）
次に、1 番まつもとみき議員。

○1 番まつもとみき議員

おはようございます。インクルセイよのまつもとみきです。

議長に発言の許可を得まして、誰が聞いても分かりやすい一般質問を心がけます。理事者の皆様にも明快な御答弁をよろしくお願いいたします。

10 月 10 日に公表された財政危機脱却プラン 2025 について 5 町で開催された市政懇談会を通して、市民から様々な意見を聞くことができました。厳しい意見が大半でしたが、市民の立場からすると、どれももっともな御意見だと感じております。

議会にも厳しい御意見をたくさんいただきました。昨日、兵頭議員が、議員全員でしっかり議論をして議会改革をとおっしゃいました。私も大変大賛成でうれしい思いです。大いに議論をしてその様子を市民にしっかり見てもらう、透明性の高い議会を目指したいと思っております。

今回は財政危機脱却プラン 2025 について質問いたします。今回市が策定した財政危機脱却プラン 2025、以下プランと呼ばさせていただきますが、この現状分析の検証は誰が行ったのでしょうか。端的にお答えをお願いします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

山住総務部長。

○山住総務部長

現状分析につきましては基本的に財政課で行っております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

まつもとみき議員。

○1 番まつもとみき議員

はい。私が議員になって 2 回、これまで決算審査に携わらせていただいたんですが、プラン 6 ページの実質公債比率は令和 5 年度も令和 6 年度も同じ 12.9%です。ところが昨年と今年では、執行部からの説明が異なりました。実質公債比率には 18%と 25%という健全化の基準が設けてありますが、令和 5 年度決算においては、年々上昇しているが 18%には至っていないという評価でしたが、今年、プラン策定の説明の中で、西予市の規模では 8 から 9 %が望ましく、基準の 18%には至っていないが、12.9 は危機感を持つ値であるというふうに評価を聞きました。

12.9 という数値は 2 年連続同じで、どうして認識が急に変化したのか。評価が流動的では困るのですが、どうしてなのか教えてください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

山住総務部長。

○山住総務部長

はい。お答えさせていただきます。

実質公債費比率は同じ水準でございますけれども、今回特に財政調整基金が枯渇するということをはっきり判明したことに伴いまして、それまでのある程度財政的に財源として余裕があった部分がなくなることを踏まえ、当市としては数値的には、国の基準等々には至っておりませんけれども、市の財政規模からすると非常に厳しい状況になっていると、今後は予算編成も難しくなると判断いたしまして、そのような表現にかえさせていただいたところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

まつもとみき議員。

○1 番まつもとみき議員

であるなら、令和 5 年度の時点でもそのような見解が聞きたかったなというふうに思います。

こちらが見抜いてないじゃないかと言われればそうなのかもしれませんが、同じ数値で評価が違うというのは、ちょっとおかしい、苦しいかなと

思います。統一した見解を示していただきますようお願いをしたいと思います。

次に、市政懇談会でも多く御指摘があったようになった要因についてお聞きします。

プランの 10 ページから 11 ページには財政危機の要因について、収入の減少に対する危機意識の欠如と借金を計画的に管理する調整機能の欠如 2 つが説明されています。

私は、10 月 10 日の全員協議会の際に、このページに触れて、市長に、この文章の主語は誰ですかというふうに質問しました。市長からは、行政の長である自分を含む職員全体であるというふうなお答えだったと思います。

ですが私はどうしても分からないのは、市長がどれぐらい危機意識をお持ちで、それをこれまでどう職員や市民に共有していたのかという点です。

資料 1 はプランの 8 ページ、当初予算の表です。平成 28 年度の起債額 51.8 億円という大変大きな数字になっています。これは豪雨災害の翌年の令和元年度の起債額に次ぐ数字です。これ決算時には 55 億円まで膨らんでおります。

管家市長は平成 28 年 4 月の改選によって無投票で当選され、5 月から市政運営に当たっておりますから、この予算は管家市長が組んだものではありません。市長になって 1 年目にこのような莫大な起債が行われていることには、いくら後継者指名といえども、いくら有利な起債だと言っても危機感を持たれたんじゃないかと思います。

その証拠に、平成 28 年第 2 回定例会において、管家市長の発言として議事録にはこう記されています。合併の優遇措置が終了する平成 31 年度には、市の歳入予算の約半分を占めている普通交付税が減少することや借入金の償還に有利な地方債の借入期間が終了することなどに加え、人口減少などによる税収などの減少、将来に大幅な財政規模の縮減が予想されます。さらに、正確な現状把握と目標設定が必要となりますが、市役所の内部の改革もあわせて行い、労働生産性と住民サービスの向上にも努めてまいります。継続した改革、チャレンジこそ西予市の生き残りにつながると確信しているところでございますと述べられています。

これを読む限り、市長は、平成 28 年度の就任時から、交付税減少の危機意識も借金の危機意識

もお持ちだったのではないかと思います。

であれば、それを意識した改革、財政運営を指揮することができたと思います。それがなぜこうなったのか。プラン 10 ページに書いてある行財政改革への関心が薄れてしまった、借金の中長期的な管理体制が不十分になってしまったのは市長なのですか。市長、私は謝ってほしいわけじゃないんです。本当にこれどうしてなのかという市長の御答弁をお願いします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

山住総務部長。

○山住総務部長

財政に関する部分でございます。私から答弁させていただきます。

財政危機の要因につきましては脱却プラン 2025 の中にも触れさせていただいておりまして、議員御指摘のなぜそういった危機意識調整機能の欠如が起きたのかというところにつきましては、普通交付税が縮減をしていくということは 10 年以上前から当然予測をされていたことでございます。

実際に広報せいよにおきましては、平成 27 年度から地方交付税の優遇措置の段階的な縮減が始まり、平成 31 年度には終了すると、それに伴って財源確保が困難となるということについては、既に当初予算説明の中で記載をし、それから以降の広報におきましても、当然その内容については継続してその旨を掲載いたしておりました。近年はさらに踏み込んだ行財政改革の必要性についても示してきたところでございます。

しかし、市内部におきましては普通交付税の縮減による影響に対する認識が甘かった。これは、職員全員にそうであろうかと思えますし、議会のほうにも十分説明ができてなかった部分もあったかと思えます。そういったことでまた貯金があるから、財政調整基金がございましたので、大丈夫だろうという考えが根強く、財政問題を我が事、自分事としてとらえる意識が不足をしていたということについては、反省すべき点であると思っております。こうした多くの職員が財政状況について厳しいがすぐに危機的な状況になるわけではないという、そういった感覚、そういった危機感が限定的であったということも大きな課題であった

と思います。この意識改革というのは非常に難しい課題でございました。

なぜなら、長年続いてきた慣行的なもの、また、組織文化として、そういった今継続的なことをするということが強く、心理的に働いていたというのも、背景にはあったかと思っております。

そういったことが複合的に絡み合って改革に向けた機運が十分に高まらず、行財政改革の取組が遅れたものと認識をいたしております。

それと、議員からもございました起債マネジメントにつきましては、本市は均衡ある発展を目指して、各地域の要望にこたえるための新市まちづくり計画に基づく事業を進めてきたところでございます。

しかし、近年、昭和期に建設されました公共施設の更新時期が重なったことに加え、先ほども出ましたが 30 年豪雨災害、また、新型コロナウイルス感染症への対応、そういったことが、対応に迫われたことが一つの要因で、計画的な施設整備も困難となったところでございます。

さらに、合併特例債を活用できる期限が令和 6 年度までということで、当然それから以降に事業実施をした場合は財政負担が増える。そういった事情もございまして期限内に事業を完了させる、そういった必要もございました。

こういった事業が重なったことで、全庁的に起債事業をコントロールできる、そういった調整機能が働かなかったと考えております。これについては、財政サイドのマネジメントもそうですし、職員個々の、そういった感覚的なところが不足していたということは、反省すべき点ということで、今後その辺りについては、きちっと精査をした上で対応してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

まつもとみき議員。

○1 番まつもとみき議員

職員の組織文化とか、ずっと続いてきたことがなかなか変えられない、すごく分かるんですが、だからこそ、市長の役割は大きいんじゃないかなというふうに私は考えておりますので、市長に御答弁いただきたかったなと思います。

次に、問うのはこの計画がなぜ今になったのか

です。

改革によって痛みが生じるのであれば、なるべく小さくするために急激ではなく、緩やかに改革を進めたいのは、どなたも同じ思いだと思います。

先ほどの議事録のとおり管家市長就任から 10 年かけて改革を続けていれば、今の姿は確実に違うと思いますが、できていないことをたられれば言うてもしょうがありませんので、それでもお聞きしたいことがあって、それは時期です。

取りかかりが遅かったとはいえ、令和 5 年度には起債を制限、そして市民にも家計モデルで厳しい財政について周知されました。私も記憶にあります。

だったらなぜ令和 6 年度、管家市長の 3 期目就任からこれについて着手し、今任期の中で満了する立案ができなかったんでしょうか。任期をまたいで 3 年間のプランとなっていますが、市長は、そこをどのように評価しているのでしょうか。お願いします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

山住総務部長。

○山住総務部長

はい。その点につきましても私から御答弁申し上げます。

本市につきまして令和 5 年度から具体的にそういった資料をもとに市民の方々にも周知を財政的な非常に厳しい状況にあることについてお伝えをしてきたところです。

背景でございますけれども、本市は令和 4 年度の秋の時点、この時点で 5 年度予算の当初予算編成において大きな財源不足が見込まれる、そういったことが判明をいたしました。今までどおりの予算のふり方をすると収支のバランスがとれないと、そういったことが判明をしたこと、いわゆる財政調整基金でも限界が来るというのが、実際に見えてきた。そういった本格的な財政の厳しさを認識をするに至りました。

その後、先ほど議員からもございましたけれども、説明、予算の内部の説明会であるとか、臨時の部課長会また職員の研修会、そして、議員の皆様への学習会、そういったものを通して、市の財政の厳しさ、行財政改革の必要については強く発言をしてきたところでございます。

その上で、今回この時期になったということはこれまでも申し上げてきたところですけども、まずは財政調整基金が枯渇することで、通常の補正予算の編成も厳しい状況、特に災害等があった場合の対応にも支障が出る恐れがあると。

そういったことも踏まえた上で、本市としては、できるだけ早期に少なくとも 10 億円の財政調整基金を維持できる体質にしていく必要がある。そのためには、各分野における、事務事業のいわゆる聖域なく見直しも必要になってくるということで、今、来年度から具体的な作業に入らざるを得ないということで今回に至ったということで御理解をいただきたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

まつもとみき議員。

○1 番まつもとみき議員

令和 6 年度からプランの立案に向けて計画ができなかった理由というのは、ちょっとよく分かっていなかったですね、できたんじゃないかなと思っています。これ、いくら問うても、今もう始まっていますので聞きませんが、ちょっと納得はできなかったなと思います。

次に、第 2 次総合計画との関係について聞きます。プラン 18 ページには、本市では、第 2 次西予市総合計画に基づき、持続可能なまちづくりに取り組んできましたと書かれています。

第 2 次総合計画には、行財政政策として、持続的な行政経営への取組推進、その目指す姿に、健全な行財政運営が持続されていますとあります。計画をやってきたけれど財政危機になったというのであれば、計画が悪かったことになります。計画が悪かったのでしょうか。それとも計画は悪くなかったけれども、やれてこなかったのか、どちらか端的にお答えをお願いします。

○宇都宮議長

大野本政策企画部長。

○大野本政策企画部長

第 2 次総合計画についてお答えをいたします。

端的に申しますと、計画自体は、優れた計画であったというふうに認識しておりますが、様々な要因が重なり合って、達成をすることができなかったということが、結論になろうかと考えており

ます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

まつもとみき議員。

○1 番まつもとみき議員

はい、端的に答えさせてしまって申し訳ないんですが、達成できなかったのは、構わないって言うたらかかしいですけど、しょうがないこともたくさんあると思います。それこそ災害やコロナでなかなか難しかった。計画自体が悪かったと私も思いません。

ただですね、ここに、取り組んできましたと断言していることに違和感がある市民から御意見をいただいたものです。私もこの総合計画にすごくこだわって、決算審査などをしてきました。たった 2 回しか決算してない私が偉そうに言って申し訳ないですけども、感じてきたのは P D C A サイクルの C と A。評価と改善というのが形骸化しているなということを思っています。

実際、決算で例えば、課題の根源なんですけど、課題感を抱えているのであれば、来年度どうしますかという問いに、明快な答弁が返ってくることはそんなに多くありませんでした。中には前回改善に向けて取り組むと評価している事業で、今回は何をやったか聞くと上がってこないとか、次年度にやると書いたこともやっていないものもありました。放置してきて、今回廃止の議案になっているものもあります。

これは成果を出せとか職員を怠慢とか言いたいわけじゃなくて、この組織運営で構わない体制が続いてきたことを私は問題視しています。総合計画の 31 ページには、現在のまま財政支出が続き、収入が減っていく状況を勘案すると、遠くない将来に本市の貯金に当たる基金が枯渇し、翌年度から赤字状態に陥ることが予想されていると書かれています。どれだけ優しく見積もってもこの計画に基づいてやってきたと言えない現状ではないでしょうか。

なのにプランの中でやってきたと書かれてしまっている。それが正確な現状把握ができてない、C と A ができてない西予市の姿なんじゃないかなと思ってこの質問をしました。

プラン 18 ページには西予市綱領八策が書かれ

ていますが、八策の土台には総合計画の 19 ページに基本理念がありまして、基本理念は常に危機感から始まっているものです。こうなった要因に危機意識の欠如を挙げているのであれば、計画の基本理念を忘れていたという厳しい評価を自らに課すべきではないかと思います。コストも時間もかけてつくった総合計画の価値すら損ねる。そんな行財政運営をしてきたということを、やはり反省していただき、これまでの執行部も含めて、理事者は真摯に受け止めていただきたいと思っています。

次にいきます。

進捗管理のマネジメントについてです。

プラン 22 ページには進捗管理の工程と体制が図で示されております。市政懇談会では、外部が加わって管理するのかという質問もあり、答えは内部のみで行うというものでした。できなかった、これまでできなかった組織がまた自分たちだけでやろうとしていることに私は非常に違和感を覚えております。反省を踏まえて、市民や外部組織の力を借りて協働で進捗を管理する新しい体制と一緒につくっていきませんか。お答えをお願いします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

山住総務部長。

○山住総務部長

はい。進捗管理についてお答えをさせていただきます。

これまで市では、それぞれ各種計画を横断的に本格的に議論する事務レベルの場が十分にはないということで認識をいたしております。

この今般の財政危機脱却プランにおきましても、様々な計画と連携をしながら進捗を確認し、単に報告書を提出させる、そういったものではなくて、市は、しっかりとヒアリングを行って議論し、現場で必要に応じてそれぞれの担当課に、総合的な判断のもとで助言を行う仕組みが最も重要であると考えております。

進捗管理をする場といたしましては、計画ごとに個別ヒアリングを行うよりも、各部長や課長が一堂に会して、全体を議論ができる予算査定の方が効率的で最も適していると判断をいたしております。これまでなかった横断的な事務的議論の場を設けまして、今後予算査定におきましては、予

算担当だけではなく公共施設担当であるとか行革の担当、そういったものも加わりまして、一体的なマネジメントを進めてまいります。

そしてその結果につきましては、ホームページ等々で公表をしていく考えでございます。まずは、内部の評価機能の強化について重要視、重視をいたしまして、計画の実効性を現場レベルで高めていきたいと考えております。

そういったことを踏まえまして、現時点で外部委員等によります進捗管理のそういった仕組みづくりは、計画をいたしていないところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

まつもとみき議員。

○1 番まつもとみき議員

縦ではなくて横に広がった、新たな仕組みをつくるということで、それをすごい良いことだなというふうに思います。

結果を見て、また意見を言わしてもらったらいいかなのというふうにも思いますが、このプランのお金の、もし、もちろん財政危機脱却プランで金プランなんですけど、金を貯めようとする事で様々な影響が起きますから、それを外部とか市民とかの人の力を借りて、一緒にプランのほころびを繕うような進捗管理ができないかなというふうな思いでこれ質問しました。

市民の意見を聞きながらということをして市政懇談会で繰り返し部長もおっしゃっておられたので、これを機会に風通しよくする仕組み、市政懇談会を1年に1回して、この進捗管理についてホームページじゃなくて、そこで公表するでもいいですが、自分たちでハンドリングするっていうことから少し離れた、次のステップに行ったような市政運営をしていただきたいなというふうに要望しておきます。

次にいきます。

改革へ取り組む組織と編成についてです。

これまで、過去のことを聞いてきましたが、これからは未来のことについて質問したいと思います。

昨日の質問とも重なる部分があるかと思いますが、まずはプランと人事組織の改革についてです。

私はその人がその人らしく仕事ができる環境を整えることで、全体の効率が上がるというふうに信じています。その意味で、人事はとても重要です。適材適所の采配によって個人だけでなく、チームとして動きがよくなることを求めるのであれば、このプラン実行の3年間、特に集中的にやみくもの異動をなくして、本人の適性と能力を見極めた配置をし、ある程度固定化して、職員の専門性の育成にも力を注ぐ、長期的な視点を持った人事が必要かと考えますが、検討はされているのでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

山住総務部長。

○山住総務部長

人事配置についてお答えさせていただきます。

公務員というのは、基本的におおむね一般的に3年ごとの異動というのが一般的だというように言われておりますけれども、昨今のいろんな分野における専門性の高まり、そういったところを対応するためには、一定年度はその経験が必要になってくるケースも増えてきてございます。

今回、このプラン、3年間実施をいたしますが、その際においても、様々な分野、またその角度での分析対応、検討が必要になってくることは明らかでございます。

そういったことを踏まえまして、従来とは異なる形で的人事配置、そこに在籍する期間については、このプランの進捗とあわせまして、具体的には職員を全体的なバランスを配慮しながら、考えていきたいと思っております。基本的には、従来の短期間ではなくて、一定程度、そこまで経験、知識が積み重ねるような体制を組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

まつもとみき議員。

○1 番まつもとみき議員

はい。それで、課内の効率が上がるとか、連携がより良くなるという結果が出る、出たらすごいことだなというふうに思っておりますので、私もこの3年間で、3年後はおるかおらないか分かりませんが、2年間は見させていただこうと思

います。はい、正直それと組織編成のことなんですけれども、職員の配置、組織編成の青写真が描けてないと職員の定員管理が計画できないのではないかとというふうに私は考えました。

プランナンバー37では、10年間で50人削減目標とし、ここでは改革の指標としての金額は示されておられません。どうして金額として定量化できないのでしょうか。

資料2ですが、これはプランの8ページにある先ほどと同じですけど当初予算の歳出のほうの表です。人件費は年々増加して、昨日酒井議員の御指摘もありましたが令和7年度で55億9000万円、人口1人当たりの職員数も経費も上がり続けている状態です。

だからといって、給料を減額したり、職員を減らしたりする、すればいいという短絡的なことではなくて、目指す組織の在り方とか組織編成を検討する機会なのではないかと思います。

財政あつての行政というなら、西予市の行政としてどれぐらいの人件費が適当か。そうすると西予市の組織をどういう編成にしたらいいのか。検討して、金額として定量化すべきと考えます。今回どうして人件費の定量化ができていないのか理由をお願いします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

山住総務部長。

○山住総務部長

人件費についての定量化という御質問でございますが、行財政改革の最終的な目的の1つとして、総人件費の抑制というのは当然でございます。

しかしながら、人件費の額そのものを長期的な削減目標として設定することには大きな課題があるという認識をいたしております。

それは、公務員の給与というものが、毎年的人事院勧告に基づく給与改定の影響を直接受けるためでございます。

近年、物価の上昇に伴います賃上げの動きなど、社会経済情勢によって、給与水準は変動をいたします。そのため、10年先までの人件費を金額ベースで正確に推計し、固定的な削減目標として設定することは、実際、具体的な困難でございまして、実態と乖離する恐れもございます。

一方で職員数につきましては、退職者数と採用

者数の調整により、市が主体的に、また、確実にコントロールできる指標となります。

不確定要素の多い金額ではなく、より確実に検証可能な人数、これを指標とすることで着実に組織のスリム化を進める。

そういったことで今回、今現在つくっている定員管理計画では10年間で50人の削減という人数ベースで目標を掲げ、またそれに合わせた組織再編を行っていくというものでございます。人件費を抑制しつつも、必要な行政サービスを維持するためには、当然、一定人員を適正に確保、また配置することが重要でありますし、そのための組織もつくってまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

まつもとみき議員。

○1 番まつもとみき議員

はい。部長の御回答のとおりですね、人件費の予測、難しいと思います。

私も、議員になってからいただいた資料のときにも、人件費の予測の何ていうか、推移の予測表みたいないただいてたんですけど、それと今の令和7年度、全然数字が違うので、難しいというのは本当に分かります。

なので公表するのは難しいと思うんですけども、組織の編成として、内部資料でしっかり考えて、どれぐらい目指せるのかっていうのは中で御検討するところかなというふうに思っております。

この、何度も出てきます西予市定員管理計画なんですけれども、終わりにこう書かれております。定員の適正化については、本計画の中では、類似団体との比較を参考にした職員数を取り扱っているが、何をもって適正というのかは明確ではない。したがってこの計画に記載した様々な取組を実行し、行政サービスの提供に支障を生じたときが、職員数の限界だと考えられる。ちょっとこれで計画と言えるかなというふうにすごく疑問です。

行政サービスに支障が出て初めて職員数の見解が分かるというのが計画というのは、市民としてはちょっと納得もいかないし認められないなと思います。

昨日の御答弁でこれ2年に1度見直すというふうに言われたと思いますので、なるべく早く取り

かかっていただけたらと思います。

次に組織編成のところで、2つお伺いしたいと思います。西予市の類似団体を調べて見てみますと部を設置していないところも多くあります。近隣の自治体と比べても、西予市は部長職の人数が多いです。

この人件費の削減というところにもかかってきますが、まずは部長職を減らすという動きは御検討どうでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

山住総務部長。

○山住総務部長

部長職の配置についてお答えさせていただきます。

部長職は、横断的な組織運営や迅速な意思決定において重要な役割を担っております。

また人口減少や組織のスリム化を進めていく中では、ポスト数については、当然、現在の規模が将来にわたって適正であるか、また、そういったことが妥当なものであるかについては検証しつつ、配置を考えていくものであると考えております。

現在進めております定員管理計画、これの進捗管理を厳格に進める中で、必要に応じて当然、いろんな分野において、事務事業の見直し、新たな事業の発生等もあるかと思えます。

そういったことを、その時々に応じて具体的に将来的なことも踏まえ、検討した結果、部長職の適正な配置、組織再編については、見直していく、検討を進めていく予定でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

まつもとみき議員。

○1 番まつもとみき議員

はい。これまでも何度か、部設置条例の改正がありました。そのときから、今までどう変化したのか。先ほどおっしゃっていただいたしっかり検証していただいて、また改革を示していただけたらと思います。

次ですが、資料3を見てください。

これは総務省の資料で令和6年の地方公共団体定員管理調査結果に基づく、一般行政職員の一般管理職と福祉関係職の割合を示したものです。

この場合の一般管理職とは総務、税務、企画、福祉関係職とは民生、衛生などに従事する職員を指すと整理されており、消防と教育の職員はここから除外されております。

数字を表にして割合を見ていると、西予市の福祉関係職の割合が低いことに気がつきました。資料によると一般職員 385 人中一般管理 282 人、福祉関係が 103 人で、その割合は 73.2%、26.8% となり、愛媛県下で福祉関係職が 3 割を下回っているのは西予市のみです。バランスが悪いのではないかと思ったんですが、福祉関係にしっかり人員配置ができていのでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

山住総務部長。

○山住総務部長

議員御指摘のとおり統計上の職員数の割合としては、福祉職が他市と比べて少ない状況でございます。

これは、福祉サービスの低下を意味するものではございません。これまで、本市におきましては行財政改革の一環として進めてまいりました業務の外部委託や民間活力の活用、そうした結果が、この人数の数字という形であらわれたものと考えております。

具体的な要因につきましては、まず 1 点目は、地域包括支援センターの業務委託でございます。

高齢者の総合相談窓口でございます地域包括支援センターにつきましては、直営で運営する自治体も多くございますが、本市におきましては西予市社会福祉協議会への委託により運営を行っているところでございます。そのため、そこで従事する専門職等の職員数が市の職員数としてはカウントされておられません。

そして 2 点目ですが、保育所、養護老人ホーム等の民営化でございます。

本市におきましては公立保育所や養護老人ホーム等の民間移管を計画的に進めてまいりました。これによりまして、保育士、介護職等の職員が市の定員から減少をしているということから、統計上の市の福祉職の割合が低くなっている要因でございます。

このように本市におきましては、直接、雇用する職員数は抑制しつつも、民間事業者、また関係

団体と連携することで、効率的また専門性の高い福祉サービスの提供体制を確保しているというものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

まつもとみき議員。

○1 番まつもとみき議員

民間との協働によって、この数字がバランス悪く見えるんだという御回答だったんですが、それだったら構いませんが、市の福祉業務でパンパンになって、1 人で抱え込んでいるっていうことがあってはなりませんので、今回のプラン実行に関しては職員の効率とか生産性ということ、たくさん言っておられるので、その辺りも見直していただいて、改めて環境整備に取り組んでいただきたいと思います。

次に、人件費の抑制についていきます。プラン 44 ページのナンバ－39 の人件費の抑制についてお聞きます。これは市政懇談会でも説明がありましたが、1 億 2440 万円発生している時間外勤務手当のうちに、災害等で必ず必要な時間外手当分が 3000 万、それを除いた 9500 万円の 50%、4940 万円を削減するというプランになっていきます。これの 50%を目標にした、この設定根拠をお示してください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

山住総務部長。

○山住総務部長

はい。50%にした根拠でございますが、この 50%の数字については、特段大きな意味をするところではございません。現在かかっている時間外勤務手当の額について、目標として半分ぐらい削減し、もちろんその前提として業務の効率化を目指すということを前提に、この 50%をまずは目標として掲げたところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

まつもとみき議員。

○1 番まつもとみき議員

職員に過度なプレッシャーを与えないように半分ぐらいが適当かなというふうにお考えなのかも

しれないんですけれども、人員配置や環境整備が、しっかりなされていることがもちろん前提ですが、時間外勤務 9500 万円発生しているのであればですね、職員の給与の減額ではなくて、こっちをまず減らすっていうことに注力するほうがよっぽどいいんじゃないかと思います。

もちろん必要な残業を削ると職員は追い詰められますので、残業の抑制と同時に、残業、何で残業が起きているのか課題点を丁寧に洗い出す構造改革も同時に進めながら、この今回、職員の給与を減額して 6900 万円っていうふうに出されていますが、こっちの 9500 万円を 6900 万円先に捻出する、その目標を立てて、まず実行してみて、それから職員の給与についてはまた改めて考えるというのはいかがでしょうか。

そのほうが職員のモチベーションの維持、また効率的なお仕事が期待できるのではないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

山住総務部長。

○山住総務部長

時間外勤務手当の縮減、削減については、もうプランの中で具体的に示させていただいておるところでございます。

その上で、職員の給与の削減につきましては、このプランの実行に際して、職員の意識改革をさらに進めるためにも、こういった形での身を切る改革に、自らが身を投じていただく必要があるということで、いわゆるプランとは別の軸といいますか、そういった形で設定をさせていただいたものでございます。

なお、令和 5 年度からそもそもの時間外縮減というのは進めて取り組んできたところでございます。令和 6 年度の実績では議員も御指摘されておりますけれども、約 9300 万程度の時間外勤務手当が実績としては発生しております。既に進めております時間外勤務手当縮減の取組、原則として 1 階で時間外勤務を行うであるとか、所属長が必要に応じて管理監督をするといったこと、そういった取組の成果といたしまして、今年度の実績見込みでは、約 6000 万円程度には抑制できるのではないかと、ある程度目標に近いところまでは達成できるのではないかと考えております。

ただし、それができたからこれで終わりというものではございません。当然さらに改革・改善を進めまして、その縮減についてはつなげてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

まつもとみき議員。

○1 番まつもとみき議員

はい。これについては効果が出ているということで、本当に必要な残業をできなくて職員が苦しむことないようにしてもらいたいです、成果が出ているのであれば、やっぱりこっちを重点的にやっていただきたいなという思いは変わりません。

プランとは別軸と言われましたけど、職員は同じですから、職員の給与に手をつけてやる気を下げてもらっては市民としてすごく困るんですよね。だったら職員がどうやったらやる気を維持できるかっていうことを考えてもらいたいなというふうに思っております。

今言われました 1 階に集中して時間外勤務をしておられるということで、私令和 6 年の決算でペレット事業を審査する過程で市役所の本庁舎の光熱費を調べさせていただいておると、ある時期から光熱費が上がっておりまして、これ何ですかって聞くと、1 階に集中して時間外勤務をしている関係の電気代ではないだろうかというその可能性ではないかということでした。

確かに 1 階天井が高くて、ワンフロアでエアコンが効きにくいということがあると思います。1 階ではなくて 2 階以上のオフィスで残業するということはできないものなののでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

山住総務部長。

○山住総務部長

1 階以外のところでの時間外勤務ができないかという御質問でございますけれども、1 階におきましては、例えば市民課であります専門性の高い端末等が配置されておりまして、それは移動することができません。ほかの場所で勤務ができないといった事情もございます。

これは、そういった専門の端末を配置しているときにできるだけ集中して職員が、同じフロアで

勤務することが、いわゆる時間外勤務をする場所としては適当だろうという判断をいたしております。施設の構造的な問題で、光熱費が若干上がるということも確かにあるかと思いますが、恐らく全体的な経費で見れば、そういった1階に人的なところを集約させることのほうが、効果が高いのではないかと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

まつもとみき議員。

○1 番まつもとみき議員

動かせない端末があるということでしたら、仕方ないことだと思います。また職員の声を聞きながら、多角的に考えていただけたらというふうに思います。

次にDXの効果についてです。

職員の業務軽減や効率に寄与すると考えられるDXですが、資料4は、このプラン17ページの人口1万人当たりの職員数の数です。ここに改革のポイントとして、限られた職員数でも行政サービスの維持向上を図るため、業務の効率化とデジタル化に加え、多様な働き方を通じて、職員一人ひとりの生産性の向上を図ることが重要だというふうに書かれております。

現在、DXによって置き換え可能な業務、実現したいDXの展望は何でしょうか。また、定員管理計画でもICTやRPA、AIを活用した業務の効率化を目指すというふうに書かれております。それらがどう影響をもたらしてこの表がどう変化する見込みがあるのか、お伺いをします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

大野本政策企画部長。

○大野本政策企画部長

今後、DXを進めていく中で人員削減に寄与できるような業務について、お答えをさせていただきます。

DX推進は単に人員を減らすことが目的ではありません。少ない人数でも住民サービスの質を落とさず、むしろ向上させるということを目指しております。DX化を推進することにより効率化でき、人員削減につながる業務としましては、まずはやはり窓口業務、各種申請を受け付け、シス

テムへのデータ入力、電話での定型的な問合せ対応など、反復的な定型的な作業が挙げられると感じております。

今後、DXを活用し、効率化を図っていく業務の1例としましては、住民票、印鑑証明や税証明の発行業務などの窓口業務であり、証明書の自動交付などの仕組みを構築することで業務負担の軽減、人員削減につながるというふうに考えております。

また、現在も一部取り組んでおりますが、各種行政手続におけるオンライン化につきましても、さらに推進していく必要があると考えております。

オンライン化による窓口対応時間の削減は市民、職員にとってお互いにメリットがありまして、これについて、各部署との連携を強化して、現在取り組んでおります。

例えばですけれども、地域づくり活動センターなどの貸し館業務につきましては、オンラインで予約ができますが、この12月から、社会体育施設についても予約が可能となりました。このことにつきましては、今後市において運営している様々な施設において対応できるように取り組んでまいりたいというふうに考えております。

しかし、DX化が思うように進んでいるということではございません。

自治体では前例踏襲というものがありまして、自分たちがやっている手法が正しいという意識がどうしてもあつたりします。これが既存の業務フローを変えることへの抵抗感となっていると感じております。社会が大きく変わらな中で現状困っていない、他の自治体がやっていないから大丈夫といった意識によって変革改革への一歩を踏み出せずにいるというのが、現状ではないかというふうに考えております。

サービスを受ける側の立場で業務フローを見直して、関わるもの全てがよくなるようなシステムを構築していくというふうに考えております。意識の改革の浸透は時間がかかりますが、職員のモチベーションを高めて、DXへの自発的な参加を強力に進めていけるよう、職員の評価育成の仕組みを具体的に検討してまいりたいと考えております。

そのことによりまして定員のほう、管理計画とあわせて、人員削減に取り組んでまいりたいとい

うふうに考えております。

以上、答弁いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

まつもとみき議員。

○1 番まつもとみき議員

私もDXで職員減らしたらいいんじゃないかというふうには全く思ってませんので、ただこの表をつけて語っているので、どう効率化できるかということは示さなければならぬかなと思います。

今反復的な作業というのが、これがRPAになるのかなと思いますが、住民票の発行など自動化とか、単純に聞いていてどれぐらいお金かかるんだろうなあというのをちょっと考えました。DXだったら全部、全部どんどんやったらいいというわけじゃなくて、やっぱり経費とのバランス、西予市ぐらいの人口規模だとそのシステムのほうが、お金が高くて、持続可能ではないということも考えられますので、その辺りは慎重に検討して進めていただかないといけないかなと思います。昨日も国会でガバメントクラウドのシステムの標準化のことを議論されましたけれども、ますます基礎自治体が不利だったり、専門知識が求められたり結構シビアだなあというふうに思いました。

ただですね、システムじゃなくても、例えば私たち議員、多分皆さん経験あると思いますけど事業の実績値聞きに行ったときに、すぐ出てこないですね。ちょっとお待ちくださいって言うていろいろかき集めて整理していただいているなと思うんですけど、データ化が統一されてたらAI投げて抽出っていうのを簡単にできるのかなというふうに思います。これオフラインでも多分使えるので、その辺りの管理の統一だけでも職員の手間が省けるのかなあと思ったりします。

住民からの相談を受けたり現場を見たり、一緒に考えたり話し合ったりするような、時代によらない普遍的な価値で職員にそれをやってもらいたい、そこに注力してもらうためのデジタルの活用ということをお願いしたいし、また意識改革になかなか課題があるということでしたけれども、専門職員から小さいことから提案していただいて、担当課の困り事や悩みを解決していくというプロセスを踏んで、ぜひ浸透していつてもらいたいと思っております。お願いします。

次です。

基本方針と実施項目について聞きます。

在宅寝たきり老人等介護手当についてです。

40 ページのナンバー32、今回議案の 157 号にも上がっております。在宅寝たきり老人等介護手当を廃止するというものです。

限られた一般財源の公平性を確保し、効率的な給付事業を実施するために廃止すると、市政懇談会でも議案説明でも述べられてきましたが、この公平性とは一体どういうことでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

長野福祉事務所長。

○長野福祉事務所長

在宅寝たきり老人等介護手当の廃止についてお答えいたします。

まず初めに在宅寝たきり介護のこれまでの経緯について少し述べさせていただきます。

当該手当は、長年にわたり在宅で介護に尽力されてきた御家族の皆様を支援する重要な制度であったと認識しており、その廃止に関しましては、多くの御意見や御心配があるものと承知しております。

この手当につきましては、介護保険制度が創設される前の御家族による在宅介護が主であった時代に、その経済的・精神的負担を軽減するという役割を担ってまいりました。平成 12 年の介護保険制度の施行により、国の制度のもと、地域支援事業における任意事業の家族介護支援事業として実施しておりました。

しかしながら、平成 27 年度に地域支援事業実施要綱が改正され、介護保険制度上の上乗せ給付等との差別化を図るため、要支援者の要件が厳格化され、介護サービスを利用していない方だけが対象となるなど、本市が行っている要件では、補助の対象外となり、現在では、全て一般財源で実施しているような状況でございます。

現行の介護保険制度は、訪問介護や施設入所といった社会全体で介護を支える仕組みが確立され、利用者に応じたサービス給付による支援がより広く公平に行われる仕組みが整ってまいりました。

また、市民誰もがひとしく介護サービスを受けられ、所得に応じた利用負担の軽減措置や、高額介護サービス費制度など、費用負担を支援する仕

組みも整備されております。

介護保険サービスとの整合性や本市の厳しい財政状況の中で、限られた財源を最も効果的かつ公平に配分するため、介護を必要とする全ての方を支える介護保険サービスへの財源の重点的な振り分けは、より大局的な公平性を確保するために不可避な判断だと考えております。

本市といたしましては、この手当廃止に伴い、在宅介護をされている御家族の皆様に対し、廃止の趣旨を丁寧に御説明するとともに、介護保険サービスや地域の見守り活動、高齢者福祉サービス等の情報をきめ細かく提供し、必要な支援が途切れることのないよう、万全の体制を整えてまいります。

市民誰もが安心して暮らせる持続可能な西予市の実現に向け、議員並びに市民の皆様のご理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

まつもとみき議員。

○1 番まつもとみき議員

とは言ってもですね、現に、在宅で 16 日以上、非課税世帯で、無職で介護されている方がおられるわけですね。

これ、令和 6 年度の執行額が 79 万円です。これを削るというのが公平とは、私はちょっと思えないんです。介護保険制度、確かに充実してきておりますが、完璧ではありませんし、受けたくてもかなわない場合もあります。言われたように利用したら、自己負担が発生しますし、介護度が高くなれば利用単価は高くなります。私は、行政は大変な状況になったときに何とかないと、何とかやるよと背中をさすってくれるような役割があると思っています。この事業はまさにそうだと思います。市長も副市長も、福祉には造詣が深いと思っておりますので、この議案について再考していただきたいというふうに思います。

もう時間がないので次に行きます。

施設の廃止や開館日、開館時間についてです。プランは削減のプランが多くてですね、それによって失われるものへの検証がどう行われたかがちょっと見えにくいです。

例えばプールや体育館を休止した場合の市民の

健康増進、最近では図書館の蔵書数と健康寿命の相関関係について論文も出されていたりします。お金以外の廃止によって失われるものについて、どう議論されてきたのでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

山住総務部長。

○山住総務部長

廃止する施設、運営を見直す施設に対する検証をどのように行ってきたかという御質問の御答弁を申し上げます。

個々の施設によって事情は違いますんで一般的な、また基本的なところの説明になりますけれども、今回の公共施設の見直しによりまして、市民サービスの一部が低下する、そういったことは十分に認識をいたしております。

例えば図書交流館、また、文化施設などは、地域の学習や学びの場として果たしてきた役割が縮減によって制限されることは、地域コミュニティにとって大きな影響を与える可能性もございます。

しかし、プラン全体に通していることですが、本市におきましては、多くの公共施設がございまして、老朽化が進んでいることから、今後その全てを維持することは、修繕でありますとか更新費用が大きな財政負担となり、不可能でございます。さらに、この点については有識者会議からも御指摘をいただきましたけれども、人口減少社会を見据えた場合、現状の施設を維持することは困難であり、施設の再編は避けて通れない課題と、そういった指摘も受けております。

そういったことで、本市におきましては、公共施設総合管理計画に基づく計画内容を軸としつつ、代替する機能を地域づくり活動センターや支所、そういったところで集約をさせていただきまして、それ以外の引き続き維持する施設については、適切に管理を行い、開館日、開館時間等については、効率的な運営ができるように見直しを行っていくことといたしております。

失われるものは確かにございます。これはただ、将来にわたって必要なサービスを維持するため、選択したことがございます。今のままでは、全ての施設の維持は困難でございます。結果として、大きな負担や不便を地域の皆様、関係団体に招く恐れもございます。皆様にも一定の御不便をお願い

いすることになります。人口減少を見据えた本市の持続可能な運営のために、避けられない取組であることを御理解いただきまして、市民の皆様とともに、この改革を進めてまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

まつもとみき議員。

○1 番まつもとみき議員

はい。失われるものがあるというふうに、しっかり認識していただいているというところが、ちょっと安心したというか、今後プランを進めていく中で、その失われているものがあまりにも大き過ぎてきた場合は、また、修正しながら、どうそれを補っていくかということを考えながらやっていただきたいというふうに思っております。

すみません。時間が来てしまって、次のジオパーク推進事業について、産業部長にお聞きできなくて申し訳ありません。

西予市に限らずに、どこの自治体も高度成長期に建てられた公共施設の管理、大変苦労されておられると思いますし、ある程度、縮減していくことには市民も一定の理解があると私も思っております。

ですがですね、一方で建物を建ててきた経緯もありまして、その建物を新しく建てる時には削減しないといけない建物の機能をどういうふうに集約するか、それを住民ニーズを正確につかんで、新しい建物に反映していく、デザインして市民の不満がなかなか表にあらわれないような、そんなまちづくりがもっとできるんじゃないかなというふうにこれ期待を込めて思います。

私はこの財政調整基金を貯め込まないで市民のために還元してきたとも言えると思っております。

なのに市民は箱物建設してきただろうと、もうすごい大きな批判があつて、次聞こうと思ってたジオミュージアムにもそうなんですけれども、でも、せっかく、ある建物を使わないでいるのはすごいもったいないんですよ。せっかく建てたものの、住民の利益になるだろうと思って建設したものを最大限有効に使って、住民の幸福度を上げるというそういう視点で、このプランをもっと進めたいというふうに思っております。

ジオパーク推進事業も 15 年ほど推進してきて

こられたのかなと思いますが、大変厳しい評価が市民からあるとすごく私は残念に思っております。

ジオパークに市民を合わせるというよりは、ジオパーク、市民にジオパークを合わせていくような施策が今後は求められるのかなと。ジオパークの価値や理念はそのままにして、そういった施策を進めていただくことで、もう少しジオパークについての理解が、市民の中に深くなるといいなというふうに期待をしています。

プランが縮減ばかりのプランだなというふうなことの意見もたくさんいただきました。家計で例えるんだったら子どものやりたい習い事を諦めさせるのではなくて、働いて収入を増やす。そういう、それがもうふるさと納税みたいな大きな収入じゃなくても、経済を市内で循環させるという観点を持つことも大事なかなと思います。投資したお金が外に流れないような仕組みですね。

先日宇和高と意見交換会をさせていただいたときに、生徒に西予市、何が足りないと思いますかと聞かれて、私はもう足りないことはあるかもしれないけど、あるものもいっぱいありますっていうふうに答えました。足りないと思ったら全然何もかも足りませんけれども、あるものを価値しっかり受け取って、西予市ならではの豊かさを大切に暮らし続けられる、そういうですね、今度第3次総合計画にもそれを反映させていただいて、足りないことは、正確に分析して、それをどう満たすか、選択と集中で、行政運営していただきたいというふうに思います。今後策定される第3次総合計画、大変期待しておりますので、よろしくお願いをいたしまして、私の質問を終わります。

○宇都宮議長

暫時休憩いたします。（休憩 午前 11 時 6 分）

○宇都宮議長

再開いたします。（再開 午前 11 時 20 分）

次に、2 番大森揚子議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

大森揚子議員。

○2 番大森揚子議員

日本共産党の大森揚子です。

議長に許可を得ましたので、一般質問を行います。よろしくお願いいたします。

西予市民病院、野村診療所、つくし苑について

質問いたします。指定管理者制度導入によって、地域医療振興協会の運営が始まり 8 カ月が過ぎました。

まず、事業計画書についてお尋ねをします。

市と協会が結んでいる年度協定書には、協会は毎年度、市が指定する期日までに事業計画書を提出し、市の確認を受けなければならないとされています。6 月議会の御答弁では、事業計画書の提出は上半期の決算が確定した 10 月以降とのことでした。事業計画書の提出はされておりますでしょうか。その内容についてお伺いをいたします。また、提出は今後いつ頃になる予定でしょうか。よろしくお願いいたします。御答弁お願いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

麓生活福祉部長。

○麓生活福祉部長

ただいまの大森議員の質問にお答えさせていただきます。

協定書に基づきます事業計画書なんですけれども、先般 12 月 5 日付で受付をしており、現在内容を精査しております。また 8 年度の事業計画書の提出につきましては、令和 8 年 2 月頃を予定しております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

大森揚子議員。

○2 番大森揚子議員

それからその事業計画書の市民への開示はどのような形で行われますか、お答えください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

麓生活福祉部長。

○麓生活福祉部長

事業計画書の市民への開示についてでございますが、事業計画書の内容を精査した上で、公開につきましては、協会と協議した上で対応させていただきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

大森揚子議員。

○2 番大森揚子議員

次に、業務報告書についてお尋ねをします。

毎月終了後 31 日以内に、指定管理業務の実施状況、利用の状況及び利用者からの苦情、意見、要望等の内容及びこれらへの対応状況を記載した業務報告書を市に提出しなければならないとなっています。

6 月、9 月議会でも業務報告書については御答弁いただいておりますが、以後 8 月、9 月、10 月の業務報告書について内容をお伺いします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

麓生活福祉部長。

○麓生活福祉部長

業務報告書についてお答えいたします。

業務報告書につきましては、基本協定に基づき、利用状況や利用者からの苦情、意見、要望に関する報告を受けております。

10 月末時点では、運営に大きく影響する苦情、意見、要望等の報告はございません。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

大森揚子議員。

○2 番大森揚子議員

指定管理業務の実施状況とかの御報告をお願いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

麓生活福祉部長。

○麓生活福祉部長

実施状況についてお答えいたします。

実施状況、詳しい数値につきましては、半年ごとにホームページ等に公表をさせていただく予定としておりますので、数値的なものについてはそれを御覧ください。

なお、全体的な運用状況につきましてはおおむね順調に推移している、患者数等ですね、推移しているものと市のほうで受け止めておりますので御報告させていただきます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

大森揚子議員。

○2番大森揚子議員

次に、この業務報告書の確認を行うとされている指定管理者管理運営審査委員会について伺います。

6月議会では、審査委員会の構成は、医療福祉関係者や住民の代表及び学識経験者を予定しており、現在人選中との御答弁でありました。

構成メンバーの詳細と審査委員会の進捗状況並びに、年何回開かれるのかお伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

麓生活福祉部長。

○麓生活福祉部長

指定管理者運営審査委員会についてお答えいたします。

構成メンバーにつきましては今議員申されましたとおり、医療・福祉の学識経験者、財務の専門家、それから地域代表者などで構成されております。公平かつ客観的な視点から評価を行っていたいております。

開催状況につきましては、年2回程度の開催を予定しており、1回目の会議は8月28日に開催し、会議要録をホームページで公開しておりますので御確認ください。次の開催に向けて現在、日程調整を行っている状況となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

大森議員、答弁者が着席してから挙手をお願いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

大森揚子議員。

○2番大森揚子議員

審査委員会のメンバーのことですが、住民の代表が入っていると思います。その住民の代表についてお答えください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

麓生活福祉部長。

○麓生活福祉部長

住民の代表につきましては、少々お待ちください。

○宇都宮議長

暫時休憩いたします。（休憩 午前11時26分）

○宇都宮議長

再開いたします。（再開 午前11時27分）

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

麓生活福祉部長。

○麓生活福祉部長

ただいまの質問にお答えいたします。

地域代表者、住民代表ということでありますけれども、区長会等、地域の代表者の方が入っていただいております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

大森揚子議員。

○2番大森揚子議員

議会からの代表は入っておりませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

麓生活福祉部長。

○麓生活福祉部長

議会からの代表も入っております。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

大森揚子議員。

○2番大森揚子議員

8月26日に開催された審査委員会について、西予市のホームページで確認をいたしました。

審査委員から、看護師数が大きく減っているが患者対応に支障はないのかと質問があり、事務局は看護師の配置基準を満たしており、問題なく対応できていると答えておられます。

まず、事務局が言われる看護師の配置基準を教えてください。あわせて、その配置基準は何に基づいた配置基準なのかをお答えください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

麓生活福祉部長。

○麓生活福祉部長

ただいまの看護師の配置基準についてお答えいたします。

看護師の配置基準は基本診療科の施設基準等という厚生労働省の告示により、配置基準が決める

れております。

西予市民病院では、看護師の配置基準は患者様 10 人につき看護師 1 人という、いわゆる 10 対 1 の基準で運用をさせていただいております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

大森揚子議員。

○2 番大森揚子議員

野村診療所、つくし苑についても配置基準を教えてください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

麓生活福祉部長。

○麓生活福祉部長

ただいまの野村診療所、つくし苑の配置基準なんですけれども、ただいま先ほど申し上げた 10 対 1 という基準が、入院にかかる基準 10 対 1 ということであります。

つくし苑の基準については、今資料をお持ちしておりませんので、ここでお答えすることはできませんが、後ほど回答させていただきたいと考えております。以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

大森揚子議員。

○2 番大森揚子議員

入院以外の配置基準というのはあるんでしょうか。

入院が 10 対 1 ということで今お聞きしましたが、入院以外の看護師の配置基準というのがあるのでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

麓生活福祉部長。

○麓生活福祉部長

ただいまの入院以外の基準についてお答えします。

入院以外の基準につきましては、病院が持っている外来の数であるとか、コマ数、診療時間であるとかによって決まりますので、細かな基準というものはございません。以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

大森揚子議員。

○2 番大森揚子議員

9 月議会でも御報告しましたが、私たち議員の元には 8 月 7 日付で西予市民病院、野村地域医療センターの現状報告が届いております。

看護師の状況として、市民病院の状況として、退職者の続出、薬局業務の負担増、休憩時間の不足、夜間救急対応の人員不足。野村診療所の状況といたしまして、正規職員の大幅減少、外来看護師の人員減と勤務の逼迫、兼任業務の拡大など大変な状況が報告されております。

8 月 26 日に事務局が審査会で答弁されている看護師の配置基準を満たしており、問題なく対応できているという状況と現場の状況には大きな乖離がありますが、どのようにお考えでしょうか。お答えください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

麓生活福祉部長。

○麓生活福祉部長

ただいまの御質問にお答えします。

10 対 1 の基準というのは国の定めた診療報酬算定上の要件でありまして、医療の質を担保する客観的な目安でございます。

一方、個々の職員の業務負担の軽減や、休憩時間の確保といった労働管理上の課題は雇い主であります指定管理者の経営判断の責任において対応されるべきものであり、市は協定に基づき法令遵守の確認を行うこととさせていただいております。以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

大森揚子議員。

○2 番大森揚子議員

9 月以降、何人の看護師が退職されたでしょうか。また今後、退職予定者は何月に何人おられますでしょうか。お答えください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

麓生活福祉部長。

○麓生活福祉部長

退職者についてお答えいたします。

9 月以降につきましては 1 人、退職されております。現在、把握しております退職予定者数でござ

ございますが、2名退職予定者は把握しております。
以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

大森揚子議員。

○2番大森揚子議員

今後も退職者が増えるようです。

12月末以降の看護師数では、市民病院、野村診療所、つくし苑はどのような状況になりますか。ベッド数を縮小せざるを得ない状況になり、入院しないといけない患者を受け入れることができなくなったり、野村診療所がますます縮小するような状況になったりするのではないのでしょうか。お答えください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

麓生活福祉部長。

○麓生活福祉部長

ただいまの看護師の退職によります影響についてお答えいたします。

看護師が減少したことによる対応につきましては、退職した看護師の役職や担当していた業務、役割分担、勤務体制への影響を総合的に精査し、限られた人員の中でも安全かつ質の高い医療を維持できるよう、指定管理者が責任を持って最善の対応策を講じていくものと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

大森揚子議員。

○2番大森揚子議員

その他の医療スタッフの現状についても、看護助手の業務量の増加、言語聴覚士の不足、放射線技師の負担増、リハビリ職員、医療事務員であるクラブの人員減などの状況が報告され、患者の状況としては、市民病院への救急搬送が基本となったことによる受診抑制の増加が報告されております。この状況についてどのように把握されておりますでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

麓生活福祉部長。

○麓生活福祉部長

その他のスタッフの状況についてお答えいたし

ます。

医療スタッフにつきましては、全体的には限られた人員の中で、地域医療を支える使命感に基づき、懸命に職務に従事していただいておりますとの報告を受けております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

大森揚子議員。

○2番大森揚子議員

この厳しい現状に対する対応策はどうお考えでしょうか。お答えください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

麓生活福祉部長。

○麓生活福祉部長

具体的な対応策でございますけれども、人員確保につきまして看護師、医療技術者、薬剤師、介護士などの医療従事者の確保につきましては、市としましても、これまで地域医療振興協会と連携し、友達紹介制度の活用や人材派遣会社を通じた募集など、可能な限り対応を講じてまいりました。

しかしながら、これまでの取組の結果から、人員不足の解消に最も効果があり、かつ長期的な就業につながりやすいのは、同じ職種同士のつながりを活かした職員による紹介であることが明らかとなっております。

職員による紹介は外部募集では得られにくい信頼性と即効性があり、また、現場の実情を理解した上でのマッチングが可能であることから、極めて実効性の高い人材確保であります。

人材確保の成功には、指定管理者が職員の皆様の協力を得て、組織的なつながりを活かすことが極めて重要であると認識をしております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

大森揚子議員。

○2番大森揚子議員

ありがとうございます。9月議会でも申し上げましたが、労働者が適切な職場環境のもとで、誇りを持ち、提供できるサービスであってこそ、利用者にとっても安全で安心となります。現場の把握、そして職場環境の改善を協会と連携を図りな

がら、しっかりと取り組んでいていただくように強く求めます。

次に、野村診療所の施設整備についてお伺いいたします。

エアコンの故障、エアコンの老朽化、使用していない病室、トイレの劣化、火災報知器の誤作動などの問題が起こっています。

まず、エアコンの故障、老朽化についてです。現状報告では、業務用扇風機での対応では限界があり、患者から暑いとの声が上がっています。体調がすぐれない中で、来院されている患者に対して誠に申し訳ない思いでおりますとの報告でした。最近では、1階の待合室は正面玄関が開くたびに風が入り、寒いと患者が訴えているとのことで、玄関が両開きにならないように今後は片側だけ開くように対応するようです。

この冷暖房がきかない状況を把握されておりますでしょうか。そして、どう対応されるお考えなのでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

麓生活福祉部長。

○麓生活福祉部長

エアコンの故障についてお答えさせていただきます。

エアコンの故障につきましては、設備の老朽化により不具合が生じているということは把握しております。設備故障につきましては指定管理者との協議を行い対応しておりますが、大規模な修繕が必要な場合には市の責任において予算措置を行い、日常的な維持管理や軽微な修繕は指定管理者が行うこととなっております。

御指摘の件につきましては、現在状況を確認し適切に対応を進めているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

大森揚子議員。

○2番大森揚子議員

まずもって、エアコンが効かない病院というのはあり得ない状況であり、恥ずかしいことではないでしょうか。

来年度の予算では、野村診療所のエアコンの故障、老朽化については、最優先に対応していただ

きたいと思いますが、市長、御答弁をお願いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

麓生活福祉部長。

○麓生活福祉部長

ただいま御指摘の件でございますが、施設の維持管理に関する責任は、一義的には指定管理者にあります。

指定管理者との協定書に基づいた適切な費用分担により、必要となる修繕については、今年度と同様、予算要求を行う予定としております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

大森揚子議員。

○2番大森揚子議員

修繕に関してですが、協定で50万円以上の修繕に関しては、市のほうで受け持つという協定になっているんじゃないかなったのでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

麓生活福祉部長。

○麓生活福祉部長

お見込みのとおりでございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

大森揚子議員。

○2番大森揚子議員

次に2階にあります使用していない病室、トイレの劣化についてです。

カビや異臭が発生しており、事務職員が換気をしたり、トイレの水を流したりしているとのこと。最も衛生面や安全面に気をつけなければならない病院で、このような状況が起きていることについて大変憂慮しております。

対応はどのようにお考えでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

麓生活福祉部長。

○麓生活福祉部長

ただいまの使用していない病室、トイレの劣化についてお答えさせていただきます。

野村診療所の未使用部分については状況を把握

しており、カビについては、職員等の換気による対応を行っております。

トイレにつきましても、定期的に水を流すなどの対応をしていただいております。現在そのような対応をさせていただいております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

大森揚子議員。

○2番大森揚子議員

火災報知機が誤作動したと聞いております。その対応策についてお伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

麓生活福祉部長。

○麓生活福祉部長

火災報知器の誤作動についてお答えさせていただきます。

火災報知機につきましては、これまでに一度、誤作動が発生いたしました。その際には速やかに消防への通報・対応を行い、適切に対処させていただきました。あわせて、原因の確認及び必要な点検・整備を実施し、同様の誤作動が生じることのないよう指定管理者が対策を講じておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

大森揚子議員。

○2番大森揚子議員

次に給食についてお尋ねをします。

昨年度までは、地元の商店から食材を購入し、各厨房で調理をしていたと聞いております。現在給食は、パウチの密封されたものが届き、調理員は包丁を使うことがないと聞きました。地元西予市の食材は使われておりますでしょうか。

また、患者の前に、食膳が並ぶまで食材がどのようなルートで運ばれ、調理員はどう調理しているのでしょうか。お伺いします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

麓生活福祉部長。

○麓生活福祉部長

給食についてお答えさせていただきます。

現在、地元の商店からの食材の購入はしていません。指定管理者が委託している給食業者が使用する食材を使っております。

食材がどのようなルートでという御質問でございますけれども、給食業者にて食材等を下処理した冷蔵品が毎日、院内へ搬入をされます。

その後、院内の厨房におきまして追加調理、盛りつけを行い、病棟へ運搬し、患者様に提供させていただいている状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

大森揚子議員。

○2番大森揚子議員

4月から公設民営化となり、食材の購入先が変わったことを突然知らされた地元の商店の方は、西予市のために一生懸命働いて食材を納入してきたのにと、とても落胆されておりました。

今後、地元商店からの納入も検討していただきたいと思います。残食の状況は、指定管理前と比べてどのようになっているのでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

麓生活福祉部長。

○麓生活福祉部長

残食の状況についてお答えいたします。

西予市民病院では集計したデータがありましたので、市民病院の現状についてお答えをいたします。1人1食当たりの残食量につきましては、令和6年の4月から9月まででは11.8グラム、令和7年の同時期では15.5グラムとなっております。3.7グラムの増加となっております。

つくし苑については集計した資料がございませんのでお答えができませんので、御了承いただきたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

大森揚子議員。

○2番大森揚子議員

想像していたよりも残食の量が少なくてちょっと安心をいたしました。

給食は治療の一環であると同時に、入院生活・施設の生活において一番の楽しみではないかと思

います。私は、職員から、長年頑張って生きてこられて人生の最期を迎えようとしているお年寄りに安心しておいしい給食を食べていただきたいという声を聞きました。管理運営協議会では、ぜひ給食についても、現場並びに患者の声を聞いて改善策を話し合っていたいただきたいと思いますがいかがでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

麓生活福祉部長。

○麓生活福祉部長

ただいまの質問にお答えさせていただきます。

議員御指摘のとおり、給食を通した治療や栄養補給は重要でありますので、指定管理者において残食が出る原因を分析して対応を検討していただきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

大森揚子議員。

○2番大森揚子議員

次に医師の派遣要請についてお伺いをいたします。

2人の子育て真っ最中の宇和町の知り合いから、宇和では子どもを診てくれるところがないため、宇和島まで通っている。どうにかしてほしい。それが一番の少子化対策になると思うと強く訴えられました。

私も宇和在住ですが、まだ2カ月にならない孫の診察に娘が運転する車で40分かけて、宇和島病院まで通いました。受付でも小1時間待ち、診察して帰るのに3時間近くかかりました。首の座らない乳児を抱えての遠距離通院に、近くだったら子どもの負担もかからないだろうにとつくづく思ったものです。

三瓶町と明浜町には小児科を標榜している医院がありますが、城川、野村、宇和においては、体調の悪い子どもを抱えて、小児科へ通うと思ったら並大抵なことではありません。病院と学校があることは、若者がこの西予市で暮らしていく上でなくてはならない大きな要素であり、少子化対策としても最優先に取り組まなければならない課題であると思います。

西予市に小児科がない今の状況については、9

月議会で井関議員も取り上げられ、市も真摯に取り組んでいただいていることも理解はいたしました。西予市の要望は小児科医だけにとどまりません。今までも一般質問で取り上げてきました透析の経験を積んだ泌尿器科の医師、地元で手術ができるように外科の医師などが求められます。

地域医療振興協会の吉新会長は、協会のホームページで、「全国に様々な施設を運営させていただくことで、研修や医師派遣、（主たる医師にかわって代診をする）短期の代診支援、学会、研修会、交流事業やバックアップ病院と診療所の連携なども可能となり、今やへき地を支援するネットワークが充実しつつあります」と挨拶をされています。

西予市の医療体制を充実させることは、待ったなしの命に関わることです。この医療体制が充実してこそ、市長の言われる暮らしで安心・安全な西予市となります。お金がないからで済ませる問題ではありません。ぜひ来年度からの医師派遣を協会に粘り強く要請していただきたいと思います。市長、御答弁をお願いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

麓生活福祉部長。

○麓生活福祉部長

医師派遣の要請についてお答えさせていただきます。

小児科や泌尿器科をはじめとする医師確保は、地域医療を守る上で喫緊の課題であります。指定管理者による自主的な招へい活動に加え、市といたしましても、関係大学医局や県への要請を行うなど、指定管理者と連携・協力しながら、医師確保に全力を尽くしてまいります。

先般も市長とともに、愛媛大学医学部小児科の教授を訪問し、本市で診療に従事していただける医師の派遣や開業等の可能性について継続的に要請を行ったところでございます。

しかしながら、県内の大規模病院におきましても、医師不足が深刻化しており、大学としても、各医療機関への派遣体制の維持が難しくなっている状況にあると伺っております。

そのような中ではありますが、市といたしましては、地域の小児医療を持続させるため、関係機関と連携を一層深め、引き続きあらゆる可能性を

探りながら、小児科医師の確保に取り組んでまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

大森揚子議員。

○2番大森揚子議員

来年度の年度協定書は、今年度の市民の状況、声を踏まえてさらに充実した内容の協定書となるようお願いをいたします。

あわせて、国が医者を増やすよう西予市から国へも強く要請をしてください。

次に、施設の維持管理費、機器類の購入についてお伺いいたします。

協会との10年の契約の間、施設の50万円以上の維持管理費、50万円以上の機器類にかかるであろうと試算をされている金額について教えてください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

麓生活福祉部長。

○麓生活福祉部長

ただいまの御質問にお答えいたします。

指定期間の大規模修繕や高額医療機器の更新につきましては、長期的な財政計画に基づき試算を行っております。

現時点での試算では、10年間で約30億円程度と見込んでおります。この費用につきましては、市が直接運営した場合であっても、指定管理者制度を導入した場合であっても、医療提供体制を維持するため避けて通れない必要な経費でありまして、運営形態にかかわらず発生するものです。

実際の執行に当たりましては、個々の機器の老朽化の状況や、医療需要を見極め、指定管理者と協議の上、適切に予算計上してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

大森揚子議員。

○2番大森揚子議員

指定管理に移行するためにかかる準備資金、指定管理後3年間の赤字補填、職員の現給補償など、指定管理料とあわせて多額の支出を要する時期が

令和6年度から9年度になります。

また、起債の償還がピークを迎える時期が令和8年度から9年度、このように時期が重なることになります。

起債の償還がピークを迎える時期が分かっている、同じくして多額の資金を要する指定管理に移行したことについて、市長、どうお考えでしょうか。御答弁ください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

麓生活福祉部長。

○麓生活福祉部長

ただいまの質問にお答えさせていただきます。

確かに財政状況は厳しいものがあります。

しかし、市民の生命を守るという観点から、必要な投資は避けて通ることはできません。

指定管理者制度の導入当初は、準備や体制整備などに伴い費用がかかる時期がございますが、10年スパンで考えていただくと財政負担は総体的に少なくなり、人材の確保や、病院経営の安定化にもつながるものと判断をしております。

これ以上費用が増えることなく、将来にわたって地域の医療・福祉サービスの提供を維持するために、最も適切かつ必要な選択であったと考えております。

全国に目を向けますと、病院経営の悪化は深刻化しており、多くの病院で経営の見直しや人員・体制の調整が行われております。こうした中でも、何とか地域の医療提供体制を守ろうと、各地の関係者が懸命に対応している現状を踏まえ、本市におきましても、地域医療の維持を最優先に必要な投資と対応を行うべきものと判断しておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

大森揚子議員。

○2番大森揚子議員

医療は、私たち市民の命を守るために、最優先に取り組まなければならない問題だと私も思っております。過疎化が進む西予市だからこそ、充実した医療サービスが提供できるように、御尽力をお願いいたします。

次に、西予市財政危機脱却プラン2025について

てお伺いをいたします。

まず、文化・社会教育施設の再編についてお伺いをします。図書交流館の城川の4分館、明浜分館の廃止、明浜歴史民俗資料館の管理運営の縮小、城川文書館の廃止・集約についてお伺いをします。

それぞれの年間経費の削減額、具体的な取組の進捗状況について教えてください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

谷川教育部長。

○谷川教育部長

それぞれのプランの概要等についてお答えをさせていただきます。

まず、図書交流館の明浜、それから城川4分館の廃止についてお答えをさせていただきます。

西予市図書交流館は、現在、中央館、野村分館、三瓶分館、明浜分館、城川の遊子川、高川、土居、魚成の4分館の計8館により運営をしております。

今回の財政危機脱却プランにおきましては、公共施設管理運営の適正化を図ることを目的に見直すことになりました。令和8年度以降、中央館、野村分館、三瓶分館の3館により運営する方針でございます。

御質問の5分館廃止による削減効果でございますが、図書館システムの撤去により、年間69万2000円を見込んでおります。また、このシステムですが5年ごとに更新が必要となり、その費用344万2000円の削減を見込んでおります。図書館システムを撤去することにより、本が借りられなくなるという心配もあろうかと思いますが、図書館システムを撤去したとしても、インターネットを利用して、図書館のホームページから申し込むことで、分館のあったセンターまで本が届く仕組みを構築してまいります。

また、インターネットを利用されない方にも、センター職員と図書館職員間のネットワークにより、本を分館まで届けることが可能でございますので、本の貸し借りには大きな支障が生じないよう対応することとしております。

続きまして、明浜歴史民俗資料館の縮小についてお答えをさせていただきます。

明浜歴史民俗資料館は、平成4年に建築されておりますが、近年では老朽化が進み、施設改修や維持管理費の増大する一方で、来館者数は伸び悩

むという課題を抱えております。

プランでは、公共施設保有量の適正化を図ることを目的に、施設の管理運営を縮小すると表現いたしました。

縮小の具体的な中身といたしましては、文化財等を適切に保管するため西予市歴史民俗資料館明浜収蔵庫と位置づけて活用を図ることとし、現在、土日休日に開館しているものを、平日同様事前予約いただいた場合に職員が対応し、開館する形とするものです。これにより、会計年度任用職員2名の人件費年間106万9000円を削減できると見込んでおります。

一方で、従前のとおり市内小中学校の教育課程における見学などがあると想定しております。事前予約がある場合には観覧できることとし、引き続き、西予市の海の歴史を伝える施設として活用してまいりたいと考えております。

続きまして城川文書館につきまして、お答えをさせていただきます。

西予市城川文書館は、歴史的に重要な価値を有する古文書、公文書その他記録遺産等を地域住民の共通財産として継続的に後代に伝えとともに、地域史料の収集または保存研究活動を支援し、郷土の歴史と文化に対する理解を深めることを目的として、平成11年度に設置されたものでございます。

令和5年度に、老朽化が進む旧城川文書館から旧どろんこ祭り保存館に移転し、資料の保存・活用を図っているところでございます。

しかし、機能が重複する西予市城川郷土文化保存伝習施設や西予市城川歴史民俗資料館など、複数の施設で資料を保存活用する点に行財政上の課題があると認識しておるところでございます。

こうした課題の解消について検討した結果、城川歴史民俗資料館と統合し、文書館が保有する資料を城川支所内の空きスペースで保管することで、施設の維持管理費の削減と業務の効率化が図れると判断したものでございます。これにより、令和8年度を移行期間で今の文書館から城川支所のほうに資料を移す予定ですので、令和9年度から年間約42万6000円の予算の削減を見込んでいるところでございます。

今回のプランでは、城川文書館という名称がなくなりますが、その重要性に鑑みまして、文書館

の業務を城川歴史民俗資料館の業務として条例に明記し、これまでどおりその機能を引き続き引き継ぐ考えてございます。

進捗についての御質問もございましたけれども、これまで各団体、図書館におきましては図書館協議会からも御意見をいただくとともに、文書館につきましては、城川の珠算会の皆様からも御意見をいただいているところでございます。

今議会に上程しております議案が可決されましたら、市の広報紙やホームページはもちろんでございますけれども、利用者の方に直接伝える方法を考え、また、頻繁に御利用いただく方や団体に関しましては、直接声かけをするなど、混乱を招かないように善処したいと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

大森揚子議員。

○2番大森揚子議員

図書館の分館についてですが、野村まで宇和までいなくても、身近なところで本を借りることができる分館、利用者の中には、高齢者の方もおられるとのことでした。

遊子川分館がある遊子川地域づくり活動センターは、移動診療車の待合室にもなっており、診察を待っている間、本を読みながら診察の順番を待ったりされているということを聞きました。

また、高川分館には、高川地区出身の作家、佐和みずえさんの『じいちゃんの山小屋』や、これも佐和みずえさんが書かれた高川地域づくり会発行の『ぼくらの穴神鍾乳洞発見物語』などの本が。

そして、魚成分館には田穂在住の私の同級生が自主出版した野菜と果物の切り絵の絵本が置いてありました。地域、地域のよさが伝わってくる分館。高川分館に伺っており、親戚の子にばったり出会いました。手芸の本を借りに来たということで、ネットで表紙だけ見ても、実際に見てみんとできるかどうか分からんけんあ本を手にしていました。

過疎化の進む地域だからこそ、本を求めてやってこられる地域の方の思いにこたえる分館を残してほしいと思います。

明浜歴史民俗資料館です。資料館の展示物が2

年前にリニューアルされたとお聞きしました。2年でよかったですか。私も11月に行ってみました。フェイスブックで配信すると、知り合いから今度行ってみたい。展示めっちゃ分かりやすいよね。高山の石灰業のことは聞いたことがありましたが、資料館のことは初めて知りました。今度尋ねたいです。本当すばらしい展示ですよ。今も土日、祝日しかあいてないのが残念過ぎます。数年前に行きました。おもしろくておもしろくてためになり、ものすごく感動しましたと絶賛の声が届きました。

この明浜歴史民俗資料館創立に献身された久保高一さんの顕彰碑があります。ここには、人が生きてきた証となる民俗資料の必要性を同志とともに訴え、歴史民俗資料館創設の原動力となるとあります。引き継がれていく地域地域の歴史、つむがれてきた暮らしの営み、そこに暮らしてこられた人々の力強さとつながり、次の世代にそれを伝えていく歴史民俗資料館の果たす役割は大きいものがあるのではないのでしょうか。今までどおりの開館を強く要望いたします。

城川文書館の廃止集約について、平成の大合併前、町立文書館は全国で2カ所しかなく、そのうちの1カ所が城川文書館だったそうです。文書館を城川地区が大事に継承してこられたことに敬意をあらわします。市内には、代々の地域の様子を記した古文書を残そうと、こつこつと取り組んでおられる団体の方々が活動されております。古文書が専門の学芸員もおられます。私は、この城川文書館を廃止集約の方向ではなく、西予市文書館としてまとめ、しっかりと後世に引き継いでいくべきなのではないかと考えます。

愛媛県歴史博物館のお膝元の自治体である西予市を歴史と文化のまちとして全国にアピールすることもできます。ぜひ充実発展させる方向を望みます。

次に、観光施設再編の三滝ロッジ・ふるさと交流館の廃止について伺いをいたします。ふるさと交流館の年間維持管理費用、具体的取組の進捗状況について教えてください。

ちょっと時間がなくなりますので端的にお願いをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

兵頭産業部長。

○兵頭産業部長

三滝ロッジ及びふるさと交流館の維持管理経費と今後の取組についてお答えします。

三滝ロッジにつきましては、平成 23 年度で営業を終えておりますので、現在の利用実績はなく、維持管理経費もかかっておりません。

ふるさと交流館に関しましては、民間事業者が毎週土曜日に喫茶イベントの開催と、毎週木曜日に販売用菓子類の製造を行っているほか、地元自治会の役員会や団体のイベントなどが年間 10 回程度使用されている状況です。

ふるさと交流館の施設に係る維持管理経費としましては、令和 6 年度の実績で、ガス代、電気代などの光熱水費や、その他もろもろ合わせて総額で約 107 万円となっております。対して、施設使用料の収入は約 50 万円となっております。

次に、今後の取組につきましては、当該施設は、財政危機脱却プランにおいて、令和 8 年度末で施設を廃止することを予定しております。これは利用者が特定の方に限られていること、利用率の低下、また、使用料の収入に対して約 2 倍の維持管理経費がかかっておりますのと、今後、老朽化に伴いまして、修繕費用の増加が見込まれることなどが要因によるものです。なお当該施設の廃止及び廃止後の利活用につきましては、現在の利用者である民間事業者と地元自治会に対して説明を行ってきておりまして、希望があれば、施設の貸付により継続して利用していただくことも可能ですので、今後も真摯に協議を続けてまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

大森揚子議員。

○2 番大森揚子議員

今は三滝ロッジを使用されていませんが、ふるさと交流館を利用して、窪野の地域の集会や西予市のイベントのほか、株式会社里の力也さんが、毎週土曜日 9 時から 18 時まで遊べる喫茶、里の力也を営業されております。イベント喫茶里の力也では、地元の野菜を使ったサトチカ定食が好評です。地元の野菜の味が引き出されており、とてもおいしかったです。私が行ったときには、松山、

宇和島から常連の親子連れが来られており、5、6 人の子どもたちが伸び伸びと楽しそうに遊んでおりました。お母さんたちは、子どもたち同士遊んでくれるのでゆっくりと食事ができ、ここは私の息抜き場になっているんですと話してもらいました。経営者の御夫婦は移住してこられ、地域の皆さんからここでカフェもしてもらえないかと要望があり、一から始められ、ここで 2 人目のお子さんも生まれたとのこと。過疎化が進む中、子どもが増えるということは、地域にとっては願ってもないことです。毎週土曜日、子どもたちの声が響き、リピーターが集う三滝溪谷自然公園、私はこの地域おこしの営みをなくしてはならないと思います。そこには培ってこられた地域の思いが蓄積されています。地域の人々の思いや積み重ねてこられたささやかな営みが消されることのないよう過疎化が進む西予市だからこそ、こういう営みを大切に守っていくことこそが行政の役割ではないでしょうか。

次に、公共施設の開館日等の見直しについて伺います。

宇和児童館・野村児童館・図書交流館のまなびあ・野村分館・シルク博物館、それぞれの年間経費の削減額をお伺いいたします。すみません、端的にお願いをいたします。

○宇都宮議長

暫時休憩いたします。（休憩 午後 0 時 8 分）

○宇都宮議長

再開いたします。（再開 午後 0 時 9 分）

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

大森揚子議員。

○2 番大森揚子議員

失礼しました。先ほどの私の質問は通告に載せておりませんでしたので、取下げさせていただきます。

公共施設の開館日等の見直しについて、各公共施設のことについて、私の意見を言わせていただきます。いけませんか。

○宇都宮議長

暫時休憩いたします。（休憩 午後 0 時 9 分）

○宇都宮議長

再開いたします。（再開 午後 0 時 10 分）

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

大森揚子議員。

○2番大森揚子議員

公共施設の開館日等の見直しについて、各公共施設の休館日についてお伺いをいたします。

休館日について、教えていただきたいと思います。予定をされている休館日について教えてください。

○宇都宮議長

暫時休憩いたします。（休憩 午後0時 10分）

○宇都宮議長

再開いたします。（再開 午後0時 15分）

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

大森揚子議員。

○2番大森揚子議員

公共施設の開館日等の見直しについてお伺いをいたします。

公共施設、宇和児童館・野村児童館・図書交流館のまなびあん・野村分館・シルク博物館、それぞれ開館日の見直しがプランの中で進んでいるようですが、どのようなことになっているのでしょうか。お伺いをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

山住総務部長。

○山住総務部長

公共施設の開館日の見直しの状況について御答弁申し上げます。

私のほうからは個別の施設というよりは全体的な総括的なところでの考え方について答弁をさせていただきます。

今回の見直しでございますが、利用実績を踏まえた効率化の取組の一環でございます。施設運営費の中では、光熱費や人件費が大きな割合を占めております。限られた財源の中でサービスの質を維持しながら、持続可能な説明を行うためには、効率化が不可欠となっております。

今回取り組みます開館日を縮減することで、運営コストを削減し、施設の維持管理やサービスの改善に充てることが可能となります。また、公共施設の開館日を週5日とすることで、そこで勤務する職員の週休2日との勤務のバランスも整えることができまして、総合的に効率的な運営が可能と考えております。

なお、開館日の縮減によりまして、一部の利用者の皆様に御不便をおかけする。これは確かに申

し訳なく思うところではございますけれども、何とぞ御理解をいただきまして、今後とも市としては、できる限り影響を最小限にとどめるよう努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

大森揚子議員。

○2番大森揚子議員

週休2日制の公立図書館というものが、全国の自治体にあるのでしょうか。

城川の市政懇談会で、図書館について開館日を減らすのではなく、開館時間を短くすることで対応することはできないかという意見が出ました。

児童館、私は幼い頃児童館が近かったこともあり、本当によく行って遊んだり、漫画を読んだりしていました。図書館も、高校生の頃は家よりも居心地がいい場所でした。図書館・児童館が自分の居場所になっている。そんな子どもたち、ママたち、大人たちいっぱいおられるんじゃないでしょうか。誰もがいつでも行くことができる市民の居場所を狭める方向ではなく、大事にすることを求めます。

シルク博物館についても、開館日を縮小する方向では、ますます来館者が減ることを危惧します。再考をお願いいたします。

次に給付事業の見直しについてお伺いをします。

人工透析患者通院交通費、在宅ねたきり介護について、削減額、進捗状況をお伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

長野福祉事務所長。

○長野福祉事務所長

人工透析患者通院交通費及び在宅ねたきり老人等介護手当についてお答えいたします。

御指摘の人工透析患者通院交通費及び在宅ねたきり老人等介護手当の見直しは、市政懇談会等でも多くの御意見をいただいた事項であり、私どももその重みを深く認識しております。

まず、人工透析患者通院交通費支給についてですが、現在本市では、人工透析患者の精神的・経済的な負担を軽減し、住民福祉の増進に寄与することを目的として、人工透析療法を受けるため、医療機関の提供する送迎等を利用せず、その対象

者の方が居住する町内の医療機関へ通院した場合には1カ月2,000円、市外も含めまして居住地の町外の医療機関への通院の場合は、1カ月7,000円の交通費を支給しております。これは、合併前の旧町の福祉施策を引継ぎ、市民の生活支援に資する重要な事業であると認識しております。

今回の見直しは、令和10年度をめどとして、支給要件に所得要件を追加し、課税世帯には支給を行わないとするものです。

次に、在宅ねたきり老人介護手当についてですが、事業の内容と廃止を判断した経緯については、先ほどのまつもと議員の御質問に答弁させていただいたとおりでございます。

改革内容といたしましては、令和7年度で廃止とし、現在の対象者には一時金を支給する予定としております。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

大森揚子議員。

○2番大森揚子議員

市政懇談会で、公平性についての意見が出ております。命に関わるような事業に対して、公平性という観点で削減するべきではないと私は思います。市政懇談会でも温かい市政を望む声が上がっております。これ以上、弱者を切り捨てることのないようお願いをいたします。

次に財政状況についてお伺いをいたします。

今回取り組まれた5町、午前午後2回、計10回の市政懇談会。私は財政危機脱却プランを理解したい、市民の声を生で聞きたい一心で全て参加をしました。何回聞いても、この財政状況についてすっきりとしませんでした。交付税が減少することは十分分かっていたはずですが、減少することが分かっている、公共施設をつくり続けた、ここが一番の問題点なのではないかと思います。行政はそうすることが、今の財政危機を招くことになることは十分想像できたのではないのでしょうか。長年行政に携わってこられた、言わば行政のプロの方々が、そのぐらいの見通しが持てないはずはありません。分かっている、なぜ財政規模に見合わない公共施設をつくり続けたのか。最終的な判断をされて議案を提出された市長、お答えを願います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

山住総務部長。

○山住総務部長

公共施設を総括的に所管いたします私のほうから答弁させていただきます。

公共施設をつくり続けたということでの御質問でございますけれども、当市におきましてはまず第1に、本市は、合併後の均衡ある発展を目指して各地域からの要望にこたえるため、新市まちづくり計画に基づきまして、公共施設の整備を進めてまいりました。また、国の進める地方創生の推進に伴う事業を展開し、地域経済の発展、活性化に資するための施設も整備してまいりました。

また、第2といたしまして、本市は面積が非常に広く、公共施設の数も多いことに加えまして、昭和期に建設されました施設の更新時期が重なってまいりました。そのため、事業量が増加したことがございます。こうした公共施設の整備が求められる状況の中におきまして、平成30年豪雨災害への対応、また新型コロナの対応、そういったことで追加の施設整備や事業の先送りなどが生じました。計画的な整備が難しくなってきたということでございます。

さらに、有利な起債でございます合併特例債の活用期限が令和6年度で終了いたします。今年度同じ事業でやる場合には当然、財政負担が大きくなるということで、その活用期限内に事業を実施する必要があったと、そういったことが複合的に絡みまして公共施設の整備がここ数年、集中したというものでございまして、決して突然新しい施設をつくり続けてきたというものではないということについては御理解をいただきたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

大森揚子議員。

○2番大森揚子議員

若い知り合いからメールが届きました。先日の市政懇談会の後に愛媛新聞に、市長が一定数の理解を得られたみたいな内容の記事があったと思うんですけど、一定数ってどのくらいってみんな言っていて、少なくとも私の周りの人たちは理解なんてしないけどって言ってますという内容でした。

医療改革のときも、申請から2年あまり、令和7年4月開始ありきでどうなるのかの準備もなく、住民の不安に十分こたえることもなく、ゴールに向けて突き進めた感が否めません。市民に説明したという既成事実を積み重ねて推し進めるやり方では、市民からの納得は得られません。市民の声をじっくり聞き、さらに丁寧な説明が求められていると思います。

以上をもちまして、私の一般質問を終わります。

○宇都宮議長

以上をもって本日の日程は全て終了いたしました。

明日12月11日は午前9時より一般質問及び質疑を行います。

本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでした。

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

西予市議会議長 宇都宮 俊文

同 議員 中村 一雅

同 議員 河野 清一

散会 午後0時25分

第 4 日

12 月 11 日（木曜日）

令和7年第4回西予市議会定例会会議録（第4号）

1. 招 集 年 月 日 令和7年12月11日

1. 招 集 の 場 所 西予市議会議場

1. 開 議 令和7年12月11日

午前 9時00分

1. 散 会 令和7年12月11日

午前11時07分

1. 出 席 議 員

1 番 まつもと みき

2 番 大 森 揚 子

3 番 山 下 昌 和

4 番 宇都宮 久見子

6 番 宇都宮 俊 文

7 番 加 藤 美 香

8 番 中 村 一 雅

9 番 河 野 清 一

10 番 山 本 英 明

11 番 竹 崎 幸 仁

12 番 小 玉 忠 重

13 番 源 正 樹

14 番 井 関 陽 一

15 番 二 宮 一 朗

16 番 兵 頭 学

17 番 森 川 一 義

18 番 酒 井 宇之吉

1. 欠 席 議 員

5 番 信 宮 徹 也

1. 会議録署名議員

10 番 山 本 英 明

11 番 竹 崎 幸 仁

1. 地方自治法第121条により

説明のため出席した者の職氏名

市 長 管 家 一 夫

副 市 長 酒 井 信 也

教 育 長 宇都宮 明 彦

総 務 部 長 山 住 哲 司

政策企画部長 大 野 本 敦

生活福祉部長 麓 寿 春

福祉事務所長 長 野 静 香

産 業 部 長 兵 頭 章 夫

建 設 部 長 安 岡 克 敏

会 計 管 理 者 岩 本 博 文

消防本部消防長 宇都宮 憲 治

教 育 部 長 谷 川 和 久

明 浜 支 所 長 竹 内 克 之

野 村 支 所 長 土 居 文 人

城 川 支 所 長 中 城 多喜恵

三 瓶 支 所 長 浅 野 幸 彦

総 務 課 長 山 崎 徳 博

財 政 課 長 沖 野 貴 洋

監 査 委 員 正 司 哲 浩

1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長 池 田 いずみ

議 事 係 長 瀧 川 健 二

1. 議 事 日 程 別紙のとおり

1. 会 議 に 付 し た 事 件 別紙のとおり

1. 会 議 の 経 過 別紙のとおり

議 事 日 程			
1	会議録署名議員の指名 (10番山本英明、11番竹崎幸仁)		関する条例の一部を改正する条例制定について
2	一般質問	議案第125号	西予市城川総合運動公園条例の一部を改正する条例制定について
3	議案第109号 西予市公共施設照明E S C O事業(L E D化)委託契約について	議案第126号	西予市社会体育施設条例の一部を改正する条例制定について
	議案第110号 旧西予市消防本部庁舎等跡地の処分について	議案第127号	西予市営球場条例の一部を改正する条例制定について
	議案第111号 財産の無償貸付について	議案第128号	西予市運動公園条例の一部を改正する条例制定について
	議案第112号 財産の無償貸付について		
	議案第113号 財産の無償貸付について		
	議案第114号 財産の無償貸付について		
	議案第115号 西予市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定について	議案第129号	西予市俵津文楽会館条例の一部を改正する条例制定について
	議案第116号 西予市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例制定について	議案第130号	西予市乙亥の里条例の一部を改正する条例制定について
	議案第117号 西予市一般職の職員の給与の特例に関する条例制定について	議案第131号	西予市城川ふるさと交流館条例の一部を改正する条例制定について
	議案第118号 西予市特別職の職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例制定について	議案第132号	西予市ギャラリーしろかわ条例の一部を改正する条例制定について
4	議案第119号 西予市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について	議案第133号	四国西予ジオミュージアムの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について
	議案第120号 西予市税条例の一部を改正する条例制定について	議案第134号	西予市火葬場設置及び管理条例の一部を改正する条例制定について
	議案第121号 西予市保健センター及び保健福祉センター条例の一部を改正する条例制定について	5 議案第135号	西予市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例制定について
	議案第122号 西予市立学校給食センター及び学校給食調理場条例の一部を改正する条例制定について	議案第136号	西予市はり、きゅう及びマッサージ等施術費助成条例の一部を改正する条例制定について
	議案第123号 西予市図書交流館条例の一部を改正する条例制定について	議案第137号	西予市給水条例等の一部を改正する条例制定について
	議案第124号 西予市立学校施設の開放に	議案第138号	西予市公共下水道条例の一部を改正する条例制定について

議案第139号	西予市歴史民俗資料館及び郷土文化保存伝習施設条例の全部改正について	一条例を廃止する条例制定について
議案第140号	西予市消防本部職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について	議案第155号 西予市城川健康管理センター一条例を廃止する条例制定について
議案第141号	西予市消防団条例の一部を改正する条例制定について	議案第156号 西予市宇和福祉センター条例を廃止する条例制定について
議案第142号	西予市火災予防条例の一部を改正する条例制定について	議案第157号 西予市在宅ねたきり老人等介護手当支給条例を廃止する条例制定について
議案第143号	西予市火入れに関する条例の一部を改正する条例制定について	議案第158号 西予市城川緑地休養施設条例を廃止する条例制定について
議案第144号	西予市宇和文化の里条例の一部を改正する条例制定について	議案第159号 西予市野村わんぱくランド条例を廃止する条例制定について
議案第145号	西予市ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例制定について	議案第160号 西予市有料駐車場条例を廃止する条例制定について
議案第146号	西予市土地開発基金条例を廃止する条例制定について	議案第161号 西予市鳥鹿野水辺公園条例を廃止する条例制定について
議案第147号	西予市お伊ネ賞事業基金条例を廃止する条例制定について	議案第162号 西予市農林漁業活性化施設条例を廃止する条例制定について
議案第148号	西予市田園ロマンの里づくり基金条例を廃止する条例制定について	議案第163号 西予市城川みどりの交流館条例を廃止する条例制定について
議案第149号	西予市宇和福祉の里基金条例を廃止する条例制定について	議案第164号 西予市土木建設事業負担金徴収条例を廃止する条例制定について
議案第150号	西予市ジオパーク推進基金条例を廃止する条例制定について	6 議案第165号 西予市宇和文化の里施設の指定管理者の指定について
議案第151号	西予市中山間ふるさと・水と土保全基金条例を廃止する条例制定について	議案第166号 宇和米博物館(旧宇和町小学校)の指定管理者の指定について
議案第152号	西予市宇和町地域古代ロマンの里構想基金条例を廃止する条例制定について	議案第167号 西予市あけはまオートキャンプ場の指定管理者の指定について
議案第153号	西予市市民憩の家条例を廃止する条例制定について	議案第168号 西予市明浜観光交流拠点施設の指定管理者の指定について
議案第154号	西予市明浜健康管理センタ	議案第169号 西予市みかめ本館の指定管理者の指定について

- 議案第170号 西予市みかめ海の駅の指定
管理者の指定について
- 議案第171号 西予市城川高品質堆肥セン
ターの指定管理者の指定に
ついて
- 議案第172号 西予市明浜柑橘加工施設の
指定管理者の指定について
- 議案第173号 西予市獣肉処理加工施設の
指定管理者の指定について
- 議案第174号 令和7年度西予市一般会計
補正予算(第4号)
- 議案第175号 令和7年度西予市国民健康
保険特別会計補正予算(第
2号)
- 議案第176号 令和7年度西予市介護保険
特別会計補正予算(第3号)
- 議案第177号 令和7年度西予市簡易水道
事業会計補正予算(第2号)
- 議案第178号 令和7年度西予市下水道事
業会計補正予算(第3号)
- 議案第179号 令和7年度西予市病院事業
会計補正予算(第2号)
- 7 請願第 3号 学校給食の無償化を求める
請願

本日の会議に付した事件			る条例制定について
1	会議録署名議員の指名	議案第125号	西予市城川総合運動公園条例の一部を改正する条例制定について
2	一般質問		
3	議案第109号 西予市公共施設照明E S C O事業(L E D化)委託契約について	議案第126号	西予市社会体育施設条例の一部を改正する条例制定について
	議案第110号 旧西予市消防本部庁舎等跡地の処分について	議案第127号	西予市営球場条例の一部を改正する条例制定について
	議案第111号 財産の無償貸付について	議案第128号	西予市運動公園条例の一部を改正する条例制定について
	議案第112号 財産の無償貸付について		
	議案第113号 財産の無償貸付について	議案第129号	西予市依津文楽会館条例の一部を改正する条例制定について
	議案第114号 財産の無償貸付について		
	議案第115号 西予市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定について	議案第130号	西予市乙亥の里条例の一部を改正する条例制定について
	議案第116号 西予市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例制定について	議案第131号	西予市城川ふるさと交流館条例の一部を改正する条例制定について
	議案第117号 西予市一般職の職員の給与の特例に関する条例制定について	議案第132号	西予市ギャラリーしろかわ条例の一部を改正する条例制定について
	議案第118号 西予市特別職の職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例制定について	議案第133号	四国西予ジオミュージアムの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について
4	議案第119号 西予市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について	議案第134号	西予市火葬場設置及び管理条例の一部を改正する条例制定について
	議案第120号 西予市税条例の一部を改正する条例制定について	5 議案第135号	西予市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例制定について
	議案第121号 西予市保健センター及び保健福祉センター条例の一部を改正する条例制定について	議案第136号	西予市はり、きゅう及びマッサージ等施術費助成条例の一部を改正する条例制定について
	議案第122号 西予市立学校給食センター及び学校給食調理場条例の一部を改正する条例制定について	議案第137号	西予市給水条例等の一部を改正する条例制定について
	議案第123号 西予市図書交流館条例の一部を改正する条例制定について	議案第138号	西予市公共下水道条例の一部を改正する条例制定について
	議案第124号 西予市立学校施設の開放に関する条例の一部を改正す	議案第139号	西予市歴史民俗資料館及び

	郷土文化保存伝習施設条例 の全部改正について		について
議案第140号	西予市消防本部職員の特殊 勤務手当に関する条例の一 部を改正する条例制定につ いて	議案第155号	西予市城川健康管理センタ ー条例を廃止する条例制定 について
議案第141号	西予市消防団条例の一部を 改正する条例制定について	議案第156号	西予市宇和福祉センター条 例を廃止する条例制定につ いて
議案第142号	西予市火災予防条例の一部 を改正する条例制定につい て	議案第157号	西予市在宅ねたきり老人等 介護手当支給条例を廃止す る条例制定について
議案第143号	西予市火入れに関する条例 の一部を改正する条例制定 について	議案第158号	西予市城川緑地休養施設条 例を廃止する条例制定につ いて
議案第144号	西予市宇和文化の里条例の 一部を改正する条例制定に ついて	議案第159号	西予市野村わんぱくランド 条例を廃止する条例制定に ついて
議案第145号	西予市ふるさと応援基金条 例の一部を改正する条例制 定について	議案第160号	西予市有料駐車場条例を廃 止する条例制定について
議案第146号	西予市土地開発基金条例を 廃止する条例制定について	議案第161号	西予市鳥鹿野水辺公園条例 を廃止する条例制定につい て
議案第147号	西予市お伊ネ賞事業基金条 例を廃止する条例制定につ いて	議案第162号	西予市農林漁業活性化施設 条例を廃止する条例制定に ついて
議案第148号	西予市田園ロマンの里づく り基金条例を廃止する条例 制定について	議案第163号	西予市城川みどりの交流館 条例を廃止する条例制定に ついて
議案第149号	西予市宇和福祉の里基金条 例を廃止する条例制定につ いて	議案第164号	西予市土木建設事業負担金 徴収条例を廃止する条例制 定について
議案第150号	西予市ジオパーク推進基金 条例を廃止する条例制定に ついて	6 議案第165号	西予市宇和文化の里施設の 指定管理者の指定について
議案第151号	西予市中山間ふるさと・水 と土保全基金条例を廃止す る条例制定について	議案第166号	宇和米博物館(旧宇和町小 学校)の指定管理者の指定 について
議案第152号	西予市宇和町地域古代ロマ ンの里構想基金条例を廃止 する条例制定について	議案第167号	西予市あけはまオートキャ ンプ場の指定管理者の指定 について
議案第153号	西予市市民憩の家条例を廃 止する条例制定について	議案第168号	西予市明浜観光交流拠点施 設の指定管理者の指定につ いて
議案第154号	西予市明浜健康管理センタ ー条例を廃止する条例制定	議案第169号	西予市みかめ本館の指定管 理者の指定について
		議案第170号	西予市みかめ海の駅の指定

- 管理者の指定について
- 議案第171号 西予市城川高品質堆肥センターの指定管理者の指定について
- 議案第172号 西予市明浜柑橘加工施設の指定管理者の指定について
- 議案第173号 西予市獣肉処理加工施設の指定管理者の指定について
- 議案第174号 令和7年度西予市一般会計補正予算(第4号)
- 議案第175号 令和7年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 議案第176号 令和7年度西予市介護保険特別会計補正予算(第3号)
- 議案第177号 令和7年度西予市簡易水道事業会計補正予算(第2号)
- 議案第178号 令和7年度西予市下水道事業会計補正予算(第3号)
- 議案第179号 令和7年度西予市病院事業会計補正予算(第2号)
- 7 請願第 3号 学校給食の無償化を求める請願

開会 午前 9 時00分

○宇都宮議長

おはようございます。本日は傍聴にお越しいただき誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は 17 名であります。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配信のとおりであります。

(日程 1)

○宇都宮議長

まず、日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、10 番山本英明議員、11 番竹崎幸仁議員を指名いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

麓生活福祉部長。

○麓生活福祉部長

昨日の大森議員の一般質問の中で、野村診療所とつくし苑の看護師の配置基準に関する件につきまして、御回答させていただきます。

野村診療所における外来の看護師配置基準につきましては、昨日お答えいたしました西予市民病院の入院病棟の 10 対 1 のような具体的な数値基準は定められておりません。

しかしながら医療法施行規則では、病院に関する主な構造設備の基準及び人員の基準において、看護職員は 30 対 1 という人員配置基準が示されております。

つくし苑における人員配置につきましては、厚生労働省令であります介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準により、必要な職種や配置基準が定められており、その基準は、利用者の処遇に直接従事する職員として、看護職員と介護職員の合わせて、利用者 3 人に対して 1 人以上配置することと定められております。

以上、答弁とさせていただきます。

(日程 2)

○宇都宮議長

日程第 2、一般質問を行います。

質問者は通告内容及び申合せに従い発言してください。

それでは、通告順に発言を許可いたします。

13 番、源正樹議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

源正樹議員。

○13 番源正樹議員

おはようございます。

議席番号 13 番源正樹です。

宇都宮俊文議長より発言の許可を得ましたので、通告書の内容について、会議規則及び申合せ事項に従い一般質問を行います。

今回は 2 点、人口減少に伴う働き手の確保について及び財政についてお尋ねします。質問を通じて、我がまち西予の市政発展と住民福祉向上の一助となれば幸いです。

今から 25 年後、令和 32 年には大都市圏や県庁所在地など除く地域では人口がほぼ半減する見込みです。そうした状況で、どうやって地域の経済や生活を維持し、必要な公共サービスを提供するのか。納税者の減少に伴い、税収も減少していきます。これまでは、国が地方自治体を交付税などで財政的に支援してきましたが、今後も、国が国債を発行して支援を続けることができるのか。大きな岐路に立っている状況であると考えます。

国立社会保障・人口問題研究所の令和 5 年推計によれば、日本の総人口は、平成 20 年の 1 億 2808 万人をピークに減少に転じ、令和 5 年に 1 億 2435 万人となり、15 年間で 373 万人減少しています。深刻な問題は、15 歳から 64 歳までの現役世代、生産年齢人口の減少です。

地域経済の縮小、バス路線や鉄道路線、タクシー会社の規模縮小など地域交通の脆弱化、空き家の増加、水道や道路といったインフラの維持管理、学校の統廃合、病院や診療所の閉鎖、労働力不足など人口減少に伴う課題は数多くございます。人口減少が急速に進む中、社会全体に非常に大きな影響が出ています。

地方創生など継続的に対策を行っていますが、その効果は限定的です。高校無償化や学校給食の無償化などの子育て支援拡充や、移住定住政策の推進により、人口減少を緩やかにしていく取組は必要ですが、婚姻数や出生数が近年激減しており、厳しい状況です。出生率が多少改善しても、人口減少という流れを大きく変えるのは難しいのが現実ではないでしょうか。今後は、人口減少を前提とした行財政運営、まちづくりを行っていく必要

があると考えます。

令和7年11月末現在の西予市の人口は3万2922人であり、令和2年4月に策定された第2次西予市人口ビジョン、令和7年将来人口推計の低位予測3万3535人を下回っています。

今後は、人口維持すら難しいという共通認識を持ち、いかにして賢く縮み乗り越えていくのか、このことが問われていると考えます。

この大変厳しい現状を念頭に、人口減少に伴う数多くの課題、難題の中から、働き手の確保についてお尋ねします。

今定例会の一般質問でも、行政職員、技術系職員に関する質問がありました。数多くの業界・業種・職種で労働力不足が顕在化しており、早急な対応が必要です。

まず行政における対応についてお尋ねします。

これから職員数は減少していく見込みであり、それを補うためにも、デジタルを活用した行政事務効率化が必須だと考えますが、現在の取組についてお尋ねします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

大野本政策企画部長。

○大野本政策企画部長

デジタルを活用した行政業務の効率化についてお答えをいたします。

議員御指摘のとおり、今後の職員数の減少は本市の喫緊の課題であり、質の高い市民サービス維持のため、デジタル技術を活用した業務のスリム化・効率化は不可欠でございます。

現在、当市が取り組んでいる施策と今後の検討状況について、御説明をしたいと思います。

現在、大きく分けて庁内業務の効率化と市民サービスの効率化の2つの側面からデジタル活用を進めているところです。

まず、第一の柱であります庁内業務の効率化について3点申し上げます。

1点目は、職員のコア業務の効率化であります。定型作業から解放し、企画や複雑な相談対応といった付加価値の高い業務に集中できる体制を構築しております。

2点目は、ノーコードツールk i n t o n eとこのを活用した業務アプリによる内製化であります。紙・エクセル業務のデジタル化を進め、転

記・集計の手間を削減し、業務の迅速化とペーパーレス化を推進しているところです。

3点目は、デジタルを前提とした働き方の改革であります。電子決裁やオンライン会議、フリーアドレスの導入などにより、意思決定の迅速化と柔軟な働き方による生産性の向上を図っております。

次に、第二の柱、市民サービスの効率化について申し上げます。これは、市民の利便性向上と窓口業務負荷の軽減を目指すもので、主なものとして2点ございます。

1点目は、オンライン申請の導入であります。上下水道の手続などをオンライン化し、24時間申請可能とすることで、市民が市役所に来庁せずとも手続が完結する環境を整えているところであります。

2点目は窓口業務の事前予約制度であります。予約導入により市民の待ち時間を短縮するとともに、職員側の事前準備を可能にし、窓口対応の効率化につながっております。

今後はこれらの取組をさらに深化・拡大させるとともに、新たなデジタル技術の導入を検討してまいります。

具体的には、オンライン手続のさらなる拡充、単純なデータ入力や転記作業の自動化による効率化、A Iの活用でございます。

なお、A Iにつきましては、既に挨拶文の作成や文書校正・要約、各種資料作成など日常業務でも多くの職員が使用していることに加えまして、第3次総合計画の策定における作業にも活用しており、今後データ分析や政策立案など、より高度な効率化とサービス向上を目指してまいりたいと考えております。

職員減少の中で、デジタル技術は行政を維持・発展させるための必須の基盤でございます。今後とも、これを積極的に活用し、スリムでありながらも強靱な行政運営と市民サービスの維持・向上に全力で取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

源正樹議員。

○13 番源正樹議員

次に、デジタルに関連して、基幹業務システム

の統一・標準化についてお尋ねします。

令和3年に成立・施行された地方公共団体情報システムの標準化に関する法律により、地方公共団体における事務処理内容の共通性・住民利便性の向上・地方行政運営効率化の観点から、標準化の対象となる事務を特定した上で、地方公共団体が事務処理に利用する情報システムは、関係府省が省令で定める標準化のための基準に適合しているものである必要があるとされています。

これにより、将来的に地方公共団体における人的・財政的な負担の軽減を図り、職員が住民への直接的なサービス提供や地域の実情を踏まえた企画立案業務などに注力できるようにするとともに、オンライン申請等を全国に普及させるためのデジタル化の基盤を構築することを目指しています。

また、新型コロナウイルス感染症対応の経験から、社会全体のデジタル化の推進が急務とされたことなどを踏まえ、地方公共団体は原則、令和7年度までに、標準準拠システムへの円滑かつ安全な移行を目指すこととされています。

西予市の基幹業務システムの統一・標準化の状況についてお尋ねします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

大野本政策企画部長。

○大野本政策企画部長

基幹業務システムの統一・標準化の状況についてお答えをいたします。

デジタル社会の実現に向けた国の義務に基づきまして、基幹業務システムの標準化に向け、取り組んでいるところであります。

標準化対象のシステムでございますが、住民基本台帳、税、福祉など、全国どこの自治体でも行っている20業務と定められております。

この取組は、システムの人的・財政的負担の軽減、セキュリティレベルの高度化、そして職員が住民サービスに注力できる環境整備を目的としております。

当初、令和8年2月中の移行を目指しておりましたが、業者の人的資源不足によりまして、中予自治体クラウド協議会内の先行自治体の遅延の影響を受けまして、やむを得ず移行スケジュールを見直す必要が生じました。現在の計画では、令和8年12月中に標準準拠システムへの移行を完

了させる予定でありまして、中予自治体クラウド協議会に属する7自治体のうち、6番目の移行となります。

このスケジュール変更に伴いまして、国が定める特定移行支援システムの対象として支援を受けることとなります。

システム運用においては、国が整備しているクラウドサービスであるガバメントクラウド上で運用を目指します。これにより、統一された高いセキュリティレベルの確保と災害時の業務継続性の向上を図ってまいりたいと考えております。

今後、移行計画の変更に伴う影響を最小限に抑えるため、関係機関との連携強化と管理・監督を徹底いたします。本市は、持続可能な行政運営と質の高い住民サービス提供のため、令和8年12月中の移行完了に向け、全力で取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

源正樹議員。

○13 番源正樹議員

再質問します。

システムの統一・標準化は、運用経費を削減することも目的とされております。導入した場合のシステム利用料など経費はどのように試算されているのか、お尋ねします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

大野本政策企画部長。

○大野本政策企画部長

移行経費及び移行後のランニングコストについてお答えをいたします。

移行に関する経費としましては、およそ1億2000万から1億3000万円の想定でありまして、これについては、全額補助対象となっております。

また、移行後のランニングコストにつきましては、1億3000万円程度と想定をしているところです。これは現在のランニングコストと比較すると約2.3倍になっておりますが、ランニングコストにつきましては現時点では補助等がございません。

一部の費用について交付税措置が予定をされていると伺っておりますが、現在のランニングコス

トより大幅に上昇するという見込みであります。

このことにつきましては現在、国においても議論をされているということを聞いております。当市におきましても、ランニングコストの圧縮について、見積の精査を行っており、少しでも削減できるように取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

源正樹議員。

○13 番源正樹議員

続きまして、民間事業者等における対応についてお尋ねします。

令和7年版高齢社会白書によれば、令和6年の65歳以上の就業者数及び就業率は上昇し、特に就業者数は21年連続で前年を上回っています。

西予市の令和7年10月31日現在の年齢別人口調べによれば、15歳から59歳までが1万3085人、60歳から64歳までが2,252人、65歳から69歳までが2,518人、70歳以上が1万2225人となっています。15歳から64歳までが1万5337人、65歳以上が1万4743人であり、まもなく高齢者人口が生産年齢人口を超えます。

労働力を確保するためには、働く意欲のあるシニア層の雇用を進めていく必要があると考えます。西予市内のシニア層の雇用状況についてお尋ねします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

兵頭産業部長。

○兵頭産業部長

令和7年6月1日現在におけるシニア層の雇用状況となりますが、本社が西予市にあり雇用被保険者が21人以上の企業において、60歳以上を雇用している企業は約40社で、雇用人数は約700人となっております。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

源正樹議員。

○13 番源正樹議員

再質問します。

市として、シニア層の雇用につながるような取

組がされているのか、お尋ねします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

兵頭産業部長。

○兵頭産業部長

シニア層に限らず、中高齢者層においても再雇用につながらないケースは多々あり、その要因としましては、基礎的なスキルや特殊な技能等を持っていないことがあげられます。

市では、西予市地域雇用創造促進協議会と連携しまして、求職者向けにスキルアップを目指すためのパソコン研修、チェーンソーやドローン操作実習などを実施しているところでございます。また、急速に利用が伸びてきているAIについても、技術活用研修等を実施し、スキルアップにつなげていくよう努めているところでございます。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

源正樹議員。

○13 番源正樹議員

次に、外国人労働者に関してお尋ねします。

厚生労働省愛媛労働局が令和7年1月31日に公表された令和6年10月末時点の愛媛県の外国人雇用状況の届出状況によれば、県内の外国人労働者数は1万4550人、事業所数は2,347カ所となり、ともに過去最高を更新しています。

国籍別では、ベトナムが最も多く4,112人、フィリピンが3,730人、インドネシアが1,750人の順です。

在留資格別では、技能実習が最も多く7,533人、専門的・技術的分野の在留資格が4,770人であります。

地域別では、労働者数は今治地域が最も多く4,492人、松山地域が4,219人、事業所数は、松山地域が最も多く854カ所、今治地域が635カ所であります。

産業別では、労働者・事業者数とも製造業が最も多く8,040人、870カ所となっています。

令和7年10月21日に発足した高市内閣は、外国人への規制強化方針を打ち出しています。法にのっとり対応することは法治国家として国籍に関係なく必要なことです。しかしながら、県内において、造船・建設・介護・農業などの分野で外国

人労働者は欠かせない存在であり、地域経済を支える存在となっています。外国人政策は、無秩序な受入れでも排外主義でもなく、正確な情報を発信し、地域の実情を踏まえて対応していただきたいと思います。

このような状況を踏まえて質問します。まず、西予市内の外国人の状況についてお尋ねします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

兵頭産業部長。

○兵頭産業部長

令和 7 年 11 月末時点での西予市内在住の外国人人数ですが、明浜町 50 人、宇和町 180 人、野村町 15 人、城川町 29 人、三瓶町 164 人の合計 438 人となっております。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

源正樹議員。

○13 番源正樹議員

次に、西予市内の外国人労働者の状況についてお尋ねします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

兵頭産業部長。

○兵頭産業部長

令和 7 年 11 月時点における西予市内で外国人を雇用している企業や個人事業主などは約 60 社で、働いている外国人の数は約 300 人となっております。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

源正樹議員。

○13 番源正樹議員

再質問します。

市として、外国人労働者へどのような支援をされているのか、お尋ねします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

兵頭産業部長。

○兵頭産業部長

日本で働く外国人労働者が一番大変なことは、やはり日本語での意思疎通が難しいことだと考え

ております。そのため、担当の経済振興課では、外国人労働者向けの交流会の場で日本語教室を開催しておりまして、やさしい日本語を学んでいただいております。

また、愛媛県から提供いただく外国人労働者向けのセミナーなどの情報については、市ホームページに掲載するとともに、西予市地域雇用創造促進協議会のInstagramでも共有し、情報発信に努めております。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

源正樹議員。

○13 番源正樹議員

事業承継についてお尋ねします。

市内では小規模事業者が多く、経営者が高齢となり後継者もいないことから廃業されるケースが散見されますが、今後ますます増えていくと考えます。小規模事業所は、雇用や技術の担い手として地域経済を支える重要な存在です。将来にわたって、その活力を維持し発展していくために小規模事業所の事業承継推進は必須の取組であると考えます。

事業承継を進めていくためにどのような支援制度があるのか、お尋ねします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

兵頭産業部長。

○兵頭産業部長

事業承継につきましては、資産・経営資源等の重要な情報を扱うため、専門的な知識が必要であることや経営改善なども含めた様々な相談にも対応できるよう、予約制ではありますが、公益財団法人えひめ産業振興財団と連携した専門家による相談窓口を月 2 回、市役所内に設置して対応するとともに、相談内容に応じて、事業承継・引継ぎ支援センターなどを中心とした愛媛県事業承継ネットワーク構成機関との情報共有及び連携支援に努めているところでございます。

加えて、事業承継や経営継続支援として、各金融機関等の融資制度に対応した西予市振興資金利子補給金事業の活用や市ホームページなどにおいて、愛媛県事業承継支援事業やオープンネーム型の事業承継マッチング支援などの周知にも取り組

んでいるところです。

今後も県や関係機関と連携しながら支援に努めてまいります。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

源正樹議員。

○13 番源正樹議員

財政についての質問に移ります。

特定目的基金の在り方についてお尋ねします。

令和7年度予算により財政調整基金が枯渇しました。近年、単年度赤字が慢性的に続いており、それを脱却するために西予市財政危機脱却プラン2025が策定されました。全国的に大きく報道された影響もあり、西予市が北海道夕張市のように財政破綻するのではないかとこの声も聞きます。

そこで改めて、現在の基金の状況について確認をしたいと思います。

資料1を御覧ください。総務省統計局が公表している令和5年度基金残高等一覧からの抜粋になります。

県内の人口や産業構造に基づく類似団体である八幡浜市、大洲市、伊予市の財政調整基金残高は、八幡浜市40億430万円、大洲市30億2500万円、伊予市21億3500万円、西予市18億8200万円です。

減債基金残高は、八幡浜市9億5800万円、大洲市12億6400万円、伊予市4億1800万円、西予市13億2400万円です。

特定目的基金残高は、八幡浜市18億5500万円、大洲市69億5500万円、伊予市35億6200万円、西予市60億740万円です。

基金全体では、八幡浜市68億5700万円、大洲市112億4400万円、伊予市61億1600万円、西予市92億8100万円で大きな差異はありません。

また、同じく令和5年度基金残高等一覧を見ると、愛媛県内20市町で基金全体の最高額は、松山市の537億8200万円であります。西予市の基金全体額は11市中7番目、20市町中10番目です。令和6年度における市の健全化判断比率の状況は、実質赤字比率はゼロ%、連結実質赤字比率は同じくゼロ%、実質公債費比率は12.9%、将来負担比率は77.0%であり、いずれの指標も早期健全化比率を下回っており、国が定

める基準をクリアしています。

今回の西予市財政危機脱却プラン2025には、財政調整基金についての記載しかなく、基金全体に関する記載はありません。このことが、西予市が財政破綻するという解釈につながった要因であり、西予市の財政に関する特別委員会においてその点を指摘できなかったことについて、特別委員会委員長として忸怩たる思いでございます。

しかしながら、西予市の基金全体の年度末総額は、平成28年度残高の144億2434万円から大きく減少しています。人口減少が進み、地方交付税が減少し、社会的要因により義務的経費が増加する中、市の規模や財政状況に応じて、行政あってこそその財政から、財政あっての行政への考え方の転換を早急に行わなくてはなりません。

西予市の基金について、特定目的基金に残高が多いことに特徴がありますが、市として、特定目的基金の在り方についてどのように考えているのか、お尋ねします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

山住総務部長。

○山住総務部長

特定目的基金の在り方につきまして答弁申し上げます。

まず基金の設置の根拠でございますけれども、地方自治法第241条で、普通地方公共団体は条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積立て、または定額の資金を運用するための基金を設けることができるとされており

ます。配信の基金残高の表を御覧いただいたらと思います。本市では、令和7年度現在で、普通会計に属します財政調整基金、減債基金のほか、特定目的基金といたしまして18の基金を設けているところでございます。なお、畜産農家への貸付用のほか、美術工芸品などの絵画を財産といたします定額運用基金、土地開発基金、また、特別会計の基金は別扱いでございます。

令和7年度一般会計補正予算第3号後の現在の残高でございますが、財政調整基金13億円、減債基金7.3億円、特定目的基金が55.6億円でございます。合計75.9億円となっております。

一見いたしますと、特定目的の残高は十分ある

ように見えますけれども、実際には3つの理由から自由に使える資金は限られてございます。

まず1つ目は、借金返済への対応でございます。

現在の本市の財政状況におきましては、地方債、すなわち借金の返済額が近年高止まりしているという課題がございます。この返済負担が予算編成に与える影響を緩和し、他の事業への影響を最小限に抑えるため、本市では減債基金を取り崩して対応をいたしております。令和7年度当初予算におきましては、この減債基金から4億円を取り崩し、借金の償還に充当をいたしました。

今後の見通しでございますが、地方債の返済のピークは、この先、令和9年度から11年度にかけて到来する見込みを立てております。現状の財政運営への影響緩和を継続的に維持するためには、そのピークに向けて減債基金の取崩し額を段階的に増額していく、そういった必要がございます。具体的には今後5億円、6億円と取崩しの額、それを増額措置していかなければならないのではないかと考えております。

しかし、この減債基金も近年は取崩しが続いております。このまま推移をいたしますと、令和9年度の当初予算編成時には枯渇する見込みでございます。その後は、特定目的基金の一つでございます公共施設整備基金、これを代替財源として活用をいたしますけれども、こちらも、その後2、3年で枯渇することが想定されております。こうした状況を重く受け止め、今回のプランにおきましては、運用が停滞をしている基金を公共施設整備基金へと集約することといたしました。

このように、借金の返済が落ち着くまでの間、特定目的基金でやりくりすることについては既に、今後の計画の中に織り込んでおるところでございます。

2つ目は、循環型基金の存在でございます。

ふるさと応援基金、森林環境譲与税基金、これらは毎年度積立てて翌年度以降の事業に充当する仕組みとなっております。一時的に基金に積立てているだけで貯金という位置づけではございません。今後増える部分は別といたしまして、これらは一時的に積立てているだけで、実質的には毎年度の予算に組み込まれているものでございます。これらの循環型の基金は、特定目的基金の残高に含まれてはいるものの、本市の運用においては、

純粋な貯金としての取扱いができないと考えております。

3つ目は使途が厳格に定められている基金の存在でございます。

例えば、表にもございますが白水観音水トウフア保全給水設備維持管理事業基金、こちらは地元との調整を経て設けられたものでございまして、使途が厳しく限定をされております。また、政策推進課所管の地域振興基金、こちらは、地域づくり活動センターを拠点として、当面の地域づくりを推進するための原資となっております。地域任用職員の毎年度の人件費9000万円、手上げ型交付金3000万円の原資として取り崩してございまして、地域づくり活動センターを拠点として、今後地域づくりを推進するためには必要な基金でございます。

これらのことから、特定目的基金の残高は55.6億円でございますが、自由な目的で使える資金は限られているということになります。

その中でも、基金の目的を達成し残高が少額となったものにつきまして、また、長期間活用が停滞している基金、これらにつきましては、今後の財政危機脱却プランの中で再編をいたしまして、基金条例自体の廃止により財源の転換を図る計画といたしております。

なお、これまで基金を活用して実施をしてまいりました事業については、必要なものは、引き続き予算要求を行った中で、査定を通じまして財源を含めた精査を実施し、事業の継続をその都度判断することといたしております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

源正樹議員。

○13 番源正樹議員

特定目的基金の在り方について答弁がありました。最後に改めて、行財政改革の必要性について、市としてのお考えをお尋ねします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

管家市長。

○管家市長

行財政改革の必要性について申し上げさせていただきます。

先ほど、特定目的基金のことについては総務部長のほうから御説明申し上げました。基金が一定の残高があるため、一見すると本市の財政に余裕がある。そのように見え、貯金を使えばまだやりくりができるのではないかと感じられる方も大勢いらっしゃるかもしれません。

しかし、先ほど申し上げたとおり、基金残高があっても、それぞれの基金には今後の活用計画が、もう既にできておりまして制約があり、自由に使える資金は限られております。

過去を振り返りますと、10年前の平成27年当時、交付税の減少が見込まれる中で財政調整基金が48億円あるから大丈夫という油断が、今回の財政危機を招いた大きな要因であると思います。

市政懇談会でも、なぜもっと早く改革に取り組めなかったのかという厳しい御指摘を多数いただいております。

市の内部で、これまでも行政改革システムの導入や評価に基づく事務事業の見直し、そしてあらゆる組織の再編、支所の4課制から2課制に変えるとか、いろんな再編、職員数の段階的な削減、そして働き方改革や業務のデジタル化を進めるなど、内部的なものを中心に行財政改革を行ってきたところであります。

しかし、それらだけでは抜本的な課題解決ができない今、改めまして財政の現状を真摯に受け止め、あらゆる行政分野にわたって、抜本的な行財政改革に取り組む必要があると考えております。

今までも先ほど言いましたけれども、交付税の減少が見込まれるこの金額が約15億円で、合併当時から比べると、そういう状態にあるということはお話をさせていただいております。

それをもとにしてやはり、今後の運営、これは3年の強化集中期間を過ぎても、基本的にはその対策をもとにしてやらなければいけないと思っております。

この西予市514平方キロメートルという広い土地であります。その中でやはり人口が、源議員が最初に言われたように、だんだんと減っている現状があります。そのことをもとに、やはり行財政改革というものはやらなければいけないとそうように考えております。今後も特定目的基金などの貯金に頼りまして、そして赤字体質を放置することは、例えば穴のあいたバケツに水を注ぎ続ける

ようなものであります。今、私たちの世代で解決しなければならない根本的な問題を先送りして、将来世代に大きな負担を残すことになります。

家庭に例えるならば、普通預金が底をついた状況の中で、教育資金として蓄えていた定期預金を取り崩して、毎月の生活費をやりくりするような状況であります。果たしてこれでよいのでしょうか。定期預金がなくなれば、その次こそ、本市の財政の立て直しは困難になります。

市民の皆さん、そして議員の皆さん、今、本市が直面している財政の現実、決して目を背けてはならない課題であると思います。しかし、だからこそずっと申し上げておりますが、今ならばまだ間に合います。市民生活への影響を極力抑えながら、この危機から最速で脱出する道が残されていると確信しております。

長年染み付いた赤字体質を断ち切り、貯金ができる強靱な体質へと根本的に変革しなければならないと思います。

まだ貯金があるから大丈夫、一縷の楽観が、私たちの大切な未来をむしばんでいきます。私はこの甘い判断に終止符を打ち、西予市の未来を守り抜くため、改革を断行しなければならないと考えています。

私は全職員と心をつなにして、その先頭に立って、必ずこの西予市の財政をいち早く立て直してみせます。

どうか、西予市の未来に向けた熱い決意に対しまして、皆様の格別な御理解、そして力強い協力を賜りますよう心よりお願いを申し上げまして、答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

源正樹議員。

○13番源正樹議員

人口減少がこれからも進むことを前提とし、将来にわたり持続可能な行政運営を行うためには、早期に財政の立て直しを実現しなくてはなりません。

令和6年度の財政力指数は0.25と自主財源に乏しく、令和7年11月末時点の高齢化率は44.7%と高く、住民税非課税世帯の割合も多く、これからも人口減少が進むと想定される自治体と

して、行政と市民の役割分担や受益と負担の明確化、従来型のあれもこれもから、あれかこれかといった選択と集中を基本に、真に市民に必要なサービスを市民・行政が自らの責任で自主的に選択する行政運営の制度や仕組みが求められています。

これに当たっては、公共性の認識と市民の理解、市民との協働が必要であり、行政運営の公平性と透明性の向上に努め、積極的な情報公開と十分な説明責任を果たす必要があります。

大変困難な状況ではありますが、真に必要な事業を厳選して実施しつつ、市民の皆様の理解をいただきながら、財政健全化に向けた取組を迅速に進めることが必要であると重ねて申し上げ、一般質問を終わります。

○宇都宮議長

暫時休憩いたします。（休憩 午前9時50分）

○宇都宮議長

再開いたします。（再開 午前10時05分）

ただいまから議案順に質疑を行います。

（日程3）

○宇都宮議長

日程第3、議案第109号「西予市公共施設照明E S C O事業（L E D化）委託契約について」から議案第118号「西予市特別職の職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例制定について」までの10件を一括議題といたします。

これより本案10件に対する一括質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

1番まつもとみき議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

まつもとみき議員。

○1番まつもとみき議員

議案第109号「西予市公共施設照明E S C O事業委託契約について」お伺いいたします。

令和7年度第3回定例会において補正予算債務負担行為の段階の説明では、予定施設数47施設ということでしたが、今回契約内容44施設となっております。

契約には入らなかった3施設はどこなのか。また、その理由もあわせてお示してください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

山住総務部長。

○山住総務部長

E S C O事業におけます今回の契約で除外された3施設、その理由についてお答えをさせていただきます。

まず債務負担行為の議決をいただいたときから減じた施設でございますけれども、杉之瀬水辺公園、宇和光浄苑、野村浄香苑、土居家の4施設でございます。

一方で、高山・宮野浦地域づくり活動センターを加えた、そのことによりまして、当初の予定よりも3施設少なくなっております。

その主な理由でございますが、危機脱却プランにおけます公共施設再編の議論の中で、廃止を検討する施設や耐久性に疑義がある施設が判明いたしました。そのため長期的な影響を考慮し、整備を見送ることが妥当と判断したものでございます。

一方、高山・宮野浦地域づくり活動センターにつきましては、当初施設規模が大きく整備費用が多額であるにもかかわらず、利用頻度とのバランスがとれず、E S C O事業等によりますメリットが得られないと判断をいたしておりまして、対象外としておりましたが、今後のプランの実行に伴いまして、このセンターが保健センターなどの周辺施設、廃止後の機能集約の先となることから、地域内における役割や利用頻度が高まると、そういったことが見込まれるため整備対象に加えた、そういったことが理由となりまして、当初の47施設から44施設となったものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

まつもとみき議員。

○1番まつもとみき議員

再質問ですが、ではその3施設の今後の予定は全くの白紙ということなんでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

山住総務部長。

○山住総務部長

全て廃止というわけではございませんけれども、今後の公共施設総合管理計画の中で、今後の取扱いについては検討をしていく予定とさせていただきます。

いております。

以上、答弁とさせていただきます。

○宇都宮議長

4 番宇都宮久見子議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

宇都宮久見子議員。

○4 番宇都宮久見子議員

議案第 117 号「西予市一般職の職員の給与の特例に関する条例制定について」一般質問でも質問があったところではございますが、改めてお尋ねいたします。

役職に応じて 1 % から 5 % の給与削減ということですが、昨今、民間企業等が賃上げを進める中、逆行した施策ではないかと思いますが、その考えについて伺います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

山住総務部長。

○山住総務部長

給与改定の基本的な考え方、方針について申し上げます。

本年 10 月の愛媛県人事委員会勧告におきまして、県職員の給与が民間給与を約 3.07 % 下回っているとの報告がございました。

また、令和 7 年 11 月 11 日付総務副大臣通知におきましても、地方公務員の給与改定は人事院勧告を踏まえ、地域の民間給与の状況を勘案して適切に対処するよう要請をされているところでございます。

本市といたしましても、この勧告及び通知の趣旨を尊重し、職員の給料表そのものにつきましては、県と同様に引上げるベースアップを実施いたしまして、定期昇給も従来どおり行う方針でございます。したがって、本来あるべき給与水準の適正化という点におきましては、世の中の賃上げの流れに逆行するものではないと考えております。

他方、今回上程をいたしております給与の特例に関する条例の提案理由になりますが、先ほど申し上げました総務副大臣通知におきましても、給与改定に当たって、厳しい財政状況及び各地方公共団体の給与事情等を十分検討すること。また、均衡が図られていない団体にあっては、適正化を

図るために必要な措置を講じることとも明記をされております。

本市は、現在財政危機脱却プランに基づきます緊急的な財政再建の途上でございます。極めて厳しい財政状況に直面をいたしております。このため、勧告に基づき給与のベースは上げた上で、そこから本市独自の非常時、臨時的な対応といたしまして、令和 8 年度からの 2 年間に限り、特例的な減額措置をお願いするものでございます。

なお給与削減につきましては、市長 40 % をはじめとする特別職の大幅な削減に加え、一般職は役職に応じて 1 % から 5 % の範囲で御負担をお願いするものでございます。

若年層の職員に対しましては、人事院勧告等におきましても人員確保の観点から、初任給の大幅な引上げが求められているといったことは十分承知をいたします。それを踏まえた上で、削減率を低く抑えるなど、生活への影響やモチベーション維持に最大限配慮をした制度設計といたしております。

以上のとおり本案は、社会情勢に合わせた賃上げと財政危機における、身を切る改革という 2 つの要請を両立させるための措置であるということとで何とぞ御理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

○宇都宮議長

1 番まつもとみき議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

まつもとみき議員。

○1 番まつもとみき議員

議案第 118 号「西予市特別職の職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例制定について」市政懇談会で説明されたとおりの内容で上程されていますが、市政懇談会ではかなり厳しい意見が出されたと思います。意見を受けて内容の再検討などはされたのでしょうか。

また月額報酬とは別に、期末手当の扱いについて検討自体あったのでしょうか。あったならその検討内容もあわせて教えてください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

山住総務部長。

○山住総務部長

市政懇談会での御意見を踏まえた再検討についてでございますけれども、市内各地で開催いたしました市政懇談会におきましては、財政危機脱却に向けた取組の一環として、特別職の給与を削減する方針を御説明させていただきました。

議員も御指摘のとおり市民の皆様からは本市の厳しい財政状況、それに伴う特別職の責任の在り方、厳しい御意見を含めて様々な御意見をいただきました。今回提案をいたしております市長・副市長・教育長のそれぞれの削減率の水準につきましては、現行の削減率、すでに削減を行っているところでございますけれども、そこから大幅に引上げるものでございます。

財政危機脱却プランを着実に推進するため、改革への不退転の決意、そして、将来への責任を最大限お示しするものであると判断をいたしております。それを踏まえ、当初の削減方針のとおり、提案をさせていただいたものでございます。

次に期末手当についての検討でございますけれども、特別職の期末手当の改定につきましては、人事院勧告に基づき実施をするものでございます。

職種や責任が類似をいたします国の最高幹部職、いわゆる指定職、これの給与改定に準拠することが客観性や合理性を確保する上で適切であると考えております。

今年度の人事院勧告におきましても、国の指定職の期末手当支給月数を 0.05 月分引上げることが適当とされたということを踏まえ、本市におきましては支給月数の改正条例を提案させていただく予定とさせていただいております。

なお、人勤の実施により期末手当の支給月数を引上げましても、本条例、今回の特別職の特例条例におきまして、改正によりまして期末手当の基礎となる給料月額が、大幅な減額となります。したがって期末手当の支給額は大きく減額となることを申し上げておきます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

まつもとみき議員。

○1 番まつもとみき議員

その減額の割合なんですけど、議会でも報酬の減額について、様々な議論がありました。

この市長 40%、副市長 30%、教育長 20%の割合については、どのような考えがあつて、協議があつて設定された値なのでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

山住総務部長。

○山住総務部長

答弁申し上げます。

それぞれ理事者削減率でございますけれども、具体的にこのパーセントの根拠というものはございません。

ただし、この 40、30、20 という数値は、全国的に見ても、非常に高い水準にある削減率であるというふうに認識をいたしております。それだけ、今回の改革に対しての理事者のそういった思い、決意、そういったものがあるということで妥当であるというふうに認識・判断をさせていただいております。

以上、答弁とさせていただきます。

○宇都宮議長

以上で質疑を終結といたします。

ただいま議題となっております議案第 109 号から議案第 114 号まで、議案第 117 号及び議案第 118 号の 8 件は総務常任委員会へ、議案第 115 号及び議案第 116 号の 2 件は厚生常任委員会へそれぞれ付託いたします。

(日程 4)

○宇都宮議長

次に、日程第 4、議案第 119 号「西予市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について」から議案第 134 号「西予市火葬場設置及び管理条例の一部を改正する条例制定について」までの 16 件を一括議題といたします。

これより本案 16 件に対する一括質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

4 番宇都宮久見子議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

宇都宮久見子議員。

○4 番宇都宮久見子議員

議案第 119 号「西予市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について」

お尋ねいたします。

フレックスタイム導入との説明がありましたが、もう少し詳細な説明と導入に伴い、市民サービス等への影響はないのか、お尋ねいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

山住総務部長。

○山住総務部長

今回導入を予定いたしておりますフレックスタイムを活用した週休3日制の仕組み、また市民への影響について答弁を申し上げます。

本制度は、職員の労働時間を短縮するものではありません。フレックスタイム制を活用いたしまして、週休3日制を実現するものでございます。具体的には、2週間の一定期間の中で勤務時間をほかの日に割り振ることで、総勤務時間を減らすことなく週休日を増やす、そういった仕組みでございます。

具体的なパターンといたしましては、2週間のうち通常の勤務時間よりも2時間長く勤務する日を3日間、1時間45分長く勤務するよう1日設けることで、1日分の勤務時間7時間45分でございますが、これを確保し、その代わりに休日を1日取得する。そういった運用を想定いたしております。

このように業務量を確保しつつ実施をいたしますので、市民サービスに必要な業務量自体が減少するものではないと考えております。市民サービスへの影響に関する懸念もございますが、制度設計におきましては3つの対策を講じております。

まず、取得回数と事前の調整でございます。本制度によります週休日の取扱いは月2回までを上限といたしております。所属内で週休日の事前調整を行い、所属長の承認を得ることを必須といたしております。特定の日に職員が不在となり、業務が停滞することのないよう、管理職が責任をもって勤務体制を管理いたします。

第2に、組織的な対応体制の強化でございます。本制度を利用したことによりまして、担当者が休みで分からない、そういった事態を防ぐためには、必要な業務について、課内での情報共有を徹底することといたしております。担当職員以外であっても対応可能な体制整備、それを進めまして、市民の皆様への対応に支障がないよう細心の配慮を

行ってまいります。

そして3つ目に、試験運用による検証でございます。本制度は、令和8年、来年4月の本格運用に先立ちまして、来年1月から全職員を対象とした試験運用を実施いたします。この期間中に、本制度における課題を洗い出し、運用ルールの改善を図ることで、万全の体制を整えて本格運用に臨みたいと考えております。本制度を導入によりまして、優秀な人材の確保、離職の防止を図り、また、将来にわたり、質の高い市民サービスを維持継続できるよう努めてまいる考えにございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○宇都宮議長

2番大森揚子議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

大森揚子議員。

○2番大森揚子議員

議案第119号について、お聞きをいたします。フレックスタイム制を活用した週休3日制の導入を図る意義について御説明ください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

山住総務部長。

○山住総務部長

本制度を導入する意義についてお答えをさせていただきます。

まず第1に職員のワークライフバランスの実現と、それに伴う市民サービスの向上でございます。職員が多様で柔軟な働き方を選択し、仕事と生活のバランスを保つことは、心身の健康維持のみならず、仕事への意欲、また、パフォーマンスの向上に直結をいたします。職員が心身ともに充実した状態で公務に取り組むことで、組織全体の活力が生まれ、結果として市民の皆様に対してより質の高い行政サービスを安定的に提供していくことにつながるものと考えております。

第2に多様で有為な人材の確保と定着でございます。少子化に伴い生産年齢人口が減少する中、人材の確保競争は激化しております。国や県の人事委員会勧告等におきましても、多様な働き方に対応した環境を整備し、選ばれる職場を実現することが重要であると指摘をされておるところでございます。本市におきましても、柔軟な働き方の

選択肢を用意するということで、優秀な人材を引きつける環境を整える必要があると考えております。

そして第3に、自己研さんや地域活動への参画による職員の資質の向上でございます。平日に週休日を設けることで、土日では対応が難しい資格の取得などのスキルアップや学び直しの時間に充てることが可能になると考えております。また一市民として、地域社会の様々な活動に参加するなど、職員が公務外で多様な経験を積む機会を創出することも可能になると考えております。

こうした経験を通じまして、職員が視野を広げ新たな知見を養うことはひいては本市の政策立案、また、市民サービスの向上に還元されるものと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

大森揚子議員。

○2番大森揚子議員

先ほど宇都宮久見子議員の質疑の回答の中に、月2回までで時間調整などをいたしますというように御答弁をしていただきましたが、この運用の中で、同じ部署で休日希望者が重なった場合など、割り振りが希望どおりにいかない場合なども考えられますが、その場合の本人の希望などはどのようなんでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

山住総務部長。

○山住総務部長

各所属におきましての、そういった対応については、具体的な内容として各所属長が総合的に判断し、この制度については運用していくものと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○宇都宮議長

1番まつもとみき議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

まつもとみき議員。

○1番まつもとみき議員

同じく議案第119号についてお伺いいたします。フレックスタイム制、週休3日制の効果的な運

用のためには、職員の勤怠管理方法が確立していることが重要だと考えます。その方法は構築できているのでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

山住総務部長。

○山住総務部長

職員の勤怠管理につきましてお答えさせていただきます。

既に当市におきましては、正職につきましては、このカードの中でシステム的に勤怠管理ができるようになっております。日々の勤務時間や時間外勤務の状況、週休日の割り振り、振替また時差出勤等の実施状況については、このシステムを通じて細かく確認をいたしております。

さらに、所属長からの報告に基づきまして、総務課におきまして勤務実態の不整合がないか確認を行い、必要に応じて所属長へのヒアリングを実施するなど二重のチェック体制によりまして、適正な勤怠管理に努めているところでございます。

今回導入をいたしますフレックスタイム制を活用した週休3日制につきましても、現行の管理体制を基本としつつ、厳格な運用ルールを設けて管理をすることといたしております。

具体的には職員が本制度を利用する場合は、事前に勤務時間の割り振りや週休日の取得計画を申請する仕組みといたしております。

先ほど大森議員の御質問にもお答えをさせていただきましたけれども、それを受けて所属長は申請内容を確認し、計画どおりに勤務時間等の割り振りが可能かどうかそういったものを確認いたします。

その際、特定の日には職員が不在となることで市民サービスに支障が生じないか、また、課内の業務体制が整っているか、そういったところを十分に精査した上で承認を行う、そういった運用を考えております。

このように勤務時間等の事前の可視化と所属長によるマネジメントを徹底することで、市民サービスの質を維持しながら適正な勤怠管理体制を構築できると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

まつもとみき議員。

○1番まつもとみき議員

再質問なんですが、おっしゃった所属長が管理をするというところで、例えば申出のあった割り振り日が可能かどうか、勤務の延ばす日等を打ち込んで、2週間以内にこの日、この日、この日というふうに出て、ほかの業務をほかの職員でやれるかなというふうにDXのようなシステムのようなもので、管理できる体制があるのか。

それとも管理職が自分たちで見るアナログでどうか、従来の方法で管理するという方式なんでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

山住総務部長。

○山住総務部長

現段階での対応の仕方については議員の後者のいわゆる所属長の判断で全体的なマネジメントを行うという方向で今のところは考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

まつもとみき議員。

○1番まつもとみき議員

最初は試験導入ということですが、これによって先ほど得られるとされた意義ですとか、職員やその管理職の制度運営上の不具合、もしくは長所・短所などそういったものの検証やフィードバック、昨日言いましたCの部分ですけれども、どれくらいのスパンで、どのように行われるか計画はありますでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

山住総務部長。

○山住総務部長

先ほど申し上げました来年4月からの施行の中で、そういった今後のスケジュール見直しのスケジュール等も含めた対応について、1月から施行します内容を踏まえた上で、そういったスケジュールの在り方についてもあわせて検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○宇都宮議長

以上で質疑を終結といたします。

ただいま議題となっております議案第119号及び議案第120号、議案第122号から議案第130号までの11件は総務常任委員会へ、議案第121号及び議案第134号の2件は厚生常任委員会へ、議案第131号から議案第133号までの3件は産業建設常任委員会へそれぞれ付託いたします。

（日程5）

○宇都宮議長

次に、日程第5、議案第135号「西予市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例制定について」から議案第164号「西予市土木建設事業負担金徴収条例を廃止する条例制定について」までの30件を一括議題といたします。

これより本案30件に対する一括質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

1番まつもとみき議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

まつもとみき議員。

○1番まつもとみき議員

議案第135号「西予市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例制定について」お伺いします。

この議案は個室料金等の上限の引上げですが、4つある個室料金のうち、特別室及びA個室の料金は据え置くその理由と、また、B個室、2人部屋であるC室の料金引上げ率それぞれ違うんですがその理由を教えてください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

麓生活福祉部長。

○麓生活福祉部長

議案第135号「西予市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例制定について」に関しまして、特別室及びA個室の料金据置き の理由と、BとCの引上げ率の根拠はという御質問でございますけれども、今回の個室使用料の見直しにおきましては、患者様負担の観点から、近隣病院と大きくかけ離れた料金設定は適切でないと考えております。

使用料の設定に当たっては、近隣の公立、民間病院の個室使用料と比較した際に、特別室及びA

個室は同程度であったのに対しまして、B及びC個室が近隣病院との間に一定の格差がありました。見直し後の使用料につきまして、この平均的な範囲に収まる水準であることから、適正化の観点で引上げを行うこととしたものでございます。

以上答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

まつもとみき議員。

○1番まつもとみき議員

それでは、A個室とB個室の料金差は1,500円だったものが1,000円になるんですけれども、その違いはどういう違いなのか教えてください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

麓生活福祉部長。

○麓生活福祉部長

ただいまの質問にお答えします。

違いはということなんですけれども、提供される部屋のはっきりした面積とかいうのは今手持ちでないんですけれども、部屋の広さであるとかそこにトイレが備え付けてあるとか、そういった利用の面で優遇されているというところが差になっているものと理解をしております。

以上です。

○宇都宮議長

15番二宮一朗議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

二宮一朗議員。

○15番二宮一朗議員

議案第136号「西予市はり、きゅう及びマッサージ等施術費助成条例の一部を改正する条例制定について」質問をさせていただきます。

提案理由では、給付事業の見直しに伴い、はり、きゅう及びマッサージ等施術費助成にかかる診療券の交付を3年間停止するための条例の一部改正と説明がありました。

財政危機機脱却プラン2025の計画推進の中の見直しだと理解をしておりますが、3年間で幾らの削減効果を見込んでおられるのかまず伺いをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

長野福祉事務所長。

○長野福祉事務所長

ただいまの御質問にお答えいたします。

削減効果につきましては、令和6年度決算を基本に算定いたしますと、年間で約270万円の削減効果があり、3年間で約810万円の削減ができると見込んでおります。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

二宮一朗議員。

○15番二宮一朗議員

確かに、3年間で800万という、小さい金額ではないなというのは理解できます。

ただ、3年後復活するということはですね、この事業自体が必要だと、必要な事業だという認識はあるのだと私は理解をしております。

例えば今、この利用者が3年間、これを使えないことで、例えば病院に行かれたりとか、ということではほかの費用がまた経費がかかってくるというふうなことも想定されたり、私自身も毎週ケアに行きよるんですけども、やっぱ特に高齢者になると、そういうのがなくなると行けなくなると、もっと大きな違う病気にかかって経費がかかったりというのが、私は想定されますんで、そういうところのお考えはありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

長野福祉事務所長。

○長野福祉事務所長

議員御指摘のとおり本事業につきましては、近隣市町でも実施されている事業であり、廃止するという考えはございません。

議員がおっしゃるようなほかの事業に費用がかかるのではという御意見でございましたが、その点も踏まえまして、3年間休止することで、財源確保を行って、今後、この事業が継続できるように見直しをしていきたいと考えております。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

二宮一朗議員。

○15番二宮一朗議員

質疑ですので、細かくは言いませんが、今後、

今回の常任委員会で、ぜひ委員の皆さんにしっかり議論していただきたいと思います。答弁は結構です。

○宇都宮議長

まつもとみき議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

まつもとみき議員。

○1番まつもとみき議員

同じく、議案第136号についてお伺いいたします。給付事業見直しに伴った改正ということですが、内容を見直して上程ということではなくてですね、3年間の診療券交付の停止というふうに至ったのはなぜなのでしょう。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

長野福祉事務所長。

○長野福祉事務所長

3年間一時停止する理由についてお答えいたします。

財政再建が急務となっております本市の財政状況による余力は現在ございません。全ての助成事業の抜本的な見直しが必要となっております。

先ほども申し上げましたとおり、本事業については廃止という考えはございませんが、3年間休止することにより、持続可能な福祉サービスの財源確保を行うとともに、当然のことながら、この3年間の間に給付の在り方を検討したいと考えております。

年々、はり・きゅう・マッサージ施術費助成の利用実績が下がる中、今後も健康増進に寄与する事業として継続できる内容への見直しを検討し、市民の皆様が求められるサービスへの充実を目指してまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

まつもとみき議員。

○1番まつもとみき議員

給付の在り方を3年間の中で見直すということは、今の給付の在り方から変わる可能性が大きいということだと思うんですが、それでしたら、しっかり考えて、来年度予算のときにその内容を改正した中で挙げられる選択もできたんじゃないか、

3年間かけなくても、というのは先ほど二宮議員からも御指摘ありましたように、いろんなところに影響が出て、元気な高齢者がそうなくなる可能性もあるということですよ。だったら、どうしてしっかり検討して、内容の改正で上げなかったのがすごく疑問なんですけどその辺りもう少し補足説明をお願いします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

長野福祉事務所長。

○長野福祉事務所長

先ほどから申し上げております通り、今、西予市の財政的な財政再建が本当に急務となっている中で、持続可能な福祉サービスを行う上で、財源確保というものが急務となっております。

そのために、3年間の休止という、考えに至った状況でございます。

以上です。

○宇都宮議長

二宮一朗議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

二宮一朗議員。

○15番二宮一朗議員

議案第157号「西予市在宅ねたきり老人等介護手当支給条例を廃止する条例制定について」質問させていただきます。

これも先ほどと同じように、提案理由は、給付事業の見直しに伴いという説明がございました。介護保険で対応できる部分が多くあり整合性がとれなくなっていること、あと現状の利用者数という中で、現状の利用者数と削減効果を教えてください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

長野福祉事務所長。

○長野福祉事務所長

西予市在宅ねたきり老人等介護手当支給条例の廃止の利用状況と、削減効果についてお答えいたします。

介護サービスが体系的に整備され、御本人の状態に応じたサービスが受けられる体制が整ってきたこともあり、申請件数は年々減少傾向にあります。

平成 28 年には 36 人でしたが、令和 7 年 12 月 4 日現在で受給者は 10 人となっております。削減効果につきましては、条例廃止に伴い、令和 6 年度決算で約 84 万円の削減ができると考えております。

なお、この改革プランでは、現在の受給者の受給資格者の方に対し、一時金を支給することとしておりますので、削減できるのは、令和 9 年度からと考えております。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

二宮一朗議員。

○15 番二宮一朗議員

昨日の一般質問の中のこの答弁の中で、今後、今の利用者には理解を求めるといふような話があったように思います。

実質的には、今言われた令和 9 年になるのかな、この条例自体は令和 8 年 4 月 1 日からですから、それだったらですね、先に理解を求めて、決着つけてからの条例改正でいいんじゃないかなと思うんですがいかがでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

長野福祉事務所長。

○長野福祉事務所長

現在受給されている方々には今後も丁寧に説明をさせていただき、介護サービス等の途切れることのないよう、支援をさせていただきたいと考えております。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

二宮一朗議員。

○15 番二宮一朗議員

さっきの質疑も今のこの件もそうですが、財政危機脱却プラン 2025 が基本であるというのは理解をしております。私もプラン自体は本当に急務で、取組をしないといけないというのはもう理解をしておりますけれども、我慢できる人に我慢してもらい、それはもう基本じゃないかなと思うんですが、こういう我慢できない人のところにですね、一番市民の中でも、なかなか生活の大変なところ、ここをやっぱり切るといえるか、そ

ういうふうな対応をするのは、やっぱり西予市のイメージにとっても私はよくないと。

我慢できるところは我慢する。我慢できる人はね。我慢できない人というふうに理解はできないのかなと思いますが、これももう答弁はいいので、委員会でもう 1 回しっかりね、議論してください。

以上です。

○宇都宮議長

以上で質疑を終結といたします。

ただいま議題となっております議案第 139 号から議案第 142 号まで、議案第 146 号及び議案第 147 号、議案第 152 号及び議案第 153 号の 8 件は総務常任委員会へ、議案第 135 号及び議案第 136 号、議案第 148 号及び議案第 149 号、議案第 154 号から議案第 157 号までの 8 件は厚生常任委員会へ、議案第 137 号及び議案第 138 号、議案第 143 号から議案第 145 号、議案第 150 号及び議案第 151 号、議案第 158 号から議案第 164 号の 14 件は産業建設常任委員会へそれぞれ付託いたします。

（日程 6）

○宇都宮議長

次に、日程第 6、議案第 165 号「西予市宇和文化の里施設の指定管理者の指定について」から議案第 179 号「令和 7 年度西予市病院事業会計補正予算（第 2 号）」までの 15 件を一括議題といたします。

これより本案 15 件に対する一括質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

11 番竹崎幸仁議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

竹崎幸仁議員。

○11 番竹崎幸仁議員

議案第 169 号、170 号及び 172 号、3 件に関係ありますので、みかめ本館、みかめ海の駅の指定管理期間が 1 年であるのに対し、明浜柑橘加工施設の指定管理期間が 3 年となっております。

この理由についてお伺いします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

兵頭産業部長。

○兵頭産業部長

今回の指定管理期間は、脱却プランの計画に基づいた中で設定をしておりますが、明浜柑橘加工施設は、隣接をしております、あけはまオートキャンプ場及び明浜観光交流拠点施設と一体的な管理体制をとっている中で、オートキャンプ場は古い施設であります、明浜柑橘加工施設と観光交流拠点施設は新しい施設であり、国庫補助金や起債を活用して建設していることから、譲渡を行うには国、県の承認に加えて、補助金返還などの手続が生じる可能性があるなど課題が多くあります。

そのため相手先との協議や、もし譲渡が検討できる場合は、国及び県との調整などには相当の時間を要することが見込まれますので、指定管理期間を通常の3年間として、相手方と今後の方向性について協議を進めていくこととしております。

一方、みかめ海の駅は建設から相当の年数が経過している施設であること、またみかめ本館は取得及びリニューアル時の際に国の補助金を活用していないことから、両施設ともに関係機関との協議調整においては、多くの事務手続を要しない想定であるため、単年度で相手方と今後の方向性の協議が可能であることを見据えて、1年の期間としております。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

竹崎幸仁議員。

○11 番竹崎幸仁議員

再質問させていただきます。

御存じのように、みかめ本館は、僅か1年間の延長で、その後は譲渡、廃止、機能転用等とあります。

この施設は、三瓶地区においては拠点の一つで、重要な交流の場所でもあるわけです。ジオパークの拠点の一つである須崎海岸の屋形船からの探訪、それから災害時の三瓶は湾の中の集落が小さなエリアごとに分かれておりますので、そういった分断された地域間の船便としての重要な役割の要請があるんですが、それへの対応、それから、秋祭りのメイン会場のサポート等はもとより、お盆や正月における里帰り者の貴重な宿泊施設としての役割、このように地域への貢献度の高さは、筆舌に尽くしがたいものがあるわけです。

また、南海トラフ巨大地震の際の緊急避難場所としての重要な施設の一つでもあります。

冊子の1ページのトップには、地域の魅力を生かしたまちづくりのテーマで海・山・里の豊かな自然を守りながら地域ごとの個性や特性を活かした地域づくりを云々と掲載されておりますが、この施設はまさしくこの趣旨に沿った有意義な施設と考えており、たとえ財政難とはいえ三瓶地区の拠点の一つとして、指定管理の継続が必要不可欠だと思っているわけですが、今一度見直してもらうつもりはあるのかないのかお尋ねします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

兵頭産業部長。

○兵頭産業部長

これまでも御説明をしてきましたとおり、市では約700もの施設を抱えておりまして、維持管理コストや施設の老朽化対策が大きな課題となっております。

今後の人口減少を見据えた中では、これら施設の集約や統廃合・譲渡などの検討は避けては通れないものとなっております、指定管理施設においても同様です。

担当部局としましても、みかめ本館は三瓶地域の拠点施設ととらえており、現在のホテル機能の継続を前提に、経営ノウハウのある現指定管理者と譲渡協議を進めているところです。

今後の譲渡協議においては、相手方との合意が必要となりますので、譲渡を検討いただく上での御要望をお聞きした上で、双方が合意できる条件面を真摯に話し合ってまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

以上、答弁といたします。

○宇都宮議長

3番山下昌和議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

山下昌和議員。

○3 番山下昌和議員

私も、議案第169号「西予市みかめ本館の指定管理者の指定について」質疑をさせていただきます。

ちょうど今竹崎議員並びに兵頭部長から答弁がありましたけれども、私は別の視点からこのみか

め本館の指定について質疑をさせていただきたい
と思います。

このみかめ本館は、平成4年に建設されており、
築33年が経過をしております。老朽化に伴う施
設の修繕を行ってきましたけれども、現在もいろ
いろな問題が発生をしております。

管理者側から修理箇所及びそれにかかる修理見
積を伺いましたところ、トイレ関係が504万
9000円、客室シングル3室、これユニットバス
の交換が必要となっておりますので、487万
7400円、風呂場の改修が905万円。この合計で
も1897万6400円、約1900万円の見積が出てお
ります。

また、全館照明のLED化をいたしますと今申
しました1900万に値するような金額が、見積と
して上がっている状況となっております。

このほか先月11月28日に終了いたしました3
年に1度の建物検査におきましても、修理を必要
とする箇所が見つかり、今後その見積をと
る予定であるそうです。このときの検査の費用が
85万8000円かかっているそうであります。

このように修繕に関して、多額の費用の発生が
見込まれておりますけれども、財政難である西予
市にとりましても、単年度の指定管理期間で協議
検討することは非常に難しいのではないかと考え
ます。この指定管理の期間につきまして御答弁を
お願いしたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

兵頭産業部長。

○兵頭産業部長

先ほど竹崎議員からの御質問でも回答しており
ますが、今後の譲渡協議においては、相手方との
合意が必要となります。そのため譲渡を検討いた
だく上での御要望をお聞きした上で、双方が合意
できる条件面を真摯に話し合ってまいりたいと考
えております。

その過程において、条件の合意までに時間を要
したり、また合意ができたとしても、条件の内容
によっては、予算計上による対応が必要となる場
合もございますので、今後の話合いの状況に応じ
て、最終の譲渡時期は判断していくものと考えて
おります。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

山下昌和議員。

○3番山下昌和議員

答弁は要りませんけれども、先ほど竹崎議員が
言われましたようにこの建物本体ですね、三瓶の
一番の一等地に立っております。

仮にですね、今後休業あるいは廃業になった場
合に、その建物がそのままそこに廃墟として残っ
ていく。この状態、非常に私危惧をいたします。

これは今後、予算もかかりますので、大きな問
題となってくることは理解できますけれども、で
きるだけの市の検討をお願いしたいと思いま
す。

○宇都宮議長

11番竹崎幸仁議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

竹崎幸仁議員。

○11番竹崎幸仁議員

続いて議案第172号「西予市明浜柑橘加工施設
の指定管理者の指定について」西予市財政危機脱
却プラン2025では、令和8年度から順次譲渡の
計画とあります。同施設は完成後の期間が短いこ
とと国からの補助金や市の財源で建設されてお
りますが、その譲渡に関して具体的にめどがあるの
かをお尋ねします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

兵頭産業部長。

○兵頭産業部長

今後、公共施設の譲渡を検討していくに当たり
まして、国の補助金を活用して建設している施設
につきましては、補助金等に関わる予算の執行の
適正化に関する法律に基づき、法令で定められた
施設の処分制限期間内において譲渡を行う場合に
は、補助金交付者である国や県の承認を受ける必
要がございます。

この処分制限期間につきましては、財産の経済
的価値である耐用年数と国費の適正使用という観
点から設けられておりまして、平成12年度に整
備されたあけはまオートキャンプ場の処分制限期
間は既に経過しており、譲渡手続が容易ではござ
いますが、令和2年度に運用を開始しました明浜

観光交流拠点施設の処分制限期間については 39 年、御質問の令和 5 年度に運用開始した明浜柑橘加工施設の処分制限期間については 38 年となっており、国や県の承認を受けることはもちろん、承認を得られたとしても補助金返還等の要件に該当する可能性がございます。

しかしながらその一方で、法令の一律の基準だけではカバーし切れない個別の事業要件や地方自治体の実情を反映させるため、各関係省庁において、補助目的に従った利用により 10 年を経過した施設については、処分制限期間内であっても承認基準を緩和する措置が設けられております。

今後、両施設がこの要件に該当するとすれば、観光交流拠点施設は令和 13 年度から、柑橘加工施設は令和 16 年度から該当となり、譲渡要件によっては補助金返還が不要となるなど譲渡手続が容易となりますので、この 3 施設においては順次の譲渡計画としている次第です。

なお仮にですが、この緩和措置となる前での譲渡を検討する場合においては、先ほど述べたような補助金返還等の課題がありますので、協議の相手方にはこれらの課題を示した上で、国・県等の関係機関の助言を受けながら協議を進め、課題をクリアして双方の合意が得られる場合には、正式に国・県に申請を行って承認を得た後に、最終的には議会の議決を得て譲渡が可能になるものと考えております。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

竹崎幸仁議員。

○11 番竹崎幸仁議員

再質問です。

答弁の後半部で述べられたと思うんですが、緩和措置となる前での譲渡を検討する場合の課題のクリアという言葉があったと思うんですが、それについてどのように想定されているのか、お伺いします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

兵頭産業部長。

○兵頭産業部長

仮に緩和措置となる前での譲渡を検討する場合につきましては、補助金交付者である国や県の承

認を受ける中で、先ほども言いましたが承認を得られたとしても譲渡要件が補助金返還の要件や起債の繰上償還に該当するなど、市の不利益となる可能性がありますので、例えばですが補助金返還や起債の繰上償還を含めた中での有償譲渡など、市に不利益がない形で双方が合意できるのであれば、譲渡が行えるものと考えております。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

竹崎幸仁議員。

○11 番竹崎幸仁議員

ただいまの答弁を聞きますと、かなり困難極まりないという感じがしたわけですが、その中にあった市の不利益にならない形で、双方の合意がある上での有償譲渡なら可能だという解釈をさせてもらいました。その有償譲渡の内容そのものについてもう少し具体的に説明いただきたい。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

兵頭産業部長。

○兵頭産業部長

仮に緩和措置となる前に明浜柑橘加工施設の有償譲渡を行う場合ですが、当該施設への国庫補助金約 3 億 9700 万円については、関係法令により補助対象施設における譲渡契約額と残存簿価または、時価評価額のうち最も高い金額に国庫補助率の 50%を乗じた金額を国庫に納付することとなります。

また、市が借りている起債約 5 億 5500 万円につきましても、有償譲渡の時点で繰上償還が必要となり、これら多額の費用を市が負担してまで譲渡するメリットはありませんので、相手方にはこれらの負担を踏まえた中で検討していただく必要があるものと考えております。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

竹崎幸仁議員。

○11 番竹崎幸仁議員

今おっしゃった...

〔「暫時休憩をお願いします」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

暫時休憩いたします。（休憩 午前 11 時 02 分）

○宇都宮議長

再開いたします。（再開 午前 11 時 02 分）

1 番まつもとみき議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

まつもとみき議員。

○1 番まつもとみき議員

議案第 174 号「令和 7 年度西予市一般会計補正予算（第 4 号）」についてお伺いいたします。

2 款総務費、8 項地域振興費、1 目地域振興費の移住交流促進事業 507 万 4000 円について、有料職業紹介事業の出資金という御説明でしたが、この金額となる理由を教えてください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

大野本政策企画部長。

○大野本政策企画部長

ただいま質問のありました移住交流促進事業に計上しております金額の内容についてお答えをいたします。

今回計上しております金額につきましては、一般社団法人西予市移住定住交流センター、愛称をせいよクラスと言いますが、これに対する来年度中に開始を予定している有料職業紹介事業に関する出資金 500 万円及び移住体験施設の光熱水費のうち、不足が見込まれる 7 万 4000 円で、合計 507 万 4000 円となっております。

移住定住交流センターは、当市への移住定住希望者と地域をつなぐ中間支援組織であります。移住相談では、住まい並びに仕事の確保が重要となっております。昨年度の相談のうちの約半数は仕事に関するものということでありました。

このような現状を踏まえまして、このたびセンターでは、自立運営を目指した取組の一つとしまして、移住支援型有料職業紹介事業を開始する予定としておりますが、この事業の許可を得るためには、500 万円以上の資産を有していることが要件となっておりますことから、今回その取組を支援するため、出資金 500 万円を計上したものであります。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

まつもとみき議員。

○1 番まつもとみき議員

移住支援型の有料職業紹介ということで出資金は 500 万円ということでした。

求人を出す事業者にとっては有料、お金を払うわけですから、メリットがなければより良い求人が来ないということになります。それが見込める内容が含まれた事業計画など精査されて、可能性があるというふうに御判断されて出資を決めになったと理解してよろしいのでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

大野本政策企画部長。

○大野本政策企画部長

今の御質問にお答えします。

お見込みのとおり、そういった条件やいろいろな職業紹介があると思いますが、それよりも安く事業を展開できるような設計にしております。

その点で、この事業をやる意義があるということを出資金を計上させていただいております。

以上、答弁とさせていただきます。

○宇都宮議長

以上で質疑を終結といたします。

ただいま議題となっております議案第 174 号は関係常任委員会へ、議案第 175 号及び議案第 176 号、議案第 179 号の 3 件は厚生常任委員会へ、議案第 165 号から議案第 173 号まで、議案第 177 号及び議案第 178 号までの 11 件は産業建設常任委員会へそれぞれ付託いたします。

（日程 7）

○宇都宮議長

次に、日程第 7、請願第 3 号「学校給食の無償化を求める請願」の 1 件を議題といたします。

請願 1 件の詳細につきましては、お手元のタブレットに配信しております請願文書表を御参照ください。

ただいま議題となっております請願第 3 号については総務常任委員会へ付託いたします。

各常任委員会においては、各議案、請願について十分に審査を行い、最終日の本会議において委員会審査の経過と結果について各委員長の報告を求めることといたします。

以上をもって本日の日程は全て終了いたしました。

12 月 19 日は午後 2 時から会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午前11時07分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

西予市議会議長 宇都宮 俊文

同 議員 山本 英明

同 議員 竹崎 幸仁

第 5 日

12 月 22 日（月曜日）

令和7年第4回西予市議会定例会会議録（第5号）

1. 招 集 年 月 日 令和7年12月22日

1. 招 集 の 場 所 西予市議会議場

1. 開 議 令和7年12月22日

午後 2時00分

1. 閉 会 令和7年12月22日

午後 5時45分

1. 出 席 議 員

1 番 まつもと みき

2 番 大 森 揚 子

3 番 山 下 昌 和

4 番 宇都宮 久見子

5 番 信 宮 徹 也

6 番 宇都宮 俊 文

7 番 加 藤 美 香

8 番 中 村 一 雅

9 番 河 野 清 一

10 番 山 本 英 明

11 番 竹 崎 幸 仁

12 番 小 玉 忠 重

13 番 源 正 樹

14 番 井 関 陽 一

15 番 二 宮 一 朗

16 番 兵 頭 学

17 番 森 川 一 義

18 番 酒 井 宇之吉

1. 欠 席 議 員

な し

1. 会議録署名議員

12 番 小 玉 忠 重

13 番 源 正 樹

1. 地方自治法第121条により

説明のため出席した者の職氏名

市 長 管 家 一 夫

副 市 長 酒 井 信 也

教 育 長 宇都宮 明 彦

総 務 部 長 山 住 哲 司

政策企画部長 大 野 本 敦

生活福祉部長 麓 寿 春

福祉事務所長 長 野 静 香

産 業 部 長 兵 頭 章 夫

建 設 部 長 安 岡 克 敏

会 計 管 理 者 岩 本 博 文

消防本部消防長 宇都宮 憲 治

教 育 部 長 谷 川 和 久

明 浜 支 所 長 竹 内 克 之

野 村 支 所 長 土 居 文 人

城 川 支 所 長 中 城 多喜恵

三 瓶 支 所 長 浅 野 幸 彦

総 務 課 長 山 崎 徳 博

財 政 課 長 沖 野 貴 洋

監 査 委 員 正 司 哲 浩

1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長 池 田 いずみ

議 事 係 長 瀧 川 健 二

1. 議 事 日 程 別紙のとおり

1. 会議に付した事件 別紙のとおり

1. 会 議 の 経 過 別紙のとおり

議 事 日 程

- | | | | |
|---|---|---------|---|
| 1 | 会議録署名議員の指名
(12番小玉忠重、13番源正樹) | | 関する条例の一部を改正する条例制定について |
| 2 | 議案の撤回について | | |
| 3 | 議案第109号 西予市公共施設照明E S C
O事業(L E D化)委託契約
について | 議案第125号 | 西予市城川総合運動公園条例の一部を改正する条例制定について |
| | 議案第110号 旧西予市消防本部庁舎等跡
地の処分について | 議案第126号 | 西予市社会体育施設条例の一部を改正する条例制定について |
| | 議案第111号 財産の無償貸付について | 議案第127号 | 西予市宮球場条例の一部を改正する条例制定について |
| | 議案第112号 財産の無償貸付について | 議案第128号 | 西予市運動公園条例の一部を改正する条例制定について |
| | 議案第113号 財産の無償貸付について | | |
| | 議案第114号 財産の無償貸付について | | |
| | 議案第115号 西予市乳児等通園支援事業
の設備及び運営に関する基準を定める条例制定について | 議案第129号 | 西予市俵津文楽会館条例の一部を改正する条例制定について |
| | 議案第116号 西予市特定乳児等通園支援
事業の運営に関する基準を定める条例制定について | 議案第130号 | 西予市乙亥の里条例の一部を改正する条例制定について |
| | 議案第117号 西予市一般職の職員の給与
の特例に関する条例制定について | 議案第131号 | 西予市城川ふるさと交流館条例の一部を改正する条例制定について |
| | 議案第118号 西予市特別職の職員の給与
の特例に関する条例の一部を改正する条例制定について | 議案第132号 | 西予市ギャラリーしろかわ条例の一部を改正する条例制定について |
| | 議案第119号 西予市職員の勤務時間、休
暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について | 議案第133号 | 四国西予ジオミュージアムの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について |
| | 議案第120号 西予市税条例の一部を改正
する条例制定について | 議案第134号 | 西予市火葬場設置及び管理条例の一部を改正する条例制定について |
| | 議案第121号 西予市保健センター及び保
健福祉センター条例の一部を改正する条例制定について | 議案第135号 | 西予市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例制定について |
| | 議案第122号 西予市立学校給食センター
及び学校給食調理場条例の一部を改正する条例制定について | 議案第136号 | 西予市はり、きゅう及びマッサージ等施術費助成条例の一部を改正する条例制定について |
| | 議案第123号 西予市図書交流館条例の一
部を改正する条例制定について | 議案第137号 | 西予市給水条例等の一部を改正する条例制定について |
| | 議案第124号 西予市立学校施設の開放に
関する条例の一部を改正する条例制定について | 議案第138号 | 西予市公共下水道条例の一部を改正する条例制定について |

議案第139号	西予市歴史民俗資料館及び郷土文化保存伝習施設条例の全部改正について	一条例を廃止する条例制定について
議案第140号	西予市消防本部職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について	議案第155号 西予市城川健康管理センター一条例を廃止する条例制定について
議案第141号	西予市消防団条例の一部を改正する条例制定について	議案第156号 西予市宇和福祉センター条例を廃止する条例制定について
議案第142号	西予市火災予防条例の一部を改正する条例制定について	議案第157号 西予市在宅ねたきり老人等介護手当支給条例を廃止する条例制定について
議案第143号	西予市火入れに関する条例の一部を改正する条例制定について	議案第158号 西予市城川緑地休養施設条例を廃止する条例制定について
議案第144号	西予市宇和文化の里条例の一部を改正する条例制定について	議案第159号 西予市野村わんぱくランド条例を廃止する条例制定について
議案第145号	西予市ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例制定について	議案第160号 西予市有料駐車場条例を廃止する条例制定について
議案第146号	西予市土地開発基金条例を廃止する条例制定について	議案第161号 西予市鳥鹿野水辺公園条例を廃止する条例制定について
議案第147号	西予市お伊ネ賞事業基金条例を廃止する条例制定について	議案第162号 西予市農林漁業活性化施設条例を廃止する条例制定について
議案第148号	西予市田園ロマンの里づくり基金条例を廃止する条例制定について	議案第163号 西予市城川みどりの交流館条例を廃止する条例制定について
議案第149号	西予市宇和福祉の里基金条例を廃止する条例制定について	議案第164号 西予市土木建設事業負担金徴収条例を廃止する条例制定について
議案第150号	西予市ジオパーク推進基金条例を廃止する条例制定について	議案第165号 西予市宇和文化の里施設の指定管理者の指定について
議案第151号	西予市中山間ふるさと・水と土保全基金条例を廃止する条例制定について	議案第166号 宇和米博物館(旧宇和町小学校)の指定管理者の指定について
議案第152号	西予市宇和町地域古代ロマンの里構想基金条例を廃止する条例制定について	議案第167号 西予市あけはまオートキャンプ場の指定管理者の指定について
議案第153号	西予市市民憩の家条例を廃止する条例制定について	議案第168号 西予市明浜観光交流拠点施設の指定管理者の指定について
議案第154号	西予市明浜健康管理センタ	議案第169号 西予市みかめ本館の指定管理者の指定について

- | | | | |
|---------|--|---|---|
| 議案第170号 | 西予市みかめ海の駅の指定
管理者の指定について | | 補正予算（第5号） |
| 議案第171号 | 西予市城川高品質堆肥セン
ターの指定管理者の指定に
ついて | 6 | 議案第186号 令和7年度西予市国民健康
保険特別会計補正予算（第
3号） |
| 議案第172号 | 西予市明浜柑橘加工施設の
指定管理者の指定について | | 議案第187号 令和7年度西予市後期高齢
者医療特別会計補正予算
（第2号） |
| 議案第173号 | 西予市獣肉処理加工施設の
指定管理者の指定について | | 議案第188号 令和7年度西予市水道事業
会計補正予算（第3号） |
| 議案第174号 | 令和7年度西予市一般会計
補正予算（第4号） | | 議案第189号 令和7年度西予市簡易水道
事業会計補正予算（第3
号） |
| 議案第175号 | 令和7年度西予市国民健康
保険特別会計補正予算（第
2号） | | 議案第190号 令和7年度西予市下水道事
業会計補正予算（第4号） |
| 議案第176号 | 令和7年度西予市介護保険
特別会計補正予算（第3号） | | 議案第191号 令和7年度西予市病院事業
会計補正予算（第3号） |
| 議案第177号 | 令和7年度西予市簡易水道
事業会計補正予算（第2号） | 7 | 発議第6号 西予市議会議員の議員報酬
及び期末手当の特例に関す
る条例制定について |
| 議案第178号 | 令和7年度西予市下水道事
業会計補正予算（第3号） | 8 | 議員派遣の件について |
| 議案第179号 | 令和7年度西予市病院事業
会計補正予算（第2号） | | |
| 請願第3号 | 学校給食の無償化を求める
請願 | | |
| 4 | 議案第180号 西予市職員の給与に関する
条例の一部を改正する条例
制定について | | |
| | 議案第181号 西予市特別職の職員で常勤
のものの給与等に関する条
例の一部を改正する条例制
定について | | |
| | 議案第182号 西予市議会議員の議員報酬
及び費用弁償等に関する条
例の一部を改正する条例
制定について | | |
| | 議案第183号 西予市会計年度任用職員の
給与及び費用弁償に関する
条例の一部を改正する条例
制定について | | |
| | 議案第184号 西予市一般職の任期付職員
の採用等に関する条例の一
部を改正する条例制定につ
いて | | |
| 5 | 議案第185号 令和7年度西予市一般会計 | | |

本日の会議に付した事件

1 会議録署名議員の指名

2 議案の撤回について

- 3 議案第109号 西予市公共施設照明E S C
O事業(L E D化)委託契約
について

議案第110号 旧西予市消防本部庁舎等跡
地の処分について

議案第111号 財産の無償貸付について

議案第112号 財産の無償貸付について

議案第113号 財産の無償貸付について

議案第114号 財産の無償貸付について

議案第115号 西予市乳児等通園支援事業
の設備及び運営に関する基
準を定める条例制定につい
て

議案第116号 西予市特定乳児等通園支援
事業の運営に関する基準を
定める条例制定について

議案第117号 西予市一般職の職員の給与
の特例に関する条例制定に
ついて

議案第118号 西予市特別職の職員の給与
の特例に関する条例の一部
を改正する条例制定につい
て

議案第119号 西予市職員の勤務時間、休
暇等に関する条例の一部を
改正する条例制定について

議案第120号 西予市税条例の一部を改正
する条例制定について

議案第121号 西予市保健センター及び保
健福祉センター条例の一部
を改正する条例制定につい
て

議案第122号 西予市立学校給食センター
及び学校給食調理場条例の
一部を改正する条例制定に
ついて

議案第123号 西予市図書交流館条例の一
部を改正する条例制定につ
いて

議案第124号 西予市立学校施設の開放に
関する条例の一部を改正す

る条例制定について

議案第125号 西予市城川総合運動公園条
例の一部を改正する条例制
定について

議案第126号 西予市社会体育施設条例の
一部を改正する条例制定に
ついて

議案第127号 西予市営球場条例の一部を
改正する条例制定について

議案第128号 西予市運動公園条例の一部
を改正する条例制定につい
て

議案第129号 西予市依津文楽会館条例の
一部を改正する条例制定に
ついて

議案第130号 西予市乙亥の里条例の一部
を改正する条例制定につい
て

議案第131号 西予市城川ふるさと交流館
条例の一部を改正する条例
制定について

議案第132号 西予市ギャラリーしろかわ
条例の一部を改正する条例
制定について

議案第133号 四国西予ジオミュージアム
の設置及び管理に関する条
例の一部を改正する条例制
定について

議案第134号 西予市火葬場設置及び管理
条例の一部を改正する条例
制定について

議案第135号 西予市病院事業使用料及び
手数料条例の一部を改正す
る条例制定について

議案第136号 西予市はり、きゅう及びマ
ッサージ等施術費助成条例
の一部を改正する条例制定
について

議案第137号 西予市給水条例等の一部を
改正する条例制定について

議案第138号 西予市公共下水道条例の一
部を改正する条例制定につ
いて

議案第139号 西予市歴史民俗資料館及び

	郷土文化保存伝習施設条例 の全部改正について		について
議案第140号	西予市消防本部職員の特殊 勤務手当に関する条例の一 部を改正する条例制定につ いて	議案第155号	西予市城川健康管理センタ ー条例を廃止する条例制定 について
議案第141号	西予市消防団条例の一部を 改正する条例制定について	議案第156号	西予市宇和福祉センター条 例を廃止する条例制定につ いて
議案第142号	西予市火災予防条例の一部 を改正する条例制定につい て	議案第157号	西予市在宅ねたきり老人等 介護手当支給条例を廃止す る条例制定について
議案第143号	西予市火入れに関する条例 の一部を改正する条例制定 について	議案第158号	西予市城川緑地休養施設条 例を廃止する条例制定につ いて
議案第144号	西予市宇和文化の里条例の 一部を改正する条例制定に ついて	議案第159号	西予市野村わんぱくランド 条例を廃止する条例制定に ついて
議案第145号	西予市ふるさと応援基金条 例の一部を改正する条例制 定について	議案第160号	西予市有料駐車場条例を廃 止する条例制定について
議案第146号	西予市土地開発基金条例を 廃止する条例制定について	議案第161号	西予市鳥鹿野水辺公園条例 を廃止する条例制定につい て
議案第147号	西予市お伊ネ賞事業基金条 例を廃止する条例制定につ いて	議案第162号	西予市農林漁業活性化施設 条例を廃止する条例制定に ついて
議案第148号	西予市田園ロマンの里づく り基金条例を廃止する条例 制定について	議案第163号	西予市城川みどりの交流館 条例を廃止する条例制定に ついて
議案第149号	西予市宇和福祉の里基金条 例を廃止する条例制定につ いて	議案第164号	西予市土木建設事業負担金 徴収条例を廃止する条例制 定について
議案第150号	西予市ジオパーク推進基金 条例を廃止する条例制定に ついて	議案第165号	西予市宇和文化の里施設の 指定管理者の指定について
議案第151号	西予市中山間ふるさと・水 と土保全基金条例を廃止す る条例制定について	議案第166号	宇和米博物館(旧宇和町小 学校)の指定管理者の指定 について
議案第152号	西予市宇和町地域古代ロマ ンの里構想基金条例を廃止 する条例制定について	議案第167号	西予市あけはまオートキャ ンプ場の指定管理者の指定 について
議案第153号	西予市市民憩の家条例を廃 止する条例制定について	議案第168号	西予市明浜観光交流拠点施 設の指定管理者の指定につ いて
議案第154号	西予市明浜健康管理センタ ー条例を廃止する条例制定	議案第169号	西予市みかめ本館の指定管 理者の指定について
		議案第170号	西予市みかめ海の駅の指定

- | | | | | |
|---------|-----------------------------|--|------------|-----------------------------------|
| | 管理者の指定について | 6 | 議案第186号 | 令和7年度西予市国民健康保険特別会計補正予算（第3号） |
| 議案第171号 | 西予市城川高品質堆肥センターの指定管理者の指定について | | 議案第187号 | 令和7年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号） |
| 議案第172号 | 西予市明浜柑橘加工施設の指定管理者の指定について | | 議案第188号 | 令和7年度西予市水道事業会計補正予算（第3号） |
| 議案第173号 | 西予市獣肉処理加工施設の指定管理者の指定について | | 議案第189号 | 令和7年度西予市簡易水道事業会計補正予算（第3号） |
| 議案第174号 | 令和7年度西予市一般会計補正予算（第4号） | | 議案第190号 | 令和7年度西予市下水道事業会計補正予算（第4号） |
| 議案第175号 | 令和7年度西予市国民健康保険特別会計補正予算（第2号） | | 議案第191号 | 令和7年度西予市病院事業会計補正予算（第3号） |
| 議案第176号 | 令和7年度西予市介護保険特別会計補正予算（第3号） | 7 | 発議第6号 | 西予市議会議員の議員報酬及び期末手当の特例に関する条例制定について |
| 議案第177号 | 令和7年度西予市簡易水道事業会計補正予算（第2号） | 8 | 議員派遣の件について | |
| 議案第178号 | 令和7年度西予市下水道事業会計補正予算（第3号） | | | |
| 議案第179号 | 令和7年度西予市病院事業会計補正予算（第2号） | | | |
| 請願第3号 | 学校給食の無償化を求める請願 | | | |
| 4 | 議案第180号 | 西予市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について | | |
| | 議案第181号 | 西予市特別職の職員で常勤のものの給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について | | |
| | 議案第182号 | 西予市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について | | |
| | 議案第183号 | 西予市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について | | |
| | 議案第184号 | 西予市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例制定について | | |
| 5 | 議案第185号 | 令和7年度西予市一般会計補正予算（第5号） | | |

開会 午後 2 時00分

○宇都宮議長

こんにちは。

本日は傍聴にお越しいただき誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は 18 名であります。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配信のとおりであります。

(日程 1)

○宇都宮議長

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、12 番小玉忠重議員、13 番源正樹議員を指名いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

源正樹議員。

○13 番源正樹議員

12 月 11 日開会の本会議、一般質問の中で基金残高についての発言に誤りがありましたので、西予市議会会議規則第 65 条に基づき訂正をします。

正しくは令和 5 年度末の基金残高について、八幡浜市は市の財政調整基金残高は 40 億 4300 万円、西予市の特定目的基金残高は 60 億 7400 万円です。

以上、よろしくお願いします。

(日程 2)

○宇都宮議長

次に、日程第 2、議案の撤回についてを議題といたします。

市長から議案第 157 号「西予市在宅ねたきり老人等介護手当支給条例を廃止する条例制定について」の撤回の申出がありました。

本件について撤回理由の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

長野福祉事務所長。

○長野福祉事務所長

議案第 157 号「西予市在宅ねたきり老人等介護手当支給条例を廃止する条例制定について」の撤回について御説明申し上げます。

本議案は、介護の負担が大きい高齢者等を在宅で介護している介護者に対して支給する介護手当の支給条例について、限られた財源を最も効果的かつ公平に配分し、持続的な福祉制度を維持する

ため廃止を提案したところでございます。

しかしながら、本議案を改めて精査したところ廃止条例の附則で定める経過措置において、その支給期限に関する規定の具体性を欠いていたことが判明いたしました。このことから経過措置の運用において、誤った解釈による運用がなされる可能性が生じたため、本議案につきましては撤回をさせていただくこととしたものであります。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○宇都宮議長

理事者の説明は終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議案となっております議案の撤回について承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

異議なしと認めます。よって、議案の撤回については、本件のとおり承認することに決定いたしました。

ただいまの議決により、議案第 157 号は撤回されましたので、議事日程より削除いたします。

(日程 3)

○宇都宮議長

次に、日程第 3、議案第 109 号「西予市公共施設照明 E S C O 事業 (L E D 化) 委託契約について」から議案第 179 号「令和 7 年度西予市病院事業会計補正予算 (第 2 号) 」まで及び請願第 3 号「学校給食の無償化を求める請願」の 71 件を一括議題といたします。

各委員会における審査の経過と結果について各委員長の報告を求めます。

まず、総務常任委員会委員長山本英明議員の報告を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

山本英明議員。

〔山本総務常任委員会委員長登壇〕

○山本総務常任委員会委員長

それでは、総務常任委員会の審査報告をいたします。

去る 12 月 11 日の本会議におきまして、当委員会へ付託されました議案 28 件、請願 1 件につきまして、12 日に委員会を開催し審査を行いました。

た。その経過と結果について御報告を申し上げます。

委員会結果はお手元に配信のとおりであり、議案第 117 号は賛成少数により否決、その他 27 議案は原案のとおり可決いたしました。請願 1 件につきましては不採択といたしました。

これより議案審査の過程におきまして、各委員より出されました質疑並びに部課長の答弁を抜粋して報告させていただきます。

議案第 117 号「西予市一般職の職員の給与の特例に関する条例制定について」では、西予市財政危機脱却プラン 2025 に基づき、早期の財政再建を目指しているところであり、今後の行財政改革の実施に当たり、市民の皆様にも様々な御負担をお願いする中で、職員自らが改革への決意と将来への責任を果たすべく、令和 8 年度と 9 年度の 2 年間、給料月額から一定率を減額し、人件費の抑制を図る特例措置を講じるものである。若手職員の影響を最小限に抑えるよう職責に応じた傾斜配分としており、部長級は 5 %、課長級は 4 %、課長補佐級は 3 %、係長、主任級は 2 %、主査、主事級は 1 % を減額するが、将来の西予市を担う人材を確保するため令和 8 年 4 月 1 日以降の新規採用職員、また、会計年度任用職員等については対象外としている。本特例により削減効果額としては、年間約 6949 万円を見込んでいるとの説明がありました。

委員からは、職員のモチベーションが下がり、住民サービスにも影響が出てくるのではないかと質疑があり、今回の改革プランの根底にあるのは、意識改革というところであり、職員一人ひとりが意識を変えていかないといけない。そのために、全職員を対象とすべきという判断をしたとの答弁でありました。

職員給与の削減率の再考についての質疑では、現在のところ最善の方法であると考えているが、本条例案について、最終的に議会の判断がいただけないということになれば、再考もあり得るのではないかと考えているとの答弁でありました。

また、委員からは、西予市財政危機脱却プラン 2025 については、拙速過ぎる。職員の給与カットも、市民への説得材料にしているようにしか見えない。職員の給与はいわゆる聖域であり手をつけてはいけない。数字も大切だが、数字を上げる

のも職員である。もっと職員を大切に考えるべきだ等の意見がありました。

議案第 119 号「西予市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について」では、多様な働き方が実現できる環境を整備することを目的とし、フレックスタイム制を活用した週休 3 日制の導入を図るため、本条例の一部を改正するものである。職員が個々の事情や業務に応じた働き方を選択できる環境を整えることで、公務能率の向上と優秀な人材の確保、定着につなげることとしている。対象職員については、常勤の一般職のうち希望する者を対象とし、会計年度職員については対象外としている。本制度は、職員の労働時間を短縮するものではなく、職員の 1 日の勤務時間 7 時間 45 分をほかの勤務日に割り振るものであり、2 週間の期間内で合計 1 日分長く働くかわりに、週休日を 1 日設けるものである。令和 8 年 4 月から本格運営を予定しているとの説明がありました。

委員からは、週休 3 日制の導入後、副業を緩和してはどうかとの質疑があり、今回の西予市財政危機脱却プラン 2025 等に関係し、第一次産業の補助や部活動の指導などについて副業も広げようと考えているとの答弁でありました。

また、活用例によると 1 日の就業時間に 2 時間程度プラスで残業することになるが、その場合の管理職の対応はどうかとの質疑があり、職員の残業については、所属長が仕事内容をしっかりとヒアリングすることで対応するため、業務中の常時同席は必要ないとの答弁でありました。

議案第 123 号「西予市図書交流館条例の一部を改正する条例制定について」では、西予市財政危機脱却プラン 2025 における公共施設管理運営の適正化に伴い、図書交流館の設置数や開館日等の見直しを進めている。図書館数については、市の人口規模を踏まえた近隣市との比較や図書館システムの維持管理費、更新費用の抑制、また、図書館システムを撤廃してもこれまで同様にインターネットを利用することで、各センター間で借りたい本が届く仕組みが構築できたことにより、明浜分館と城川の 4 分館を廃止して、令和 8 年度からは、中央館と野村、三瓶の 2 分館で運営するよう見直しを行う。

また、開館日と開館時間についても、休館日を

1日増加し、月曜日、火曜日の2日間を休館するとともに、野村分館と三瓶分館について、中央館と同じ運用とすることとした。開館時間の縮小については、利用の実態を考慮し令和8年4月以降、午前9時45分開館、午後5時15分閉館にするとの説明がありました。

委員からは、5時以降どのような皆様が来館されておられるのかとの質疑があり、利用率は1割強程度であります、仕事帰りに立ち寄られて本を返却される方が多いと職員からは伺っているとの答弁がありました。

議案第140号「西予市消防本部職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について」では、国または他の地方公共団体からの要請に基づき、緊急消防援助隊等として、災害が発生した市町村に出動し、応急作業等に從事した場合に支給する災害応急作業等手当を新たに創設するため、本条例の一部を改正するとの説明があり、委員からの過去に災害応急作業等手当の支給対象となった出動要請はあったのかとの質疑に対し、東日本大震災、広島市の土砂災害の2案件について出動した経験がある。今回の手当の創設は、国からの積極的な要望もあり提案させていただいたとの答弁でありました。

議案第147号「西予市お伊ネ賞事業基金条例を廃止する条例制定について」では、これまで関わられた方々から十分意見を聴取されて判断されたのかとの質疑があり、愛媛大学医学部、愛媛県医師会に訪問した際、西予市の財政状況等も説明した上で、2年に1度での開催を提案したところ、御理解いただいているとの答弁でありました。

また、財源についての質疑があり、財源についてはまだ確定はしていないが一般財源で対応できるよう調整しているとの答弁でありました。

その他、2年に1度の開催となるため、時間をかけて事業内容を工夫しながら継続していただきたいとの意見がありました。

請願第3号「学校給食の無償化を求める請願」につきましては、令和6年第1回定例会において議決した「学校給食費無償化の早期実現を求める意見書」を議会の総意として国に提出している。また、現在、国においても無償化の動きがあるなどの理由から、賛成なしにより不採択と決しました。

以上、総務常任委員会審査報告といたします。

令和7年12月19日、総務常任委員会委員長山本英明。

○宇都宮議長

次に、厚生常任委員会委員長酒井宇之吉議員の報告を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

酒井宇之吉議員。

〔酒井厚生常任委員会委員長登壇〕

○酒井厚生常任委員会委員長

厚生常任委員会の審査報告を行います。

去る12月11日の本会議において、当委員会に付託されました議案16件について、12月15日に委員会を開催し、審査を行いましたので、その経過と結果について御報告を申し上げます。

お手元に配信のとおり、議案第136号は賛成少数により否決決定。議案第157号は賛成なしにより否決決定。その他議案14件については、原案可決決定をいたしました。

なお、議案第157号については審査終了後、市長から12月17日に撤回の申出がありましたことを申し添えます。

これより、議案審査の過程において、委員より出された質疑並びに部課長の答弁を抜粋して報告いたします。

議案第115号「西予市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定について」、議案第116号「西予市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例制定について」では、令和8年4月から全国で開始される乳児等通園支援事業（通称「こども誰でも通園制度」）の実施に伴い、本市における実施施設の設備や運営に関する基準を定めるための条例制定であるとの説明がありました。

委員からは、市が運営する認定こども園での受入れ予定について質疑があり、現在のところ公立認定こども園1カ所と民間認定こども園1カ所の計2施設を予定しており、公立では、認定こども園しろかわ保育所での受入れを検討しているとの答弁でありました。

議案第134号「西予市火葬場設置及び管理条例の一部を改正する条例制定について」では、市内3カ所の火葬場における使用料を改定するもので

あり、合併以来、使用料は据置きとしていたが、近年の物価高騰による燃料費や委託料等の増大により、現在の料金設定では適切な管理運営が困難となっているため、使用料金を改定するものであるとの説明がありました。

委員からは、大人 12 歳以上で市内の場合、1 万円から 2 万円へ火葬料が引き上げられることに関連し、国民健康保険や後期高齢者医療制度における葬祭費の支給額についての質疑があり、葬祭費として国民健康保険では 1 万円、後期高齢者医療制度では 2 万円が支給されているとの答弁でありました。

また、今回の改定により国民健康保険加入者は、実質的な自己負担が生じる一方、後期高齢者医療制度の加入者は葬祭費としての支給される額の範囲内で賄えることになるかとの質疑があり、そのように理解をしているという答弁でございました。

議案第 136 号「西予市はり、きゅう及びマッサージ等施術費助成条例の一部を改正する条例制定について」では、医療保険適用外のはり、きゅう及びマッサージ等の施術に対する助成事業を、近年の利用状況の低下や介護予防事業の充実を踏まえ、持続可能な福祉制度の構築と健全な財政体質への転換に向けた事業の見直しを行うため、令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日までの 3 年間、診療券の交付を一時停止するものであるとの説明がありました。

委員からは、事業を継続しながら助成額を調整する手法もあったのではないか、また休止中の財源の扱いについて質疑があり、現在は市の財政の健全化に向けて取り組んでおり、3 年後の本事業の財源は、全体の中で配分することになると考えている。利用率が約 40% と低下している現状や介護予防事業との整合性を踏まえ、3 年後の再開に向けて、持続可能な制度へとなるように整えていくとの答弁がありました。

また、西予市財政危機脱却プラン 2025 については、何もかもが早急であり、非常に重い負担を市民に課しているような気がするため、その辺りも含めた形で事業を考えていただきたい。この事業も 3 年後に再開するとしても、やはりもう少しやわらかい形で提出するような方法がなかったのか、半分削減、3 年間半額削減、または 7 割削減等にすれば、3 年後もこの事業が復活できるのか

というような懸念も出なかったのではないかと意見がありました。

議案第 148 号「西予市田園ロマンの里づくり基金条例を廃止する条例制定について」では、本市の厳しい財政事情を鑑み、基金の運用状況や残高を総合的に検討した結果、本基金については廃止するとともに、効率的な財政運営を図るため、残余の現金を西予市地域振興基金へ統合し一元管理することにより、地域振興施策をより柔軟に展開できる体制を整えるものであるとの説明でありました。

委員からは、基金の廃止により、これまで推進してきた施策や市の方向性が変わるのではないかと懸念が示され、基金残高の今後の扱いとともに、活動に携わる市民や関係者に対して、本制度の変更についてどのように説明し、理解を得ていくのかという質疑があり、基金を廃止しても事業自体を廃止するものではなく、今後も地域活性化の取組として継続する。また関係者に関しては、会議等の機会を通じて説明を行っていくが、引き続き丁寧な説明に努め、理解を深めていくとの答弁でありました。

議案第 157 号「西予市在宅ねたきり老人等介護手当支給条例を廃止する条例制定について」では、12 月 11 日の本会議での質疑に対する答弁と条例の解釈に差異があり、十分な精査ができていないため、再度精査して提出すべきであるとの意見がありました。

議案第 174 号「令和 7 年度西予市一般会計補正予算（第 4 号）」について、環境衛生課所管分では、指定もやすごみ収集袋作製業務委託について、台風等の影響による海外生産品の入荷遅延や欠品リスクを回避するため、令和 7 年度より入札・契約時期を 1 月ないし 2 月に早め、早期納入を図るべく債務負担行為を設定しているとの説明がありました。

委員からは、ごみ袋の作製枚数と単価について質疑があり、枚数は、大が 72 万枚、中が 52 万枚、小が 32 万枚、単価につきましては、大が 1 枚当たり 11 円、中が 8 円、小が 6 円という単価を想定しているとの答弁でありました。

続いて議案第 174 号の子育て支援課所管分では、令和 6 年度の実績確定に伴う国県支出金の返納に加え、需要増に対応し、各種助成金の増額を計上

しているとの説明がありました。

委員からは、子育て応援事業のうち、特に多子世帯リフォーム等支援事業の申請見込みが前年度比で大幅に増加しているが、その要因をどのように分析しているのか質疑があり、申請増については、広報紙やチラシによる周知に加え、妊娠・出産時の窓口での丁寧な説明が浸透した結果と考えているという答弁でありました。

県のえひめ人口減少対策総合交付金が令和8年の出生数8,500人を目標としていることを踏まえ、令和8年度以降の県の方針や市の対応をどうとらえているかとの質疑があり、今後について、西予市財政危機脱却プラン2025に基づき、対象は限定的な出産世帯奨学金返還支援事業や多子世帯リフォーム等支援事業は廃止を検討し、全ての出産世帯が対象となる出産世帯応援事業へ支援を集約していく方針である。県からは、令和8年度に内容を再検討すると聞いており、動向を注視しながら準備を進めていきたいとの答弁でありました。

また、委員からは、質疑の答弁の中で、西予市財政危機脱却プラン2025で廃止を検討している事業があると説明があったが、多子世帯への支援は、2人目、3人目を希望する世帯を優遇するために始まったものであり、申請が増えている現状を見ても重要性が高いのではないかと、事業を集約することで、これまでの多子世帯支援が切られることにならないかとの質疑があり、申請数の増加は重要性のあらわれと認識しており、本市は合計特殊出生率が県内で最も高く、3人目、4人目を出産される方も多い。今回の御意見を踏まえ、今後の制度設計における検討材料としていきたいとの答弁でありました。

以上、委員会審査報告といたします。

令和7年12月19日、厚生常任委員会委員長酒井宇之吉。

○宇都宮議長

次に、産業建設常任委員会委員長信宮徹也議員の報告を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

信宮徹也議員。

〔信宮産業建設常任委員会委員長登壇〕

○信宮産業建設常任委員会委員長

産業建設常任委員会審査報告をいたします。

去る12月11日の本会議において当委員会に付託されました議案29件について、12月12日に委員会を開催し審査を行いましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

議案29件については、お手元に配信のとおり原案可決決定いたしました。

これより議案審査の過程において、委員より出された質疑並びに部課長の答弁を抜粋して報告いたします。

議案第132号「西予市ギャラリーしろかわ条例の一部を改正する条例制定について」では、なぜ施設の休館日を規則で運用することになったのかとの質疑があり、県内の同様の施設やシルク博物館等の運用に準ずる変更であり、その上で休館日については協議した上で変更を行うとの答弁でありました。

また、休館日を増やすことで経費削減をするより、開館日を増やして収入増を目指すべきではないかとの意見があり、週休2日制導入により経費を削減した上で、施設の認知度向上や市内外からの利用促進に取り組み、収益増加を目指す考えであるが、週休2日制導入後に著しい収入減が確認された場合、実績をもとに関係機関と協議したいとの答弁でありました。

関連して、ギャラリーしろかわの美術品保管庫について、保管に係る維持管理費も考慮し、所蔵美術品の売却を検討すべきではとの質疑があり、所蔵されている美術品は旧町時代に町民や企業、職員などからの寄附やふるさと創生資金を活用して取得したもので市の文化的財産であることから、現在のところ売却の計画や考えはないとの答弁でありました。

議案第137号「西予市給水条例等の一部を改正する条例制定について」では、水道料金の計算方法について、超過料金方式と使用料金方式の2通りの方法があるが、いずれかの方法に統一する予定はないのかとの質疑があり、料金体系については各水道組合に設定を委ねており、統一の予定はないとの答弁でありました。

議案第150号「西予市ジオパーク推進基金条例を廃止する条例制定について」では、ジオパークの再認定を目指すのであれば、基金を残すべきではないかとの意見があり、現在の基金残高が約496万円と少額であることから、地域振興基金に

統合することで柔軟かつ総合的な活用が可能となるため、次回のジオパーク再認定に向けて鋭意取り組んでいくとの答弁でありました。

議案第 160 号「西予市有料駐車場条例を廃止する条例制定について」では、住民の利便性や観光振興の観点からも駐車場の確保が必要ではないかとの質疑があり、現時点で市営駐車場の新たな引き受け先は決まっておらず、条例廃止後は運営を終了する見込みである。なお、観光振興の観点から観光客用駐車場の確保については検討を進めているとの答弁でありました。

議案第 169 号「西予市みかめ本館の指定管理者の指定について」では、指定期間について、無償譲渡を前提とした協議期間としては理解できるが、水回りの補修などの課題を考慮すると 1 年は短いのではないかと質疑があり、1 年という期間は目標であり、協議の進捗に応じて検討したいとの答弁でありました。

議案第 178 号「令和 7 年度西予市下水道事業会計補正予算（第 3 号）」では、公共汚水ます設置工事の施工単価上昇に伴う修繕費の増額について、公共ます設置の材料費や人件費の高騰と交通誘導員の配置や深く埋設されている管路に接続する経費を含めて単価が上がっているとの答弁でありました。

以上、審査報告といたします。

令和 7 年 12 月 19 日、産業建設常任委員会委員長信宮徹也。

○宇都宮議長

以上で各委員長の報告は終わりました。

これより各委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

井関議員。

○14 番井関陽一議員

総務常任委員会の報告に対して質問をさせていただきます。

議案第 117 号に関しまして、2 対 3 で否決されたということを聞いておりますが、賛成意見がどのようなものがあつたのかお聞きしたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

山本英明委員長。

○山本総務常任委員会委員長

暫時休憩をお願いします。

○宇都宮議長

暫時休憩いたします。（休憩 午後 2 時 42 分）

○宇都宮議長

再開いたします。（再開 午後 2 時 49 分）

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

山本英明委員長。

○山本総務常任委員会委員長

ただいまの井関議員の質問にお答えをいたします。

総務委員会では、できるだけ早期の危機脱却プランの達成が望ましいのではないかという意見があり、議員間討議をしてその意見を出し合ったほうがいいのではないかという提案を受けて、議員間討議を行いました。その中でも賛成、反対、喧々諤々いろいろ意見が出た中で、この財政危機脱却プラン 2025 ができるだけ早くいい形を持って完結をしてほしい、終了したほうが市民、そして西予市のためになるのではないかということで、賛成をするという意見が出ました。

以上であります。

○宇都宮議長

そのほか質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

以上で質疑を終結といたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、議案ごとに発言を許可いたします。

ただし、議事進行の円滑化に鑑み、複数議案をまとめた討論についても許可いたします。

まず、議案第 117 号について、5 番信宮徹也議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

信宮徹也議員。

〔5 番信宮徹也議員登壇〕

○5 番信宮徹也議員

議案第 117 号「西予市一般職の職員の給与の特例に関する条例制定について」本議案に反対の立場から討論を行います。

本議案は、西予市財政危機脱却プラン 2025 の一環として、職務の級の区分に応じ傾斜をつけ、

5 %から1 %の給与削減を行うものです。

現在、西予市は財政難に陥っており、財政再建が急務となっていますが、財政難に陥ったとはいえ、一般職の職員に負担を強いていいのでしょうか。職員の職務は住民の要望・苦情などの生の声から行政に何が求められているかを酌み取り、住民が暮らしやすい生活環境をつくっていく、つまりは住民に奉仕することが職務だと考えます。それらをこれまで着実にまた懸命に遂行してきたのが西予市の職員だと思います。財政再建プランの施行によっては、今後市民の方々に様々な不便をかけるようになりますが、職員の方々もまた市民です。不便を感じる上に給与まで下げられたのでは、たまったものではありません。市長をはじめ、私たち議員の特別職の報酬とは全く違い、職員の給与は生活そのものです。世の中が賃上げに動いている中、またラスパイレス指数を見ても、県内の市の中では最も給与水準が低い西予市の職員の生活そのものの給与をさらに下げることには反対するものです。

私が所属しています財政に関する特別委員会の中間報告でも、源委員長から職員の給与削減は最終手段であるとの報告をしました。今すぐ財政破綻する状態ではない西予市にとって、職員の給与削減をするべきではないと考えます。

職員組合のアンケートの中で、おおむね7割の職員から理解が得られたと説明を受けましたが、理解はしていても、納得はしていないのではないのでしょうか。このアンケートの中で、給与削減は29%の方が必要ないとも答えております。およそ職員の3分の1が全く納得をしていないまま、今後働くことになってしまいます。

思い出してみてください。コロナ禍で市内の飲食店が冷え切っていたときに真っ先に立ち上がったのが、若手職員たちです。若手職員たちが中心となり、西予つながりプロジェクトと称してSNSを中心に、こんな飲食店ではこんな取組をしている、この店に行ったよ、など飲食店を盛り上げたことを思い出してください。そういった若手職員たちのモチベーションを削いではいけない、私はそう思います。

どうか議員各位におかれましては、御理解をいただき、御賛同いただきますようお願いして、反対討論といたします。

○宇都宮議長

次に4番宇都宮久見子議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

宇都宮久見子議員。

〔4番宇都宮久見子議員登壇〕

○4番宇都宮久見子議員

西予市一般職の職員の給与の特例に関する条例制定について、賛成の立場として討論させていただきます。

まずもって、職員の給与が削減されることは決して望ましいことではありません。行政サービスは人により支えられており、職員が安心して働ける環境を守ることは、市民の利益そのものであります。

しかし一方で、本市は赤字財政が続く厳しい状況の中、財政危機脱却プランの公表も行われました。この状況を先送りすれば、将来より大きな形で市民の皆様に負担が及ぶ可能性があります。それを打開するためには、市民の方にも痛みを伴う財政危機脱却プランの実行により、財政体質の改善を早期に実現することが急務となります。

今回の市の決断は、誰か一部にだけ負担を押しつけるものではなく、市全体で痛みを分かち合い、強い意志を持って改革に取り組み、一刻も早い財政の立て直しを図ろうとする姿勢が示されていると私は判断いたしております。

加えて、民間企業等が賃上げを進める中、逆行した施策ではないかとの懸念をいたしておりましたが、その部分に関しましては、議会開会日の質疑における総務部長の答弁により、若年層の職員に対しては、人事院勧告等においても、人材確保の観点から初任給の大幅な引上げが求められていることを踏まえ、削減率を低く抑えるなど生活への影響やモチベーション維持に最大限配慮した制度設計になっており、社会情勢に合わせた賃上げと、財政危機における身を切る改革という2つの要因を両立させるための措置ということでありました。

今回の給与削減はあくまで一時的で限定的な措置であるべきです。私は、財政危機脱却プランを早期に達成すること、若手や現場職員への影響が過度にならないこと、そして、財政が改善した際には改めての市民サービス水準の見直しをもとよ

り、速やかに処遇を回復させることを強く求めます。今、そして、これからの市民の暮らしを守り、市民の方が痛みを伴う改革を行う以上、今は市の苦しい判断を引き受ける必要があると考え、私は苦渋の判断ではありますが今回の議案に賛成いたします。

議員各位におかれましては、御賛同いただきますようお願い申し上げます。

○宇都宮議長

次に 13 番源正樹議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

源正樹議員。

〔13 番源正樹議員登壇〕

○13 番源正樹議員

議案第 117 号「西予市一般職の職員の給与の特例に関する条例制定について」反対の立場から討論を行います。

西予市財政危機脱却プラン 2025 に関する市政懇談会において、理事者や我々議会に対して、大変厳しい意見をいただきました。特別職の給与削減拡大、議員の報酬削減は、この厳しい市民の声にこたえるものとして当然のことです。

一方、職員給与について特に入庁間もない職員まで削減の対象としたことに対して、優秀な人材の流出、士気の低下、行政サービスの質の低下、特に職員の定着が困難になるなど多くの問題があると考えます。若手職員については、削減率を一律にしないといった配慮はあるにせよ、全職員を対象としたことに強く反対します。管理職について職責を鑑み、何らかの対応は必要と考えます。

平成 19 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの 4 年間、管理職手当の削減が行われました。給与削減ではなく、管理職手当の減額等で対応するような検討はされたのでしょうか。多角的な視点から、いま一度御検討いただきたい。

議員各位におかれましては、趣旨を御理解いただき、御賛同いただきますようお願い申し上げます。

○宇都宮議長

次に 1 番まつもとみき議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

まつもとみき議員。

〔1 番まつもとみき議員登壇〕

○1 番まつもとみき議員

議案第 117 号「西予市一般職の職員の給与の特例に関する条例制定について」反対の立場で討論いたします。

私の反対の理由は、たとえ職員の給与を減額しても職員の意識改革にはつながらないからです。かえって今回のこの提案で、これまで一生懸命働いてきた人の心を折ってしまったのではないのでしょうか。市民の立場から見て、職員の意識改革は確かに必要です。その意識改革に必要なのは、しっかりと学びの場の提供、自らで問いを立てる力、考えを醸成する力、その考えを行動に変える力、それらの育成と支援だと私は思います。研修費用を削り、内部研修で十分だと考えているような今の西予市では意識改革は遠いと思います。

現状、多くの職員のインセンティブは給与によるものが大きいのではないのでしょうか。そんな中で、減額をしてしまうと、意識の低下、やる気の喪失、それでは市民の利益にはつながりません。現状を変えるためにも、その基礎を築き直さなければならない、まずそちらが先です。地方公務員法第 30 条「全て職員は全体の奉仕者として、公共の利益のために勤務し、かつ職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない」に基づき、これからも誠実に職務に当たってくださることを切に願っています。

議員の皆様には、職員とともに西予市をよくしていくために御賛同いただきますようお願い申し上げます、反対討論といたします。

○宇都宮議長

次に議案第 118 号について、1 番まつもとみき議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

まつもとみき議員。

〔1 番まつもとみき議員登壇〕

○1 番まつもとみき議員

議案第 118 号「西予市特別職の職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例制定について」反対の討論を行います。

私はこれまで、この条例制定にずっと反対してきました。理由は、その給与分の職責を果たされ

るべきだからというものでした。令和6年第2回定例会でも反対討論いたしました。その際には、自分の身を切り政策推進の足がかりにしたいのであれば、期間は就任直後から減額率はどうしても実現したい事業に充てるなどという考えが見えるものにしてはどうかと申し上げました。

今回、その減額率について根拠を質疑しましたが、数値に特に根拠はなく全国的に見ても高いからということでした。財政危機の責任をとる意味合いで給与減額なさるとしては説得力のない説明だと感じます。

今回私は、先ほど一般職の職員の給与減額について反対討論をしました。特に、1級、2級の若い職員まで減額する案を出してきていることに大変びっくりしておりますが、その1級、2級の職員179名分の1%カットで、削減できる額が749万1000円と試算をされています。市長40%で削減できる額は581万1000円、これを50%にしますと、726万4000円となります。職員の給与を減額する議案を出してくるぐらいなら、若手職員減額分と同等の削減を自らがするぐらいの意識で出してもらえないでしょうか。

以上の理由で、議案第118号に反対いたします。

議員の皆様には、数字の根拠が曖昧な改革案で果たしていいのか、いま一度お考えになっていただきますようお願いをして私の反対討論といたします。

○宇都宮議長

次に議案第119号について、2番大森揚子議員。
〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

大森揚子議員。
〔2番大森揚子議員登壇〕

○2番大森揚子議員

議案第119号「西予市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について」反対の立場で討論いたします。

多様な生き方、暮らし方が広がる中、西予市では何年か前から、職員の希望に沿って朝活が始まり、朝方勤務、夕方勤務等、暮らしに合わせた多様な働き方が選択的に実施されており、職員には好評であると伺っております。今議会、市はフレックスタイム制を活用した週休3日制の導入を図ると議案を上程されました。私は、このフレック

スタタイム制の導入については労働者が自由に時間を選べるという側面よりも、長時間労働、過密労働の助長につながるのではないかと危惧をしております。西予市職員に対しては、年間20日の有給休暇が付与されております。しかし、取得は1人当たり平均10日ほどであり、休暇をとりたくても取れない職場状況だと聞いております。

今回の提案は、日々の時間外勤務を集めて1日の労働時間とし、休暇に置き換えるという制度であり、現在の職場状況のもと導入をすれば、選択的とはいえ、ただでさえ少ない年次有給休暇の取得がさらに少なくなることが想定されます。

週休3日制の導入においては、総労働時間の短縮を伴わなければ全く意味はなく、今回提案の制度のもとでは、職員の休める日数が増えることはなく、受け取る時間外勤務手当が減少するといった事態を招きかねません。今、そしてこれから市に求められることは、柔軟な働き方の提案ではなく、残業の削減や権利である有給休暇の完全消化による職員の自由な時間を増やすことではないでしょうか。

以上の点から、フレックスタイム制を活用した週休3日制の導入を図る議案については反対いたします。議員の皆様におかれましては、このフレックスタイム制を活用した週休3日制について、ご熟慮いただきますようお願いをいたしまして、私の発言を終わらせていただきます。よろしくお願いをいたします。

○宇都宮議長

次に、1番まつもとみき議員。
〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

まつもとみき議員。
〔1番まつもとみき議員登壇〕

○1番まつもとみき議員

議案第119号「西予市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について」反対の討論を行います。本会議、大森議員のこの制度を導入する意義はという質疑に対し、ワークライフバランスの実現とそれに伴う市民サービスの向上、多様で有為な人材確保と定着、職員の資質の向上とお答えがありました。

しかしその意義を達成するために必要なのは、この制度ではなく有給休暇の取得率の向上、業務

の見える化と共有、学び直しやスキルアップの公的な支援、これらが先ではないでしょうか。

また、この制度の効果を最大限発揮できる運用のためには、今想定している2週間の範囲、3つの固定されたパターンでの取得ではなく、4週間の範囲で小さい時間単位で調節できる柔軟な仕組みが必要だと思います。そうなると管理できるアプリのようなものがないと管理職の負担が増えるだけです。混乱を防ぎ、なるべく分かりやすいようにするため、3つのパターンで2週間というルールをつくって、まず運用されるのだと思いますが、それではこの制度の効果は最大にはなりません。

かなりの全体の業務、その進行度、誰がどれくらい抱えているのか。それを見える化し、共有することが先です。現在の西予市において、この制度を導入するのは時期尚早と判断します。制度自体が悪いものではないので、大森議員も述べられた有給取得率の向上など、まずはできることをやってから制度運用に必要な仕組みもしっかり整え、導入することを求めます。

議員の皆様には、職員の柔軟な働き方を実現することに肯定的な思いで、この議案と向き合っておられることと思いますが、現時点でこの制度が本当にそれに資するものかどうかいま一度お考えになってくださいますようお願い申し上げ、反対討論といたします。

○宇都宮議長

次に議案第121号について、2番大森揚子議員。
〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

大森揚子議員。
〔2番大森揚子議員登壇〕

○2番大森揚子議員

議案第121号「西予市保健センター及び保健福祉センター条例の一部を改正する条例制定について」反対の立場で討論をいたします。

公共施設の再編に伴い、保健センター等の機能集約を図るため、野村保健福祉センターが西予市保健センターとなる条例が上程されております。

現在、野村保健福祉センターは社会福祉協議会が利用されておりますが、このことによって、市と折半であった水光熱費が全額負担となるようです。社会福祉の現場においては、国が社会保障費

をどんどん削減している状況の中、2年ほど前に介護報酬の引下げが行われ、全国で訪問事業所が閉鎖に追い込まれている実態がニュース等で報道されています。社協におかれましても、事業運営が大変厳しくなっている現状を伺っております。

また、今後も市民のサービス維持に今まで同様しっかりと取り組んでいくとお話を伺っておりますが、今回野村保健福祉センターの移転に伴い、水道光熱費の多額の負担が増えるということで、ますます事業運営において困難な状況になるのではないかと危惧します。野村、城川の住民のみならず西予市民に対して、社会福祉サービスの低下につながるのではないかと危惧される公共施設の再編に伴う保健センター及び保健福祉センターの機能集約を図る本条例については反対をいたします。

皆様におかれましては、何とぞ賛同をよろしくお願いいたします。

○宇都宮議長

次に、議案第123号について、2番大森揚子議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

大森揚子議員。
〔2番大森揚子議員登壇〕

○2番大森揚子議員

議案第123号「西予市図書交流館条例の一部を改正する条例制定について」この条例は図書交流館の機能集約を図るほか、使用料の減免に関する規定を見直すため、魚成分館、土居分館、遊子川分館、高川分館の城川4分館、そして明浜分館を廃止するものとなっています。過疎化の進む地域の方々为本を求めてやってこられる。そんなささやかな文化的営みまでなくしていくことが、果たして地域で暮らしていく人たちを大事にすることになるのでしょうか。

5分館廃止による削減効果は図書システムの撤去により、年間で69万2000円、5年ごとの更新が必要との御説明を受けております。システムの廃止についてはやむを得ないと思いますが、ぜひ図書を残して、本を手にとって選ぶ楽しみが味わえる場をいつまでも残していただきたいと思います。よって、分館の廃止には反対をいたします。

議員の皆様におかれましては、よろしく御賛同

のほどよろしく願いをいたします。

○宇都宮議長

1 番まつもとみき議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

まつもとみき議員。

〔まつもとみき議員登壇〕

○1 番まつもとみき議員

議案第 123 号「西予市図書交流館条例の一部を改正する条例制定について」反対の立場で討論します。

今回の議案は、5つの分館を廃止し、社会教育団体、文化団体、読書団体、社会福祉団体への減免を条例上削るものです。分館については特に城川地域において、各旧公民館になぜ図書館分館があったのか。それは町時代文化的な要素を重視されていた歴史があつてのことだとお聞きしました。

今回それがシステム料の削減のために廃館するというものですが、歴史的背景があるにもかかわらず1つくらい分館を残すことすらできなかったのでしょうか。

総務常任委員会での説明では、人口に対しての図書館の割合を言われましたが、あるときは人口、あるときは面積、都合によってそれらを使い分けられているように聞こえます。

町にあった本屋さんが1つなくなり、ふらっと立ち寄って本を手にすることがなくなってみて本は自分の世界を広げてくれる窓のようなものと再認識しています。図書館も同じです。インターネットで予約する仕組みは、能動的に本を借りる方にとっては困らないかもしれませんが、分館に置いていた本来の趣旨を補うものにはなっておりません。

また、今回規則のほうで開館日や時間を変更することも言われており、夏にいただいた資料の方針よりさらに縮減する計画になっています。

図書館を核にしたまちづくりを進めて成功している自治体もある中、せっかく西予市は図書交流館を新しく整備したのに財政難を理由に利用を狭めて、その価値を最大化しないなんて全くの愚策だと思います。

9月の一般質問で宇都宮久見子議員が提案された宮崎県椎葉村のK a t e r i e のパンフレットを御覧になりましたでしょうか。やり方次第で図

書館は、まちと人の可能性を大きく開く施設です。市内のみならず市外にもその魅力を発信することができます。選択と集中を間違えていませんか。

また、この削減分の多くが会計年度任用職員の人件費というのも嘆かわしいです。会計年度任用職員は、補助的役割と一般質問で御答弁ありましたが、図書館は、会計年度任用職員さんの働きによって成り立っている施設の1つです。その方々を減らして貯金をためる。何とも言えない気持ちになります。システム料がネックというのはデジタル化の弊害でもあります。システムを使わずにできることも模索できるはずです。

こういった社会教育施設の機能を縮減するときには、市民への影響を最も重視して取り扱うべきであり、その分析が不十分であると考えます。

以上の理由で、議案第 123 号に反対いたします。

議員の皆様、この議案はお金のことが優先され、まちづくりの本質的な部分をないがしろにしている議案ではないでしょうか。いま一度お考えになっていただいて、どうか御賛同いただきますようお願いを申し上げます。

○宇都宮議長

次に議案第 124 号について、1 番まつもとみき議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

まつもとみき議員。

○1 番まつもとみき議員

議案第 124 号から 131 号までの討論について一括で行うことの許可を願います。

○宇都宮議長

許可いたします。

〔1 番まつもとみき議員登壇〕

○1 番まつもとみき議員

議案第 124 号「西予市立学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例制定について」、議案第 125 号「西予市城川総合運動公園条例の一部を改正する条例制定について」、議案第 126 号「西予市社会体育施設条例の一部を改正する条例制定について」、議案第 127 号「西予市営球場条例の一部を改正する条例制定について」、議案第 129 号「西予市俵津文楽会館条例の一部を改正する条例制定について」、議案第 130 号「西予市乙亥の里条例の一部を改正する条例制定について」、

議案第 131 号「西予市城川ふるさと交流館条例の一部を改正する条例制定について」以上 8 つの議案に反対の立場で討論いたします。

これら議案は全て、主に使用料の減免に関する規定を見直すものです。

総務常任委員会で山下議員の指摘にもありましたが、中学校部活動の地域展開が進められる中、その使用については検討中ということで明確に方針が出されておられません。

またこの改正で影響を受ける利用団体等に周知しているかとの質問に一部のみと回答されています。このような大きな変更が伴う場合に関係団体に事前に周知し、その中で出た意見も踏まえてどう補うのか、補えない場合はどう了解を得ていくのか、その過程もしっかり御説明いただかなければ賛成できません。中学生だけでなく、小学生のクラブチーム活動にも影響があると聞いています。子どもたちの育ちに関することを支援ではなく抑圧するような内容は考え直すべきではないでしょうか。あまりにも、失われるものへの想像力と最大限の努力が見えません。

よって、これら 8 つの議案に反対いたします。

なお、議案第 131 号については、条例改正で生じる影響が 9 件 8,400 円ということで、所属しております産業建設常任委員会の審査でそのときは当初賛成しました。しかし、たった 8,400 円のために 9 件の活動を縮めることが果たして本当にいいのか振り返り、今回反対することと決断いたしました。自分自身に想像力が足りなかったこと、採決の重みを認識しながら熟慮が欠けていたことをここにおわび申し上げます。

議員の皆様にはプラン実施に伴った条例改正には、誠実で丁寧な対応が必要という観点からもこの議案の反対に御賛同いただきますようお願いを申し上げて、8 議案の反対討論といたします。

○宇都宮議長

次に議案第 131 号について、2 番大森揚子議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

大森揚子議員。

〔2 番大森揚子議員登壇〕

○2 番大森揚子議員

議案第 131 号「西予市城川ふるさと交流館条例の一部を改正する条例制定について」反対の立場

で討論をいたします。

この条例では、第 10 条第 3 号自治会等の地域団体が地域活動のために利用するとき全額免除、同じく第 10 条第 4 号、指定管理者が施設の設置目的に沿った事業を行うとき全額免除の項目を削るとなっています。

現在、該当団体が使用されているようですが、料金が発生するとなると利用されなくなるのではないかと危惧します。ふるさと交流館では地元地区の集会や西予市のイベント、そして株式会社里の力也さんが遊べる喫茶里の力也を営業されています。喫茶には市内外からのリピーターさんが多く、ほっと一息つける自分たちの居場所となっているようです。今回の条例改正はこのような交流の場をなくしていくことになりかねず、せっかく積み上げてこられた地域のつながりが途切れていってしまうのではないかと危惧します。

城川ふるさと交流館は四国西予ジオパークの黒瀬川エリアに位置しています。地域丸ごと後世に引き継いでいくためにも、この地域のつながりが途切れてしまいかねない今回の条例改正には反対をいたします。

議員の皆様におかれましては、御賛同いただきますようお願いを申し上げます。よろしく願いをいたします。

○宇都宮議長

次に議案第 132 号について、2 番大森揚子議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

大森揚子議員。

○2 番大森揚子議員

議案第 132 号及び第 133 号について、一括で討論を行うことを許可願います。

○宇都宮議長

許可いたします。

〔2 番大森揚子議員登壇〕

○2 番大森揚子議員

議案第 132 号「西予市ギャラリーしろかわ条例の一部を改正する条例制定について」、議案第 133 号「四国西予ジオミュージアムの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について」一括で反対討論をいたします。

議案第 132 号においては第 5 条で、議案第 133 号においては第 6 条で開館時間及び休館日は

規則で定めるとなっています。

規則で定めることについて決定までに幅広い市民の声が反映できるのか懸念をいたします。プロセスとしては幅広い市民の声が反映でき、オープンで透明性のある審議が尽くせるよう求めます。

よって、規則で定めることについての反対討論といたします。

○宇都宮議長

暫時休憩いたします。（休憩 午後 3 時 31 分）

○宇都宮議長

再開いたします。（再開 午後 3 時 40 分）
〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

大森揚子議員。
〔2 番大森揚子議員登壇〕

○2 番大森揚子議員

先ほど議案 121 号の反対討論で、野村保健福祉センターが西予市保健センターとなると申し上げましたが、野村保健福祉センターが別表から削除されるの間違いでありました。

訂正をいたします。

○宇都宮議長

次に議案第 134 号について、2 番大森揚子議員。
〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

大森揚子議員。
〔2 番大森揚子議員登壇〕

○2 番大森揚子議員

議案第 134 号「西予市火葬場設置及び管理条例の一部を改正する条例制定について」反対の立場で討論をいたします。

本議案は物価高騰による諸経費の増額に伴い火葬場使用料を改定するものです。委託料、燃料費、水光熱費等の高騰によるものとの御説明でした。燃料費、水光熱費の高騰により見直しが必要なことも分かりますが、委託料においてはここ 3 年間において 1,000 円のアップにとどまっております。

それに対して火葬場使用料は、今回 1 万円から 2 万円へ倍の値上がりとなっています。財政規模の違いはありますが、新居浜市では火葬場使用料は無料です。物価高騰の波が次から次に押し寄せ、市民の生活において大変厳しいものとなっております。市も財政再建に向けて厳しい状況であることは理解をしておりますが、ぜひ、市が市民の最

後を見送るセレモニーとして事業をとらえていただき、市の据置き措置を求めます。

よって、この議案に反対といたします。

議員の皆様におかれましては、賛同をよろしくお願いをいたします。

○宇都宮議長

1 番まつもとみき議員。
〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

まつもとみき議員。
〔1 番まつもとみき議員登壇〕

○1 番まつもとみき議員

議案第 134 号「西予市火葬場設置及び管理条例の一部を改正する条例制定について」反対の討論をいたします。

この議案は物価高騰等によって経費が上がっているため、委託料分を受益者負担で賄うように使用料を改正するものと説明がありました。近年の物価高騰を受けて、使用料の値上げは致し方ないところもあると思います。

ただ、現行の 1 万円からの倍額、委託料の 1 体 2 万円分を丸々支払う料金改定には賛成できません。死は避けられず、人間みんなに等しく訪れるものです。そこに対して増額の課金、上島町・内子町・久万高原町以外の自治体はどれも 1 万円か、それ以下となっています。

厚生常任委員会の中では、国保と後期高齢の葬祭費についても説明がありましたが、それらはあくまで被保険者であったことに基づく社会保険の給付制度であることから、並列してとらえることではないと考えます。

また、12 歳未満の使用料は現行の 6,000 円から 1 万 5000 円に倍以上に引上げられています。胎児の死亡についても 5,000 円から 1 万円に上げられております。子どもが死ぬようなことはあってほしくないことです。そこは、現行の料金にとどめるくらいにできませんか。この西予市の姿勢に心の底からがっかりしている自分がございます。私はどうしても賛成できません。

議員の皆様、近隣では子どもの使用料は大洲が 5,000 円、宇和島市と八幡浜は 6,000 円、胎児は大洲市が 2,000 円、宇和島市は 4,000 円、八幡浜市は 5,000 円です。西予市のこの料金改定が本当によいのか、もう一度お考えください。どうか御

賛同いただきますようお願いを申し上げます。

○宇都宮議長

次に議案第 135 号について、2 番大森揚子議員。
〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

大森揚子議員。
〔2 番大森揚子議員登壇〕

○2 番大森揚子議員

議案第 135 号「西予市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例制定について」反対の立場で討論をいたします。

この条例の提案理由は、物価高騰による諸経費の増額に伴い、指定管理者が利用料金として設定できる個室料等の上限額を引き上げるため、本条例の一部を改正するものであるとなっています。

個室の B 室が税込み 3,850 円から 4,400 円に 550 円の値上げ、2 人部屋の C 室が税込み 1,100 円から 2,200 円に 1,100 円の値上げとなります。

私たち住民、特に野村、城川地域の住民はこの医療改革によって、4 月からこの方、野村病院が野村診療所となり入院機能がなくなってしまったという現在とても不便な、そして、とても不安な状況の中で暮らしています。物価高は止まらず、暮らしは厳しさを増すばかりです。

西予市民が医療に不満を抱えての中での今回の個室の値上げです。西予市病院事業管理に関する基本協定書によりますと、値上げをする個室の利用料金の額は協会が定める。値上げをすること、その額については市長の承認が要る。その収入は協会の収入となるとなっています。協会には、政策的医療交付金を払っています。私たちの税金と国からの交付税です。10 年で 48 億円、平均して年 4.8 億円。月 4000 万円の指定管理料です。基本料金のようなものです。病院事業経営はどうなっているのでしょうか。

今回、物価高騰による諸経費の増額に伴いという理由で個室の値上げが上程されておりますが、安易にこの値上げを認めるわけにはいきません。しっかりと市民に値上げの説明をするべきです。よって、この値上げの議案に反対をいたします。

議員の皆様のお賛同いただきますようお願いをいたします。

○宇都宮議長

次に議案第 139 号について、2 番大森揚子議員。
〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

大森揚子議員。
〔2 番大森揚子議員登壇〕

○2 番大森揚子議員

議案第 139 号「西予市歴史民俗資料館及び郷土文化保存伝習施設条例の全部改正について」この条例は、明浜歴史民俗資料館が城川歴史民俗資料館の附属施設となるものです。

説明では現在、土日祝日に開館しているものを平日同様、事前予約をしていただくということになり、これにより会計年度任用職員 2 名の人件費年間 106 万 9000 円を削減できるとのことでした。

明浜歴史民俗資料館は、2 年前に展示物がリニューアルされたばかりで、私の知っている限りでは来館者には大変好評です。名称を西予市歴史民俗資料館明浜収蔵庫とし、来館を予約制にすることは大変残念でなりません。人が生きてきた証となる民俗資料の必要性を同志とともに訴えた、明浜歴史民俗資料館創立者久保高一さんの思いを引き継いでいくことはできないのでしょうか。

また、この条例には城川文書館設置条例の廃止も含まれています。文書館が保有する資料を、令和 8 年度を移行期間とし、今の文書館から城川支所のほうに移し、空きスペースで保管をする。令和 9 年度から年間約 42 万 6000 円の予算の削減を見込んでいるとの御説明でした。合併前、全国のまちで文書館は 2 館しかなく、その 1 館が城川町文書館だったということをお聞きしています。その文書館を引き継いでこられたことに敬意を表するとともに、私はこの城川文書館を廃止・集約の方向ではなく、西予市文書館として発展させ、しっかりと後世に引き継いでいくべきであると考えます。

私たちの先輩たちが築いてこられた思いを大事にしていくそういう市政であってほしいと思います。よって、この条例の全部改正について反対をいたします。

皆様の御賛同よろしくをお願いをいたします。

○宇都宮議長

次に議案第 147 号について、1 番まつもとみき議員。
〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

まつもとみき議員。

○1番まつもとみき議員

議案第147号、148号及び150号について、一括で討論を行うことを許可願います。

○宇都宮議長

許可いたします。

〔1番まつもとみき議員登壇〕

○1番まつもとみき議員

議案第147号「西予市おイネ賞事業基金条例を廃止する条例制定について」、議案第148号「西予市田園ロマンの里づくり基金条例を廃止する条例制定について」、議案第150号「西予市ジオパーク推進基金条例を廃止する条例制定について」以上3つの議案に反対の討論をいたします。

この3つの基金は合併後に政策的事業として基金条例をつくられたものと理解しています。であるならば、廃止するより前にその事業のこれまでの検証と達成度、総括が必要です。決算時の討論でも申し述べましたが、政策として行ってきたことへの検証の仕組みがないことは重大な問題だと考えています。これは担当課だけではなく、執行部が主体となって取り組むべきです。廃止するならまずは事業の検証をして、それをもとに廃止する理由を述べてください。単に一元化を図るという理由では納得できません。

また、事業への意識が低下しているのか取り組むべきことが取り組まれていない実態もあります。停滞させて廃止となることには憤りを感じております。

よって議案第147号、第148号、第150号に反対いたします。

議員の皆様、議員の役割として、事業の評価やチェック機能があると思います。これらがきちんとなされた上で、次のステップに進むべきではないでしょうか。御賛同いただきますようお願いを申し上げ反対討論といたします。

○宇都宮議長

次に議案第156号について、1番まつもとみき議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

まつもとみき議員。

〔1番まつもとみき議員登壇〕

○1番まつもとみき議員

議案第156号「西予市宇和福祉センター条例を廃止する条例制定について」反対の立場で討論いたします。

この建物は昭和49年建設の施設であり、安全性・老朽化・維持管理など問題が多いことは認識しております。

ただ、代替施設が確定していないのであれば、今ここで廃止することはできないと思います。しっかり機能移設を確保してから廃止の議案を上程してもらえないでしょうか。人々が生きがいを持って取り組んでいることにメスを入れるとき、丁寧に進めてください。随分前ですが、駅前複合施設ゆりあんの建設ワークショップのときに、この宇和福祉センターが老朽化で廃止する方針があることを聞いて、その機能を駅前に持ってこれないかという提案がありました。わら細工や陶芸などの制作過程が外から見えるような作業場があれば、駅前の立地ということもあって、観光としても味があるし、高齢者と子どもの交流、伝統や文化の継承に一役買うかもしれない。

ですがそのときの答えは、これは福祉の建物ではないからというものでした。今振り返ってみても、もったいないような気がしています。

議員の皆様には何度も恐縮ですが、プラン実行の際には関係者への配慮ある移行作業が前提であると思います。どうかお考えいただきますようお願いをして、議案第156号の反対討論といたします。

○宇都宮議長

次に議案第174号について、1番まつもとみき議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

まつもとみき議員。

〔1番まつもとみき議員登壇〕

○1番まつもとみき議員

議案第174号「令和7年度西予市一般会計補正予算（第4号）」について反対討論いたします。

補正予算の中の債務負担行為、せいよ地域づくり交付金1億8000万円のうち、手上げ型交付金の2000万円。また2款総務費、8項地域振興費、1目地域振興費、移住交流促進事業507万4000円のうちの出資金500万円に反対いたしま

す。

地域づくりの仕上げ型交付金の在り方については、昨年度総務委員として、見直しを求める意見を重ねて申し上げてきました。円卓会議で3000万円から2000万円に減額となったということですが、平成23年度から15年間続いてきたこの交付金事業は、これまでに約7億7000万円ほど投資されてきた事業です。

この間、地域間格差がかなりあらわれていること、継続している事業は6割に満たないこと、15年経ち内容や審査に形骸化や儀式化が見られることなどを指摘してきました。

今回の財政危機を受けて新規の上げを休止する、もしくは指定した社会課題解決型に必要な予算のみを交付するなどできないものでしょうか。

社会課題解決型とは、例えば市政懇談会では、出会いの場を減らしたくないというふうに言われましたので、草刈りやゆず・ミカンの収穫、空き家の片づけなどを出会いの場に設定し、多面的なアプローチをする。社会課題も一緒に解決する。これを各地域づくりに投じて、手を挙げてくれたところに必要な経費を交付するなどという取組です。

また、買物や交通への支援は27地域個別ではなく、広域で連携して進めることのほうが効率的で合理的な時期になっているのではないのでしょうか。やりたくてもマンパワーがなくてやれない地域もあるはずです。そういった課題に後押しする仕組みに変える必要があると思います。この際、抜本的な見直しを求めます。どうしても継続するのなら、やり方について吟味することを求めます。

次に、移住交流促進事業の出資金500万円ですが、移住者に限定した有料職業紹介事業を始めるための投資額と説明がありました。

移住には確かに仕事が必要です。住まいと仕事、これが大きな要素だと思います。ただ、力を入れるべきところが果たしてそこなのかが疑問です。

センターの自主事業で稼ぐことを視野に入れておられるのかもしれませんが、この制度について説明を受けた事業者さんからメリットが感じられなかったという声を聞いています。

また、その事業者さんから営業資料も見せていただきましたが、いまだに移住フェアを中心に置いているような計画と見受けられました。今後は

経費のかかる移住フェアに重点を置くのではなく、ホームページでの情報を充実させることがまずは求められていて、であるなら、現在のせいよクラスのホームページの企業紹介を増やすことから取り組んでいただけないでしょうか。現在は1社のみです。仕事も大事、住まいも大事です。仕事も住所が決まっていることが条件になっていたりします。ホームページ上では、せいよテラス独自の住まいや空き家についての取組は確認できませんでした。

昨年度、総務委員会の提言として、移住定住交流センターに住まいについての地域とのネットワーク強化や入り口コンテンツの充実を求めました。移住希望者は基本インターネットを使って地域を見ています。民間ならではの独自の住まいの取組に力を入れていただきたいと思います。

経費と効果が問われるこの時期において、展望がしっかり示されないままに、500万円をぽんと出資することを今の情報量では承認することはできないと判断いたしました。

以上の理由で、「令和7年度西予市一般会計補正予算（第4号）」に反対いたします。

議員各位においては、今この時期に妥当な内容であるかお考えいただき、判断くださいますようお願い申し上げます。反対討論といたします。

○宇都宮議長

最後に、請願第3号について、2番大森揚子議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

大森揚子議員。

〔2番大森揚子議員登壇〕

○2番大森揚子議員

請願第3号、国民の食料と健康を守る愛媛県連絡会から上がっております「学校給食の無償化を求める請願」に賛成の立場で発言をいたします。

給食無償化を求める運動が全国で広がり、小中学校とも行う自治体は、2023年に全自治体の32%の547まで増えました。国による実施を求める声も高まり、政府は小学校では26年度に実現し、中学校への拡大もできる限り早期に実現するとの方針を今年2月に示しました。

しかし、来年度予算に向けた文部科学省の概算要求は、制度の詳細や額を示さない事項要求にと

どまっています。憲法は義務教育の無償を定め、学校給食法は、学校給食を教育の一環と位置づけています。子どもの権利を保障する制度として、全国の小中学校で給食の無償化を国の責任で直ちに行うべきです。

以上をもちまして、国民の食糧と健康を守る愛媛県連絡会からの請願であります、学校給食の無償化を求める請願についての私の賛成討論を終わります。

議員の皆様におかれましては、ぜひとも御賛同していただきますようよろしくお願いを申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

二宮一朗議員。

○15 番二宮一朗議員

討論の通告はしておりませんが、議案第 117 号について賛成の立場で討論をしたいので許可願います。

○宇都宮議長

許可いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

二宮一朗議員。

〔15 番二宮一朗議員登壇〕

○15 番二宮一朗議員

議案第 117 号「西予市一般職の職員給与の特例に関する条例制定について」賛成の立場で討論をさせていただきます。

今ほどありました反対討論の様々な御意見は理解をできます。

また、市民説明会での行政への御批判も理解できるところではありますが、私は今年の指定管理制度の導入にあたり、医療介護職員の身分変更に関しましても、将来の西予市の救急医療を守るためには致し方ないとの思いで苦渋の決断をし、賛成をいたしました。医療介護の皆様の御身分は 2 年ではなく、元に戻りません。

今回の西予市の財政危機脱却プラン 2025 において、職員給与削減につきましては、職員の意識改革、またオール西予での取組が必要という提案理由につきまして、私は理解をできるものであります。

私はこのプランが 3 年間で完結をし、明るい将

来に 1 日も早く向き合うことが何よりも大切であり、この西予市にはそのポテンシャルがあると信じております。

また、本議案に否決とするならば、議会として対案なり、その財源について示すべきだと私は考えております。

今後、西予市がふるさと納税の取組を行い、また、四国西予ジオパークといったほかに類を見ない地域特性を活かした V 字回復に取り組んでいくことが市民の皆様に希望と明るさを示す、それが一番大切なことだと考えております。

議員各位の御理解をお願いして、私の賛成討論とさせていただきます。どうか御理解よろしくお願いいたします。

○宇都宮議長

以上で討論を終結といたします。

これより議案順に採決を行います。

この採決は原則採決システムを用いて行います。

議員各位に申し上げます。

お手元のタブレットが入室認証画面に切り替わったことを確認してください。

本日送信した入室コードを入力してください。

〔入室コードを議員が入力〕

○宇都宮議長

暫時休憩いたします。（休憩 午後 4 時 09 分）

○宇都宮議長

再開いたします。（再開 午後 4 時 09 分）

全員の入室を確認しました。

また、本日の採決について、原案のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

まず、議案第 109 号「西予市公共施設照明 E S C O 事業（LED 化）委託契約について」を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 109 号は原案のとおり決定することに賛成または反対のボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○宇都宮議長

採決を確定いたします。

議案第 109 号は賛成全員によって可決となりました。

次に、議案第 110 号「旧西予市消防本部庁舎等跡地の処分について」を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 110 号は原案のとおり決定することに賛成または反対のボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○宇都宮議長

採決を確定いたします。

議案第 110 号は賛成多数によって可決となりました。

次に、議案第 111 号「財産の無償貸付について」を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 111 号は原案のとおり決定することに賛成または反対のボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○宇都宮議長

採決を確定いたします。

議案第 111 号は賛成多数によって可決となりました。

次に、議案第 112 号「財産の無償貸付について」を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 112 号は原案のとおり決定することに賛成または反対のボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○宇都宮議長

採決を確定いたします。

議案第 112 号は賛成多数によって可決となりました。

次に、議案第 113 号「財産の無償貸付について」を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 113 号は原案のとおり決定することに賛成または反対のボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○宇都宮議長

採決を確定いたします。

議案第 113 号は賛成多数によって可決となりました。

次に、議案第 114 号「財産の無償貸付について」を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 114 号は原案のとおり決定することに賛成または反対のボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○宇都宮議長

採決を確定いたします。

議案第 114 号は賛成多数によって可決となりました。

次に、議案第 115 号「西予市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定について」を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 115 号は原案のとおり決定することに賛成または反対のボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○宇都宮議長

採決を確定いたします。

議案第 115 号は賛成全員によって可決となりました。

次に、議案第 116 号「西予市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例制定について」を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 116 号は原案のとおり決定することに賛成または反対のボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○宇都宮議長

採決を確定いたします。

議案第 116 号は賛成全員によって可決となりました。

次に、議案第 117 号「西予市一般職の職員の給与の特例に関する条例制定について」を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 117 号は原案のとおり決定することに賛成または反対のボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○宇都宮議長

採決を確定いたします。

賛成少数によって否決となりました。

次に、議案第 118 号「西予市特別職の職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例制定について」を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 118 号は原案のとおり決定することに賛成または反対のボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○宇都宮議長

採決を確定いたします。

議案第 118 号は賛成多数によって可決となりました。

次に、議案第 119 号「西予市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について」を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 119 号は原案のとおり決定することに賛成または反対のボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○宇都宮議長

採決を確定いたします。

議案第 119 号は賛成多数によって可決となりました。

次に、議案第 120 号「西予市税条例の一部を改正する条例制定について」を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 120 号は原案のとおり決定することに賛成または反対のボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○宇都宮議長

採決を確定いたします。

議案第 120 号は賛成全員によって可決となりました。

次に、議案第 121 号「西予市保健センター及び保健福祉センター条例の一部を改正する条例制定について」を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 121 号は原案のとおり決定することに賛成または反対のボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○宇都宮議長

採決を確定いたします。

賛成多数によって可決となりました。

次に、議案第 122 号「西予市立学校給食センター及び学校給食調理場条例の一部を改正する条例制定について」を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 122 号は原案のとおり決定することに賛成または反対のボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○宇都宮議長

採決を確定いたします。

議案第 122 号は賛成全員によって可決となりま

した。

次に、議案第 123 号「西予市図書館条例の一部を改正する条例制定について」を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 123 号は原案のとおり決定することに賛成または反対のボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○宇都宮議長

採決を確定いたします。

議案第 123 号は賛成多数によって可決となりました。

次に、議案第 124 号「西予市立学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例制定について」を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 124 号は原案のとおり決定することに賛成または反対のボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○宇都宮議長

採決を確定いたします。

議案第 124 号は賛成多数によって可決となりました。

次に、議案第 125 号「西予市城川総合運動公園条例の一部を改正する条例制定について」を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 125 号は原案のとおり決定することに賛成または反対のボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○宇都宮議長

採決を確定いたします。

議案第 125 号は賛成多数によって可決となりました。

次に、議案第 126 号「西予市社会体育施設条例の一部を改正する条例制定について」を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 126 号は原案のとおり決定することに賛成または反対のボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○宇都宮議長

採決を確定いたします。

議案第 126 号は賛成多数によって可決となりま

した。

次に議案第 127 号「西予市営球場条例の一部を改正する条例制定について」を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 127 号は原案のとおり決定することに賛成または反対のボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○宇都宮議長

採決を確定いたします。

議案第 127 号は賛成多数によって可決となりました。

次に、議案第 128 号「西予市運動公園条例の一部を改正する条例制定について」を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 128 号は原案のとおり決定することに賛成または反対のボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○宇都宮議長

採決を確定いたします。

賛成多数によって可決となりました。失礼しました戻ります。

議案第 128 号は賛成多数によって可決となりました。

次に議案第 129 号「西予市俵津文楽会館条例の一部を改正する条例制定について」を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 129 号は原案のとおり決定することに賛成または反対のボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○宇都宮議長

採決を確定いたします。

議案第 129 号は賛成多数によって可決となりました。

次に、議案第 130 号「西予市乙亥の里条例の一部を改正する条例制定について」を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 130 号は原案のとおり決定することに賛成または反対のボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○宇都宮議長

採決を確定いたします。

議案第 130 号は賛成多数によって可決となりました。

次に、議案第 131 号「西予市城川ふるさと交流館条例の一部を改正する条例制定について」を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 131 号は原案のとおり決定することに賛成または反対のボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○宇都宮議長

採決を確定いたします。

議案第 131 号は賛成多数によって可決となりました。

次に、議案第 132 号「西予市ギャラリーしろかわ条例の一部を改正する条例制定について」を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 132 号は原案のとおり決定することに賛成または反対のボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○宇都宮議長

採決を確定いたします。

議案第 132 号は賛成多数によって可決となりました。

次に、議案第 133 号「四国西予ジオミュージアムの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について」を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 133 号は原案のとおり決定することに賛成または反対のボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○宇都宮議長

採決を確定いたします。

議案第 133 号は賛成多数によって可決となりました。

次に、議案第 134 号「西予市火葬場設置及び管理条例の一部を改正する条例制定について」を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 134 号は原案のとおり決定することに賛成または反対のボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○宇都宮議長

採決を確定いたします。

議案第 134 号は賛成多数によって可決となりました。

次に、議案第 135 号「西予市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例制定について」を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 135 号は原案のとおり決定することに賛成または反対のボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○宇都宮議長

採決を確定いたします。

議案第 135 号は賛成多数によって可決となりました。

次に、議案第 136 号「西予市はり、きゅう及びマッサージ等施術費助成条例の一部を改正する条例制定について」を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 136 号は原案のとおり決定することに賛成または反対のボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○宇都宮議長

採決を確定いたします。

議案第 136 号は賛成少数により否決となりました。

次に、議案第 137 号「西予市給水条例等の一部を改正する条例制定について」を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 137 号は原案のとおり決定することに賛成または反対のボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○宇都宮議長

採決を確定いたします。

議案第 137 号は賛成全員によって可決となりました。

次に、議案第 138 号「西予市公共下水道条例の一部を改正する条例制定について」を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 138 号は原案のとおり決定することに賛成または反対のボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○宇都宮議長

採決を確定いたします。

議案第 138 号は賛成全員によって可決となりま

した。

次に議案第 139 号「西予市歴史民俗資料館及び郷土文化保存伝習施設条例の全部改正について」を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 139 号は原案のとおり決定することに賛成または反対のボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○宇都宮議長

採決を確定いたします。

議案第 139 号は賛成多数によって可決となりました。

次に、議案第 140 号「西予市消防本部職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について」を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 140 号は原案のとおり決定することに賛成または反対のボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○宇都宮議長

採決を確定いたします。

議案第 140 号は賛成全員によって可決となりました。

次に、議案第 141 号「西予市消防団条例の一部を改正する条例制定について」を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 141 号は原案のとおり決定することに賛成または反対のボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○宇都宮議長

採決を確定いたします。

議案第 141 号は賛成全員によって可決となりました。

次に、議案第 142 号「西予市火災予防条例の一部を改正する条例制定について」を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 142 号は原案のとおり決定することに賛成または反対のボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○宇都宮議長

採決を確定いたします。

議案第 142 号は賛成全員によって可決となりました。

次に、議案第 143 号「西予市火入れに関する条例の一部を改正する条例制定について」を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 143 号は原案のとおり決定することに賛成または反対のボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○宇都宮議長

採決を確定いたします。

議案第 143 号は賛成全員によって可決となりました。

次に、議案第 144 号「西予市宇和文化の里条例の一部を改正する条例制定について」を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 144 号は原案のとおり決定することに賛成または反対のボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○宇都宮議長

採決を確定いたします。

議案第 144 号は賛成全員によって可決となりました。

次に、議案第 145 号「西予市ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例制定について」を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 145 号は原案のとおり決定することに賛成または反対のボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○宇都宮議長

採決を確定いたします。

議案第 145 号は賛成全員によって可決となりました。

次に、議案第 146 号「西予市土地開発基金条例を廃止する条例制定について」を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 146 号は原案のとおり決定することに賛成または反対のボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○宇都宮議長

採決を確定いたします。

議案第 146 号は賛成全員によって可決となりました。

次に、議案第 147 号「西予市お伊ネ賞事業基金

条例を廃止する条例制定について」を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 147 号は原案のとおり決定することに賛成または反対のボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○宇都宮議長

採決を確定いたします。

議案第 147 号は賛成多数によって可決となりました。

次に、議案第 148 号「西予市田園ロマンの里づくり基金条例を廃止する条例制定について」を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 148 号は原案のとおり決定することに賛成または反対のボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○宇都宮議長

採決を確定いたします。

議案第 148 号は賛成多数によって可決となりました。

次に、議案第 149 号「西予市宇和福祉の里基金条例を廃止する条例制定について」を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 149 号は原案のとおり決定することに賛成または反対のボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○宇都宮議長

採決を確定いたします。

議案第 149 号は賛成全員によって可決となりました。

次に、議案第 150 号「西予市ジオパーク推進基金条例を廃止する条例制定について」を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 150 号は原案のとおり決定することに賛成または反対のボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○宇都宮議長

採決を確定いたします。

議案第 150 号は賛成多数によって可決となりました。

次に、議案第 151 号「西予市中山間ふるさと・

水と土保全基金条例を廃止する条例制定について」を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 151 号は原案のとおり決定することに賛成または反対のボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○宇都宮議長

採決を確定いたします。

議案第 151 号は賛成全員によって可決となりました。

次に、議案第 152 号「西予市宇和町地域古代ロマンの里構想基金条例を廃止する条例制定について」を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 152 号は原案のとおり決定することに賛成または反対のボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○宇都宮議長

採決を確定いたします。

議案第 152 号は賛成多数によって可決となりました。

次に、議案第 153 号「西予市市民憩の家条例を廃止する条例制定について」を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 153 号は原案のとおり決定することに賛成または反対のボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○宇都宮議長

採決を確定いたします。

議案第 153 号は賛成全員によって可決となりました。

次に、議案第 154 号「西予市明浜健康管理センター条例を廃止する条例制定について」を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 154 号は原案のとおり決定することに賛成または反対のボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○宇都宮議長

採決を確定いたします。

議案第 154 号は賛成全員によって可決となりました。

次に、議案第 155 号「西予市城川健康管理センター条例を廃止する条例制定について」を採決い

たします。

お諮りいたします。

議案第 155 号は原案のとおり決定することに賛成または反対のボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○宇都宮議長

採決を確定いたします。

議案第 155 号は賛成全員によって可決となりました。

次に、議案第 156 号「西予市宇和福祉センター条例を廃止する条例制定について」を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 156 号は原案のとおり決定することに賛成または反対のボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○宇都宮議長

採決を確定いたします。

議案第 156 号は賛成多数によって可決となりました。

次に、議案第 158 号「西予市城川緑地休養施設条例を廃止する条例制定について」を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 158 号は原案のとおり決定することに賛成または反対のボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○宇都宮議長

採決を確定いたします。

議案第 158 号は賛成多数によって可決となりました。

次に、議案第 159 号「西予市野村わんぱくランド条例を廃止する条例制定について」を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 159 号は原案のとおり決定することに賛成または反対のボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○宇都宮議長

採決を確定いたします。

議案第 159 号は賛成全員によって可決となりました。

次に、議案第 160 号「西予市有料駐車場条例を廃止する条例制定について」を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 160 号は原案のとおり決定することに賛成または反対のボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○宇都宮議長

採決を確定いたします。

議案第 160 号は賛成多数によって可決となりました。

次に、議案第 161 号「西予市鳥鹿野水辺公園条例を廃止する条例制定について」を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 161 号は原案のとおり決定することに賛成または反対のボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○宇都宮議長

採決を確定いたします。

賛成多数によって可決となりました。

次に、議案第 162 号「西予市農林漁業活性化施設条例を廃止する条例制定について」を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 162 号は原案のとおり決定することに賛成または反対のボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○宇都宮議長

採決を確定いたします。

議案第 162 号は賛成多数によって可決となりました。

次に、議案第 163 号「西予市城川みどりの交流館条例を廃止する条例制定について」を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 163 号は原案のとおり決定することに賛成または反対のボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○宇都宮議長

採決を確定いたします。

議案第 163 号は賛成全員によって可決となりました。

次に、議案第 164 号「西予市土木建設事業負担金徴収条例を廃止する条例制定について」を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 164 号は原案のとおり決定することに賛成または反対のボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○宇都宮議長

採決を確定いたします。

議案第 164 号は賛成全員によって可決となりました。

次に、議案第 165 号「西予市宇和文化の里施設の指定管理者の指定について」を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 165 号は原案のとおり決定することに賛成または反対のボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○宇都宮議長

採決を確定いたします。

議案第 165 号は賛成全員によって可決となりました。

次に、議案第 166 号「宇和米博物館（旧宇和町小学校）の指定管理者の指定について」を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 166 号は原案のとおり決定することに賛成または反対のボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○宇都宮議長

採決を確定いたします。

議案第 166 号は賛成全員によって可決となりました。

次に、議案第 167 号「西予市あけはまオートキャンプ場の指定管理者の指定について」を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 167 号は原案のとおり決定することに賛成または反対のボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○宇都宮議長

採決を確定いたします。

議案第 167 号は賛成多数によって可決となりました。

次に、議案第 168 号「西予市明浜観光交流拠点施設の指定管理者の指定について」を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 168 号は原案のとおり決定することに賛

成または反対のボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○宇都宮議長

採決を確定いたします。

議案第 168 号は賛成多数によって可決となりました。

次に、議案第 169 号「西予市みかめ本館の指定管理者の指定について」を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 169 号は原案のとおり決定することに賛成または反対のボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○宇都宮議長

採決を確定いたします。

議案第 169 号は賛成多数によって可決となりました。

次に、議案第 170 号「西予市みかめ海の駅の指定管理者の指定について」を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 170 号は原案のとおり決定することに賛成または反対のボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○宇都宮議長

採決を確定いたします。

議案第 170 号は賛成多数によって可決となりました。

次に、議案第 171 号「西予市城川高品質堆肥センターの指定管理者の指定について」を採決いたします。お諮りいたします。議案第 171 号は原案のとおり決定することに賛成または反対のボタンを押してください。

○宇都宮議長

採決を確定いたします。

議案第 171 号は賛成全員によって可決となりました。

次に、議案第 172 号「西予市明浜柑橘加工施設の指定管理者の指定について」を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 172 号は原案のとおり決定することに賛成または反対のボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○宇都宮議長

採決を確定いたします。

議案第 172 号は賛成多数によって可決となりま

した。

次に、議案第 173 号「西予市獣肉処理加工施設の指定管理者の指定について」を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 173 号は原案のとおり決定することに賛成または反対のボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○宇都宮議長

採決を確定いたします。

議案第 173 号は賛成全員によって可決となりました。

次に、議案第 174 号「令和 7 年度西予市一般会計補正予算（第 4 号）」を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 174 号は原案のとおり決定することに賛成または反対のボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○宇都宮議長

採決を確定いたします。

議案第 174 号は賛成多数によって可決となりました。

次に、議案第 175 号「令和 7 年度西予市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）」を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 175 号は原案のとおり決定することに賛成または反対のボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○宇都宮議長

採決を確定いたします。

議案第 175 号は賛成全員によって可決となりました。

次に、議案第 176 号「令和 7 年度西予市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）」を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 176 号は原案のとおり決定することに賛成または反対のボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○宇都宮議長

採決を確定いたします。

議案第 176 号は賛成全員によって可決となりました。

次に、議案第 177 号「令和 7 年度西予市簡易水

道事業会計補正予算（第 2 号）」を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 177 号は原案のとおり決定することに賛成または反対のボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○宇都宮議長

採決を確定いたします。

議案第 177 号は賛成全員によって可決となりました。

次に、議案第 178 号「令和 7 年度西予市下水道事業会計補正予算（第 3 号）」を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 178 号は原案のとおり決定することに賛成または反対のボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○宇都宮議長

採決を確定いたします。

議案第 178 号は賛成全員によって可決となりました。

次に、議案第 179 号「令和 7 年度西予市病院事業会計補正予算（第 2 号）」を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 179 号は原案のとおり決定することに賛成または反対のボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○宇都宮議長

採決を確定いたします。

議案第 179 号は賛成全員によって可決となりました。

次に、請願第 3 号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は不採択であります。

お諮りいたします。

請願第 3 号「学校給食の無償化を求める請願」は原案のとおり採択することに賛成または反対のボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○宇都宮議長

採決を確定いたします。

請願第 3 号は賛成少数により不採択となりました。

○宇都宮議長

暫時休憩いたします。（休憩 午後 4 時 50 分）

○宇都宮議長

再開いたします。（再開 午後 5 時 00 分）
（日程 4）

○宇都宮議長

次に日程第 4、議案第 180 号「西予市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について」から議案第 184 号「西予市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例制定について」までの 5 件を一括議題といたします。
理事者の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

山住総務部長。

〔山住総務部長登壇〕

○山住総務部長

議案第 180 号「西予市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について」、議案第 181 号「西予市特別職の職員で常勤のものの給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について」、議案第 182 号「西予市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について」、議案第 183 号「西予市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について」、議案第 184 号「西予市職員の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例制定について」関連がございますので、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

今回の改正は、人事院及び愛媛県人事委員会の勧告に準じて、それぞれの条例の一部を改正するものであります。

主な改正内容でございますが、人事院及び愛媛県人事委員会の勧告に伴うもので、民間給与との格差を解消するため、職員の月例給につきまして、若年層に重点を置きつつ、全ての職員を対象に引上げを行うとともに、期末手当及び勤勉手当の支給月数の引上げ並びに通勤手当の改定を行うものであります。

今回の改正では、現行の給料表を愛媛県人事委員会勧告に準じて改定をし、令和 7 年 4 月 1 日に遡って適用させることといたしております。

賞与につきましては、期末手当及び勤勉手当に 0.025 月ずつ均等に配分し、年間 0.05 月分引上げを行うものでございます。具体的には、令和 7 年度の 12 月支給割合を期末手当 0.025 月分引上

げ 1.275 月分、勤勉手当を 0.025 月分引上げ、1.075 月分とし、期末・勤勉手当の年間支給割合を 4.65 月分としており、令和 8 年度以降におきましては、6 月期と 12 月期に振り分け、年間で期末手当が 2.525 月分、勤勉手当が 2.125 月分といたしております。

また、通勤手当につきましても、自動車等を使用して通勤する職員の負担軽減を図るため、手当月額を引き上げ、令和 7 年 4 月 1 日に遡って適用させるものであります。

あわせまして、通勤手当上限額の引上げに伴い、現行の距離区分を見直すことといたしており、こちらにつきましては、令和 8 年 4 月 1 日から適用するものといたしております。

市の特別職、議会議員の給与・報酬につきましても、国県の給与改定に準じ、期末手当を年間で 0.05 月分の引上げを行うものであります。会計年度任用職員の給与につきましても県に準じ、正職員と同様の措置を講じることといたしております。さらに、現行の職員給料表の改定に合わせまして、任期付職員の給料表につきましても改定を行うものであります。

以上 5 議案、よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○宇都宮議長

理事者の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○宇都宮議長

以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

議案第 180 号から議案第 184 号までの 5 件は会議規則第 37 条第 3 項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

異議なしと認め、議案第 180 号から議案第 184 号までの 5 件は委員会付託を省略することに決定いたしました。

討論はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

まつもとみき議員。

〔1 番まつもとみき議員登壇〕

○1 番まつもとみき議員

議案第 180 号「西予市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について」反対の立場で討論いたします。

まず確認しておきますが、人事院の勧告は基礎自治体に対しての法的拘束力はありません。反対の理由は、西予市の定員管理計画が十分なものとは言えないからです。自分たちの目指す組織体制、適正な人員数、予算の中の人件費割合について指標を示せない団体が、さらには財政危機を宣言している団体が、人事院勧告だけを理由に改正することには反対いたします。

意識改革と言うなら、自分たちの自治体規模に見合った人件費について、将来の組織体制について、職員一人ひとりが考え、定員管理計画を見直してください。必要な指標が示されるまでは認めることはできないとしました。よって関連する議案にも反対します。

議員の皆様、大変苦しい選択ではありますが、それぞれお考えがあると思いますので、それを尊重した上で御判断いただきますようお願いを申し上げます、反対討論といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

まつもとみき議員。

〔1 番まつもとみき議員登壇〕

○1 番まつもとみき議員

議案第 181 号「西予市特別職の職員で常勤のものの給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について」反対の討論をいたします。

再度になりますが、人事院の勧告は基礎自治体に対しての法的拘束力はありません。その上でさらに、特別職の期末手当の引上げに関しては、その根拠理由も乏しいと考えます。

質疑の際、国の指定職と同様の扱いと説明がありましたが、指定職と首長を同列に扱う制度的根拠はありません。さらに言うなら、国の指定職には引上げと同時に、管理職のマネジメント責任や成果と処遇の整合性が必ず問われています。西予市に当てはめると、今回は勧告を受ける立場にないと判断いたします。

これは議案第 182 号「西予市市議会議員の議員

報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について」も同じことが言えますので、こちらでも反対いたします。

議員の皆様、多くの市民の皆様から、今回、財政危機に当たって厳しい御意見をいただいたばかりです。この期に及んで、特別職並びに自分たちの期末手当の引上げを承認することは、市民の市政への不信をますます招いてしまうのではないのでしょうか。賢明な御判断をお願いいたしまして、反対討論といたします。

○宇都宮議長

以上で討論を終結といたします。

これより、議案第 180 号から議案第 184 号までの 5 件を順に採決いたします。

この採決は採決システムを用いて行います。

議員各位に申し上げます。

お手元のタブレットが採決システム画面に切り替わったことを確認してください。

全員の入室を確認いたしました。

まず、議案第 180 号「西予市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について」を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 180 号は原案のとおり決定することに賛成または反対のボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○宇都宮議長

採決を確定いたします。

議案第 180 号は賛成多数によって可決となりました。

次に、議案第 181 号「西予市特別職の職員で常勤のものの給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について」を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 181 号は原案のとおり決定することに賛成または反対のボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○宇都宮議長

採決を確定いたします。

議案第 181 号は賛成多数によって可決となりました。

次に、議案第 182 号「西予市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について」を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 182 号は原案のとおり決定することに賛成または反対のボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○宇都宮議長

採決を確定いたします。

議案第 182 号は賛成多数によって可決となりました。

次に、議案第 183 号「西予市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について」を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 183 号は原案のとおり決定することに賛成または反対のボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○宇都宮議長

採決を確定いたします。

議案第 183 号は賛成多数によって可決となりました。

次に議案第 184 号「西予市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例制定について」を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 184 号は原案のとおり決定することに賛成または反対のボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○宇都宮議長

採決を確定いたします。議案第 184 号は賛成多数によって可決となりました。

（日程 5）

○宇都宮議長

次に日程第 5、議案第 185 号「令和 7 年度西予市一般会計補正予算（第 5 号）」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

管家市長。

○管家市長

議案第 185 号「令和 7 年度西予市一般会計補正予算（第 5 号）」について提案理由の御説明を申し上げます。

その前に今議会初日にお伝えいたしました国の総合経済対策については、関連予算が 12 月 16 日

に成立いたしました。その中で、子育て世帯への支援については、ゼロ歳から高校３年生までの子ども１人当たり２万円を支給するものでありますが、２月からの支給に向けて準備を進めているところであります。また、重点支援地方交付金の生活者及び事業者支援については、全世帯への１万２０００円分の商品券配布及び引き続いてのプレミアム商品券の事業展開を軸に、現在準備を進めております。

なお、各部署からの提案事業についても取りまとめの段階であり、今、本市で必要とされる効果的な事業を選定し、速やかに予算化するよう努めてまいりますので、改めまして議員の皆様の御理解・御協力をお願い申し上げます。

今回の補正予算案は、人事院勧告及び各種手当等の支給実績に基づく人件費の調整、これに関連した特別会計及び公営企業会計への繰出金のほか、緊急に要する経費を計上するものであります。

その主な内容であります。予算書の款別に御説明申し上げます。

衛生費では、病院事業会計繰出事業において、人事院勧告及び各種手当等の支給実績に基づく人件費について、負担金２０７８万７０００円を計上しております。なお、今回の人事院勧告に伴う給与改定の影響額は、全会計を合計しますと約２億１０００万円であります。

教育費では、全国大会出場選手支援事業において、愛媛県立宇和高等学校男子陸上競技部が、京都市で開催される全国高等学校駅伝競走大会に出場するに当たり、支援を行うための報償金５０万円を計上いたしております。

災害復旧費では、農業用施設災害復旧事業において、令和７年８月１０日から１１日にかけての豪雨により被災した農業用施設１件の災害復旧に関し、国の災害査定の結果を踏まえ、工事請負費等４０７８万６０００円を計上いたしております。これらの財源につきましては、国・県支出金、地方債等のほか、財政調整基金繰入金を計上し、収支の均衡を図るものであります。

これによりまして、歳入歳出予算は、既決いたしております歳入歳出予算の総額に、それぞれ１億９５９０万２０００円を増額し、歳入歳出予算の総額を３１２億１０３万４０００円と定めるものであります。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○宇都宮議長

理事者の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○宇都宮議長

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第１８５号は、会議規則第３７条第３項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

異議なしと認め、議案第１８５号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○宇都宮議長

討論なしと認めます。

これより、議案第１８５号「令和７年度西予市一般会計補正予算（第５号）」を採決いたします。

この採決は採決システムを用いて行います。

議員各位に申し上げます。

お手元のタブレットが採決システム画面に切り替わったことを確認してください。

全員の入室を確認いたしました。

お諮りいたします。

議案第１８５号は原案のとおり決定することに賛成または反対のボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○宇都宮議長

採決を確定いたします。

議案第１８５号は賛成多数によって可決となりました。

（日程６）

○宇都宮議長

次に日程第６、議案第１８６号「令和７年度西予市国民健康保険特別会計補正予算（第３号）」から議案第１９１号「令和７年度西予市病院事業会計補正予算（第３号）」までの６件を一括議題いたします。

理事者の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

麓生活福祉部長。

〔麓生活福祉部長登壇〕

○麓生活福祉部長

議案第 186 号「令和 7 年度西予市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）」について、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正は、人事院及び愛媛県人事委員会の勧告に準じ、職員給与の改定に要する人件費を増額するものでございます。

これによりまして、既決いただいております歳入歳出予算に、事業勘定予算につきましては、それぞれ 244 万 7000 円を増額し、総額を 46 億 4190 万 6000 円とし、診療施設勘定予算につきましては、それぞれ 246 万 9000 円を増額し、総額を 1 億 338 万 7000 円と定めるものであります。

続きまして、議案第 187 号「令和 7 年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）」について提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正は、人事院及び愛媛県人事委員会の勧告に準じ、職員給与の改定に要する人件費を増額するものでございます。

これによりまして、既決いただいております歳入歳出予算に、それぞれ 90 万 7000 円を増額し、歳入歳出予算の総額を 8 億 3822 万 5000 円と定めるものであります。

以上 2 議案、よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

安岡建設部長。

〔安岡建設部長登壇〕

○安岡建設部長

議案第 188 号「令和 7 年度西予市水道事業会計補正予算（第 3 号）」について提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正は、人事院及び愛媛県人事委員会の勧告に準じ、職員給与の改定に要する人件費の増額によるものでございます。

これらによりまして、第 2 条の収益的支出の補正につきましては、428 万 3000 円増額し、総額を 7 億 7421 万 4000 円といたしております。

また、今回の補正に伴いまして、議会の議決を

経なければ流用することができない経費について補正を行っております。

続きまして、議案第 189 号「令和 7 年度西予市簡易水道事業会計補正予算（第 3 号）」について、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正は、人事院及び愛媛県人事委員会の勧告に準じ、職員給与の改定に要する人件費を増額するものでございます。

これによりまして、第 2 条の収益的収入及び支出の補正につきましては、それぞれ 117 万 1000 円を増額し、収益的収入の総額を 1 億 3125 万 4000 円とし、収益的支出の総額を 1 億 4257 万 5000 円といたしております。

また今回の補正に伴いまして、第 3 条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費及び第 4 条の他会計からの補助金についても補正を行っております。

続きまして、議案第 190 号「令和 7 年度西予市下水道事業会計補正予算（第 4 号）」について、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正は、人事院及び愛媛県人事委員会の勧告に準じ、職員給与の改定に要する人件費の増額に係る一般会計からの繰出金の計上によるものでございます。

これによりまして第 2 条の収益的収入及び支出の補正につきましては、収益的収入を 40 万 8000 円増額し、総額を 8 億 3695 万 6000 円とし、収益的支出を 41 万 9000 円増額し、総額を 9 億 6960 万円といたしております。第 3 条の資本的支出の補正につきましては、資本的支出を 12 万 4000 円増額し、総額を 6 億 3025 万 8000 円といたしております。

また今回の補正に伴いまして、議会の議決を経なければ流用することのできない経費及び他会計からの補助金につきましても、補正を行っております。

以上 3 議案、よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

麓生活福祉部長。

〔麓生活福祉部長登壇〕

○麓生活福祉部長

議案第 191 号「令和 7 年度西予市病院事業会計

補正予算（第３号）」について、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正は、人事院及び愛媛県人事委員会の勧告に準じ、職員給与の改定及び実績見込みにより人件費を増額するものでございます。

第２条の収益的収入及び支出の補正につきましては、収益的収入では、医業外収益を 1405 万 1000 円増額し、総額を 15 億 7545 万 2000 円とし、収益的支出では 1942 万 8000 円を増額し、総額を 15 億 1634 万 2000 円といたしております。

第３条の議会の議決を経なければ流用することができない経費の補正、第４条の他会計からの補助金の補正についても表のとおり改めております。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○宇都宮議長

理事者の説明は終わりました。

これより本案６件に対する一括質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

まつもとみき議員。

○１番まつもとみき議員

議案第 190 号の第５条の 40 万 8000 円についてどのように使われるのか教えてください。

○宇都宮議長

暫時休憩いたします。（休憩 午後５時 28 分）

○宇都宮議長

再開いたします。（再開 午後５時 29 分）

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

安岡建設部長。

○安岡建設部長

御質問にお答えいたします。

議案第 190 号の 40 万 8000 円については、収益的収支における収入 40 万 8000 円になろうかと思えます。そちらについては、支出で人件費を計上しておりますけども、それに対する一般会計からの繰入金ということになっております。

以上でございます。

○宇都宮議長

そのほかございませんか。

〔発言する者なし〕

○宇都宮議長

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第 186 号から議案第 191 号までの 6 件は会議規則第 37 条第 3 項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

異議なしと認め、議案第 186 号から議案第 191 号までの 6 件は委員会付託を省略することに決定いたしました。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○宇都宮議長

討論なしと認めます。

これより、議案第 186 号から議案第 191 号までの 6 件を順に採決いたします。

この採決は採決システムを用いて行います。

各議員に申し上げます。

お手元のタブレットが採決システム画面に切り替わったことを確認してください。

全員の入室を確認いたしました。

まず、議案第 186 号「令和 7 年度西予市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）」を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 186 号は原案のとおり決定することに賛成または反対のボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○宇都宮議長

採決を確定いたします。

議案第 186 号は賛成多数によって可決となりました。

次に、議案第 187 号「令和 7 年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）」を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 187 号は原案のとおり決定することに賛成または反対のボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○宇都宮議長

採決を確定いたします。

議案第 187 号は賛成多数によって可決となりました。

次に、議案第 188 号「令和 7 年度西予市水道事業会計補正予算（第 3 号）」を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 188 号は原案のとおり決定することに賛成または反対のボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○宇都宮議長

採決を確定いたします。

議案第 188 号は賛成多数によって可決となりました。

次に、議案第 189 号「令和 7 年度西予市簡易水道事業会計補正予算（第 3 号）」を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 189 号は原案のとおり決定することに賛成または反対のボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○宇都宮議長

採決を確定いたします。

議案第 189 号は賛成多数によって可決となりました。

次に、議案第 190 号「令和 7 年度西予市下水道事業会計補正予算（第 4 号）」を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 190 号は原案のとおり決定することに賛成または反対のボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○宇都宮議長

採決を確定いたします。

議案第 190 号は賛成多数によって可決となりました。

次に、議案第 191 号「令和 7 年度西予市病院事業会計補正予算（第 3 号）」を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 191 号は原案のとおり決定することに賛成または反対のボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○宇都宮議長

採決を確定いたします。

議案第 191 号は賛成多数によって可決となりました。

（日程 7）

○宇都宮議長

次に、日程第 7、発議第 6 号「西予市議会議員

の議員報酬及び期末手当の特例に関する条例制定について」を議題といたします。

本案について、提案者の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

宇都宮久見子議会運営委員会委員長。

〔宇都宮久見子議会運営委員会委員長登壇〕

○宇都宮久見子議会運営委員会委員長

発議第 6 号「西予市議会議員の議員報酬及び期末手当の特例に関する条例制定について」提案理由の御説明を申し上げます。

西予市では、深刻な財政危機に直面する中、慢性的な赤字体質からの脱却を図るべく、西予市財政危機脱却プラン 2025 が策定され、急速に人口が減る中でもふるさと西予を守り抜くための挑戦として、財政危機脱却に向けたせよ変革宣言がなされました。既存の仕組みや考え方を根本から見直す姿勢が示されるこの変革においては、公共施設の再編による負担増や、補助金や給付事業の見直しなど、市民の皆様に様々な御不便、御負担をおかけいたします。

このような中、市議会としても反省を踏まえ、責任を持ってともに困難を乗り越えるという決意のもと、議員報酬の削減等、多角的に議会の自律的改革を進めてまいりました。本提案はその結果を踏まえ、現条例から、令和 8 年 4 月 1 日から令和 10 年 5 月 15 日までの間、議員報酬並びに期末手当について、10%減額するための特例を設ける条例制定を行うものであります。

以上、発議第 6 号の提案理由の説明といたします。

○宇都宮議長

提案者の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○宇都宮議長

以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

発議第 6 号は、会議規則第 37 条第 2 項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

異議なしと認め、発議第6号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○宇都宮議長

討論なしと認めます。

これにより、発議第6号「西予市議会議員の議員報酬及び期末手当の特例に関する条例制定について」を採決いたします。

この採決は採決システムを用いて行います。

議員各位に申し上げます。

お手元のタブレットが採決システム画面に切り替わったことを確認してください。

全員の入室を確認いたしました。

お諮りいたします。

発議第6号は原案のとおり決定することに賛成または反対のボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○宇都宮議長

採決を確定いたします。

発議第6号は賛成多数によって可決となりました。

(日程8)

○宇都宮議長

次に日程第8、議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りいたします。

お手元に配信いたしております本件を承認することに御異議ありませんか。

○宇都宮議長

異議なしと認めます。よって、議員派遣の件については、本件のとおり承認することに決定いたしました。

この際お諮りいたします。

ただいま決定いたしました議員派遣の内容について、諸般の事情により変更が生じる場合には議長に一任を願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

異議なしと認めそのように決定いたしました。

以上で全日程を終了いたしました。

管家市長より閉会の挨拶があります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

管家市長。

〔管家市長登壇〕

○管家市長

令和7年第4回定例会の閉会に当たりまして一言御挨拶を申し上げます。

12月3日から本日まで17日間にわたる会期中で、一般質問をはじめ、契約、財産の処分、条例の制定及び改廃、指定管理者の指定、補正予算など、財政危機脱却プランの実行に伴うものを含め、多くの重要な案件について慎重に御審議をいただき、厚く御礼申し上げます。

今回の議案審査におきましては、様々な角度から多様な意見、指摘をいただきました。残念ながら条例関係2議案につきましては否決、また1議案は撤回という結果となりましたが、これを重く受け止め、今後の市政運営及び行財政改革の推進に活かしてまいりたいと考えております。

議員各位におかれましては熱心に御審議を賜りましたことに、重ねて厚く御礼申し上げます。

さて、令和7年度一般会計補正予算(第5号)の提案理由の中でも触れましたが、先般、大型減税を含む約18.3兆円規模の国の総合経済対策に係る一般会計補正予算が可決・成立いたしました。

この経済対策は、電気・ガス料金への支援のほか、自治体が柔軟に用途を決定できる重点支援地方交付金の拡充、食料品の価格高騰対策、子ども1人当たり2万円の物価高騰対応子育て応援手当などが盛り込まれております。

市といたしましても、効果的な事業を精査・選定し、できる限り早期に市民の皆様の生活支援につなげてまいりたいと考えております。機動的に関連予算を編成し、事業を実施してまいりますので、御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、今回の補正予算においては、地方交付税の追加交付も見込まれております。この追加交付と行財政改革の相乗効果により、財政収支上、本市の財政状況が改善しているように見える局面も生じることになりますが、これはあくまでも一時的なものであり、これに油断し、改革の歩みを緩めることがあれば、直ちに元の状況に戻ってしまいます。

引き続き、気を引き締め、プランに基づく行財

政改革を着実に進めてまいりたいと考えております。市民の皆様、そして議員各位におかれましては、重ねて御理解、御協力を賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

さて今年は、西予市にとりまして大きな変革のスタートの年となりました。市立病院等の指定管理による運営開始、西予市消防本部新庁舎の完成と三瓶地区の管轄再編、そして財政危機脱却に向けたせいよ変革宣言と財政危機脱却プラン2025の策定など、うねりのような大きな動きの中で、将来の西予市をしっかりと見据えた新たなまちづくりに取り組んでまいりたいと考えております。

来年の干支は午であります。馬が持つ躍動感とひたむきにかかるエネルギーを市政に注ぎ込み、本市の再生と飛躍に向け、全力で取り組んでまいります。年の瀬も迫り、何かと気ぜわしい時期となつてまいりました。

議員各位におかれましては、健康に十分御留意いただき、健やかな新しい年を迎えられることを祈念申し上げ、閉会の挨拶とさせていただきます。

○宇都宮議長

これをもって、令和7年第4回西予市議会定例会を閉会といたします。

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

西予市議会議長 宇都宮 俊文

同 議員 小玉 忠重

同 議員 源 正樹

閉会 午後5時45分

付 録

令和 7 年第 4 回西予市議会定例会会期日程表

会期12月 3 日（水）～12月19日（金）

（会期17日間）

月 日	曜日	日 程	備 考
12月 3 日	水	本会議（開会）	・ 行政報告会（午前 9 時開会） ・ 全員協議会 ・ 理事者提案理由説明 ・ 各委員会協議会
12月 4 日	木	休 会	
12月 5 日	金	休 会	
12月 6 日	土	休 会	
12月 7 日	日	休 会	
12月 8 日	月	休 会	・ 質疑通告〆切
12月 9 日	火	本 会 議	・ 一般質問
12月10日	水	本 会 議	・ 一般質問
12月11日	木	本 会 議	・ 一般質問 ・ 質疑・委員会付託
12月12日	金	常任委員会	
12月13日	土	休 会	
12月14日	日	休 会	
12月15日	月	常任委員会	
12月16日	火	休 会	
12月17日	水	休 会	・ 討論通告〆切
12月18日	木	休 会	
12月19日	金	本会議（閉会）	・ 全員協議会（午後 1 時開会） ・ 委員長報告 ・ 質疑・討論・採決 ・ 即決議案採決

令和7年第4回西予市議会定例会議決結果表

議案番号	件 名	議決年月日	議決結果
議案第 109号	西予市公共施設照明E S C O事業(L E D化)委託契約について	07. 12. 19	原案可決
議案第 110号	旧西予市消防本部庁舎等跡地の処分について	07. 12. 19	原案可決
議案第 111号	財産の無償貸付について	07. 12. 19	原案可決
議案第 112号	財産の無償貸付について	07. 12. 19	原案可決
議案第 113号	財産の無償貸付について	07. 12. 19	原案可決
議案第 114号	財産の無償貸付について	07. 12. 19	原案可決
議案第 115号	西予市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定について	07. 12. 19	原案可決
議案第 116号	西予市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例制定について	07. 12. 19	原案可決
議案第 117号	西予市一般職の職員の給与の特例に関する条例制定について	07. 12. 19	原案否決
議案第 118号	西予市特別職の職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例制定について	07. 12. 19	原案可決
議案第 119号	西予市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について	07. 12. 19	原案可決
議案第 120号	西予市税条例の一部を改正する条例制定について	07. 12. 19	原案可決
議案第 121号	西予市保健センター及び保健福祉センター条例の一部を改正する条例制定について	07. 12. 19	原案可決
議案第 122号	西予市立学校給食センター及び学校給食調理場条例の一部を改正する条例制定について	07. 12. 19	原案可決
議案第 123号	西予市図書交流館条例の一部を改正する条例制定について	07. 12. 19	原案可決
議案第 124号	西予市立学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例制定について	07. 12. 19	原案可決
議案第 125号	西予市城川総合運動公園条例の一部を改正する条例制定について	07. 12. 19	原案可決
議案第 126号	西予市社会体育施設条例の一部を改正する条例制定について	07. 12. 19	原案可決
議案第 127号	西予市営球場条例の一部を改正する条例制定について	07. 12. 19	原案可決
議案第 128号	西予市運動公園条例の一部を改正する条例制定について	07. 12. 19	原案可決
議案第 129号	西予市俵津文楽会館条例の一部を改正する条例制定について	07. 12. 19	原案可決
議案第 130号	西予市乙亥の里条例の一部を改正する条例制定について	07. 12. 19	原案可決
議案第 131号	西予市城川ふるさと交流館条例の一部を改正する条例制定について	07. 12. 19	原案可決
議案第 132号	西予市ギャラリーしろかわ条例の一部を改正する条例制定について	07. 12. 19	原案可決

議案番号	件名	議決年月日	議決結果
議案第 133号	四国西予ジオミュージアムの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について	07. 12. 19	原案可決
議案第 134号	西予市火葬場設置及び管理条例の一部を改正する条例制定について	07. 12. 19	原案可決
議案第 135号	西予市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例制定について	07. 12. 19	原案可決
議案第 136号	西予市はり、きゅう及びマッサージ等施術費助成条例の一部を改正する条例制定について	07. 12. 19	原案否決
議案第 137号	西予市給水条例等の一部を改正する条例制定について	07. 12. 19	原案可決
議案第 138号	西予市公共下水道条例の一部を改正する条例制定について	07. 12. 19	原案可決
議案第 139号	西予市歴史民俗資料館及び郷土文化保存伝習施設条例の全部改正について	07. 12. 19	原案可決
議案第 140号	西予市消防本部職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について	07. 12. 19	原案可決
議案第 141号	西予市消防団条例の一部を改正する条例制定について	07. 12. 19	原案可決
議案第 142号	西予市火災予防条例の一部を改正する条例制定について	07. 12. 19	原案可決
議案第 143号	西予市火入れに関する条例の一部を改正する条例制定について	07. 12. 19	原案可決
議案第 144号	西予市宇和文化の里条例の一部を改正する条例制定について	07. 12. 19	原案可決
議案第 145号	西予市ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例制定について	07. 12. 19	原案可決
議案第 146号	西予市土地開発基金条例を廃止する条例制定について	07. 12. 19	原案可決
議案第 147号	西予市お伊ネ賞事業基金条例を廃止する条例制定について	07. 12. 19	原案可決
議案第 148号	西予市田園ロマンの里づくり基金条例を廃止する条例制定について	07. 12. 19	原案可決
議案第 149号	西予市宇和福祉の里基金条例を廃止する条例制定について	07. 12. 19	原案可決
議案第 150号	西予市ジオパーク推進基金条例を廃止する条例制定について	07. 12. 19	原案可決
議案第 151号	西予市中山間ふるさと・水と土保全基金条例を廃止する条例制定について	07. 12. 19	原案可決
議案第 152号	西予市宇和町地域古代ロマンの里構想基金条例を廃止する条例制定について	07. 12. 19	原案可決
議案第 153号	西予市市民憩の家条例を廃止する条例制定について	07. 12. 19	原案可決
議案第 154号	西予市明浜健康管理センター条例を廃止する条例制定について	07. 12. 19	原案可決

議案番号	件名	議決年月日	議決結果
議案第 155号	西予市城川健康管理センター条例を廃止する条例制定について	07. 12. 19	原案可決
議案第 156号	西予市宇和福祉センター条例を廃止する条例制定について	07. 12. 19	原案可決
議案第 157号	西予市在宅ねたきり老人等介護手当支給条例を廃止する条例制定について	07. 12. 19	撤回
議案第 158号	西予市城川緑地休養施設条例を廃止する条例制定について	07. 12. 19	原案可決
議案第 159号	西予市野村わんぱくランド条例を廃止する条例制定について	07. 12. 19	原案可決
議案第 160号	西予市有料駐車場条例を廃止する条例制定について	07. 12. 19	原案可決
議案第 161号	西予市鳥鹿野水辺公園条例を廃止する条例制定について	07. 12. 19	原案可決
議案第 162号	西予市農林漁業活性化施設条例を廃止する条例制定について	07. 12. 19	原案可決
議案第 163号	西予市城川みどりの交流館条例を廃止する条例制定について	07. 12. 19	原案可決
議案第 164号	西予市土木建設事業負担金徴収条例を廃止する条例制定について	07. 12. 19	原案可決
議案第 165号	西予市宇和文化の里施設の指定管理者の指定について	07. 12. 19	原案可決
議案第 166号	宇和米博物館(旧宇和町小学校)の指定管理者の指定について	07. 12. 19	原案可決
議案第 167号	西予市あけはまオートキャンプ場の指定管理者の指定について	07. 12. 19	原案可決
議案第 168号	西予市明浜観光交流拠点施設の指定管理者の指定について	07. 12. 19	原案可決
議案第 169号	西予市みかめ本館の指定管理者の指定について	07. 12. 19	原案可決
議案第 170号	西予市みかめ海の駅の指定管理者の指定について	07. 12. 19	原案可決
議案第 171号	西予市城川高品質堆肥センターの指定管理者の指定について	07. 12. 19	原案可決
議案第 172号	西予市明浜柑橘加工施設の指定管理者の指定について	07. 12. 19	原案可決
議案第 173号	西予市獣肉処理加工施設の指定管理者の指定について	07. 12. 19	原案可決
議案第 174号	令和7年度西予市一般会計補正予算(第4号)	07. 12. 19	原案可決
議案第 175号	令和7年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)	07. 12. 19	原案可決
議案第 176号	令和7年度西予市介護保険特別会計補正予算(第3号)	07. 12. 19	原案可決
議案第 177号	令和7年度西予市簡易水道事業会計補正予算(第2号)	07. 12. 19	原案可決

議案番号	件名	議決年月日	議決結果
議案第 178号	令和7年度西予市下水道事業会計補正予算(第3号)	07.12.19	原案可決
議案第 179号	令和7年度西予市病院事業会計補正予算(第2号)	07.12.19	原案可決
議案第 180号	西予市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について	07.12.19	原案可決
議案第 181号	西予市特別職の職員で常勤のものの給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について	07.12.19	原案可決
議案第 182号	西予市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について	07.12.19	原案可決
議案第 183号	西予市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について	07.12.19	原案可決
議案第 184号	西予市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例制定について	07.12.19	原案可決
議案第 185号	令和7年度西予市一般会計補正予算(第5号)	07.12.19	原案可決
議案第 186号	令和7年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)	07.12.19	原案可決
議案第 187号	令和7年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)	07.12.19	原案可決
議案第 188号	令和7年度西予市水道事業会計補正予算(第3号)	07.12.19	原案可決
議案第 189号	令和7年度西予市簡易水道事業会計補正予算(第3号)	07.12.19	原案可決
議案第 190号	令和7年度西予市下水道事業会計補正予算(第4号)	07.12.19	原案可決
議案第 191号	令和7年度西予市病院事業会計補正予算(第3号)	07.12.19	原案可決
請願第 3号	学校給食の無償化を求める請願	07.12.19	不採択
報告第 22号	専決処分事項の報告について	07.12.03	報告
議会報告第4号	西予市の財政に関する特別委員会の中間報告について	07.12.03	報告
発議第 6号	西予市議会議員の議員報酬及び期末手当の特例に関する条例制定について	07.12.19	原案可決
	議員派遣の件について	07.12.19	承認

諸 般 報 告 書

月 日	出 席 者	行 事 名
12月5日	議 長	建設事業推進協議会
12月7日	議長・関係議員	野村ダム改良事業 堤体貫通式
12月9日	全 議 員	令和7年第4回定例会 一般質問
12月10日	全 議 員	令和7年第4回定例会 一般質問
12月11日	全 議 員	令和7年第4回定例会 一般質問・質疑・委員会付託
12月12日	関 係 議 員	産業建設常任委員会
	関 係 議 員	総務常任委員会
12月15日	関 係 議 員	厚生常任委員会
12月18日	関 係 議 員	議会だより編集委員会
	議長・関係議員	明浜町区長連絡協議会理事会
12月19日	関 係 議 員	市民との意見交換会実行委員会
	全 議 員	議員全員協議会
	全 議 員	令和7年第4回定例会 閉会
12月24日	関 係 議 員	議会だより編集委員会
	全 議 員	高校生と西予市議会との意見交換会(全体会)
1月3日	全 議 員	令和8年西予市二十歳のつどい
1月5日	議 長	西予市仕事始め式
	正 副 議 長	2026年 愛媛県年賀交歓会
1月7日	全 議 員	令和8年西予市年賀交歓会
1月8日	議 長	南予市議会議長会定期総会監査
1月14日	議長・関係議員	市民と議会との意見交換会（厚生常任委員会）
	正 副 議 長	第47回四国西南地域市議会議長懇談会
1月20日	議 長	山形県鶴岡市議会視察受入
1月22日	議長・関係議員	西予市道路格付専門委員会
	関 係 議 員	議会運営委員会
	議 長	宮城県石巻市議会視察受入
1月27日	議 長	新潟県柏崎市議会視察受入
1月28日	議 長	茨城県土浦市議会視察受入
	正 副 議 長	南予市議会議長会
1月29日	議 長	2026ウクライナ相撲ジュニア代表選手西予合宿歓迎交流会
1月30日	全 議 員	議員全員協議会
	全 議 員	令和8年第1回臨時会
	関 係 議 員	議会だより編集委員会
2月1日	全 議 員	西予市消防出初式
2月5日	議長・関係議員	市民と議会との意見交換会（総務常任委員会）

月 日	出 席 者	行 事 名
2月12日	議 長	全国市議会議長会 地方財政委員会（～13日）
2月15日	議 長	西予市宇和美術協会新春懇親会
2月16日	関 係 議 員	西予市議会のあり方に関する特別委員会
	関 係 議 員	議会運営委員会
2月17日	議長・産建委員 長	西予市農業再生協議会臨時総会
2月18日	全 議 員	議会勉強会（西予市の財政状況について）
2月19日	関 係 議 員	議会運営委員会
2月24日	全 議 員	議員全員協議会
	全 議 員	令和8年第1回定例会 開会

令和7年12月12日

西予市議会議長

宇都宮 俊 文 様

総務常任委員会

委員長 山 本 英 明

委 員 会 審 査 報 告 書

当委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第109条の規定により報告致します。

議案番号	事 件 名	審査結果
議案第109号	西予市公共施設照明E S C O事業(LED化)委託契約について	原案可決
議案第110号	旧西予市消防本部庁舎等跡地の処分について	原案可決
議案第111号	財産の無償貸付について	原案可決
議案第112号	財産の無償貸付について	原案可決
議案第113号	財産の無償貸付について	原案可決
議案第114号	財産の無償貸付について	原案可決
議案第117号	西予市一般職の職員の給与の特例に関する条例制定について	原案否決
議案第118号	西予市特別職の職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第119号	西予市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第120号	西予市税条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第122号	西予市立学校給食センター及び学校給食調理場条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第123号	西予市図書交流館条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第124号	西予市立学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第125号	西予市城川総合運動公園条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第126号	西予市社会体育施設条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第127号	西予市営球場条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第128号	西予市運動公園条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第129号	西予市俵津文楽会館条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第130号	西予市乙亥の里条例の一部を改正する条例制定について	原案可決

議案番号	事 件 名	審査結果
議案第139号	西予市歴史民俗資料館及び郷土文化保存伝習施設条例の全部改正について	原案可決
議案第140号	西予市消防本部職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第141号	西予市消防団条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第142号	西予市火災予防条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第146号	西予市土地開発基金条例を廃止する条例制定について	原案可決
議案第147号	西予市お伊ネ賞事業基金条例を廃止する条例制定について	原案可決
議案第152号	西予市宇和町地域古代ロマンの里構想基金条例を廃止する条例制定について	原案可決
議案第153号	西予市市民憩の家条例を廃止する条例制定について	原案可決
議案第174号	令和7年度西予市一般会計補正予算（第4号）	原案可決

令和 7 年12月15日

西予市議会議長

宇都宮 俊 文 様

厚生常任委員会

委員長 酒 井 宇之吉

委 員 会 審 査 報 告 書

当委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第109条の規定により報告致します。

議案番号	事 件 名	審査結果
議案第115号	西予市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定について	原案可決
議案第116号	西予市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例制定について	原案可決
議案第121号	西予市保健センター及び保健福祉センター条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第134号	西予市火葬場設置及び管理条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第135号	西予市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第136号	西予市はり、きゅう及びマッサージ等施術費助成条例の一部を改正する条例制定について	原案否決
議案第148号	西予市田園ロマンの里づくり基金条例の廃止について	原案可決
議案第149号	西予市宇和福祉の里基金条例を廃止する条例制定について	原案可決
議案第154号	西予市明浜健康管理センター条例を廃止する条例制定について	原案可決
議案第155号	西予市城川健康管理センター条例を廃止する条例制定について	原案可決
議案第156号	西予市宇和福祉センター条例を廃止する条例制定について	原案可決
議案第157号	西予市在宅ねたきり老人等介護手当支給条例を廃止する条例制定について	原案否決
議案第174号	令和 7 年度西予市一般会計補正予算（第 4 号）	原案可決
議案第175号	令和 7 年度西予市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）	原案可決
議案第176号	令和 7 年度西予市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）	原案可決
議案第179号	令和 7 年度西予市病院事業会計補正予算（第 2 号）	原案可決

令和 7 年12月12日

西予市議会議長

宇都宮 俊 文 様

産業建設常任委員会

委員長 信 宮 徹 也

委 員 会 審 査 報 告 書

当委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第109条の規定により報告致します。

議案番号	事 件 名	審査結果
議案第131号	西予市城川ふるさと交流館条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第132号	西予市ギャラリーしろかわ条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第133号	四国西予ジオミュージアムの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第137号	西予市給水条例等の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第138号	西予市公共下水道条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第143号	西予市火入れに関する条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第144号	西予市宇和文化の里条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第145号	西予市ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第150号	西予市ジオパーク推進基金条例を廃止する条例制定について	原案可決
議案第151号	西予市中山間ふるさと・水と土保全基金条例を廃止する条例制定について	原案可決
議案第158号	西予市城川緑地休養施設条例を廃止する条例制定について	原案可決
議案第159号	西予市野村わんぱくランド条例を廃止する条例制定について	原案可決
議案第160号	西予市有料駐車場条例を廃止する条例制定について	原案可決
議案第161号	西予市鳥鹿野水辺公園条例を廃止する条例制定について	原案可決
議案第162号	西予市農林漁業活性化施設条例を廃止する条例制定について	原案可決
議案第163号	西予市城川みどりの交流館条例を廃止する条例制定について	原案可決
議案第164号	西予市土木建設事業負担金徴収条例を廃止する条例制定について	原案可決
議案第165号	西予市宇和文化の里施設の指定管理者の指定について	原案可決
議案第166号	宇和米博物館（旧宇和町小学校）の指定管理者の指定について	原案可決
議案第167号	西予市あけはまオートキャンプ場の指定管理者の指定について	原案可決
議案第168号	西予市明浜観光交流拠点施設の指定管理者の指定について	原案可決
議案第169号	西予市みかめ本館の指定管理者の指定について	原案可決
議案第170号	西予市みかめ海の駅の指定管理者の指定について	原案可決
議案第171号	西予市城川高品質堆肥センターの指定管理者の指定について	原案可決

議案第172号	西予市明浜柑橘加工施設の指定管理者の指定について	原案可決
議案第173号	西予市獣肉処理加工施設の指定管理者の指定について	原案可決
議案第174号	令和7年度西予市一般会計補正予算（第4号）	原案可決
議案第177号	令和7年度西予市簡易水道事業会計補正予算（第2号）	原案可決
議案第178号	令和7年度西予市下水道事業会計補正予算（第3号）	原案可決

令和 7 年12月12日

西予市議会

議長 宇都宮 俊 文 様

総務常任委員会

委員長 山 本 英 明

請 願 等 審 査 報 告 書

当委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第142条の規定により報告致します。

議案番号	事 件 名	審査結果
請願第3号	学校給食の無償化を求める請願	不 採 択

総務常任委員会審査報告書

【審査した議案】

- 議案第109号 西予市公共施設照明E S C O事業（L E D化）委託契約について
議案第110号 旧西予市消防本部庁舎等跡地の処分について
議案第111号 財産の無償貸付について
議案第112号 財産の無償貸付について
議案第113号 財産の無償貸付について
議案第114号 財産の無償貸付について
議案第117号 西予市一般職の職員の給与の特例に関する条例制定について
議案第118号 西予市特別職の職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例制定について
議案第119号 西予市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について
議案第120号 西予市税条例の一部を改正する条例制定について
議案第122号 西予市立学校給食センター及び学校給食調理場条例の一部を改正する条例制定について
議案第123号 西予市図書交流館条例の一部を改正する条例制定について
議案第124号 西予市立学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例制定について
議案第125号 西予市城川総合運動公園条例の一部を改正する条例制定について
議案第126号 西予市社会体育施設条例の一部を改正する条例制定について
議案第127号 西予市営球場条例の一部を改正する条例制定について
議案第128号 西予市運動公園条例の一部を改正する条例制定について
議案第129号 西予市俵津文楽会館条例の一部を改正する条例制定について
議案第130号 西予市乙亥の里条例の一部を改正する条例制定について
議案第139号 西予市歴史民俗資料館及び郷土文化保存伝習施設条例の全部改正について
議案第140号 西予市消防本部職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について
議案第141号 西予市消防団条例の一部を改正する条例制定について
議案第142号 西予市火災予防条例の一部を改正する条例制定について
議案第146号 西予市土地開発基金条例を廃止する条例制定について
議案第147号 西予市おイネ賞事業基金条例を廃止する条例制定について
議案第152号 西予市宇和町地域古代ロマンの里構想基金条例を廃止する条例制定について
議案第153号 西予市市民憩の家条例を廃止する条例制定について
議案第174号 令和7年度西予市一般会計補正予算（第4号）
（歳入・歳出予算に関する総務常任委員会所管分）
請願第3号 学校給食の無償化を求める請願

議案第117号は、賛成少数により否決決定、その他27議案については、原案可決決定した。
また、請願第3号については、不採択とした。

【審査経過及び意見等】

議案第109号「西予市公共施設照明E S C O事業（L E D化）委託契約について」では、契約期間中における契約金額の変更について質疑があり、本契約については、電気料削減効果をもとに委託料を計算しており、電気料削減の効果が想定よりも少なかったというときには、両者協議のもと、その効果を検証した上で契約金額が変わるということは想定しているとの答弁であった。

議案第117号「西予市一般職の職員の給与の特例に関する条例制定について」では、西予市財政危機脱却プラン2025に基づき、早期の財政再建を目指しているところであり、今後の行財政改革の実施に当たり、市民の皆様にも様々な御負担をお願いする中で、職員自らが改革への決意と将来への責任を果たすべく、令和8年度と令和9年度の2年間給料月額から一定率を減額し、人件費の抑制を図る特例措置を講じるものである。若手職員の影響を最小限に抑えるよう職責に応じた傾斜配分としており、部長級は5%、課長級は4%、課長補佐級は3%、係長、主任級は2%、主査、主事級は1%を減額するが、将来の西予市を担う人材を確保するため令和8年4月1日以降の新規採用職員、また、会計年度任用職員等については対象外としている。本特例による削減効果額としては、年間約6949万円を見込んでいるとの説明があった。

委員からは、職員のモチベーションが下がるのではないかと。職員のモチベーションが下がると住民サービスにも影響がでてくるとの質疑があり、今回の改革プランの根底にあるのは、意識改革というところであり、職員一人一人が意識を変えていかないといけない。そのために、全職員を対象とすべきという判断をしたとの答弁であった。

職員採用試験の応募者が少なくなり、優秀な人材が減ってくるのではないかととの質疑では、職場環境の整備として、テレワークやサテライト勤務などの整備とともに、I C T環境の整備も進めている魅力の発信と、このような状況だからこそ、自分の能力を発揮してみようではないかという若い方を採用したい、やる気のある方、意欲のある方を迎え入れたいということもあるため状況を見ながら工夫して進めていきたいとの答弁であった。

職員の給与削減額についての質疑では、行政職における各級で最も影響が大きい職員の削減額として、削減率1%の1級の職員で年間約4万2000円、削減率1%の2級の職員が年間約4万6000円、削減率2%の3級の職員が年間約12万2000円、削減率3%の4級の職員が年間約20万2000円、削減率4%の5級の職員が年間約28万1000円、そして削減率5%の6級の職員が年間約36万9000円となっているとの答弁であった。

職員給与の削減率の再考についての質疑では、現在のところ最善の方法であると考えているが、本条例案について、最終的に議会の判断がいただけないということになれば、再考もあり得るのではないかと考えているとの答弁であった。

また、委員から、西予市財政危機脱却プラン2025については、拙速すぎる。職員の給与カットも、市民への説得材料にしているようにしか見えない。また、職員の給与はいわゆる聖域であり手を付けてはいけない。数字も大切だが、数字を上げるのも職員である。もっと職員を大切に考えるべきだ等の意見があった。

議案第119号「西予市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について」では、多様な働き方が実現できる環境を整備することを目的とし、フレックスタイム制を活用した週休3日制の導入を図るため、本条例の一部を改正するものである。職員が個々の事情や業務の繁忙に応じた働き方を選択できる環境を整えることで、公務能率の向上と優秀な人材の確保、定着につなげることとしている。対象職員については、常勤の一般職のうち希望する者を対象とし、会計年度任用

職員等の職員については、対象外としている。本制度は、職員の労働時間を短縮するものではなく、職員の1日の勤務時間7時間45分をほかの勤務日に割り振るものであり、2週間の期間内で合計1日分長く働く代わりに週休日を1日設けるものである。条件としては、公務運営の影響を考慮し、月2回を上限とし、利用の際は、所属長への事前申告を必須として、公務の運営に支障がないということを確認した上で承認することになっている。令和8年1月から全職員を対象に試験運用を開始し、課題の洗い出し等を行い、令和8年4月から本格運営を予定しているとの説明があった。

委員からは、週休3日制の導入後、副業を緩和したらどうかとの質疑があり、今回の西予市財政危機脱却プラン2025等に関係し、第一次産業の補助や、部活動の指導などについて副業も広げようと考えているとの答弁であった。

また、活用例によると1日の就業時間に2時間程度プラスで残業することになるが、その場合の管理職の対応はどうかとの質疑があり、職員の残業については、所属長が仕事内容をしっかりとヒアリングすることで対応するため、業務中の常時同席は必要ないとの答弁であった。

議案第123号「西予市図書交流館条例の一部を改正する条例制定について」では、西予市財政危機脱却プラン2025における公共施設管理運営の適正化に伴い、図書交流館の設置数や開館日等の見直しを進めている。図書館数については、市の人口規模を踏まえた近隣市との比較や図書館システムの維持管理費、更新費用の抑制、また、図書館システムを撤廃してもこれまで同様にインターネットを利用することで、各センター間で借りたい本が届く仕組みが構築出来たことにより、明浜分館と城川の4分館を廃止して、令和8年度からは、中央館と野村分館、三瓶分館の2分館で運営するよう見直しを行う。

また、開館日と開館時間についても、休館日を1日増加し、月曜日、火曜日の2日間を休館とするとともに、野村分館と三瓶分館について、中央館と同じ運用とすることとした。開館時間の縮小については、利用の実態を考慮し令和8年4月以降、午前9時45分開館、午後5時15分閉館にするとの説明があった。

委員からは、5時以降どのような方が来館されているのかとの質疑があり、仕事帰りに立ち寄られて本を返却される方が多いと職員からは伺っているとの答弁であった。

委員からの意見として、インターネットで借りた本がセンターに届くというシステムの利用方法をしっかりと市民の皆さんに周知して欲しい。また、図書館の開館時間帯について、午後5時以降に利用したいという方にとっては非常に不便になる。利用者数等費用対効果を見るのではなく図書館の持つ意義を十分考えて、時間帯を決定していただきたいとの意見があった。

議案第124号「西予市立学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例制定について」、議案第125号「西予市城川総合公園条例の一部を改正する条例制定について」、議案第126号「西予市社会体育施設条例の一部を改正する条例制定について」、議案第127号「西予市営球場条例の一部を改正する条例制定について」、議案第128号「西予市運動公園条例の一部を改正する条例制定について」、議案第129号「西予市俵津文楽会館条例の一部を改正する条例制定について」、議案第130号「西予市乙亥の里条例の一部を改正する条例制定について」では、西予市財政危機脱却プラン2025の基本方針の1つである持続可能な行政運営に向けた公共施設マネジメントの一環として、施設管理の在り方を総合的に見直す必要があることから、それぞれ使用料の減免に関する規定を見直し、現在、使用料を減免している団体について、令和10年度から通常の使用料を徴収するよう条例を改正するものである。なお、令和8年度、9年度は経過措置を設け、各団体に応じた減免となるよう整備を行うとの説

明があった。

委員からは、これから中学校の部活動を地域展開するに当たって、受け皿の候補となる市内のスポーツ協会加盟団体等が施設を使用する場合は、今までのように全額免除が必要ではないかとの質疑に対し、地域部活動に関わる団体の減免については、今後検討していきたいとの答弁であった。

議案第140号「西予市消防本部職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について」では、国または他の地方公共団体からの要請に基づき、緊急消防援助隊等として、災害が発生した市町村に出動し、応急作業等に従事した場合に支給する災害応急作業等手当を新たに創設するため、本条例の一部を改正するとの説明があり、委員からの、過去に災害応急作業等手当の支給対象となった出動要請はあったかとの質疑に対し、東日本大震災、広島市の土砂災害の2案件について出動した経験がある。今回の手当の創設は、国からの積極的な要望もあり提案させていただいたとの答弁であった。

議案第147号「西予市おイネ賞事業基金条例を廃止する条例制定について」では、単一事業に特化していた西予市おイネ賞事業基金を西予市地域振興基金に統合することで、地域活性化という目的を維持しつつ、機動的かつ柔軟な財源の活用が可能となり、地域振興施策を多角的に展開できる体制を整備することが可能となる。これまで本基金を原資に実施してきたおイネ賞事業については、共催である愛媛県医師会等と協議の上、2年に1度の開催として継続する予定としているとの説明があった。

委員からは、西予市独自のとてもいい事業である。財政的な面を考え2年に1度になったことは理解できるが、ちょっと残念だと感じる。これまで関わられた方々から十分意見を聴取されて判断されたのかとの質疑があり、愛媛大学医学部、愛媛県医師会に訪問した際、西予市の財政状況等も説明した上で、2年に1度での開催を提案したところ、御理解いただいているとの答弁であった。

また、財源についての質疑があり、財源については、まだ確定していないが一般財源で対応できるよう調整しているとの答弁であった。

その他、2年に1度の開催となるため、時間をかけて事業内容を工夫しながら継続していただきたいとの意見があった。

議案第174号「令和7年度西予市一般会計補正予算（第4号）」について、まちづくり推進課所管分では、投資及び出資金の増額に対する質疑があり、一般社団法人西予市移住定住交流センターの自立運営を目指した取組を支援するため、令和8年度から開始予定の有料職業紹介事業において、厚生労働省の許可要件として事業者が500万円以上の資産が求められることから、必要な出資を行うものであるとの答弁であった。

請願第3号「学校給食の無償化を求める請願」については、令和6年第1回定例会において議決した「学校給食費無償化の早期実現を求める意見書」を議会の総意として国に提出している。また、現在、国においても無償化の動きがあるなどの理由から、賛成なしにより不採択とした。

以上、総務常任委員会審査報告とする。

令和7年12月19日

総務常任委員会

委員長 山本 英明

厚生常任委員会審査報告書

【審査した議案】

- 議案第115号 西予市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定について
議案第116号 西予市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例制定について
議案第121号 西予市保健センター及び保健福祉センター条例の一部を改正する条例制定について
議案第134号 西予市火葬場設置及び管理条例の一部を改正する条例制定について
議案第135号 西予市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例制定について
議案第136号 西予市はり、きゅう及びマッサージ等施術費助成条例の一部を改正する条例制定について
議案第148号 西予市田園ロマンの里づくり基金条例を廃止する条例制定について
議案第149号 西予市宇和福祉の里基金条例を廃止する条例制定について
議案第154号 西予市明浜健康管理センター条例を廃止する条例制定について
議案第155号 西予市城川健康管理センター条例を廃止する条例制定について
議案第156号 西予市宇和福祉センター条例を廃止する条例制定について
議案第157号 西予市在宅ねたきり老人等介護手当支給条例を廃止する条例制定について
議案第174号 令和7年度西予市一般会計補正予算(第4号)
(歳入・歳出予算に関する厚生常任委員会所管分)
議案第175号 令和7年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
議案第176号 令和7年度西予市介護保険特別会計補正予算(第3号)
議案第179号 令和7年度西予市病院事業会計補正予算(第2号)

議案第136号は、賛成少数により否決決定、議案第157号は、賛成なしにより否決決定、その他14議案については、原案可決決定した。

【審査経過及び意見等】

議案第115号「西予市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定について」、議案第116号「西予市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例制定について」では、令和8年4月から全国で開始される乳児等通園支援事業（通称「こども誰でも通園制度」）の実施に伴い、本市における実施施設の設備や運営に関する基準を定めるための条例制定であるとの説明があった。

委員からは、市が運営する認定こども園での受け入れ予定について質疑があり、現在のところ公立認定こども園1カ所と民間認定こども園1カ所の計2施設を予定しており、公立では、認定こども園しろかわ保育所での受け入れを検討しているとの答弁であった。

議案第134号「西予市火葬場設置及び管理条例の一部を改正する条例制定について」では、市内3施設の火葬場における使用料を改定するものであり、合併以来、使用料は据え置きとしていたが、近年の物価高騰による燃料費や委託料等の増大により、現在の料金設定では適切な管理運営が困難となっているため、使用料金を改定するものであるとの説明があった。

委員からは、大人12歳以上で市内の場合、1万円から2万円へ火葬料が引き上げられることに関連

し、国民健康保険や後期高齢者医療制度における葬祭費の支給額について質疑があり、葬祭費として国民健康保険では1万円、後期高齢者医療制度では2万円が支給されているとの答弁であった。

また、今回の改定により国民健康保険加入者は実質的な自己負担が生じる一方、後期高齢者医療制度の加入者は葬祭費として支給される額の範囲内で賄えることになるかとの質疑があり、そのように理解しているとの答弁であった。

議案第136号「西予市はり、きゅう及びマッサージ等施術費助成条例の一部を改正する条例制定について」では、医療保険適用外のはり、きゅう及びマッサージ等の施術に対する助成事業を、近年の利用状況の低下や介護予防事業の充実を踏まえ、持続可能な福祉制度の構築と健全な財政体質への転換に向けた事業の見直しを行うため、令和8年4月1日から令和11年3月31日までの3年間、診療券の交付を一時停止するものであるとの説明があった。

委員からは、事業を継続しながら助成額を調整する手法もあったのではないかと、また休止中の財源の扱いについて質疑があり、現在は市の財政の健全化に向けて取り組んでおり、3年後の本事業の財源は、全体の中で配分することになると考えている。利用率が約40パーセントと低下している現状や介護予防事業との整合性を踏まえ、3年後の再開に向けて持続可能な制度へとなるよう整えていくとの答弁であった。

また、西予市財政危機脱却プラン2025については、何もかもが早急であり、非常に重い負担を市民に課しているような気がするため、その辺りも含めた形で事業を考えていただきたい。この事業も3年後に再開するとしても、やはりもう少しやわらかい形で提出するような方法がなかったのか、半分削減、3年間半額削減、または7割削減等にすれば、3年後にこの事業が復活できるのかというような懸念も出なかったのではないかと意見があった。

議案第148号「西予市田園ロマンの里づくり基金条例を廃止する条例制定について」では、本市の厳しい財政事情を鑑み、基金の運用状況や残高を総合的に検討した結果、本基金については廃止するとともに、効率的な財政運営を図るため、残余の現金を西予市地域振興基金へ統合し一元管理することにより、地域振興施策をより柔軟に展開できる体制を整えるものであるとの説明があった。

委員からは、基金の廃止により、これまで推進してきた施策や市の方向性が変わるのではないかと懸念が示され、基金残高の今後の扱いとともに、活動に携わる市民や関係者に対し、本制度の変更についてどのように説明し、理解を得ていくのかという質疑があり、基金を廃止しても事業自体を廃止するものではなく、今後も地域活性化の取組として継続する。また、関係者に対しては会議等の機会を通じて説明を行っているが、引き続き丁寧な説明に努め、理解を深めていくとの答弁であった。

議案第157号「西予市在宅ねたきり老人等介護手当支給条例を廃止する条例制定について」では、12月11日の本会議での質疑に対する答弁と条例の解釈に差異があり、十分な精査ができていないため、再度精査して提出するべきとの意見があった。

議案第174号「令和7年度西予市一般会計補正予算(第4号)」について、環境衛生課所管分では、指定もやすごみ収集袋作製業務委託について、台風等の影響による海外生産品の入荷遅延や欠品リスクを回避するため、令和7年度より入札・契約時期を1月ないし2月に早め、早期納入を図るべく債務負担行為を設定しているとの説明があった。

委員からは、ごみ袋の作製枚数と単価について質疑があり、枚数は、大が72万枚、中が52万枚、小が32万枚、単価は、大が1枚当たり11円、中が8円、小が6円という価格を想定しているとの答弁

であった。

子育て支援課所管分では、令和6年度の実績確定に伴う国県支出金の返納に加え、需要増に対応した各種助成金の増額を計上しているとの説明があった。

委員からは、子育て応援事業のうち、特に多子世帯リフォーム等支援事業の申請見込みが前年度比で大幅に増加しているが、その要因をどのように分析しているかとの質疑があり、申請増については、広報紙やチラシによる周知に加え、妊娠・出産時の窓口での丁寧な説明が浸透した結果と考えているとの答弁であった。

県の「えひめ人口減少対策総合交付金」が令和8年の出生数8,500人を目標としていることを踏まえ、令和8年度以降の県の方針や市の対応をどう捉えているかとの質疑があり、今後については、西予市財政危機脱却プラン2025に基づき、対象が限定的な出産世帯奨学金返還支援事業や多子世帯リフォーム等支援事業は廃止を検討し、全ての出産世帯が対象となる出産世帯応援事業へ支援を集約していく方針である。県からは、令和8年度に内容を再検討すると聞いており、動向を注視しながら準備を進めたいとの答弁であった。

また、委員からは、質疑の答弁の中で、西予市財政危機脱却プラン2025で廃止を検討している事業があると説明があったが、多子世帯への支援は、2人目、3人目を希望する世帯を優遇するために始まったものであり、申請が増えている現状を見ても重要性が高いのではないかと、事業を集約することで、これまでの多子世帯支援が切られることにならないかとの質疑があり、申請数の増加は重要性の表れと認識しており、本市は合計特殊出生率が県内で最も高く、3人目、4人目を出産される方も多い。今回のご意見を踏まえ、今後の制度設計における検討材料としていきたいとの答弁であった。

以上、委員会審査報告とする。

令和7年12月19日

厚生常任委員会

委員長 酒井 宇之吉

産業建設常任委員会審査報告書

【審査した議案】

- 議案第131号 西予市城川ふるさと交流館条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第132号 西予市ギャラリーしろかわ条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第133号 四国西予ジオミュージアムの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第137号 西予市給水条例等の一部を改正する条例制定について
- 議案第138号 西予市公共下水道条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第143号 西予市火入れに関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第144号 西予市宇和文化の里条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第145号 西予市ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第150号 西予市ジオパーク推進基金条例を廃止する条例制定について
- 議案第151号 西予市中山間ふるさと・水と土保全基金条例を廃止する条例制定について
- 議案第158号 西予市城川緑地休養施設条例を廃止する条例制定について
- 議案第159号 西予市野村わんぱくランド条例を廃止する条例制定について
- 議案第160号 西予市有料駐車場条例を廃止する条例制定について
- 議案第161号 西予市鳥鹿野水辺公園条例を廃止する条例制定について
- 議案第162号 西予市農林漁業活性化施設条例を廃止する条例制定について
- 議案第163号 西予市城川みどりの交流館条例を廃止する条例制定について
- 議案第164号 西予市土木建設事業負担金徴収条例を廃止する条例制定について
- 議案第165号 西予市宇和文化の里施設の指定管理者の指定について
- 議案第166号 宇和米博物館（旧宇和町小学校）の指定管理者の指定について
- 議案第167号 西予市あけはまオートキャンプ場の指定管理者の指定について
- 議案第168号 西予市明浜観光交流拠点施設の指定管理者の指定について
- 議案第169号 西予市みかめ本館の指定管理者の指定について
- 議案第170号 西予市みかめ海の駅の指定管理者の指定について
- 議案第171号 西予市城川高品質堆肥センターの指定管理者の指定について
- 議案第172号 西予市明浜柑橘加工施設の指定管理者の指定について
- 議案第173号 西予市獣肉処理加工施設の指定管理者の指定について
- 議案第174号 令和7年度西予市一般会計補正予算（第4号）
（歳入・歳出予算に関する産業建設常任委員会所管分）
- 議案第177号 令和7年度西予市簡易水道事業会計補正予算（第2号）
- 議案第178号 令和7年度西予市下水道事業会計補正予算（第3号）
- 以上、29議案については、原案可決決定した。

【審査経過及び意見等】

議案第132号「西予市ギャラリーしろかわ条例の一部を改正する条例制定について」では、なぜ施設の休館日を規則で運用することになったのかとの質疑があり、県内の同様の施設やシルク博物館等

との運用に順ずる変更であり、そのうえで休館日については協議したうえで変更を行うとの答弁であった。

また、休館日を増やすことで経費削減をするより、開館日を増やして収入増を目指すべきではないかとの意見があり、週休二日制導入により経費を削減したうえで、施設の認知度向上や市内外からの利用促進に取り組み、収益増加を目指す考えであるが、週休二日制導入後に著しい収入減が確認された場合は、実績をもとに関係機関と協議したいとの答弁であった。

関連して、ギャラリーしろかわの美術品保管庫について、保管にかかる維持管理費も考慮し、所蔵美術品の売却を検討すべきではとの質疑があり、所蔵されている美術品は旧町時代に町民や企業、職員などからの寄附や、ふるさと創生資金を活用して取得したもので市の文化的財産であることから、現在のところ売却の計画や考えはないとの答弁であった。

議案第137号「西予市給水条例等の一部を改正する条例制定について」では、水道料金の計算方法について、超過料金方式と使用料金方式の2通りの方法があるが、いずれかの方法に統一する予定はないのかとの質疑があり、料金体系については各水道組合に設定を委ねており、統一の予定はないとの答弁であった。

議案第150号「西予市ジオパーク推進基金条例を廃止する条例制定について」では、ジオパークの再認定を目指すのであれば、基金を残すべきではないかとの意見があり、現在の基金残高が約496万円と少額であることから、地域振興基金に統合することで柔軟かつ総合的な活用が可能となるため、次回のジオパーク再認定に向けて鋭意取り組んでいくとの答弁であった。

議案第160号「西予市有料駐車場条例を廃止する条例制定について」では、住民の利便性や観光振興の観点からも駐車場の確保が必要ではないかとの質疑があり、現時点で市営駐車場の新たな引き受け先は決まっておらず、条例廃止後は運営を終了する見込みである。なお、観光振興の観点から観光客用駐車場の確保については検討を進めているとの答弁であった。

議案第169号「西予市みかめ本館の指定管理者の指定について」では、指定期間について、無償譲渡を前提とした協議期間としては理解できるが、水回りの補修などの課題を考慮すると1年は短いのではないかとの質疑があり、1年という期間は目標であり、協議の進捗に応じて検討したいとの答弁であった。

議案第178号「令和7年度西予市下水道事業会計補正予算（第3号）」では、公共汚水ます設置工事の施工単価上昇に伴う修繕費の増額について、公共ます設置の材料費や人件費の高騰と交通誘導員の配置や、深く埋設されている管路に接続する経費も含めて単価が上がっているとの答弁であった。

以上、委員会審査報告とする。

令和7年12月19日

産業建設常任委員会

委員長 信宮 徹也